

# 杉並区職員措置請求監査結果

(平成29年度政務活動費に関する住民監査請求)

令和元年6月

杉 並 区 監 査 委 員

## 目 次

<b>第1 請求の概要と受理</b>	
1 請求人	1
2 請求書の提出	1
3 請求の概要	1
4 請求の受理	3
<b>第2 監査の実施</b>	
1 証拠の提出及び陳述の実施	4
2 監査対象事項	4
3 対象部局とその抗弁要旨	5
3—1 区議会事務局	5
3—2 総務部総務課	7
4 区議会議長の調査回答の要旨	7
4—1 令和元年5月24日付け調査回答	7
4—2 令和元年6月4日付け調査回答	8
4—3 令和元年6月20日付け調査回答	8
<b>第3 監査の結果</b>	
1 結 論	9
2 政務活動費に係る条例等の制定等の経緯	9
3 判 断	
3—1 監査の基本的な考え方と視点	10
3—2 項目別判断	11
3—2—1 調査研究費	11
3—2—2 研修費	15
3—2—3 広聴広報費	18
3—2—4 資料購入費	52
3—2—5 事務費	61
3—2—6 人件費	67
3—3 まとめ	68
4 意見・要望	68

<別紙>

1	措置請求書等	
1—1	措置請求書	71
1—2	追加の証拠資料	167
2	区議会事務局抗弁書	
2—1	令和元年5月24日付け抗弁書	205
2—2	令和元年6月4日付け抗弁書	221
2—3	令和元年6月20日付け抗弁書	223
3	総務部総務課抗弁書	225
4	区議会議長の調査回答	
4—1	令和元年5月24日付け調査回答	231
4—2	令和元年6月4日付け調査回答	263
4—3	令和元年6月20日付け調査回答	289

<資料>

1	政務活動費条例（平成29年4月1日現在）	291
2	政務活動費規則（平成29年4月1日現在）	295
3	政務活動費規程（平成29年4月1日現在）	297
4	事務処理の手引（平成29年度版）	301
5	平成31年4月5日付け区議会事務局長報告	377

【注】 請求人の氏名は仮名（A、B等）で表示し、その住所の記載は省略した。

## 第1 請求の概要と受理

### 1 請求人

A

B

C

D

E

F

G

H

I

J

K

L

M

### 2 請求書の提出

平成31年4月26日

### 3 請求の概要

請求人が提出した措置請求書は「別紙1—1」のとおりであり、その概要は次のとおりである。なお、11ページ以降の「3—2 項目別判断」において、次の各請求項目における「返還請求の対象及び金額」並びに「請求人の主張要旨」を

記載した。

請求人の政務活動費の返還請求の基本的考え方は、次のとおりである。

- ・ 通常の生活（例えば、議員に当選する前の生活）において必要経費であった費用は、議員当選後の生活においても必要経費である。したがって、そのような経費は、政務活動費に計上できない。もし計上した場合は、議員になることによって得た隠れた給与となり、違法行為そのものである。例えば、月極駐車場代、購読している日刊紙の費用などである。
- ・ 議員に就任後、所属する会派・党派の機関紙の発行費用の分担費の計上や議員個人による広報紙発行の費用を、多くの議員は政務活動費に計上しているが、その機関紙や広報紙が会派・党派や議員個人の広報・宣伝をすることを意図する内容を含む場合は、不法・違法な行為である。また、そのような不法・違法の内容・記事が一部でも含まれる場合は、その紙面の割合ではなく、その機関紙・広報紙自体の発行費の100%が返還されるべきであると判断し得る。それは、機関紙・広報紙を利用した不当行為と捉えることができるからである。
- ・ 政務活動費の項目の中で、研修費、事務所費、人件費は、会派や議員個人の活動を支える活動費であるとされている。一方、議員の多くは、多岐にわたる活動に参画・関与している。「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」（以下「政務活動費条例」という。）には、政務活動費を充てることができる経費を会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等、区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定められている。したがって、特に、事務所費、人件費を政務活動費に計上する場合は、関与する活動の中で区政・区民福祉に関する活動の割合を明確にする義務がある。

このような政務活動費の返還請求の基本的考え方に基づき、平成 29 年度政務活動費について、会派及び議員の支出状況の精査・検証を進めた結果、過去の検証結果と同様に、その合理性・妥当性に疑問を持たざるを得ない使途が多数あることが判明した。

このことから、措置請求書記載の会派及び議員の平成 29 年度政務活動費のうち、次の違法又は不当な支出（合計金額：1,310 万 4,162 円）について、当該会派及び議員に対して速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告することを求める。

- (1) 調査研究費（①視察費、②月極駐車場代、③交通費）
- (2) 研修費（①団体の年会費、②講師謝礼金）
- (3) 広聴広報費（①会派・議員の区政報告関連費用、②区政報告会関連費用、③ホームページ関連費用）
- (4) 資料購入費（①日刊紙（新聞）購読費、②所属政党発行の機関紙購読費、③学士会会報購読費）
- (5) 事務費（①携帯電話代、②事務用品購入費等）
- (6) 人件費（政務活動補助職員賃金）

#### 4 請求の受理

本件監査請求については、令和元年5月13日の監査委員会会議において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定に基づき、井口かづ子監査委員職務執行者を除斥とした後、監査委員3名（上原和義監査委員、三浦邦仁監査委員及び内山忠明監査委員）の合議により、同法第242条所定の要件を具備しているものと認め、受理することに決定した。

なお、請求人には、同日付けで文書によりこの旨を通知した。

その後、同年5月21日の監査委員会会議において、同法第199条の2の規定に基づき、同日に就任した井原太一監査委員を除斥とした。（井口かづ子監査委員職務執行者は同年5月20日に退任）

## 第2 監査の実施

### 1 証拠の提出及び陳述の実施

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、令和元年5月21日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人からは、追加の証拠資料（資料1「杉並区の監査の現状」、資料2「平成30年7月10日付け可否決定通知書」、資料3「9議員・2会派の平成26年度政務活動費収支報告書と出納簿の訂正書類」）（別紙1—2）が提出されるとともに、請求人（3名）から本件監査請求に関する陳述が行われた。

### 2 監査対象事項

措置請求書記載の会派及び議員の平成29年度政務活動費のうち、請求人が違法又は不当と主張する各支出について、違法又は不当の有無等を調査し、それらを踏まえて監査結果を導くこととした。

ただし、本件監査請求のうち、次の表に掲げるものについては、監査の対象外（却下）とした。

	区 分	返還請求の対象及び金額	監査の対象外とした支出
①	返還請求額のうちの本件監査請求後に返還された部分の額の返還を求める請求	新城せつこ議員の区政報告（2018年新年号）関連費用及び区政報告会（平成29年5月20日）関連費用（223,856円）	当該返還請求額のうちの本件監査請求後に返還された部分の額（2,088円）
②	返還請求額のうち政務活動費計上額を超える部分の額の返還を求める請求	杉並区議会公明党（川原口宏之議員）の月極駐車場代（180,000円）	当該返還請求額のうち政務活動費計上額（165,000円）を超える部分の額（15,000円）
		太田哲二議員の講師謝礼金（150,000円）	当該返還請求額のうち政務活動費計上額（135,000円）を超える部分の額（15,000円）
		藤本なおや議員の日刊紙（新聞）購読費（49,512円）	当該返還請求額のうち政務活動費計上額（45,912円）を超える部分の額（3,600円）
		杉並区議会公明党（大槻城一議員）の日刊紙（新聞）購読費（56,063円）	当該返還請求額のうち政務活動費計上額（55,672円）を超える部分の額（391円）

### 3 対象部局とその抗弁要旨

杉並区議会事務局（以下「区議会事務局」という。）及び杉並区総務部総務課（以下「総務部総務課」という。）を本件監査の対象部局とし、抗弁書の提出を求め、その提出を受けるとともに、区議会事務局については、令和元年5月27日にその説明を聴取した。

区議会事務局（区議会事務局長）の令和元年5月24日付け抗弁書（別紙2—1）、同年6月4日付け抗弁書（追加回答）（別紙2—2）及び同年6月20日付け抗弁書（追加回答その2）（別紙2—3）並びに総務部総務課（杉並区長）の抗弁書（別紙3）の要旨は、次のとおりである。

#### 3—1 区議会事務局

区議会事務局（区議会事務局長）の令和元年5月24日付け抗弁書には、①政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等、②政務活動費の交付に関する規定と交付手続、③収支報告書等の提出に関する手続等、④政務活動費の執行に係る区議会議長（以下「議長」という。）等の役割、⑤領収書その他の証拠書類の取扱い、⑥政務活動費の平成29年度の状況、⑦請求人の主張に対する見解等及び⑧令和元年度からの取組について記載されている。

その主な内容は、次のとおりである。

##### (1) 政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等

平成24年の地方自治法の一部改正により、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされ、また、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされた。（平成25年3月1日施行）

これを受け、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」（以下「政務調査費条例」という。）の一部が改正され、政務活動費を充てることができる経費の範囲が「調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定められ、別表において具体的な経費区分が定められた。

また、議長は、収支報告書等関係書類について必要な調査を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとされた。

##### (2) 政務活動費の執行に係る議長の役割（議長の調査権に関する見解）

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派及び議員の自律的な判断に委ねられるものとするが、平成24年の地方自治法の改正に伴い、政務活動費条例に、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努める旨が明記されたことから、議長は、政務活動費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の提出書類から疑われるような場合は、当該会派及び議員に対して説明を求めるなど必要な調査を行い、使途の透明性の確保に努めることが求められている。



(3) 請求人の主張に対する見解等

政務活動とは、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動をいい、政務活動費として支出する際には、政務活動費条例別表に規定する政務活動に要する経費（以下「政務活動に要する経費」という。）及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」（以下「政務活動費規程」という。）別表に規定する政務活動に要する経費細目（以下「政務活動に要する経費細目」という。）に規定された範囲内で支出することは当然である。

同時に、政務活動費として公費負担される以上、必要最小限の経費で最大の効果を上げるよう、コスト意識をもって活動を行う必要があり、さらに、当該経費の使途の透明性を確保し、区民に対して説明責任を果たすことが求められている。

その上で、政務活動の対象は広範囲に及び、活動内容も多様であることから、それに要する経費の支出については、会派及び議員の自主性を尊重しつつ、使途に関する多くの部分について会派及び議員の自律的判断に委ねられている。また、当該活動の一部に政務活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が政務活動に当たるかについては、会派及び議員の活動の実態に照らして自ら判断するものとし、その判断は、説明責任を果たすことを前提に尊重されるべきものとする。

その他、個別の請求項目（①調査研究費（視察費、月極駐車場代、交通費）、②研修費（団体の年会費、講師謝礼金）、③広聴広報費（会派区政報告、議員区政報告、区政報告会、ホームページの維持管理費等）、④資料購入費（日刊紙、政党機関紙の購読）、⑤事務費（事務用品の購入等、携帯電話代）、⑥人件費）に対する見解が記載されている。

(4) 令和元年度からの取組

区議会では、政務活動費の適正な運用に向けて、不断の検証・見直しに努めてきたが、その使途については、議員の自律的判断と説明責任が強く求められていることから、議員一人ひとりの意識を変える必要がある。

今後は、平成30年8月28日の東京地裁判決及び平成31年4月16日の東京高裁判決並びに平成31年3月22日の東京地裁判決の結果を重く受け止め、これまで以上に区民の理解と信頼が得られる政務活動費制度を目指し、按分の割合（上限）が定められていない経費や月極駐車場代その他の改善すべき課題について、より一層の検証・見直しに取り組むこととしている。

区議会事務局（区議会事務局長）の令和元年6月4日付け抗弁書（追加回答）には、①政務活動費制度の有用性、②政党及び政治団体の確認、③講師謝礼金に関する説明、④団体の年会費の経費細目項目及び⑤区政報告の送り状について記載されている。

また、区議会事務局（区議会事務局長）の令和元年6月20日付け抗弁書（追加回答その2）には、購入から任期満了までの期間が所得税法上の耐用年数に満たない備品購入について記載されている。

### 3—2 総務部総務課

総務部総務課（杉並区長）の抗弁書には、①政務活動費の制度制定の経緯、②政務活動費の交付及び返還等に関する手続、③政務活動費の適正化に向けた取組及び④今回の措置請求に関する区の見解について記載されている。

今回の措置請求に関する区の見解は、次のとおりである。

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その執行については、第一に会派及び議員の倫理観を前提にした自己検査を行い、第二に議会の代表者としての議長が調査し、議会の自律性の中で処理することが前提であると認識している。その上で執行機関としては、会派及び議員が活動していく上で支障のないよう、政治活動の自由を保障する視点で、対応すべきものであると考えている。

そのような前提からすれば、今回の措置請求の対象となっている平成29年度政務活動費については、政務活動費条例第11条に基づき、議長が収支報告書及び領収書等を調査していることから、区は、適正に執行されたものと考えている。

その一方で、区としては、この間の政務活動費に関する監査結果や訴訟の判決を重く受け止めており、今後も、区議会には、その内容を踏まえて、より適正な制度運用と使途の透明性の向上に努めるよう、強く求めていく。

## 4 区議会議長の調査回答の要旨

政務活動費条例第11条で、議長は収支報告書等について必要に応じて調査を行うこととされていることから、請求人が指摘している政務活動費の支出の違法性又は不当性の有無等について、議長に調査を依頼した。

議長の回答要旨は、次のとおりである。

### 4—1 令和元年5月24日付け調査回答（別紙4—1）

当該調査回答には、①政務活動費条例に基づく議長の調査の実施、②調査結果、③今回の措置請求に対する議長の見解、④個別事項についての会派及び議員からの説明について記載されている。

その主な内容は、次のとおりである。

#### （1）調査結果

政務活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成29年度の「政務活動に要する経費」及び「政務活動に要する経費細目」に基づく適正な支出が行われていた。

なお、新城せつこ議員については、本人からの申出により訂正処理等を進める。

(2) 今回の措置請求に対する議長の見解

政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派及び議員の自律的な判断に委ねられていると考えており、平成29年度当時の基準により、会派及び議員がそれぞれ良識ある判断に基づき、計上しているものと認識している。

今後は、平成30年8月28日の東京地裁判決及び平成31年4月16日の東京高裁判決並びに平成31年3月22日の東京地裁判決の結果を重く受け止め、これまで以上に区民の理解と信頼が得られる政務活動費制度を目指し、按分の割合（上限）が定められていない経費や月極駐車場代その他の改善すべき課題について、より一層の検証・見直しに取り組むこととしている。

その他、措置請求書記載の個別の請求事項についての会派及び議員の説明が記載されている。

4—2 令和元年6月4日付け調査回答（別紙4—2）

当該調査回答には、本件監査請求後の令和元年5月24日に行われた新城せつこ議員の「平成29年度政務活動費収支報告書及び出納簿」（以下「29年度収支報告書等」という。）の訂正（誤記控除）等について記載されている。

上記の訂正に伴う返還日、返還額等は、次のとおりである。

返還日	返還額	内 容
令和元年 5月30日	2,088円	区政報告郵送料：1,779円 (平成29年12月22日支出)
		人件費：309円 (平成29年12月25日支出)

そのほか、当該調査回答には、はなし俊郎議員、岩田いくま議員、浅井くにお議員、松浦芳子議員、田中ゆうたろう議員、富本卓議員及び杉並区議会公明党（横山えみ議員及び山本ひろこ議員）の追加説明が記載されている。

4—3 令和元年6月20日付け調査回答（別紙4—3）

当該調査回答には、杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）の説明内容の訂正について記載されている。

### 第3 監査の結果

#### 1 結 論

本件監査請求については、令和元年6月24日に監査委員3名（上原和義監査委員、三浦邦仁監査委員及び内山忠明監査委員）の合議により、次のように決定した。

本件監査請求のうち、第2の2の「監査対象事項」（4ページ）に記載した①返還請求額のうちの本件監査請求後に返還された部分の額の返還を求める請求及び②返還請求額のうち政務活動費計上額を超える部分の額の返還を求める請求（第2の2の表）に係る部分については、これを却下し、その他の請求に係る部分については、請求に理由がないものと認められるので、これを棄却する。

#### 2 政務活動費に係る条例等の制定等の経緯

杉並区における政務活動費（旧政務調査費）に係る条例等の制定等の経緯は、次のとおりである。

- (1) 平成12年の地方自治法の一部改正により政務調査費制度が創設されたことに伴い、平成13年に、政務調査費条例及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」（以下「政務調査費規則」という。）が制定され、政務調査費の交付対象、交付額、交付方法、使途基準等が定められ、平成13年度から会派及び議員に対して政務調査費が交付された。
- (2) 平成19年に、区議会の自主的なルールとして、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」（以下「政務調査費規程」という。）が制定され、選挙活動、政党活動又は後援会活動に関する経費などの10項目の経費は区政に関する調査研究に資するために必要とする経費に該当しないと明示された。
- (3) 平成20年に、政務調査費規程の一部が改正され、政務調査費規則別表で定められていた「使途基準」をより具体化した「使途基準細目」が定められた。
- (4) 平成24年の地方自治法の一部改正により政務調査費制度が改正され、政務調査費の名称が「政務活動費」に、交付の目的が「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとされた。
- (5) 平成25年に、政務調査費条例が政務活動費条例に改正され、「政務調査費」が「政務活動費」に改められ、政務活動費を充てることができる経費が「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」とされ、「使途基準」に代えて別表で「政務活動に要する経費」として10項目（調査研究費、研修費、広聴広報費、要請陳情等活動費、会議費、資料作成費、資料購

入費、事務費、事務所費及び人件費)の経費が定められた。

また、政務調査費規程が政務活動費規程に改正され、別表で定められていた「使途基準細目」が「政務活動に要する経費細目」に改められた。

- (6) その後、平成26年3月、平成27年3月、平成28年3月、平成29年3月及び平成30年3月に、政務活動費規程の一部が改正され、「政務活動に要する経費細目」の見直しが行われた。

### 3 判 断

#### 3—1 監査の基本的な考え方と視点

本件監査に当たっての基本的な考え方と視点は、次のとおりである。

- (1) 政務活動費は、会派及び議員が行う「区政に関する調査研究その他の活動に資する」ことを目的として、必要とする経費の一部を助成するものであり、交付の対象、額及び方法並びに充てることができる経費の範囲、その使途の透明性を確保するための方法等については、各自治体がその実情に応じて制定する条例等に委ねられているものである。
- (2) 会派及び議員による政務活動は多岐にわたっており、それに伴い生じる経費も多様であるので、区では、平成25年3月から、政務活動費条例において、一部その使途の拡大を図り、政務活動費を充てることができる経費を「会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定めたところである。
- (3) 二元代表制を基本とする地方自治制度において、議会は首長と並ぶ重要な役割を担っており、議会の自律性やそれを構成する会派及び議員の政治活動の自由は保障されなければならない。そして、政務活動には執行機関に対する監視の機能の側面もあるので、執行機関と議会等との抑制と均衡の理念等に鑑み、会派及び議員がどのような政務活動を行い、そのためにいかなる政務活動費を支出するかについては、基本的に会派及び議員の自律的判断に委ねるべきものであると解するのが妥当である。
- (4) しかし反面、政務活動費は公金である以上、制度の趣旨に沿った使途の適正が自律的に確保されなければならない。また、それらを客観的に確認できるように透明性を確保することが必要である。このため、政務活動費条例及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則」(以下「政務活動費規則」という。)に加え、区議会による自主的なルールと仕組みが整えられてきたと認められるが、透明性の確保は、使途が拡大された政務活動費制度において、より一層求められているといえる。
- (5) こうしたことから、政務活動費の支出の適合性については、収支報告書等の記載から明らかに違反していることがうかがわれるような場合はその疑義を解明する必要があることはいうまでもないが、そうした場合を除

くと、「監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していない」とした政務調査費についての判例（平成21年12月17日最高裁判所判決）は、政務活動費制度においても同様に該当すると解される。

- (6) 以上から、本件監査において、政務活動費の支出については、政務活動費制度の趣旨を踏まえ、会派及び議員の自律性を尊重することを基本とし、政務活動費条例等の規定、判例、議会が自主的に定めた「政務活動に要する経費細目」等に照らし、また、用途の透明性の確保の観点にも留意してその適合性を総合的に判断するものとする。

### 3—2 項目別判断

請求人は、措置請求書において、「政務活動に要する経費」の項目（調査研究費、研修費等）ごとに、返還請求の対象、金額、理由等を述べている。

そこで、措置請求書記載の6項目

- (1) 調査研究費（①視察費、②月極駐車場代、③交通費）
- (2) 研修費（①団体の年会費、②講師謝礼金）
- (3) 広聴広報費（①会派・議員の区政報告関連費用、②区政報告会関連費用、③ホームページ関連費用）
- (4) 資料購入費（①日刊紙（新聞）購読費、②所属政党発行の機関紙購読費、③学士会会報購読費）
- (5) 事務費（①携帯電話代、②事務用品購入費等）
- (6) 人件費（政務活動補助職員賃金）

について、平成29年度当時の政務活動費条例（資料1）、政務活動費規則（資料2）、政務活動費規程（資料3）及び「政務活動費の支出に関する事務処理について」（以下「事務処理の手引」という。）（資料4）等に基づき、請求内容の適否を判断することとする。

なお、[返還請求の対象及び金額]の欄には、返還請求の対象とされた会派及び議員名と括弧書きで措置請求書記載の返還請求額を記載した。

#### 3—2—1 調査研究費

##### [返還請求の対象及び金額]

- 1 はなし俊郎議員（①大分県由布市「ゆふいん文学の森」の視察費：42,560円（※）、②月極駐車場代：111,084円）  
※ 措置請求書に、異なる金額（42,580円）の記載があるが、「返還請求額のまとめ」の金額を請求額と解することとした。
- 2 杉並区議会公明党（川原口宏之議員）（月極駐車場代：180,000円）
- 3 杉並区議会公明党（渡辺富士雄議員）（月極駐車場代：138,000円）
- 4 杉並区議会公明党（島田敏光議員）（月極駐車場代：108,000円）
- 5 今井ひろし議員（月極駐車場代：71,500円）

## 6 岩田いくま議員（区役所への交通費：8,580円）

### [請求人の主張要旨]

#### 1 はなし俊郎議員（視察費）

はなし議員が、区を代表して式典に出席したのかを明示する説明がなされておらず、単独の判断で式典に出席したとし、その目的及び得られた知見等が、政務活動視察報告書の概要に記されている内容であるとする、一般常識からも公金による視察とは判断し難い。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

#### 2 杉並区議会公明党（川原口宏之議員・渡辺富士雄議員・島田敏光議員）、はなし俊郎議員、今井ひろし議員（月極駐車場代）

自動車を購入する際には、誰もがその保管場所が必要であり、月極駐車場代の支出は、政務活動費条例の主旨や政務活動費規程第2条に違反する。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

#### 3 岩田いくま議員（交通費）

区役所に来るときに、「井の頭線・JRの経路（富士見ヶ丘—吉祥寺—阿佐ヶ谷）」よりも往復で330円高い「井の頭線・JR・丸ノ内線の経路（富士見ヶ丘—吉祥寺—荻窪—南阿佐ヶ谷）」を26回利用しており、公費の使用を最小化することを求める地方自治法に反している。

したがって、計上額のうち、差額分（330円×26）の返還を求める。

### [判断基準]

#### 1 視察費

区政に関する調査研究その他の活動のために視察をし、その交通費、宿泊費等の経費を支出することは、「政務活動に要する経費」で調査研究費として認められている。

「政務活動に要する経費」、「政務活動に要する経費細目」及び「事務処理の手引」等（以下「政務活動に要する経費・同細目等」という。）に基づき、領収書（これに類するもの（預金通帳の該当ページの写し、クレジットカードの利用明細書等）を含む。以下同じ。）及び視察先、視察目的、行程、概要等を記載した「政務活動視察報告書（宿泊を伴うか、往復の交通費が1万円を超える場合のみ）」が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということはできない。

#### 2 月極駐車場代

(1) 区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、自動車・バイクを移動手段として利用し、その月極駐車場代を支出することは、「政務活動に要する経費」で調査研究費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目」等に基づき、領収書及び賃貸借契約書の写しが提出され、支出割合の上限（2分の1）の範囲内で実態に

即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

- (2) 請求人は、「自動車を購入する際には、誰もがその保管場所が必要であり、月極駐車場代の支出は、政務活動費条例の主旨や政務活動費規程第2条に違反する」と主張する。

しかしながら、「政務活動に要する経費細目」において「月極駐車場代の支出割合の上限は2分の1とする」と定められていることからすると、月極駐車場代が、政務活動費規程第2条第1項第8号の「自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費」に該当しないことは明らかであり、また、「政務活動に要する経費」において、調査研究費の内容が「区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費」と定められていることからすると、月極駐車場代が明らかに当該経費に該当しないと解することはできない。

なお、月極駐車場代の計上の可否については、平成27年度から、継続して、杉並区議会政務活動費調査検討委員会の検討事項とされていることを付言する。

### 3 交通費

区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、公共交通機関を利用し、交通費を支出することは、「政務活動に要する経費」で調査研究費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、出張先、経路、金額、出張内容等を記載した「政務活動交通費記録簿」が提出され、一般的に合理的な経路であると認められ、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

## [会派・議員別判断]

### 1 はなし俊郎議員

#### (1) 視察費

上記判断基準—1のとおり、領収書及び政務活動視察報告書が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該政務活動視察報告書には、「これからの文学を通じて、区と由布市が交流を持てれば、新たな修学旅行先の一つになることや区民が訪れる先となり、改めて文学に触れてほしい」と記載されており、区政に関する調査研究その他の活動のための視察であると認められる。

請求人は、「はなし議員が、区を代表して式典に出席したのかを明示する説明がなされていない」と主張するが、当該議員からは、「議長のとときに区にあった碧雲荘の移築について関係者から相談を受け、視察当時は議長ではなかったので公務ではなかったが、議長在職時の経緯からオープン記念式典に招待され出席した」と説明されており、それを否定する根拠はない。



したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## (2) 月極駐車場代

上記判断基準—2のとおり、領収書及び賃貸借契約書の写しが提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、自動車の使用実態について、「多くの区民相談を受けているため、政務活動として使う頻度が高く、使用実態でみると50%を超えている」と説明されており、それを否定する根拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 2 杉並区議会公明党（川原口宏之議員）（月極駐車場代）

上記判断基準—2のとおり、領収書及び賃貸借契約書の写しが提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、自動車の使用実態について、「当会派は、日々、昼夜を問わず膨大な区民相談、意見聴取をはじめとする政務活動を行っており、自動車の使用は必要不可欠であり、その政務活動としての使用割合は非常に高く、実態としては50%を大きく上回っている」と説明されており、それを否定する根拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 3 杉並区議会公明党（渡辺富士雄議員）（月極駐車場代）

上記の杉並区議会公明党（川原口宏之議員）の判断（以下この調査研究費の項目において「判断—1」という。）のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 4 杉並区議会公明党（島田敏光議員）（月極駐車場代）

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 5 今井ひろし議員（月極駐車場代）

上記判断基準—2のとおり、領収書及び賃貸借契約書の写しが提出され、支出割合の上限の範囲内の按分率50%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、自動車の使用実態について、「現在、特定の企業等の勤務はしておらず、議員を専任の仕事とし、毎日、区内において政務活動を行っており、自治会や商店会、地域イベント、区内の行政視察、区民相談など活動は多岐にわたっている」と説明されており、それを否定する根拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 6 岩田いくま議員（交通費）

上記判断基準—3のとおり、政務活動交通費記録簿が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

請求人は、「区役所に来るときに、「井の頭線・JRの経路（富士見ヶ丘—吉祥寺—阿佐ヶ谷）」よりも往復で330円高い「井の頭線・JR・丸ノ内線の経路（富士見ヶ丘—吉祥寺—荻窪—南阿佐ヶ谷）」を26回利用しており、公費の使用を最小化することを求める地方自治法に反している」と主張するが、区役所の最寄り駅は南阿佐ヶ谷駅であることから、「富士見ヶ丘—吉祥寺—荻窪—南阿佐ヶ谷」という経路は、一般的に合理的な経路であると認められ、当該議員も、状況に応じて、「富士見ヶ丘—吉祥寺—阿佐ヶ谷」という経路を利用していることが認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### 3—2—2 研修費

#### [返還請求の対象及び金額]

- 1 川野たかあき議員（①自治体議員立憲ネットワーク及び②自治体議員政策情報センター虹とみどりの年会費：23,000円（①3,000円、②20,000円））
- 2 太田哲二議員（お金と福祉の勉強会（7回）の講師謝礼金：150,000円）

#### [請求人の主張要旨]

##### 1 川野たかあき議員（団体の年会費）

「政務活動に要する経費細目」で「政党及び政治団体の年会費は計上できないものとする」と規定されているが、政治団体と思われる2団体の年会費を計上している。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

##### 2 太田哲二議員（講師謝礼金）

事務処理の手引において、講師謝礼金については、「適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容の説明が必要です」とされているが、領収書には「勉強会講師料」としか記載されておらず、使途基準が規定する講義内容の説明が欠如している。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

#### [判断基準]

##### 1 団体の年会費

区政に関する調査研究その他の活動のための研修会等への参加等を目的として、当該研修会等を主催する団体（政党及び政治団体を除く。）の年会費を支出することは、「政務活動に要する経費」で研修費として認められている。

議員が当該団体に所属することが区政に関する調査研究、研修等の政務活動を目的としたものであり、当該団体の目的や活動内容が区政と関連性を有するものと認められる場合においては、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

なお、平成30年度から、「政務活動に要する経費細目」の一部が改正され、政党及び政治団体以外の団体年会費については、規約等を添付し、領収書等貼付用紙の備考欄に区政との関連性を記載することとされている。

## 2 講師謝礼金

区政に関する調査研究その他の活動のために研修会等を開催し、その講師謝礼金、会場費等の経費を支出することは、「政務活動に要する経費」で研修費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、講師謝礼金が適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等の講義内容が説明され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

### [議員別判断]

#### 1 川野たかあき議員（団体の年会費）

上記判断基準一1のとおり、領収書が提出されており、両団体（自治体議員立憲ネットワーク及び自治体議員政策情報センター虹とみどり）とも、政党及び政治団体に該当せず、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、まず、自治体議員立憲ネットワークについては、その規約をみると、設立目的は、立憲主義に立ち、平和主義、基本的人権、国民主権、地方自治に基づく日本国憲法が活かされる社会の実現を目指すこととされ、活動内容は、①集団的自衛権の解釈改憲に反対し、個人や市民団体、労働団体、学者文化人、国会議員等と連携し、運動を進める、②立憲主義の立場から超党派で、運動と政治、国政と地域を結び合わせ、地域活動を強める等とされており、また、当該議員からも、「当該団体は、立憲主義の立場から超党派の自治体議員が加盟し、地域での運動と政治、国政と地方を結び、全国の情報共有を行うことを目的としており、年数回の研修会やイベントを開催し、メールニュースを発刊し、他にも随時資料の提供、相談受付やメールにて会員間の情報交換や議論を行っている」と説明されている。

次に、自治体議員政策情報センター虹とみどりについては、その運営規則をみると、設立目的は、「自治、多様性、エコロジー、公正、平和」を基本理念として、持続可能な自治体を目指す自治体議員の活動に資する情報や政策の相互提供を促進することとされ、活動・事業内容は、①政策研究及び政策提言活動、②研究紙・誌等の発行、③政策フォーラム、研究集会等の開催、④メーリングリストやホームページなどを利用した情報交換及び情報発信等とされており、また、当該議員からも、「当該団体は、経済成長至上主義から脱却し持続可能な社会を目指すべきであり、そこには自治体議員の働きが不可欠であるという考えの下、全国の超党派自治体議員の活動をサポートする目的で結成されたものであり、年数回の研修会や年1回の全国研究集会を開催し、その成果をまとめた冊子を発行し、他にも随

時資料の提供、相談受付やメールにて会員間の情報交換や議論を行っている」と説明されており、いずれも、その入会目的は政務活動を目的としたものであると認められ、当該団体の目的や活動内容は区政と関連性を有するものと認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、区議会事務局長の抗弁書（追加回答）において、「事務処理の手引では、政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする」と定めているが、政党及び政治団体の定義が設けられていない（区議会事務局では、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体をいうものと解釈している）ことから、政治団体の定義について明記することを検討したい」との見解が明らかにされていることを付言する。

## 2 太田哲二議員（講師謝礼金）

上記判断基準一2のとおり、領収書及び「お金と福祉の勉強会」の案内チラシの原本が提出され、平成29年第6回から第10回までの当該勉強会の講師謝礼金については按分率50%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該案内チラシ及び当該議員の説明によると、①平成29年第6回（平成29年7月22日開催）のテーマが「民法改正～連帯保証人を含めた改正があった～」、講師が弁護士の河東宗文氏、講義時間（質疑応答を含む。）が1時間30分、②平成29年第7回（平成29年8月10日開催）のテーマが「意味からとらえ直すスマホの賢い使い道～4種のアプリから見た人生の楽しみ方～」、講師がイーブル・インフォメーション・デザイン代表の小林剛氏、講義時間（質疑応答を含む。）が1時間45分、③平成29年第8回（平成29年9月14日開催）のテーマが「自分がこの国この街で精神障害者だったら」、講師が一般社団法人クレオソーレ代表理事の丹菊敏貴氏、講義時間（質疑応答を含む。）が1時間45分、④平成29年第9回（平成29年10月9日開催）のテーマが「認知症になっても安心して暮らすために」、講師が介護・福祉事業者代表の吉田洋之氏、講義時間（質疑応答を含む。）が1時間45分、⑤平成29年第10回（平成29年11月18日開催）のテーマが「不登校への理解と対応」、講師が東京シューレ葛飾中学校校長の奥地圭子氏、講義時間が1時間、⑥平成30年第1回（平成30年2月10日開催）のテーマが「①企業・個人の借金処理、②日銀問題」、講師が経営コンサルタントの石川和夫氏、講義時間（質疑応答を含む。）が1時間45分、⑦平成30年第2回（平成30年3月24日開催）のテーマが「ピョンチャンオリンピック後の日韓関係～杉並区の姉妹都市ソウル瑞草区はどんな所か～」、講師が日韓親善協会副理事長の梁東準氏、講義時間（質疑応答を含む。）が1時間45分であるとされており、いずれも、区政と関連性を有しないということとはできず、また、講義内容の説明が欠如しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、区議会事務局長の抗弁書（追加回答）において、「講師謝礼金については、支出に当たっての留意事項として、適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容の説明が必要と定められており、区議会事務局においては、領収書等貼付用紙の備考欄等への明記や内容の分かる資料の提出のほか、口頭での説明により確認することができた場合についても、支出の要件を満たすものと判断している」との見解が明らかにされているが、口頭での説明を根拠として支出要件の適合性を判断することは不適切であり、領収書等貼付用紙の備考欄等への明記や内容の分かる資料の提出を義務付けるよう、留意事項の明確化を図られたい。

### 3—2—3 広聴広報費

#### [返還請求の対象及び金額]

- 1 浅井くにお議員（①会派の区政報告（平成30年春）関連費用：31,176円、②議員の区政報告（平成29年夏号・平成30年新年号）関連費用：387,743円）
- 2 今井ひろし議員（会派の区政報告（平成30年春）関連費用：31,176円）
- 3 大和田伸議員（①会派の区政報告（平成30年春）関連費用：31,176円、②区政報告会（平成29年7月17日）関連費用：63,929円、③議員の区政報告（平成29年夏号）関連費用：246,231円、④議員の区政報告（杉並区議会報告はがき）関連費用：217,000円）
- 4 はなし俊郎議員（会派の区政報告（平成30年春）関連費用：31,176円）
- 5 大熊昌巳議員（会派の区政報告（平成30年春）関連費用：31,176円）
- 6 吉田あい議員（①会派の区政報告（平成30年春）関連費用：31,176円、②議員の区政報告（平成29年春季号・平成29年決算号・平成30年春季号）関連費用：829,865円）
- 7 脇坂たつや議員（①会派の区政報告（平成30年春）関連費用：31,176円、②議員の区政報告（2018.1）関連費用：492,715円）
- 8 井原太一議員（会派の区政報告（平成30年春）関連費用：31,176円）
- 9 大泉やすまさ議員（会派の区政報告（平成30年春）関連費用：31,176円）
- 10 佐々木浩議員（会派の区政報告（平成30年3月）関連費用：24,804円）
- 11 松浦芳子議員（①会派の区政報告（平成30年3月）関連費用：157,908円、②議員の区政報告（平成29年春号）関連費用：21,181円、③議員の区政報告（平成29年秋号）関連費用：319,393円、④議員の区政報告（平成30年新春号）関連費用：13,845円、⑤議員の区政報告（平成30年春号）関連費用：98,629円、⑥区政報告郵送用住所録データ入力修正に係る人件費：20,000円）
- 12 岩田いくま議員（①会派の区政報告（平成30年3月）関連費用：115,440円、②議員の区政報告（平成29年春号）関連費用：61,757円、③議員の区政報告（VOL.54・55要約版（平成29年夏号））関連費用：131,558円、④議員の区政報告（平成29年夏号・平成29年秋号・平成30年新年号・VOL.56・

- 57要約版（平成30年新年号）関連費用：379,299円）
- 13 藤本なおや議員（会派の区政報告（平成30年3月）関連費用：157,940円）
  - 14 小林ゆみ議員（①会派の区政報告（平成30年3月）関連費用：157,908円、  
②議員の区政報告（平成30年3月28日）関連費用：249,745円）
  - 15 上野エリカ議員（①議員の区政報告（2017.4）関連費用：19,444円、②  
議員の区政報告（2017.11）関連費用：326,648円、③議員の区政報告（2018.3）  
関連費用：473,042円、④アンケート付きA5二つ折りカード関連費用：  
170,000円）
  - 16 田中ゆうたろう議員（①議員の区政報告（区政報告はがき（平成30年1  
月））関連費用：486,722円、②議員の区政報告（平成30年予算特別号）関  
連費用：622,080円）
  - 17 川野たかあき議員（議員の区政報告（2018年1月）関連費用：750,600円）
  - 18 太田哲二議員（議員の区政報告（平成29年春号・平成29年秋号）関連費  
用：462,898円）
  - 19 杉並区議会公明党（横山えみ議員）（①議員の区政報告（2017.4）関連費  
用：120,964円、②郵送名簿整理に係る人件費等：21,000円、③議員の区政  
報告（2018.春）関連費用：193,719円）
  - 20 杉並区議会公明党（大槻城一議員）（議員の区政報告（2018.①）関連費  
用：44,234円）
  - 21 杉並区議会公明党（北明範議員）（議員の区政報告（ニュース26）関連費  
用：63,666円）
  - 22 杉並区議会公明党（中村康弘議員）（議員の区政報告（2018年1月号）関  
連費用：4,822円）
  - 23 杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）（ホームページ関連費用：38,880  
円）
  - 24 富本卓議員（議員の区政報告（TOMMY通信（3回）・平成30年初春  
号）関連費用：458,498円）
  - 25 けしば誠一議員（議員の区政報告（2017年5月）関連費用・区政報告会  
（平成29年5月20日）関連費用：214,729円）
  - 26 新城せつこ議員（議員の区政報告（2018年新年号）関連費用・区政報告  
会（平成29年5月20日）関連費用：223,856円（※）  
※ 措置請求書に、異なる金額（447,712円）の記載があるが、「返還請求額のまとめ」  
の金額を請求額と解することとした。
  - 27 木梨もりよし議員（議員の区政報告（平成29年春季号）関連費用：947,603  
円）

## [請求人の主張要旨]

### 1 浅井くにお議員、今井ひろし議員、大和田伸議員、はなし俊郎議員、大熊昌巳議員、吉田あい議員、脇坂たつや議員、井原太一議員、大泉やすまさ議員（会派の区政報告（平成30年春）関連費用）

表題を除いた紙面の50%以上が写真で構成され、その写真のうち、議員の集合写真と11人の上半身の写真の割合が75%を超えるなど、内容が政務活動費条例に合致しておらず、多量の部数（124,000部）を区内に配布し、議員の宣伝を目的にしていると疑念を抱かざるを得ない。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

### 2 佐々木浩議員、松浦芳子議員、岩田いくま議員、藤本なおや議員、小林ゆみ議員（会派の区政報告（平成30年3月）関連費用）

2面の右端の約20%強の面積に5人の議員の顔写真付きの経歴紹介が載せられるなど、内容が政務活動費条例に合致しておらず、私達の提案が3点示されているが、それらを達成するための活動内容には、何ら言及されていない。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

### 3 上野エリカ議員

#### (1) 議員の区政報告（2017.4）関連費用

政務活動費条例第1条及び第9条に照らし、区政報告関連費用の全てがその趣旨に合致しているとは解されない。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

#### (2) 議員の区政報告（2017.11）関連費用

政務活動費条例第1条及び第9条に照らし、区政報告関連費用の全てがその趣旨に合致しているとは解されない。

また、70,000部作成しているが、配布は59,000部で、残りの11,000部がどのように扱われたか不明であり、11,000部の作成代は、政務活動費からの支出として認められない。

したがって、11,000部の作成代については計上額の全額の返還を、その余については計上額の50%の返還を求める。

#### (3) 議員の区政報告（2018.3）関連費用

政務活動費条例第1条及び第9条に照らし、区政報告関連費用の全てがその趣旨に合致しているとは解されない。

また、87,000部作成しているが、配布は59,000部で、残りの28,000部がどのように扱われたか不明であり、28,000部の作成代は、政務活動費からの支出として認められない。

したがって、28,000部の作成代については計上額の全額の返還を、その余については計上額の50%の返還を求める。

#### (4) アンケート付きA5二つ折りカード関連費用

表面の半分は上野議員の大きな顔写真で、裏面の半分は上野議員の政治姿勢とプロフィールであるなど、アンケートの形式をとっているが、

上野議員の自己アピールに過ぎない内容であり、政務活動費条例に照らし、認められる支出ではない。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

#### 4 大和田伸議員

##### (1) 区政報告会（平成29年7月17日）関連費用

区政報告会の来賓に石原伸晃大臣を招いているが、平成27年の杉並区議選の選挙公報には、石原事務所で「政治の本質を学び、以降10年間秘書として修業」と記載されており、石原大臣を招いて区政報告会をすることは政治的主旨を含んでいることは明白であり、全額を政務活動とは認められない。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

##### (2) 議員の区政報告（平成29年夏号）関連費用

合計で19枚の大和田議員の写真が載せられているなど、区政の問題よりは、大和田議員の活躍が印象付けられる紙面である。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

##### (3) 議員の区政報告（杉並区議会報告はがき）関連費用

表面の約半分に、大和田議員が区政報告で使っている言葉「直球で勝負！！」と野球ボール、大和田伸の名前、事務所住所等が記載され、裏面には、区政のことだけではなく、自身が監査委員に選出されたことが記載されている。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

#### 5 田中ゆうたろう議員

##### (1) 議員の区政報告（区政報告はがき（平成30年1月））関連費用

差出しが1月で新年の挨拶であり、領収書に記載されているように年賀はがきであれば、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第147条の2に抵触する。

また、「日々初心」の大きな題字が書かれ、荻外荘に関する文は田中議員の感想にすぎないなど、政務活動費を使って区政を調査した結果を知らせる内容はない。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

##### (2) 議員の区政報告（平成30年予算特別号）関連費用

紙面には田中議員の写真が4枚も掲載され、「ゆうたろうの腰折れ一首」、学歴、家族構成等が記載されるなど、全面が区政調査でない。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

#### 6 吉田あい議員（議員の区政報告（平成29年春季号・平成29年決算号・平成30年春季号）関連費用）

3報告とも、表面には、「吉田あい区政レポート」と書いた大きな題字、吉田議員の写真、吉田あいの名前と事務所の表示、議場で発言している吉田議員の写真が掲載され、裏面には、「子育て奮闘記！？」の記事が掲載さ



れ、また、決算号には、10年表彰に関する記事・写真が掲載されているが、子育て奮闘記や表彰された記録などを区政報告に書く場合は、政務活動費（税金）で書くことではなく、按分して、吉田議員が支出すべきである。したがって、計上額の50%の返還を求める。

## 7 岩田いくま議員

### (1) 議員の区政報告（平成29年春号）関連費用

岩田議員の大きな写真、趣味、家族構成までが掲載され、写真以外に岩田議員と思われる似顔絵が6枚掲載されるなど、純粹に区政報告というよりは議員自身の活動が強調されている。

したがって、計上額のうち、50%を超える部分の返還を求める。

### (2) 議員の区政報告（VOL. 54・55要約版（平成29年夏号））関連費用

郵送料は按分90%で支出しており、印刷代の按分なしでの支出は認められない。また、はがきの両面に岩田議員の写真や似顔絵が書かれ、議員自身の活動が強調されている。

したがって、計上額のうち、50%を超える部分の返還を求める。

### (3) 議員の区政報告（平成29年夏号・平成29年秋号・平成30年新年号・VOL. 56・57要約版（平成30年新年号））関連費用

紙面を見ると、岩田議員の写真や経歴等、調査研究活動でない部分が含まれており、合理的に按分を説明できない場合は、按分の原則に基づき、50%にすることが妥当である。

したがって、計上額のうち、50%を超える部分の返還を求める。

## 8 松浦芳子議員

### (1) 議員の区政報告（平成29年春号）関連費用

送り状には、「新年そうそうインフルエンザで体調を壊してしまいご心配をおかけしてしまいました」などと書かれ、区民全体への区政報告ではなく、松浦議員のごく近い人たちに配布されたと思われる内容であり、按分なしで全てを政務活動とは認められない。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

### (2) 議員の区政報告（平成29年秋号）関連費用

送り状には、「今年は、自転車に乗って急に止まったはずみで腰にひびが入り（中略）ご心配をかけてしまいました」などと書かれ、区民全体への区政報告ではなく、松浦議員のごく近い人たちに配布されたと思われる内容であり、按分なしで全てを政務活動とは認められない。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

### (3) 議員の区政報告（平成30年新春号）関連費用

どのように区民に配布したか不明であり、按分なしで全てを政務活動とは認められない。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

### (4) 議員の区政報告（平成30年春号）関連費用

2,000枚印刷されたが、発送したのは924通で、残りの1,076枚をどうし

たのか不明であるなど、按分なしで全てを政務活動とは認められない。  
したがって、計上額の50%の返還を求める。

**(5) 区政報告郵送用住所録データ入力修正に係る人件費**

区民全体に知らせる区政報告であれば、このような人件費は不要であり、一定の区民あるいは松浦議員の支持者に郵送するのであれば、政務活動費としての支出は認められない。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

**9 小林ゆみ議員（議員の区政報告（平成30年3月28日）関連費用）**

1 ページは題字と小林議員の写真が2枚、挨拶とプロフィールで約半分を占め、2 ページは小林議員の写真が2枚、小林議員の質問と区の答弁、3 ページから4 ページの上半分は小林議員の質問と区の答弁で占められ、4 ページの下半分は小林議員の写真が2枚とコラムであり、小林議員が細かくチェックした内容が明らかにされず、議員の感想と受け止められる内容である。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

**10 川野たかあき議員（議員の区政報告（2018年1月）関連費用）**

196,000枚印刷されたが、ポスティングは186,000枚で、残りの10,000枚をどうしたのか不明であり、また、表面の約6分の1は「川野たかあき」の大きな名前と顔写真、下半分は「川野が今、思うこと」の記事で、裏面は「川野の主な活動と議会質問2017」とプロフィールであり、区政の調査結果の広報というよりは、自身の活躍を重視しており、全額を政務活動費で支出することは認められない。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

**11 太田哲二議員（議員の区政報告（平成29年春号・平成29年秋号）関連費用）**

春号は都政の問題、秋号は国政に焦点を置いた記事であり、区民にも関係することであるが、区政の課題等に結び付いていくのか疑問があり、また、どのように結び付けようとしているのか明確な説明はない。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

**12 杉並区議会公明党（横山えみ議員）**

**(1) 議員の区政報告（2017.4）関連費用**

印刷代が計上されておらず、どのように印刷したのか不明であり、また、宛名シール印刷代とシール貼りで1通約23円かかっており、他の議員と比較するとかなり高額であるなど、経費には不明な点があり、全額を認めることはできない。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

**(2) 郵送名簿整理に係る人件費等**

名簿整理は政務活動ではなく、議員のための名簿整理であるので、支出は認められない。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

**(3) 議員の区政報告(2018.春) 関連費用**

2,700枚印刷しているが、郵送は1,985通で、残りの715枚をどうしたのか不明であるなど、経費には不明な点があり、全額を認めることはできない。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

**13 杉並区議会公明党(大槻城一議員)(議員の区政報告(2018.①) 関連費用)**

区民への配布の説明がなく、どのように区民に伝えられたか不明であり、また、杉並版「民泊」ルール建物の絵には「©KOME I TO」と書かれ、公明党が民泊をする宣伝となっており、政党活動に関する経費は禁止されている。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

**14 杉並区議会公明党(北明範議員)(議員の区政報告(ニュース26) 関連費用)**

区政報告を1,500枚印刷しているが、郵送は1,404通で、残りの96通がどのように区民に配布されたか不明であり、また、北議員の写真を裏面に6枚も掲載しているが、このスペースを利用して、区民に検討している内容を知らせることが重要であり、区政報告は、議員自身の活躍の報告ではないはずである。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

**15 杉並区議会公明党(中村康弘議員)(議員の区政報告(2018年1月号) 関連費用)**

区政報告を3,000枚印刷しているが、郵送は1,651通で、残りの1,349枚がどのように区民に配布されたか不明である。

したがって、計上額(1,349枚分の印刷代)の全額の返還を求める。

**16 杉並区議会公明党(山本ひろこ議員)(ホームページ関連費用)**

ホームページの下段に公明党関連のリンクがあり、公明党の宣伝として使われているが、政務活動費規程第2条で政党活動に関する経費は禁じられている。

したがって、計上額のうち、50%を超える部分の返還を求める。

**17 浅井くにお議員(議員の区政報告(平成29年夏号・平成30年新年号) 関連費用)**

全体の60%以上に、浅井議員の議会質問と区の応答が記されているが、その全文が小さな文字で記されるなど、区民が読むか読まないかはどうでもよく、単に浅井議員の存在をアピールし、議会質問の記録を残すことに主眼があると捉えざるを得ない。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

18 富本卓議員（議員の区政報告（TOMMY通信（3回）・平成30年初春号）関連費用）

議長就任を祝い、それを、支持者を含めた区民に伝える内容であふれているといわざるを得ず、掲載写真も多く、そのほとんどが議長就任に関連している。区政報告が富本議員の宣伝に利用されており、政務活動費として計上することができる内容・目的から外れている。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

19 脇坂たつや議員（議員の区政報告（2018.1）関連費用）

公金を不法に利用し、脇坂議員の宣伝を意図した区政報告であり、政務活動費条例に反している。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

20 けしば誠一議員（議員の区政報告（2017年5月）関連費用・区政報告会（平成29年5月20日）関連費用）

森友学園問題が区政報告の1面を占め、また、区政報告会の講演が同じく森友学園問題となっているが、この問題は、国政の課題の一つと捉えられており、政務活動費としての計上をすべきでない。

したがって、計上額の25%の返還を求める。

21 新城せつこ議員（議員の区政報告（2018年新年号）関連費用・区政報告会（平成29年5月20日）関連費用）

衆議院選挙での立候補者の選挙活動の写真や新城議員の区政報告会での森友学園問題の講演等を掲載することは、政務活動費条例に適合しておらず、特に、選挙活動の写真掲載は法令違反と解する。

したがって、計上額の25%（223,856円）の返還を求める。

22 木梨もりよし議員（議員の区政報告（平成29年春季号）関連費用）

189万円を超える公金をこの区政報告に投入することが合法的であるか疑問があり、当該区政報告は政務活動費条例に反している。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

[判断基準]

1 会派・議員の区政報告関連費用、区政報告会関連費用及びホームページ関連費用

(1) 会派及び議員が行う活動並びに区政について区民への報告等を行うため、区政報告を作成し、区政報告会を開催し、又はホームページを作成し、その印刷費、送料等の経費を支出することは、「政務活動に要する経費」で広聴広報費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、区政報告等の印刷経費の場合はその原本が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

(2) 区議会においては、区民の意見等を区政に的確に反映することが必要であり、そのためには区民の意見等を収集し、把握することが議員の調査研究の一つとして重要であるところ、区政報告を発行し、会派及び議員の議会活動並びに区政に関する政策等を区民に知らせることは、区民の意見等を的確に収集し、把握する前提としての意義を有するものである。そのためには、まず、区民に区政報告を読んでもらう必要があり、区民に関心を持ってもらうということも重要な要素になるというべきである。

そもそも、区政報告をどのような内容にするかについては、会派及び議員の議会活動並びに区政に関する政策等を区民に知らせるという趣旨を逸脱するものでない限りは、会派及び議員の裁量に委ねられているものと解されるのであり、先に述べた広聴広報活動をより効果的に行うための創意工夫の一環として、議員の集合写真、顔写真、プロフィール等を掲載し、当該部分に係る経費に政務活動費を充てたととしても、それが社会通念に照らし相当な範囲にとどまる限り、許されるものと解するのが相当である。

したがって、区政報告に議員の集合写真、顔写真、プロフィール等を掲載することが直ちに選挙活動、政党活動、後援会活動等（以下「選挙活動等」という。）に該当し、政務活動とは認められないと解するのは相当でなく、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情があれば格別、そうでない限り、社会通念に照らし相当な範囲にとどまっていれば、違法又は不当であるということとはできない。

(3) 区政報告の作成、配布等を行うに当たり、職員を雇用し、その賃金を支出することは、「政務活動に要する経費」で人件費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書及び勤務日、勤務時間、金額、勤務内容等を記載した「政務活動補助職員勤務報告書」が提出され、1月当たりの支出金額の上限（5万円）の範囲内で、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

※ 人件費としての支出であるが、措置請求書の構成に合わせ、広聴広報費の項目で判断することとした。

(4) 区政報告会を開催するに当たり、茶菓代を支出することは、「政務活動に要する経費」で広聴広報費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、目的及び参加人数が明らかにされ、支出金額の上限（1人につき500円）の範囲内で実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

## 2 平成31年4月16日東京高裁判決（平成30年（行コ）第296号政務活動費返還請求控訴事件）及び平成31年3月22日東京地裁判決（平成28年（行ウ）第322号政務活動費返還請求事件）について

- (1) 杉並区議会自由民主党が平成27年1月に作成・配布した会派の区政報告について、「平成31年4月16日東京高裁判決（原判決：平成30年8月28日東京地裁判決（平成28年（行ウ）第281号政務活動費返還請求事件）」では、次のとおり判示されている。

「本件会派報告は、本件会派としての活動状況等を区民に対して報告・説明するものである実態を有すること自体は否定し難いものの、本件会派報告が統一地方選挙の約3か月前という近接した時期に配布されていることや、その記載内容も、過去1年間を振り返ってのものではなく、前回の杉並区議会議員選挙が実施されて以降の4年間の活動実績等を総括したものになっており、次の選挙が目前に迫った状況の下では、たとえ「討議資料」である旨を記載していても、読者に対する選挙に向けた本件会派所属の議員のPR効果を狙ったものと評価されてもやむを得ないこと、そもそも、本件会派所属の議員は、事柄の性質上、いずれも当該選挙に強い利害関係を有していることも併せ考慮すると、それが選挙活動のためのものであるという実態を併せ有することは明らかである。

そうすると、本件会派報告は、全体として、本件会派としての活動状況等を報告・説明するという面と選挙に向けたPRとしての面を併せ有するものであるといえ、政務活動に当たる部分と、それ以外の部分とを明確に区分することは困難であるといわざるを得ない。したがって、このような場合には、社会通念に照らし、政務活動としての割合を2分の1と認めるのが相当である。」

- (2) 当該会派区政報告について、「平成31年3月22日東京地裁判決」では、次のとおり判示されている。

「今後の区政に関する提言を記載しているという自民党チラシの内容に加え、区議選の約3か月前という時期に作成・配布されていること、14万6,250枚というかなり大きな部数を新聞折込みの方法で配布したことなどの事情を総合すると、自民党チラシは、本件の相手方である上記6区議の所属する杉並区議会自由民主党の会派としての活動状況等を区民に対して報告・説明するという上記6区議の政務活動としての側面を有すること自体は否定し難いものの、区議選に向けて会派あるいは会派所属議員を選挙権者たる区民にアピールするという政党活動としての側面を併せ有することも否定できないというべきである。

(中略)

自民党チラシにおける政務活動としての側面と政党活動としての側面との割合を客観的な指標によって算定することは困難であるから、社会通念に照らし、政務活動としての割合は50%と認めるのが相当である。」

(3) 以上のとおり、上記東京高裁判決においては、①本件会派報告が統一地方選挙の約3か月前という近接した時期に配布されていること、②その記載内容も、過去1年間を振り返ってのものではなく、前回の杉並区議会議員選挙が実施されて以降の4年間の活動実績等を総括したものになっており、次の選挙が目前に迫った状況の下では、たとえ「討議資料」である旨を記載していても、読者に対する選挙に向けた本件会派所属の議員のPR効果を狙ったものと評価されてもやむを得ないこと、③そもそも、本件会派所属の議員は、事柄の性質上、いずれも当該選挙に強い利害関係を有していること等を考慮して、選挙活動のためのものであるという実態を併せ有することは明らかであるとされ、また、上記東京地裁判決においては、①今後の区政に関する提言を記載しているという自民党チラシの内容に加え、②区議選の約3か月前という時期に作成・配布されていること、③14万6,250枚というかなり大きな部数を新聞折込みの方法で配布したこと等を考慮して、区議選に向けて会派あるいは会派所属議員を選挙権者たる区民にアピールするという政党活動としての側面を併せ有することも否定できないというべきであるとされており、いずれの判決においても、当該会派区政報告が平成27年4月の区議選の約3か月前という近接した時期に作成・配布されていることが、選挙活動又は政党活動としての側面を併有しているという判断の重要な要素となっているものと考えられる。

また、上記東京地裁判決においては、当該会派区政報告のほかにも、議員の区政報告について政治活動としての側面を併せ有することを否定できないというべきであるとされたものがいくつかあり、例えば、はなし俊郎議員の区政報告について、「杉並区の予算及び今後の区政に対する提言という政務活動としての側面があることは否定できないが、今後の区政に関する提言を記載している葉梨区政報告書の内容に加え、区議選の約1か月前という時期に作成・配布されていること、2万5,000部をポスティングの方法により配布したことなどの事情を総合すると、葉梨区政報告書は、区議選を控え、葉梨区議の今後の区政に対する提言を区民にアピールするという政治活動としての側面を併せ有することを否定できないというべきである」と判示されており、これらについても、当該議員区政報告が平成27年4月の区議選に近接した時期に作成・配布されていることが、政治活動等としての側面を併有しているという判断の重要な要素となっているものと考えられる。

本件監査請求の対象とされた各区政報告は、いずれも平成29年度に作成・配布されたものであり、平成31年4月の区議選の1年以上前に作成・配布されたものであることから、区議選に近接した時期に作成・配布されているということはできず、上記の判決を前提としても、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

## [会派・議員別判断]

### 1 浅井くにお議員

#### (1) 会派の区政報告（平成30年春）関連費用

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、表面には、①会派所属議員（11人）の集合写真、②「未来へつなぐ着実な区政を」と題する文章、③平成29年第3回・第4回区議会定例会の概要報告等が掲載され、裏面には、①会派所属議員（11人）の上半身の写真、役職、氏名、住所及び電話番号、②平成29年夏の会派視察報告、③荒川区ゆいの森図書館視察報告が掲載されている。

このうち、「未来へつなぐ着実な区政を」と題する文章、平成29年第3回・第4回区議会定例会の概要報告、平成29年夏の会派視察報告、荒川区ゆいの森図書館視察報告並びに会派所属議員の役職及び氏名については議会活動及び区政に関する記載ないしはこれらを区民に知らせることに資するものと認められ、住所及び電話番号については区民の意見等の受付先を明示するものであり、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められる。

そのほか、会派所属議員の集合写真及び上半身の写真については、上記判断基準—1—(2)のとおり、当該写真が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

#### (2) 議員の区政報告（平成29年夏号・平成30年新年号）関連費用

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①平成29年夏号には平成29年第2回区議会定例会等に関する記事が掲載され、②平成30年新年号には平成29年第4回区議会定例会等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、上記判断基準—1—(2)のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等



があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準一2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

請求人は、当該議員が区議会定例会の議事録を区政報告に転載していることについて、「区民が読むか読まないかはどうでもよく、単に浅井議員の存在をアピールし、議会質問の記録を残すことに主眼があると捉えざるを得ない」と主張するが、平成31年3月22日東京地裁判決においては、「杉並区議会定例会の議事録が別途杉並区議会のホームページに掲載されているとしても、それを転載して紹介することは、浅井区議の区議としての活動を紹介するという区政報告の趣旨を外れるものとはいえない」と判示されているところである。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 2 今井ひろし議員（会派の区政報告（平成30年春）関連費用）

上記の浅井くにお議員の判断一（1）（以下この広聴広報費の項目において「判断一1」という。）のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 3 大和田伸議員

### （1）会派の区政報告（平成30年春）関連費用

判断一1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### （2）区政報告会（平成29年7月17日）関連費用

上記判断基準一1—（1）のとおり、領収書及び封筒の原本が提出されており、また、お茶代については、上記判断基準一1—（4）のとおり、領収書が提出され、目的及び参加人数が明らかにされ、支出金額の上限（1人につき500円）の範囲内で支出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。なお、当初当該区政報告会の参加人数が記載されていなかったが、本件監査請求後の令和元年6月17日付けで領収書等貼付用紙に参加人数（140名）が補記されている。

そして、当該区政報告会の配布資料には、①杉並区議会三役（議長、副議長及び監査委員）の職務内容、②監査委員の立ち位置、③ふるさと納税（ふるさと納税の簡略図、ふるさと納税に伴う区の住民税流出額、杉並区が取り組むふるさと納税等）等に関することが記載されており、区政に関する内容であると認められ、当該議員からも、「選挙の投票依頼も入党勧誘も後援会の催し物の案内も一切行っておらず、純粋な区政報告ゆえに、毎回資料も用意している」と説明されており、それを否定する根拠はない。

請求人は、「石原大臣を招いて区政報告会をすることは政治的主旨を

含んでいることは明白であり、全額を政務活動とは認められない」と主張するが、平成31年3月22日東京地裁判決においては、「区政報告において、出席者や来賓としての発言者が当該区議の支持者を中心とするものであったとしても不自然ではなく、上位団体である国政政党や都議会議会の議員が挨拶を行うことも区政報告の趣旨と矛盾するものとはいえない」と判示されているところである。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### (3) 議員の区政報告（平成29年夏号）関連費用

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、表面には平成28年度杉並区議会報告（すぎなみ保育緊急事態宣言の成果・南伊豆町との自治体間連携の成果）等に関する記事、裏面には、①大和田伸の活動、②写真で見る大和田伸の活動記録等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、上記判断基準—1—(2)のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### (4) 議員の区政報告（杉並区議会報告はがき）関連費用

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①監査委員への就任及びその職務内容に関する記事、②行財政改革等を通じた財源確保に関する記事等が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

請求人は、「表面の約半分に、大和田議員が区政報告で使っている言葉「直球で勝負！！」と野球ボール、大和田伸の名前、事務所住所等を記載している」と主張するが、区政報告で使っている言葉「直球で勝

負！！」と野球ボールを記載することが選挙活動等に該当するという  
ことはできず、また、住所、電話番号、FAX番号及びメールアドレスに  
ついては区民の意見等の受付先を明示するものであり、政務活動（広聴  
広報活動）に資するものと認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

#### 4 はなし俊郎議員（会派の区政報告（平成30年春）関連費用）

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはでき  
ない。

#### 5 大熊昌巳議員（会派の区政報告（平成30年春）関連費用）

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはでき  
ない。

#### 6 吉田あい議員

##### （1）会派の区政報告（平成30年春）関連費用

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはでき  
ない。

##### （2）議員の区政報告（平成29年春季号・平成29年決算号・平成30年春季 号）関連費用

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書並びに区政報告及び封筒  
の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づ  
き、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①平成29年春季号には平成29  
年第1回区議会定例会、平成29年度主要事業の紹介、「子育て奮闘記！？」  
等に関する記事が掲載され、②平成29年決算号には平成29年第3回区議  
会定例会、農業委員、「子育て奮闘記！？」等に関する記事が掲載され、  
③平成30年春季号には平成30年第1回区議会定例会、平成30年度主要事  
業の紹介、「子育て奮闘記！？」等に関する記事が掲載されており、政務  
活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する  
記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められ  
ない。

そのほか、当該議員の写真等が掲載されているが、上記判断基準—1  
—（2）のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみ  
を狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認め  
られず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えて  
いるとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政  
務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でな  
い。

請求人は、「子育て奮闘記や表彰された記録などを区政報告に書く場  
合は、政務活動費（税金）で書くことではなく、按分して、吉田議員が  
支出すべきである」と主張するが、全国市議会議長会の10年表彰の記事

については、当該議員の経歴に関するものであり、上記判断基準—1—(2)で述べたとおり、社会通念に照らし相当な範囲にとどまる限り、政務活動費に計上することが許されるものと解するのが相当であるところ、相当な範囲を超えているとまではいうことはできず、「子育て奮闘記!？」の記事は、いずれも子育てに関するものであり、区政に関連しないとまではいうことはできない。

また、仮に、区政に関連しないと解されるとしても、上記判断基準—1—(2)で述べたとおり、区政報告については、区民に読んでもらう必要がある、区民に関心を持ってもらうということも重要な要素になるというべきであるから、そのための1つの手段として、区政報告に当該議員が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事を掲載し、当該記事に係る経費に政務活動費を充てることも、それが相当な範囲にとどまる限り、許されるものと解するのが相当であるところ、請求人の指摘する記事は、相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 7 脇坂たつや議員

### (1) 会派の区政報告(平成30年春)関連費用

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### (2) 議員の区政報告(2018.1)関連費用

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

請求人は、「公金を不法に利用し、脇坂議員の宣伝を意図した区政報告であり、政務活動費条例に反している」と主張するのみで、具体的に当該区政報告のどの部分が政務活動費条例に反していると主張しているのか明らかでないが、当該区政報告の内容をみると、表面にはご挨拶と題する記事が掲載され、主に区政に関する当該議員の意見が述べられているものと認められ、裏面には「本当に住みやすいまち大賞2017」で南阿佐ヶ谷がグランプリを受賞したことに関する記事が掲載されるとともに、区政に関する意見・要望の記載欄が設けられるなど、政務活動(広聴広報活動)に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、上記判断基準—1—(2)のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

#### 8 井原太一議員（会派の区政報告（平成30年春）関連費用）

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

#### 9 大泉やすまさ議員（会派の区政報告（平成30年春）関連費用）

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

#### 10 佐々木浩議員（会派の区政報告（平成30年3月）関連費用）

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、表面には「杉並区が抱える課題」（財政の課題が3項目、区政運営の課題が3項目）が掲載され、裏面には、①「私達のこれまでの歩み」（当初予算及び決算への賛否等）、②「私達の提案」（3項目）、③会派所属議員（5人）の集合写真、顔写真、氏名、プロフィール、メールアドレス等が掲載されている。

このうち、「杉並区が抱える課題」、「私達のこれまでの歩み」、「私達の提案」及び会派所属議員の氏名については議会活動及び区政に関する記載ないしはこれらを区民に知らせることに資するものと認められ、メールアドレスについては区民の意見等の受付先を明示するものであり、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められる。

そのほか、会派所属議員の集合写真、顔写真及びプロフィールについては、上記判断基準—1—（2）のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

請求人は、「私達の提案が3点示されているが、それらを達成するための活動内容には、何ら言及されていない」と主張するが、上記判断基準—1—（2）のとおり、区政報告をどのような内容にするかについては、会派及び議員の議会活動並びに区政に関する政策等を区民に知らせるという趣旨を逸脱するものでない限りは、会派及び議員の裁量に委ねられているものと解するのが相当であり、当該区政報告はその趣旨を逸脱しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

#### 11 松浦芳子議員

##### （1）会派の区政報告（平成30年3月）関連費用

上記の佐々木浩議員の判断（以下この広聴広報費の項目において「判断—2」という。）のとおり、本件支出が違法又は不当であるということ

はできない。

## (2) 議員の区政報告（平成29年春号）関連費用

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書並びに区政報告及び送り状の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

また、人件費については、上記判断基準—1—(3)のとおり、領収書及び政務活動補助職員勤務報告書が提出され、1月当たりの支出金額の上限（5万円）の範囲内で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①平成29年第1回区議会定例会に関する記事、②最近の区民の要望等が掲載され、また、送り状の内容をみると、待機児童に関すること、保育所の実情、平成29年第2回区議会定例会の日程等が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められず、請求人が主張するように、「区民全体への区政報告ではなく、松浦議員のごく近い人たちに配布されたと思われる内容である」ということはできない。

また、送り状には、「新年そうそうインフルエンザで体調を壊してしまいご心配もおかけしてしまいました。2月13日からの定例議会には、何とか体調を整えることが出来ました」と記載され、政務活動でない私的な内容を記載した部分もあるが、これは、食育や健康運動の大切さを伝えるための前置きとして述べられたものとも考えられ、また、相当な範囲にとどまっているものと認められることから、区政報告の範囲内にあるというべきである。

そのほか、当該議員の写真、似顔絵等が掲載されているが、上記判断基準—1—(2)のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告及び送り状は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## (3) 議員の区政報告（平成29年秋号）関連費用

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書並びに区政報告、送り状及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

また、人件費については、上記判断基準—1—(3)のとおり、領収書及び政務活動補助職員勤務報告書が提出され、1月当たりの支出金額の上限（5万円）の範囲内で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①平成29年第3回区議会定例会に関する記事、②会派（自民・無所属クラブ）の視察、③区民からの相談内容等が掲載され、また、送り状の内容をみると、公園内の保育所整備に関すること、平成29年第4回区議会定例会の議事内容等が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められず、請求人が主張するように、「区民全体への区政報告ではなく、松浦議員のごく近い人たちに配布されたと思われる内容である」ということはできない。

また、送り状には、「今年は、自転車に乗って急に止まったはずみで腰にヒビが入り、腰をかばって歩いたことで膝をひねる等散々でした。電車や自転車に乗れない為色々な会合にも参加することが出来ずご心配をかけてしまいました。申し訳御座いません」と記載され、政務活動でない私的な内容を記載した部分もあるが、全体の前置きにすぎないものとも考えられ、また、相当な範囲にとどまっているものと認められることから、区政報告の範囲内にあるというべきである。

そのほか、当該議員の写真、似顔絵等が掲載されているが、上記判断基準—1—（2）のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告及び送り状は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

#### （4）議員の区政報告（平成30年新春号）関連費用

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、犯罪発生情報、図柄入り杉並ナンバーデザイン決定、小中一貫教育校等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、上記判断基準—1—（2）のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

い。

請求人は、「どのように区民に配布したか不明である」と主張するが、当該議員からは、「少しずつ自宅で印刷して高円寺南1丁目、5丁目にポスティングしたので、実際には2,500枚ポスティングしている」と説明されており、それを否定する根拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

#### (5) 議員の区政報告（平成30年春号）関連費用

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

また、人件費については、上記判断基準—1—(3)のとおり、領収書及び政務活動補助職員勤務報告書が提出され、1月当たりの支出金額の上限（5万円）の範囲内で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成30年第1回区議会定例会、ウェルファーム杉並等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、上記判断基準—1—(2)のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

請求人は、「2,000枚印刷されたが、発送したのは924通で、残りの1,076枚をどうしたのか不明である」と主張するが、当該議員からは、「489通、339通と発送し、残りは自分で手渡しにより配布した」と説明されており、それを否定する根拠はない。なお、489通、339通の発送については、領収書で確認した。

請求人からは、他の会派及び議員についても、同様の主張がされているが、そもそも、自ら配布したり、ボランティアに配布を依頼するなど、費用の発生しない配布方法があり、また、郵送等により配布したとしても、政務活動費に計上するか否かは会派及び議員の自律的判断に委ねられているものであることから、作成部数に相当する配布に関する費用（郵送費用、ポスティング費用等）の計上がないことを理由として違法又は不当であるとする請求人の主張は、失当である。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

#### (6) 区政報告郵送用住所録データ入力修正に係る人件費

上記判断基準—1—(3)のとおり、領収書及び政務活動補助職員勤



務報告書が提出され、1月当たりの支出金額の上限（5万円）の範囲内で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該住所録データ入力修正について、「区政報告を送ったり、ポスティングすると、受取り拒否、死亡している、氏名が違っている、転居先不明等のいろいろな連絡が入る。その度に一人ひとり点検して修正してもらっている。住所録データ入力修正については、6,000件を超える対象のうち、修正件数は不明だが、氏名違いや転居先不明等があれば、適宜、住所録の修正、削除等を行っている。平成29年5月は当該データの入力修正を行ったが、平成30年1月は入力修正に加え、区政報告紙面の修正作業等を行った。区民全員に郵送すれば膨大な経費がかかり、新聞折込みも全地域への配布も経費がかかりすぎる。郵送については、今は名簿が集まらないので、以前の名簿や名刺を交換した人への郵送ということになるが、全員が支援者であれば、死亡の情報や転居の情報は入ってくるし、受取り拒否はないはずである」と説明されており、それを否定する根拠はなく、政務活動以外の活動のためのものであるとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 12 岩田いくま議員

### (1) 会派の区政報告（平成30年3月）関連費用

判断—2のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### (2) 議員の区政報告（平成29年春号）関連費用

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成29年度杉並区予算、平成29年予算特別委員会等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール、似顔絵等が掲載されているが、上記判断基準—1—(2)のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

請求人は、「岩田議員の大きな写真、趣味、家族構成までが掲載され、写真以外に岩田議員と思われる似顔絵が6枚掲載されるなど、純粋に区政報告というよりは議員自身の活動が強調されている」と主張するが、平成31年3月22日東京地裁判決においては、「岩田区議の区議としての活動でない活動を紹介した部分もあるが、その内容は、政治活動や私的活動をアピールしたものというほどのものではなく、区政報告に当たり

区議の日常生活に触れ、政務活動に当たっての決意等を述べたものとして、区政報告の範囲内にあるというべきである」と判示されているところである。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### (3) 議員の区政報告 (VOL. 54・55要約版 (平成29年夏号)) 関連費用

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成29年度一般会計予算、区政に関する意見交換会の開催等に関する記事が掲載されており、政務活動(広聴広報活動)に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール、似顔絵等が掲載されているが、上記判断基準—1—(2)のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

請求人は、「郵送料は按分90%で支出しており、印刷代の按分なしでの支出は認められない」と主張するが、当該議員からは、「送料が10%引きとなっているのは、按分計上しているのではなく、区内特別郵便利用による割引である」と説明されており、また、領収書にも10%割引された旨記載されている。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### (4) 議員の区政報告 (平成29年夏号・平成29年秋号・平成30年新年号・VOL. 56・57要約版 (平成30年新年号)) 関連費用

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書並びに区政報告及び封筒の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、①平成29年夏号には新・清掃工場の本稼働、区政に関する意見交換会の開催等に関する記事が掲載され、②平成29年秋号には平成28年度杉並区決算の分析、平成29年決算特別委員会での質疑等に関する記事が掲載され、③平成30年新年号には杉並区の財政、区政に関する意見交換会の開催等に関する記事が掲載され、④VOL. 56・57要約版 (平成30年新年号) には平成28年度一般会計決算、

区政に関する意見交換会の開催等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール、似顔絵等が掲載されているが、上記判断基準—1—（2）のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### 13 藤本なおや議員（会派の区政報告（平成30年3月）関連費用）

判断—2のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### 14 小林ゆみ議員

#### （1）会派の区政報告（平成30年3月）関連費用

判断—2のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

#### （2）議員の区政報告（平成30年3月28日）関連費用

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成30年第1回区議会定例会等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、上記判断基準—1—（2）のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

請求人は、「小林議員が細かくチェックした内容が明らかにされず、議員の感想と受け止められる内容である」と主張するが、上記判断基準—1—（2）のとおり、区政報告をどのような内容にするかについては、会派及び議員の議会活動並びに区政に関する政策等を区民に知らせる

という趣旨を逸脱するものでない限りは、会派及び議員の裁量に委ねられているものと解するのが相当であり、当該区政報告はその趣旨を逸脱しているとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 15 上野エリカ議員

### (1) 議員の区政報告(2017.4) 関連費用

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

請求人は、「政務活動費条例第1条及び第9条に照らし、区政報告関連費用の全てがその趣旨に合致しているとは解されない」と主張するのみで、具体的に当該区政報告のどの部分が政務活動費条例の趣旨に合致していないと主張しているのか明らかでないが、当該区政報告の内容をみると、表面には「平成28年度の1年間を振り返って」と題する記事等が掲載され、裏面には平成29年第1回区議会定例会の報告が掲載されており、政務活動(広聴広報活動)に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、上記判断基準—1—(2)のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### (2) 議員の区政報告(2017.11) 関連費用

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

請求人は、「政務活動費条例第1条及び第9条に照らし、区政報告関連費用の全てがその趣旨に合致しているとは解されない」と主張するのみで、具体的に当該区政報告のどの部分が政務活動費条例の趣旨に合致していないと主張しているのか明らかでないが、当該区政報告の内容をみると、表面には平成29年第3回区議会定例会報告等が掲載され、裏面には平成29年決算特別委員会における意見開陳の要旨が掲載されており、政務活動(広聴広報活動)に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、上

記判断基準—1—(2)のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

請求人は、「70,000部作成しているが、配布は59,000部で、残りの11,000部がどのように扱われたか不明であり、11,000部の作成代は、政務活動費からの支出として認められない」と主張するが、当該議員からは、「新聞折込み、業者によるポスティング以外のものは全て、自分自身でポスティング及び駅での配布をした」と説明されており、それを否定する根拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### (3) 議員の区政報告(2018.3) 関連費用

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

請求人は、「政務活動費条例第1条及び第9条に照らし、区政報告関連費用の全てがその趣旨に合致しているとは解されない」と主張するのみで、具体的に当該区政報告のどの部分が政務活動費条例の趣旨に合致していないと主張しているのか明らかでないが、当該区政報告の内容をみると、表面には平成30年度杉並区予算に関する記事等が掲載され、裏面には平成30年予算特別委員会における主な質疑内容が掲載されており、政務活動(広聴広報活動)に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、上記判断基準—1—(2)のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

請求人は、「87,000部作成しているが、配布は59,000部で、残りの28,000部がどのように扱われたか不明であり、28,000部の作成代は、政務活動費からの支出として認められない」と主張するが、当該議員からは、「新聞折込み、業者によるポスティング以外のものは全て、自分自身でポスティング及び駅での配布をした」と説明されており、それを否定する根拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

#### (4) アンケート付きA5二つ折りカード関連費用

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及びカードの原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該カードの内容をみると、区民の意見聴取のためのアンケートはがきとして、優先的に取り組むべき項目（高齢者福祉、子育て支援等の14項目）のチェック欄と自由意見欄が設けられ、そのほかに当該議員の政治姿勢が掲載されているものであり、また、当該議員からも、「区民ニーズを掌握するために作成した。他区と同僚議員も同様の手法を用いて政策立案に活かしているの、それを参考にした」と説明されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、上記判断基準—1—(2)のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該カードは、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### 16 田中ゆうたろう議員

#### (1) 議員の区政報告（区政報告はがき（平成30年1月））関連費用

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、荻外荘の復原・整備に関する記事、当該議員の住所、電話・FAX番号等が掲載され、また、当該議員からも、「荻外荘の存在意義とその復原・整備が区政の重要課題であることを区民に広く報告するものである」と説明されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、「日々初心」という文字等が掲載されているが、上記判断基準—1—(2)のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

請求人は、「差出しが1月で新年の挨拶であり、領収書に記載されているように年賀はがきであれば、公職選挙法第147条の2（あいさつ状の禁止）に抵触する」と主張するが、上記のとおり、当該区政報告は全体として専ら区政報告の趣旨であると認められるから、公職選挙法第147条の2で禁止されているあいさつ状であるということとはできず、また、当該議員からも、「当該区政報告には、年賀はがきではなく官製はがきを使用しており、あけぼの作業所の領収書の記載誤りである」と説明されており、それを否定する根拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## （2）議員の区政報告（平成30年予算特別号）関連費用

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成30年第1回区議会定例会に関する記事、当該議員の電話・FAX番号、メールアドレス等が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール、「ゆうたろうの腰折れ一首」と題する短歌等が掲載されているが、上記判断基準—1—（2）のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとはできない。

なお、当該議員からは、「短歌については、区内の桃園川暗渠（下水道の桃園川幹線）及びそれを題材とする区民劇に関するものであり、議会においても度々、桃園川を高円寺地域のまちづくりに活用する提案や区立劇場「座・高円寺」の区民への利便性向上に関する提案を行っている。暗渠化された川の存在や区民の文化活動を区民に周知するために掲載したものである」と説明されている。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 17 川野たかあき議員（議員の区政報告（2018年1月）関連費用）

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、区立施設再編整備計画、「川野が今、思うこと」と題する記事、「川野の主な活動と議会質問2017」と題する記事等が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認め

られ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、上記判断基準—1—(2)のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

請求人は、「196,000枚印刷されたが、ポスティングは186,000枚で、残りの10,000枚をどうしたのか不明である」と主張するが、当該議員からは、「自らが各駅頭などで配布したり、希望する区民に配布したほか、区民による個人としてのポスティングにより配布した」と説明されており、それを否定する根拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

#### 18 太田哲二議員（議員の区政報告（平成29年春号・平成29年秋号）関連費用）

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成29年春号の西村まさみに関する記事については、按分して10%分控除されていることが認められる。それ以外の部分をみると、①平成29年春号には、都区制度、保育園の整備、特別養護老人ホームの整備等に関する記事が掲載され、②平成29年秋号には、国税と地方税、未払い残業代の時効等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、似顔絵等が掲載されているが、上記判断基準—1—(2)のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

請求人は、「春号は都政の問題、秋号は国政に焦点を置いた記事であり、区民にも関係することであるが、区政の課題等に結び付いていくのか疑問があり、また、どのように結び付けようとしているのか明確な説明はない」と主張するが、当該議員からは、「①都区制度は、都政の問題ではなく、区政の最大テーマであり、歳月とともに「都区制度改革」は忘却されつつあるが、区政最大のテーマに変わりはない、②森林環境税（新国税）は、杉



並区民税均等割に上乗せ増税をして、国から区に補助金を出すという内容であり、事実上は杉並区民税の増税の形になる、③未払い残業代の時効は、国の制度の問題であるが、区議会議員の私のところに相談があり、区民福祉のテーマになる」と説明されており、区政と関連性を有しないということとはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 19 杉並区議会公明党（横山えみ議員）

### （1）議員の区政報告（2017.4）関連費用

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

また、人件費については、上記判断基準—1—（3）のとおり、領収書及び政務活動補助職員勤務報告書が提出され、1月当たりの支出金額の上限（5万円）の範囲内で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、済美山グラウンドの移動式サッカーゴールの設置、食品ロス対策フードドライブ、杉並オリジナル婚姻届用紙、永福南小学校跡地の活用等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、似顔絵等が掲載されているが、上記判断基準—1—（2）のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

請求人は、「印刷代が計上されておらず、どのように印刷したのか不明であり、また、宛名シール印刷代とシール貼りで1通約23円かかっており、他の議員と比較するとかなり高額であるなど、経費には不明な点がある」と主張するが、当該議員からは、「印刷代は前年度の3月に計上している。人件費は、シール貼りのほか、郵便番号別の仕分けと枚数の確認、郵便局への持込みと枚数の確認、時には「区内特別郵便」印を押す作業もあり、決して割高ではない」と説明されており、それを否定する根拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### （2）郵送名簿整理に係る人件費等

上記判断基準—1—（1）及び（3）のとおり、領収書及び人件費については政務活動補助職員勤務報告書が提出され、1月当たりの支出金

額の上限（5万円）の範囲内で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、郵送名簿及びその整理について、「郵送名簿は、政務活動として広報・広聴活動に使用するものであり、その整理は、返却された郵便の確認や削除、マンション名等を調べ追記すること等、政務活動費の有効な活用のために必要な作業である。また、紙媒体の通信は、パソコン等を活用しない高齢の区民にとっては有効な区政報告の手段である。よって、政務活動を有効に区民に知らせるための必要不可欠な活動である」と説明されており、それを否定する根拠はなく、政務活動以外の活動のためのものであるとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### (3) 議員の区政報告（2018.春）関連費用

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、方南町駅エレベーター完成、認可保育園19園の開設、人工鼻の助成金申入れ、災害時応援協定の締結、フードドライブの常設窓口の開設等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、似顔絵等が掲載されているが、上記判断基準—1—（2）のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

請求人は、「2,700枚印刷しているが、郵送は1,985通で、残りの715枚をどうしたのか不明であるなど、経費には不明な点がある」と主張するが、当該議員からは、「手渡しをしたり、商店の店先に好意で置かせていただいたりして区民に配布している」と説明されており、それを否定する根拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 20 杉並区議会公明党（大槻城一議員）（議員の区政報告（2018.①）関連費用）

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、杉並版「民泊」ルール、区立高

井戸藤が丘公園への遊具の設置、平成30年第1回区議会定例会等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真等が掲載されているが、上記判断基準—1—（2）のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

請求人は、「区民への配布の説明がなく、どのように区民に伝えられたか不明であり、また、杉並版「民泊」ルールの建物の絵には「©KOMEI TO」と書かれ、公明党が民泊をする宣伝となっており、政党活動に関する経費は禁止されている」と主張する。

当該議員からは、区政報告の配布について、「区政報告は、郵送以外に区政報告会、各種団体の会合等において配布したほか、自ら個々に配布し、その他ボランティアに依頼するなどして配布している」と説明されており、それを否定する根拠はない。また、建物のイラストの「©KOMEI TO」の記載については、「そのイラストの権利者が公明党であることを示すものである」と説明されており、公明党が民泊をする宣伝となっているといえることはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるといえることはできない。

## 21 杉並区議会公明党（北明範議員）（議員の区政報告（ニュース26）関連費用）

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、小学生児童の駆け込み訓練、外環道工事、認知症予防プログラム等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真等が掲載されているが、上記判断基準—1—（2）のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

請求人は、「北議員の写真を裏面に6枚も掲載しているが、このスペースを利用して、区民に検討している内容を知らせることが重要であり、区

政報告は、議員自身の活躍の報告ではないはずである」と主張するが、上記判断基準—1—(2)のとおり、区政報告をどのような内容にするかについては、会派及び議員の議会活動並びに区政に関する政策等を区民に知らせるという趣旨を逸脱するものでない限りは、会派及び議員の裁量に委ねられているものと解するのが相当であり、当該区政報告はその趣旨を逸脱しているとは認められない。

そのほか、請求人は、「区政報告を1,500枚印刷しているが、郵送は1,404通で、残りの96通がどのように区民に配布されたか不明である」と主張するが、当該議員からは、区政報告の配布について、「自身で近隣にポスティングをした」と説明されており、それを否定する根拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 22 杉並区議会公明党（中村康弘議員）（議員の区政報告（2018年1月号）関連費用）

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、地域包括ケアシステム、ウェルファーム杉並、フレイル等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、上記判断基準—1—(2)のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとはできない。

また、上記判断基準—2)のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

請求人は、「区政報告を3,000枚印刷しているが、郵送は1,651通で、残りの1,349枚がどのように区民に配布されたか不明である」と主張するが、当該議員からは、区政報告の配布について、「郵送以外に手渡しや各種団体の会合等において配布し、また、自ら個々に配布したり、ボランティアに依頼するなどして全ての枚数の配布は完了している」と説明されており、それを否定する根拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 23 杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）（ホームページ関連費用）

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書が提出され、按分率80%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、按分率について、「ホームページの全てのページ（21ページ）を印刷し、21ページの内容の割合を加重平均すると、89.5%（1,880%÷21ページ）が政務活動に資する内容となるが、あえて低い按分率80%を採用し

ている」と説明されており、その按分率が明らかに相当でないとは認められない。

請求人は、「ホームページの下段に公明党関連のリンクがあり、公明党の宣伝として使われているが、政務活動費規程第2条で政党活動に関する経費は禁じられている」と主張するが、当該リンク先には政務活動に資する記事も掲載されているものと考えられ、当該リンクを掲載することが直ちに政党活動に該当すると解するのは相当でなく、また、仮に該当すると解したとしても、上記のとおり、本件支出については按分率80%で計上されているものである。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

#### 24 富本卓議員（議員の区政報告（TOMMY通信（3回）・平成30年初春号）関連費用）

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出され、平成30年初春号については按分率90%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、平成30年初春号の平成30年年頭所感のうちの挨拶の部分（あけましておめでとうございます 本年もよろしくお祈りします）等（全体の10%）については、按分して控除されていることが認められる。それ以外の部分をみると、①TOMMY通信第3号には、平成29年第1回区議会定例会等に関する記事が掲載されるとともに、「区政目安箱」と題するアンケートはがきの欄が設けられ、②TOMMY通信臨時号（2回）には、議長への就任に関する記事、議長の仕事内容等に関する「すぎなみ区議会マメ知識」と題する記事等が掲載されるとともに、「区政目安箱」と題するアンケートはがきの欄が設けられ、③平成30年初春号には、平成30年年頭所感、保育施策に関する考察、とみもと卓フォトギャラリー等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、上記判断基準—1—（2）のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

#### 25 けしば誠一議員（議員の区政報告（2017年5月）関連費用・区政報告会（平成29年5月20日）関連費用）

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理

されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、保育所入所待機児童、平成29年第1回区議会定例会、関西電力高浜原発再稼働等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真等が掲載されているが、上記判断基準—1—（2）のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとはできない。

請求人は、当該区政報告に森友学園問題に関する記事が掲載され、また、区政報告会の講演の演題が「森友学園問題を問う」となっていることについて、「森友学園問題が区政報告の1面を占め、また、区政報告会の講演が同じく森友学園問題となっているが、この問題は、国政の課題の一つと捉えられている」と主張するが、当該議員からは、「森友学園問題は、そもそも豊中市議会議員木村真氏が、建設中の私立小学校のあり方に不審を抱き、国有地の払下げの仕方に疑問を感じて財務省に問い合わせたところ、情報が開示されないことに疑問を持ったことに端を発している。豊中市が国有地の払下げを受けて購入して公園をつくったときに要した費用と比べ、あまりに低額であることがわかり、森友学園と財務省との不適切な関係が明らかになった。自治体では、特養や保育所などの施設建設に当たり国有地を買い取ることが多く、区でも国有地の払下げや財産交換等の手法により国有地を利用してきた経緯がある」と説明されており、区政と関連性を有するものと認められる。

また、上記判断基準—2—のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 26 新城せつこ議員（議員の区政報告（2018年新年号）関連費用・区政報告会（平成29年5月20日）関連費用）

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出され、按分率99%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該区政報告の内容をみると、請求人が指摘する立憲民主党吉田はるみの衆院選に関する記事（全体の1%）については、按分して控除されていることが認められる。それ以外の部分をみると、認可保育園、児童クラブ、特別養護老人ホーム等に関する記事及び2017年の主な活動と題する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真等が掲載されているが、上記判断基準—1—

(2) のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

請求人は、当該区政報告に森友学園問題の講演等が行われた区政報告会に関する記事が掲載されていることについて、「区政報告会での森友学園問題の講演等を掲載することは、政務活動費条例に適合しない」と主張するが、上記のけしば誠一議員の判断のとおり、区政と関連性を有するものと認められ、政務活動費条例に適合しないとは認められない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

なお、本件監査請求を受け、当該議員が改めて内容を確認した結果、当該区政報告関連費用のうち、郵送料及び人件費については按分されていなかったため、令和元年5月24日付けで29年度収支報告書等が訂正され、同年5月30日付けで2,088円が区に返還されている。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 27 木梨もりよし議員（議員の区政報告（平成29年春季号）関連費用）

上記判断基準—1—(1)のとおり、領収書及び区政報告の原本が提出されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

請求人は、「189万円を超える公金をこの区政報告に投入することが合法的であるか疑問があり、当該区政報告は政務活動費条例に反している」と主張するのみで、具体的に当該区政報告のどの部分が政務活動費条例に反していると主張しているのか明らかでないが、当該区政報告の内容をみると、平成29年第1回区議会定例会等に関する記事が掲載されており、政務活動（広聴広報活動）に資するものと認められ、選挙活動等に関連する記事など、政務活動に関連しない記事等が掲載されているとは認められない。

そのほか、当該議員の写真、プロフィール等が掲載されているが、上記判断基準—1—(2)のとおり、当該写真等が専ら選挙活動等のための宣伝効果のみを狙って掲載されたものといえるような特段の事情等があるとは認められず、その紙面に占める割合も社会通念に照らし相当な範囲を超えているとまではいうことはできない。

また、上記判断基準—2のとおり、当該区政報告は、選挙活動等の政務活動以外の活動としての側面を併有していると解するのは相当でない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### 3—2—4 資料購入費

#### [返還請求の対象及び金額]

- 1 浅井くにお議員（日刊紙（新聞）購読費：35,329円）
- 2 今井ひろし議員（日刊紙（新聞）購読費：48,444円）

- 3 大熊昌巳議員（日刊紙（新聞）購読費：48,444円）
- 4 大和田伸議員（日刊紙（新聞）購読費：36,900円）
- 5 富本卓議員（日刊紙（新聞）購読費：25,920円）
- 6 はなし俊郎議員（日刊紙（新聞）購読費：40,116円）
- 7 脇坂たつや議員（日刊紙（新聞）購読費：48,444円）
- 8 河津利恵子議員（日刊紙（新聞）購読費：51,276円）
- 9 増田裕一議員（日刊紙（新聞）購読費：41,831円）
- 10 山本あけみ議員（日刊紙（新聞）購読費：40,639円）
- 11 岩田いくま議員（①日刊紙（新聞）購読費：49,972円、②学士会会報購読費：2,000円）
- 12 松浦芳子議員（日刊紙（新聞）購読費：36,408円）
- 13 小林ゆみ議員（日刊紙（新聞）購読費：48,444円）
- 14 藤本なおや議員（日刊紙（新聞）購読費：49,512円）
- 15 市来とも子議員（日刊紙（新聞）購読費：40,116円）
- 16 けしば誠一議員（日刊紙（新聞）購読費：17,592円）
- 17 川野たかあき議員（日刊紙（新聞）購読費：31,476円）
- 18 木梨もりよし議員（日刊紙（新聞）購読費：40,370円）
- 19 田中ゆうたろう議員（日刊紙（新聞）購読費：40,581円）
- 20 杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）（①日刊紙（新聞）購読費：45,912円、②所属政党発行の機関紙（公明新聞）購読費：22,644円）
- 21 杉並区議会公明党（川原口宏之議員）（①日刊紙（新聞）購読費：48,444円、②所属政党発行の機関紙（公明新聞）購読費：22,644円）
- 22 杉並区議会公明党（横山えみ議員）（①日刊紙（新聞）購読費：56,063円、②所属政党発行の機関紙（公明新聞・月刊公明）購読費：24,492円）
- 23 杉並区議会公明党（大槻城一議員）（①日刊紙（新聞）購読費：56,063円、②所属政党発行の機関紙（公明新聞）購読費：22,644円）
- 24 杉並区議会公明党（北明範議員）（①日刊紙（新聞）購読費：45,912円、②所属政党発行の機関紙（公明新聞・月刊公明）購読費：24,492円）
- 25 杉並区議会公明党（中村康弘議員）（①日刊紙（新聞）購読費：44,400円、②所属政党発行の機関紙（公明新聞・月刊公明）購読費：24,492円）
- 26 杉並区議会公明党（島田敏光議員）（①日刊紙（新聞）購読費：48,444円、②所属政党発行の機関紙（公明新聞・月刊公明）購読費：24,492円）
- 27 杉並区議会公明党（渡辺富士雄議員）（①日刊紙（新聞）購読費：48,444円、②所属政党発行の機関紙（公明新聞）購読費：16,983円）



## [請求人の主張要旨]

- 1 浅井くにお議員、今井ひろし議員、大熊昌巳議員、大和田伸議員、富本卓議員、はなし俊郎議員、脇坂たつや議員、河津利恵子議員、増田裕一議員、山本あけみ議員、岩田いくま議員、松浦芳子議員、小林ゆみ議員、藤本なおや議員、市来とも子議員、けしば誠一議員、川野たかあき議員、木梨もりよし議員、田中ゆうたろう議員、杉並区議会公明党（山本ひろこ議員・川原口宏之議員・横山えみ議員・大槻城一議員・北明範議員・中村康弘議員・島田敏光議員・渡辺富士雄議員）（日刊紙（新聞）購読費）

通常的生活（議員に当選する前の生活）において、必要経費であったものは、政務活動費に計上することはできず、もし計上した場合は、議員になることによって得た隠れた給与となり、違法行為そのものである。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

- 2 杉並区議会公明党（山本ひろこ議員・川原口宏之議員・横山えみ議員・大槻城一議員・北明範議員・中村康弘議員・島田敏光議員・渡辺富士雄議員）（所属政党発行の機関紙（公明新聞・月刊公明）購読費）

「政務活動に要する経費細目」で「所属政党発行の機関紙の購読については、議員一人当たり1部のみとする」とされているが、政務活動費規程第2条で政党活動に関する経費は政務活動に要する経費に該当しないものと定められているので、規程と矛盾しており、党員の義務である機関紙の購読について政務活動費で支払うことは、税金を違法に使うことである。また、横山議員、北議員、中村議員及び島田議員については、「所属政党発行の機関紙の購読については、議員一人当たり1部のみとする」とされているにもかかわらず、公明新聞及び月刊公明の2部を購入している。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

- 3 岩田いくま議員（学士会会報購読費）

学士会会報は、政務活動とは関係がない。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

## [判断基準]

- 1 日刊紙（新聞）購読費・学士会会報購読費

- (1) 区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、新聞、雑誌、書籍等の資料を購読し、その購読費等の経費を支出することは、「政務活動に要する経費」で資料購入費として認められている。

資料購入費については、会派及び議員の政務活動の広範さに鑑み、購読の目的や当該資料の題名等からうかがわれる資料の内容等に照らして政務活動との間に明らかに合理的関連性が認められない場合を除き、政務活動費の趣旨目的に適合するものであって適法であると解するのが相当である。

新聞は、日々変化する社会情勢等について最新の情報が掲載されており、情報を簡易、迅速かつ広範囲に収集する有効な手段であることから、政務活動に資するものである。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、資料名が明らかにされ、定期購読の場合は1年を超えない購読費であり、また、購読新聞については専ら議員本人以外が購読しているものでない限り、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

- (2) 請求人は、「通常の生活（議員に当選する前の生活）において、必要経費であったものは、政務活動費に計上することはできず、もし計上した場合は、議員になることによって得た隠れた給与となり、違法行為そのものである」と主張するが、現行の政務活動費条例等において、そのような規定が存在しないことから、請求人の主張内容を根拠として、違法又は不当であるということとはできず、また、そのような規定が存在しないこと自体が、違法又は不当であるということもできない。

## 2 所属政党発行の機関紙購読費

区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、所属政党発行の機関紙を購読し、その購読費等の経費を支出することは、「政務活動に要する経費」で資料購入費として認められている。

また、「政務活動に要する経費細目」において、「所属政党発行の機関紙の購読については、議員一人当たり1部のみとする」と定められ、同一の機関紙の購読費を、政務活動費に複数計上することは認められていないことから、社会通念上相当な範囲内にとどまっているものと解することができるものであり、議員一人当たり1部の購読であれば、違法又は不当であるということとはできず、当然のことながら、政務活動費規程第2条に違反するということとはできない。

所属政党発行の機関紙であっても、区政に関する情報が掲載されているのであれば、これを購読することは政務活動と合理的関連性を有するものと解され、区政に関する情報が全く掲載されていないという特段の事情が認められない限り、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、資料名が明らかにされ、定期購読の場合は1年を超えない購読費であり、また、購読新聞については専ら議員本人以外が購読しているものでない限り、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

### [会派・議員別判断]

#### 1 浅井くにお議員（日刊紙（新聞）購読費）

上記判断基準—1のとおり、領収書が提出され、資料名が明らかにされ、1年を超えない購読費であり、また、専ら議員本人以外が購読しているという特段の事情は認められないことから、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**2 今井ひろし議員（日刊紙（新聞）購読費）**

上記の浅井くにお議員の判断（以下この資料購入費の項目において「判断—1」という。）のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**3 大熊昌巳議員（日刊紙（新聞）購読費）**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**4 大和田伸議員（日刊紙（新聞）購読費）**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**5 富本卓議員（日刊紙（新聞）購読費）**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**6 はなし俊郎議員（日刊紙（新聞）購読費）**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**7 脇坂たつや議員（日刊紙（新聞）購読費）**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**8 河津利恵子議員（日刊紙（新聞）購読費）**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**9 増田裕一議員（日刊紙（新聞）購読費）**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**10 山本あけみ議員（日刊紙（新聞）購読費）**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**11 岩田いくま議員**

**（1）日刊紙（新聞）購読費**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**（2）学士会会報購読費**

上記判断基準—1—（1）のとおり、領収書が提出され、領収書等貼付用紙の備考欄に資料名が「学士会会報」と記載され、定期購読の期間が「平成29年6月から平成30年5月まで」の1年間であり、按分率50%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該議員からは、「その内容については、各界の専門家が執筆した時事問題等についての専門的知見に基づく論文（平成29年5月発行号の「パリ協定の概要とその課題」、同年7月発行号の「少子高齢化、人口減少とこれからの日本」等）が掲載されているものであり、新たな論点や視点で区政一般を考えるのに非常に有用である」と説明されており、政務活動との間に明らかに合理的関連性が認められないということとはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

ただし、本件支出は、一般社団法人学士会の年会費の支出であることから、当該議員が出納簿に「書籍代」と記載したことは適切ではなく、今後は、出納簿の記載について正確を期するよう留意されたい。

なお、区議会事務局長の抗弁書（追加回答）において、「年会費の支出については、出納簿に年会費と記載するとともに、領収書等貼付用紙の備考欄に支出目的を記載するよう、事務処理の手引に明記することを検討したい」との見解が明らかにされていることを付言する。

**12 松浦芳子議員（日刊紙（新聞）購読費）**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**13 小林ゆみ議員（日刊紙（新聞）購読費）**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**14 藤本なおや議員（日刊紙（新聞）購読費）**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**15 市来とも子議員（日刊紙（新聞）購読費）**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**16 けしば誠一議員（日刊紙（新聞）購読費）**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**17 川野たかあき議員（日刊紙（新聞）購読費）**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**18 木梨もりよし議員（日刊紙（新聞）購読費）**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**19 田中ゆうたろう議員（日刊紙（新聞）購読費）**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

い。

## 20 杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）

### （１）日刊紙（新聞）購読費

判断—１のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### （２）所属政党発行の機関紙（公明新聞）購読費

上記判断基準—２のとおり、領収書が提出され、資料名が明らかにされ、議員一人当たり１部以内で計上されており、また、１年を超えない購読費であり、専ら議員本人以外が購読しているという特段の事情は認められないことから、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該資料について、「地方行政・地方議会の課題、動向、活動状況等に関する記事や解説が豊富に掲載されており、調査研究等の政務活動のための資料として活用している」と説明されており、区政に関する情報が全く掲載されていないといった特段の事情は認められず、また、政務活動との間に明らかに合理的関連性が認められないということとはできない。

請求人は、「政務活動費規程第２条で政党活動に関する経費は政務活動に要する経費に該当しないものと定められているので、規程と矛盾しており、党員の義務である機関紙の購読について政務活動費で支払うことは、税金を違法に使うことである」と主張するが、本件支出の用途の適合性については、上記判断基準—２に基づき判断するのが相当であり、政党の党員が機関紙の購読を義務付けられていることを理由として政務活動費に計上することができないと解することはできず、また、政務活動費規程第２条に違反するということとはできない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 21 杉並区議会公明党（川原口宏之議員）

### （１）日刊紙（新聞）購読費

判断—１のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### （２）所属政党発行の機関紙（公明新聞）購読費

上記の杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）の判断—（２）（以下この資料購入費の項目において「判断—２」という。）のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 22 杉並区議会公明党（横山えみ議員）

### （１）日刊紙（新聞）購読費

判断—１のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## (2) 所属政党発行の機関紙（公明新聞・月刊公明）購読費

上記判断基準—2のとおり、領収書が提出され、資料名が明らかにされ、議員一人当たり1部以内で計上されており、また、1年を超えない購読費であり、専ら議員本人以外が購読しているという特段の事情は認められないことから、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該資料について、「公明新聞には、地方行政・地方議会の課題、動向、活動状況等に関する記事や解説が豊富に掲載され、月刊公明には、国内外、地方自治、政治、経済、行政等の課題に関する識者の論文等が多数掲載されており、いずれも調査研究等の政務活動のための資料として活用している」と説明されており、区政に関する情報が全く掲載されていないといった特段の事情は認められず、また、政務活動との間に明らかに合理的関連性が認められないということとはできない。

請求人は、「政務活動費規程第2条で政党活動に関する経費は政務活動に要する経費に該当しないものと定められているので、規程と矛盾しており、党員の義務である機関紙の購読について政務活動費で支払うことは、税金を違法に使うことである」と主張するが、本件支出の用途の適合性については、上記判断基準—2に基づき判断するのが相当であり、政党の党員が機関紙の購読を義務付けられていることを理由として政務活動費に計上することができないと解することはできず、また、政務活動費規程第2条に違反するということができない。

また、請求人は、「所属政党発行の機関紙の購読については、議員一人当たり1部のみとする」とされているにもかかわらず、公明新聞及び月刊公明の2部を購入している」と主張するが、当該規定について、区議会事務局長の抗弁書において「政党機関紙（雑誌を含む。）が複数ある場合でも、議員一人当たり各1部の購読まで認めることとしている」との見解が示されており、この見解は明らかに合理性・妥当性を欠くとまではいえないことから、本件支出は当該規定の要件を満たすものと解される。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、平成30年度から、「政務活動費に要する経費細目」の一部が改正され、当該規定は、「所属政党発行の機関紙（機関誌又は冊子を含む。）の購読については、議員一人当たり各1部とする」と改められ、規定内容の明確化が図られたことは、適切であると考えられる。

この点につき、請求人は、「政党の機関紙等の購入が各1部となり、購入範囲が増額した。議員にとっては改善事項であろうと思われる」と主張するが、監査委員としては、上記のとおり、購入範囲の増額が行われたものではなく、規定内容の明確化が図られたものと認識していることを付言する。

**23 杉並区議会公明党（大槻城一議員）**

**（１）日刊紙（新聞）購読費**

判断—１のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**（２）所属政党発行の機関紙（公明新聞）購読費**

判断—２のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**24 杉並区議会公明党（北明範議員）**

**（１）日刊紙（新聞）購読費**

判断—１のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**（２）所属政党発行の機関紙（公明新聞・月刊公明）購読費**

上記の杉並区議会公明党（横山えみ議員）の判断—（２）（以下この資料購入費の項目において「判断—３」という。）のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**25 杉並区議会公明党（中村康弘議員）**

**（１）日刊紙（新聞）購読費**

判断—１のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**（２）所属政党発行の機関紙（公明新聞・月刊公明）購読費**

判断—３のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**26 杉並区議会公明党（島田敏光議員）**

**（１）日刊紙（新聞）購読費**

判断—１のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**（２）所属政党発行の機関紙（公明新聞・月刊公明）購読費**

判断—３のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**27 杉並区議会公明党（渡辺富士雄議員）**

**（１）日刊紙（新聞）購読費**

判断—１のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**（２）所属政党発行の機関紙（公明新聞）購読費**

判断—２のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### 3—2—5 事務費

#### [返還請求の対象及び金額]

- 1 杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）（携帯電話代：33,434円）
- 2 杉並区議会公明党（川原口宏之議員）（携帯電話代：45,953円）
- 3 杉並区議会公明党（横山えみ議員）（①携帯電話代：29,976円、②ノートパソコンの購入費：26,460円）
- 4 杉並区議会公明党（大槻城一議員）（携帯電話代：28,819円）
- 5 杉並区議会公明党（北明範議員）（携帯電話代：14,914円）
- 6 杉並区議会公明党（中村康弘議員）（携帯電話代：27,402円）
- 7 杉並区議会公明党（島田敏光議員）（携帯電話代：71,318円）
- 8 杉並区議会公明党（渡辺富士雄議員）（携帯電話代：38,110円）
- 9 浅井くにお議員（携帯電話代：32,301円）
- 10 大和田伸議員（①携帯電話代：28,164円、②プリンタートナー代：21,843円、③事務所コピー機リース代：49,076円）
- 11 吉田あい議員（携帯電話代：35,684円）
- 12 はなし俊郎議員（携帯電話代：33,108円）
- 13 河津利恵子議員（①携帯電話代：45,385円、②インターネット接続料：23,114円）
- 14 岩田いくま議員（用紙、インク等の購入費：13,807円（※））

※ 措置請求書に、異なる金額（21,685円）の記載があるが、「返還請求額のまとめ」の金額を請求額と解することとした。

#### [請求人の主張要旨]

- 1 杉並区議会公明党（山本ひろこ議員・川原口宏之議員・横山えみ議員・大槻城一議員・北明範議員・中村康弘議員・島田敏光議員・渡辺富士雄議員）、浅井くにお議員、大和田伸議員、吉田あい議員、はなし俊郎議員、河津利恵子議員（携帯電話代・インターネット接続料（河津利恵子議員のみ））

携帯電話代については、按分の原則に基づき、按分率を2分の1とすることが妥当であるが、2分の1を超えること（杉並区議会公明党の各議員：80%、浅井くにお議員：70%、大和田伸議員：80%、吉田あい議員：75%、はなし俊郎議員：70%、河津利恵子議員：80%）について客観的かつ合理的な説明が何らなされておらず、透明性に欠ける。

したがって、計上額のうち、50%を超える部分の返還を求める。

なお、河津利恵子議員のインターネット接続料についても、請求の趣旨を斟酌して、携帯電話代と同様の理由により、返還を求めているものと解することとした。

- 2 大和田伸議員（プリンタートナー代）

これだけのトナーを購入すれば、かなりの枚数を印刷することができる



が、用紙の購入は1回しか計上しておらず、使用実態が不明である。  
したがって、計上額の全額の返還を求める。

### 3 大和田伸議員（事務所コピー機リース代）

領収書は提出されているが、どのように利用しているかの説明がないので、不透明である。

したがって、計上額の全額の返還を求める。

### 4 岩田いくま議員（用紙、インク等の購入費）

按分率80%の根拠の説明はなく、また、使用目的が明らかにされていないなど、透明性に欠ける。

したがって、計上額のうち、50%を超える部分の返還を求める。

### 5 杉並区議会公明党（横山えみ議員）（ノートパソコンの購入費）

平成29年11月にノートパソコンを購入しているが、横山議員は平成31年4月で区議を引退するため、区議としてノートパソコンを使用するのは1年5か月であり、2年7か月の耐用年数が残されている。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

## [判断基準]

### 1 携帯電話代

区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、携帯電話、スマートフォン等の情報端末を使用し、その通信費等の経費を支出することは、「政務活動に要する経費」で事務費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書が提出され、実態に即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

平成29年度の「政務活動に要する経費細目」では、携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、「実態に即して按分する」と規定されるのみで、使用実態やどの程度の割合が政務活動に当たるか等については、会派及び議員の自律的判断に委ねられていたところであるが、平成30年度から、「政務活動に要する経費細目」の一部が改正され、当該支出について合理的な説明ができる場合を除き、支出割合の上限が2分の1とされている。

### 2 ノートパソコン、プリンタートナー等の購入費、コピー機リース代、インターネット接続料

区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、パソコン、コピー機、事務用品等を使用し、その購入費、リース代、インターネット接続料等の経費を支出することは、「政務活動に要する経費」で事務費として認められている。

「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、領収書（備品（5万円以上の物品）の場合は、領収書及び備品台帳の写し）が提出され、実態に

即して適切に按分するなど適正に処理されていれば、違法又は不当であるということとはできない。

平成29年度の「政務活動に要する経費細目」では、インターネット接続料については、「実態に即して按分する」と規定されるのみで、使用実態やどの程度の割合が政務活動に当たるか等については、会派及び議員の自律的判断に委ねられていたところであるが、平成30年度から、「政務活動に要する経費細目」の一部が改正され、当該支出について合理的な説明ができる場合を除き、支出割合の上限が2分の1とされている。

## [会派・議員別判断]

### 1 杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）（携帯電話代）

上記判断基準—1のとおり、領収書が提出され、按分率80%で計上されており、平成29年度当時の「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、携帯電話の使用実態等について、「携帯電話については、党本部から全議員に各1台支給されており、会派所属の議員は、2台保有している。党活動・後援会活動等、政務活動以外の案件については、基本的に党から支給されている携帯電話を使用している。政務活動費に計上しているものは、党本部から支給されたものとは別のもう1台の携帯電話であり、こちらは専ら政務活動のために使用している。ただし、政務活動以外の通話やメールもゼロではないため、80%の按分としている」と説明されており、この使用実態や按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情は認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### 2 杉並区議会公明党（川原口宏之議員）（携帯電話代）

上記の杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）の判断（以下この事務費の項目において「判断—1」という。）のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### 3 杉並区議会公明党（横山えみ議員）

#### （1）携帯電話代

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

#### （2）ノートパソコンの購入費

上記判断基準—2のとおり、領収書及び備品台帳の写しが提出され、按分率50%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

請求人は、「平成29年11月にノートパソコン（所得税法上の耐用年数は4年）を購入しているが、当該議員は平成31年4月で区議を引退するため、区議としてノートパソコンを使用するのは1年5か月であり、2年7か月の耐用年数が残されているので、計上額の50%の返還を求める」

と主張するが、事務処理の手引においては、「購入から任期満了までの期間が、耐用年数に満たない備品の購入は、個人の資産形成と捉えられる可能性が高いことに留意する必要がある」と規定されているものであり、政務活動費に計上することができないと規定されているものではない。

また、当該議員からは、「会派として購入したものであるため、議員引退後は、会派に返還している」と説明されており、それを否定する根拠はなく、個人の資産形成であるとは認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**4 杉並区議会公明党（大槻城一議員）（携帯電話代）**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**5 杉並区議会公明党（北明範議員）（携帯電話代）**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**6 杉並区議会公明党（中村康弘議員）（携帯電話代）**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**7 杉並区議会公明党（島田敏光議員）（携帯電話代）**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**8 杉並区議会公明党（渡辺富士雄議員）（携帯電話代）**

判断—1のとおり、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

**9 浅井くにお議員（携帯電話代）**

上記判断基準—1のとおり、領収書が提出され、按分率70%で計上されており、平成29年度当時の「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、携帯電話の使用実態等について、「議員就任時は、使用実態から按分率を50%としていたが、平成29年度は、政務活動での携帯電話の使用実態が70%~80%となってきたことから、使用実態に即して70%の按分率で計上した。また、通話が5分以内であれば無料の通話定額ライト基本料・スマ放題のプランを契約していたが、5分を超えることも多くなったため、通話定額基本料・スマ放題（他社を含む全ての通話が無料）のプランに契約変更しており、携帯電話は通話し放題となっている」と説明されており、この使用実態や按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情は認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 10 大和田伸議員

### (1) 携帯電話代

上記判断基準—1のとおり、領収書が提出され、按分率80%で計上されており、平成29年度当時の「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、携帯電話の使用実態等について、「議員名簿や区議会レポート等で公表している電話番号に電話するとそのまま携帯電話に転送されるように設定しており、よって、携帯電話には事務所電話がそのまま転送される事実もあることから、その通話のほとんどが区民からの意見や要望である。また、家内が日頃、自宅において名簿管理（入力、削除、変更等の作業）、区民相談対応（最終的には私に話をつなぐ役割）等を担っているため、区民に次いで電話でのやりとりが多い家内との通話内容も、ほぼ政務活動に関するものである」と説明されており、この使用実態や按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情は認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### (2) プリンタートナー代

上記判断基準—2のとおり、領収書が提出され、按分率50%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

請求人は、「これだけのトナーを購入すれば、かなりの枚数を印刷することができるが、用紙の購入は1回しか計上しておらず、使用実態が不明である」と主張するが、当該議員からは、「10月に購入したものについては、プリンター事業者が「決算プリンタートナーキャンペーン」と称し、標準価格の40%OFFで販売していたことに伴い、政務活動費を少しでも有効活用するために安価の際に購入した」と説明されており、それを否定する根拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### (3) 事務所コピー機リース代

上記判断基準—2のとおり、領収書が提出され、按分率50%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

請求人は、「領収書は提出されているが、どのように利用しているのかの説明がないので、不透明である」と主張するが、当該議員からは、「単に資料等をコピーするだけではなく、PCデータ印刷やFAX送受信で用いており、ほとんど議会関連書類（質疑内容等）を打ち出すものであり、使用実態としては、ほぼ政務活動に近い形であるが、50%按分をしている」と説明されており、それを否定する根拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 11 吉田あい議員（携帯電話代）

上記判断基準—1のとおり、領収書が提出され、按分率75%で計上されており、平成29年度当時の「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、携帯電話の使用実態等について、「主に政務活動用としてのガラケーとそれ以外の活動用としてのスマートフォンの2台を所有し、明確に分けて使用しており、使用実態に応じて按分し75%計上としたものである」と説明されており、この使用実態や按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情は認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 12 はなし俊郎議員（携帯電話代）

上記判断基準—1のとおり、領収書が提出され、按分率70%で計上されており、平成29年度当時の「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、携帯電話の使用実態等について、「どこにいても留守番電話にメッセージが入っていれば連絡がとれる。携帯電話を私的に50%以上使うことはなく、区民相談への対応が多いことで70%計上としている」と説明されており、この使用実態や按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情は認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

## 13 河津利恵子議員

### （1）携帯電話代

上記判断基準—1のとおり、領収書が提出され、按分率80%で計上されており、平成29年度当時の「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、携帯電話の使用実態等について、「家族間の通信は家族割引で無料であること、政党や後援会の活動は皆無であること、日常的な利用のほとんどが活動上のやり取りであること等から、80%按分は妥当なものとする」と説明されており、この使用実態や按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情は認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### （2）インターネット接続料

上記判断基準—2のとおり、領収書が提出され、按分率80%で計上されており、平成29年度当時の「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、パソコンの使用実態等について、「プライベート及び家族用と区別してパソコンを所有していること、専ら政務活動用として使用していること等から、80%按分は妥当なものとする」と説明されており、この使用実態や按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情は認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

#### 14 岩田いくま議員（用紙、インク等の購入費）

上記判断基準一2のとおり、領収書が提出され、按分率80%で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

請求人は、「按分率80%の根拠の説明はなく、また、使用目的が明らかにされていないなど、透明性に欠ける」と主張するが、パソコンの使用実態等について、「パソコン関連全般について統一した按分率（パソコンの使用実態に即して80%）としている。過去のパソコン起動ログのサンプル調査から、1週間当たり27時間～42時間程度自宅パソコンを使用しており、そのほとんどは政務活動利用（メール・インターネットによる情報収集・調査・区政相談対応、区政報告作成・発送用シール印刷、HP作成等）であるが、メールの中に政務活動外のものもあること、また、政務活動外のインターネット利用（情報収集）・文書作成も皆無ではないため、1日30分程度（週3.5時間）は政務活動外の使用とみなし、保守的に控除して80%按分とした」と説明されており、この使用実態や按分率が相当でないことを疑わせるに足りる具体的事情は認められない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

### 3—2—6 人件費

#### [返還請求の対象及び金額]

河津利恵子議員（政務活動補助職員賃金：247,500円）

#### [請求人の主張要旨]

勤務内容は多岐にわたっており、全て調査研究とされているが、河津議員は区政報告を作成していないし、調査研究内容は公表されていない。

したがって、計上額の50%の返還を求める。

#### [判断]

区政に関する調査研究その他の活動を行うに当たり、職員を雇用し、その賃金を支出することは、「政務活動に要する経費」で人件費として認められている。

本件支出については、領収書及び勤務日、勤務時間、金額、勤務内容等を記載した「政務活動補助職員勤務報告書」が提出され、1月当たりの支出金額の上限（5万円）の範囲内で計上されており、「政務活動に要する経費・同細目等」に基づき、適正に処理されていることが認められる。

そして、当該職員の勤務内容について、「勤務内容の欄には、主なテーマとして依頼したこと（ふるさと納税返礼品に関する調査研究、交流自治体連携事業に関する調査研究等）を記述したが、政策的なテーマの調査研究のほかにも、電話対応、議会や委員会質疑のテープ起こし、毎月いくつかの団体の

定例会や集会でミニ議会報告や勉強会などを開催しており、そのためのレジュメや資料の作成、顔が見える範囲の方への議会報告、資料の発送手続や手配り等、様々な事務を依頼している」と説明され、また、「党務や後援会活動は一切行っていない」と説明されており、これらの勤務内容は政務活動と関連性を有しないと認められない。

また、請求人は、「河津議員は区政報告を作成していないし、調査研究内容は公表されていない」と主張するが、「政務活動に要する経費・同細目等」においては、調査研究内容の公表は人件費の支出の要件とはされていないものであり、当該議員からは、「区政報告については、母の介護が本格的に必要なことなどもあり、作成できなくなったことは事実であるが、区政報告を届けていないことがイコール区民への情報提供不足とはいえない」と説明されており、それを否定する根拠はない。

したがって、本件支出が違法又は不当であるということとはできない。

なお、政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容の記載方法については、平成30年度から、事務処理の手引の一部が改正され、勤務内容が複数ある場合は、可能な限り複数の勤務内容を記載するよう、明記されており、今後は、当該議員のような勤務内容の記載方法は不適切であり、より適切に勤務内容を記載するよう、改めて周知・徹底を図りたい。

### 3-3 まとめ

以上のとおり、本件各支出に違法又は不当な点は認められず、本件監査請求には理由がないものと認められるので、これを棄却する。

## 4 意見・要望

監査の結果を踏まえ、監査委員としての意見・要望を以下に述べる。

- (1) 区議会において、毎年度、政務活動費制度の運用改善についての検討を行い、制度の検証と改善を継続的に進められていることは、評価することができる。

平成30年度においては、平成31年4月5日付け「平成30年度杉並区職員措置請求監査結果における意見・要望事項等への対応状況について(報告)」(以下「平成30年度対応状況報告」という。)(資料5)のとおり、①平成31年度版から、事務処理の手引を杉並区議会ホームページで公開する、②政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容の記載方法について、勤務内容が複数ある場合は可能な限り複数の勤務内容を記載することを再度周知徹底するなど、運用の改善が図られている。

ただし、なお検討すべき課題があると思われるので、以下、要望する。

#### ア 按分の割合(上限)が定められていない経費について

現行の「政務活動に要する経費細目」においては、政務活動とその他の議員活動や私的活動が混在する場合の按分について、①ガソリン代、②事務所賃借料、③インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端

末の通信費等のように支出割合の上限を2分の1等とするもののほかは、「実態に即して按分する」、「社会通念上相当な割合で按分する」などとされ、按分の割合（上限）が定められていない。

透明性の向上、区民の理解促進などのため、按分の割合（上限）が定められていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定すること、及び個々の会派又は議員においてそれを超える実態がある場合は、より詳細かつ合理的な説明を付して、その割合で按分することを検討されたい。

このことについては、平成28年度の監査結果以降、継続して、意見・要望事項としてきたものであり、今後の検討に期待する。

#### イ 支出割合の上限を超えて計上する場合の合理的な説明について

インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、平成30年度から支出割合の上限が設けられたところであるが、当該支出について合理的な説明ができる場合は、その上限を超えて計上することが認められている。

上記アにおいては、定められた上限を超えて計上する場合には、より詳細かつ合理的な説明を付すよう求めているところであり、この上限を超える実態がある場合は、それを裏付ける資料を提出するなど、より適正に運用されるよう、事務処理の手引に明記することを検討されたい。

#### ウ 「平成30年8月28日東京地裁判決及び平成31年4月16日東京高裁判決（判決1）」並びに「平成31年3月22日東京地裁判決（判決2）」について

判決1においては、①90%按分で計上したパソコン関連費用、②80%按分で計上した区政報告会関連費用及び③按分せずに計上した会派区政報告関連費用について、違法な支出であると判断され、判決2においては、按分せずに計上した複数の会派及び議員の区政報告関連費用について、違法な支出であると判断されたところである。

一方で、上記の判決においては、適法な支出であると判断されたものも多数あることから、上記の判決内容について、杉並区議会政務活動費専門委員会の助言を受けるなどして、改めて、精査・分析を行い、今後、政務活動費の使途の適正が確保されるよう、速やかに制度の改善を図られたい。

#### エ 使用実態、按分率等の説明について

「監査の基本的な考え方と視点」で述べたとおり、執行機関と議会等との抑制と均衡の理念等に鑑み、会派及び議員がどのような政務活動を行い、そのためにいかなる政務活動費を支出するかについては、基本的に会派及び議員の自律的判断に委ねるべきものであると解するのが妥当であるが、その反面、政務活動費は公金である以上、制度の趣旨に沿った使途の適正が自律的に確保されなければならないと、また、それらを客観的に確認できるように透明性を確保することが必要であり、使途が拡大された政務活動費制度において、より一層求められていると考える。

本件監査請求の対象とされた支出についてみると、議長の調査回答により、初めて、個々の会派及び議員の使用実態や按分率の考え方等が明らかになっ



たと考えられるものが少なからず見受けられた。

当然のことながら、使用実態、按分率等の説明の具体的な度合いについても、会派及び議員の自律的判断に委ねられるべきものであるが、一方で、使途の透明性の確保については、より一層求められていることから、使用実態や按分率の考え方等については、可能な限り、明らかにされることが適切であると考えるので、収支報告の時点において、より詳細に説明されるよう、運用の改善を検討されたい。

- (2) 議長は、調査回答において、「今後は、平成 30 年 8 月 28 日の東京地裁判決及び平成 31 年 4 月 16 日の東京高裁判決並びに平成 31 年 3 月 22 日の東京地裁判決の結果を重く受け止め、これまで以上に区民の理解と信頼が得られる政務活動費制度を目指し、按分の割合（上限）が定められていない経費や月極駐車場代その他の改善すべき課題について、より一層の検証・見直しに取り組む」との見解を明らかにされている。

また、区議会事務局長は、上記の平成 30 年度対応状況報告において、「按分の割合（上限）が定められていない経費の適切な按分の割合の設定については、平成 28 年度以降の監査結果において、意見・要望事項とされ、区議会においても、継続して検討事項とされていることから、今年度は、重点的に検討する」との見解を明らかにされている。

区議会におかれては、今後も、制度の検証と改善を継続的に進められるよう期待するものである。

# 別紙

2019年4月26日

杉並区監査委員（宛）

杉並区議会への会派及び議員に対する平成29年度政務活動費に関する措置請求書

1. 地方自治法第242条第1項の規定により、別紙請求の趣旨、措置請求内容及び事実証明書を添え、必要な措置を請求します。
2. 請求の趣旨、措置請求内容及び事実証明書  
別紙の通り

請求人

別紙参照



杉並区	A	㊦
杉並区	B	㊦
杉並区	C	㊦
杉並区	D	㊦
杉並区	E	㊦
杉並区	F	㊦
杉並区	G	㊦
杉並区	H	㊦
杉並区	I	㊦
杉並区	J	㊦
杉並区	K	㊦
杉並区	L	㊦
杉並区	M	㊦

別紙

## 1. 請求の趣旨

- 1) 請求人は、地方自治法第 242 条（住民監査請求）第 1 項「普通地方公共団体の住民は、（中略）違法若しくは不当な公金の支出（中略）があると認めるとき、監査委員に対して、監査を求め、当該行為を防止し、もしくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる」の規定に拠り、平成 29 年度政務活動費（政活費と略す）の監査請求を行うこととした。

一方、一般市民・区民の立場から行う政活費の「違法若しくは不当な公金の支出等」の検証は、政活費の収支報告書及び添付された出納簿、領収書等の証明書類や政務調査・活動の成果等について開示された区政報告書、視察・研修報告書等に拠って行うが、当然の事として、その検証には、限界がある。平成 18 年度から平成 28 年度までの過去の政調費・政活費の検証作業において、多くの場合、それらの収支報告書等に記載・開示されている情報は、限られており、又、その情報の当否を調査・判断することに、難しさが伴うものであった。従って、会派・議員の自立ある考えの基に、自律ある判断で、政活費の収支報告書等の内容が、明確な形で開示されていることを前提とし、主として、その開示された内容を基に検証を行い、請求人が、使途が不当であると判断した政活費の返還の措置請求を求めた。

- 2) 地方自治法第 199 条 8 項「監査委員の職務権限」の規定及び区の政務活動費条例第 11 条「議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すると共に、使途の透明性の確保に努める」との規定に拠り、請求人は、監査委員が、監査のために必要があると認めるときは、関係人である区議会議長に調査を依頼し、会派・議員からの明確な情報の開示を得ることが出来ると解し、監査委員が、更なる情報を得て、政活費の使途の合理性・妥当性の判断をすることを求めてきた。平成 22 年度の政調費監査請求に対する監査結果書においても、区議会議長を、関係人と位置づけ、文書により調査を依頼したことが明記されており、請求人は、ある範囲で、政活費の使途内容の公式な調査が行い得る法体系が整っていると解している。

しかし、現在まで、10 年以上に亘って行ってきた監査請求に対して、多くの場合、議長が議員の言いなりのままに認めた調査内容を、監査委員が追認して来た。

政務活動費に関する条例の 11 条に基づいて、議長に調査権が与えられているが、議長の議員に対する調査には限界があり、十分な機能を果たしていない。そして、監査委員は問題点を明らかにせず、議長の調査を追認しているのみで、厳格な監査を行わず、住民監査請求に対し、毎年のように監査委員は「請求に理由がないものと認められるので、これを棄却する」と結論付けて来た。

このように監査が行われてきたので、区民から見れば、今までの監査には大きな疑問がある。

例えば、

・平成 23 年度政調費で田中ゆうたろう議員は明治大学大学院の諸学費 947500 円を払ったが、20 日余り通学して退学していた。しかし、議長の調査では、田中議員の「区政に役立て

ている」という意見で、議長も監査委員も支出を認めた。

・安斉あきら議員の事務所代について、監査では認めたが、裁判では半額を返還するように命じられた。(東京地裁平成 26 年(行ウ)第 184 号政務調査費返還請求事件)

・平成 26 年度政務活動費の監査結果に対し、2 件が東京地裁に提訴された。

2 件の裁判で共通しているのは「自民党チラシ代の経費」である。4 年前の区議選の直前に自民党が出した「杉並区議会自由民主党、私たちは杉並区の専門家です」というチラシに政務活動費を使い、約 15 万部のチラシを新聞折り込みで区民に配り、自民党議員一人当たり 10 万円の分担であった。政務活動費から支出した議員は、大熊昌巳・大和田伸・脇坂たつや・今井ひろし・吉田あい・はなし俊郎・富本卓・小泉靖男の 8 名であったが、現議長の大熊昌巳議員と他の議員を分けて提訴した。

#### A「平成 28 年(行ウ)第 281 号、政務活動費返還請求事件」

大熊昌巳議員(現議長)の主に区政報告会経費(按分 80%)、区政報告経費(按分なし)、パソコン関連経費(按分 90%)についての返還請求事件である。裁判中に大熊議員はパソコン関連の経費などを按分 50%にして返還した。2018 年 8 月 28 日、清水知恵子裁判長は自民党チラシの按分 50%の 5 万円は違法として返還を請求した。

#### B「平成 28 年(行ウ)第 322 号、政務活動費返還請求事件」

15 議員と 2 会派の区政報告関連の経費(按分なし)についての返還請求事件である。2019 年 3 月 22 日、古田孝夫裁判長は以下の金額は違法とした判決を下した。

- |                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| 1 大和田伸(杉並区議会自民党)       | 50000 円(自民党チラシ代金のうち 50%)     |
| 2 脇坂達也(同)              | 50000 円(同)                   |
| 3 今井ひろし(同)             | 50000 円(同)                   |
| 4 吉田あい(同)              | 530346 円(同、区政報告代金のうちの 50%)   |
| 5 はなし俊郎(同)             | 449600 円(同、区政報告代金のうちの 50%)   |
| 6 富本卓(同)               | 165880 円(同、区政報告代金のうちの 50%)   |
| 7 岩田いくま(自民・無所属クラブ)     | 47434 円(区政報告代金のうちの 10%)      |
| 8 田中ゆうたろう(美しい杉並)       | 324000 円(区政報告代金のうちの 50%)     |
| 9 市来とも子(社民)            | 326000 円(区政ニュース代金のうちの 50%)   |
| 10 公明党(大槻城一)           | 150755 円(区政報告代金のうちの 50%)     |
| 11 無所属区民派(けしば誠一・新城せつこ) | 114 万 2589 円(区政報告代金のうちの 50%) |

判決に基づき、岩田・市来・けしば・新城議員は返還した。他の議員については田中区長が控訴した。

**A**の大熊昌巳議員の自民党チラシ代については、田中区長は不服とし、東京高裁に控訴した。平成30年（行コ）第296号政務活動費返還請求控訴事件、東京高裁の萩原秀紀裁判長は2019年4月16日、一審東京地裁判決を支持して、「支出のうち2分の1を超えた部分は違法」との判決をくださった。

上原和義・岩崎英司監査委員が住民監査請求で「棄却」した政活費の支出について、東京地裁も高裁も「違法な支出」と判決を下したのである。

以上みてきたように、杉並区の監査は公正に行われているといえるだろうか。監査が公正に行われていなかったため、住民が裁判を行い、膨大な時間と高額な裁判費用の負担を強いられた。

大熊昌巳現議長は、平成29年度の政務活動費のほとんどを按分50%で支出している。調査権を持つ現議長が按分50%で支出することが妥当と認めたことである。提出した監査請求の調査について、按分についての厳格な調査を求める。

- 3) 平成19年3月に、議長から「区議会会派及び議員に対する政務調査・活動費の取扱いに関する規程」の訓令が出され、その後、平成21年を除き、毎年改正されてきているが、この訓令が、上述した「議長の調査権」とも結びついていると解している。

しかし、当該訓令第2条の支出基準に、「政務活動に要する経費に該当しないもの」として、「政党活動に関する経費」が挙げられているが、一方、訓令の別表(第2条関係)の「資料購入費」の項目には、「所属政党発行の機関紙の購読については議員一人当たり1部のみとする」と記され、矛盾した内容を含んでいる。多くの政党の党員は、党紙を購読・購入が義務付けられているのが一般的であり、その費用を政活費から支出することは認められないとすることは、一般社会通念上からも明白であり、訓令自体が自己矛盾している。そのため、平成28年度政務活動費の監査請求書において、当該項目の改正を要請したが、平成30年度の議長訓令においては、「所属政党の機関紙(機関紙又は冊子を含む)購読については、議員一人当たり各1とする」と表現に代わり、「改悪とも取れる」変更がなされている。

- 4) 又、毎年、区議会事務局により「政務調査・活動費の支出に関する事務処理について」の冊子が、会派及び議員に対する説明資料として作成されているが、各項目の内容説明が主体であり、その改正が行われた場合にも、その背景、趣旨は明らかにされてこなかった。このため、例えば、訓令の改正が、どのような方向づけ、指針で実施されるのか、一般区民にとっては、「藪の中の出来事」としか思えない状況になっている。

同様の例として、「各議員に交付される年額192万円を超えた額を支出額として記載した収支報告書」を、公金である政調・政活費と私的資金の支出を混同し、不法な行為であることを指摘してきたが、平成28年度版「事務処理について」に、「事務の効率化を図る観点から、交付額の範囲内で収支報告するものとする」と記され、物事が前に進んだ。しかし、それは「事務の効率化」のためとされ、本質を外した説明になっている。

以下に、監査請求人の政務活動費の返還請求の基本的考え方を記した。

- 通常の生活(例えば、議員に当選する前の生活)において「必要経費」であった費用は、議員当選後の生活においても必要経費である。  
従って、そのような経費は、政務活動費に計上はできない。もし計上した場合は、議員になることによって得た隠れた給与となり、違法行為そのものである。  
例えば、月極駐車場代、購読している日刊紙の費用などである。
- 議員に就任後、所属する会派・党派党の機関紙の発行費用の分担費の計上や議員個人による広報紙発行の費用を、多くの議員は、政活費に計上しているが、その機関紙や広報紙が、会派・党派や議員個人の「広報・宣伝」をする事を意図する内容を含む場合は、不法紙違法行為である。又、そのような不法・違法の内容・記事が、一部でも含まれる場合は、その紙面の割合ではなく、その機関紙・広報紙自体の発行費の100%が返還されるべきであると判断し得る。それは、機関誌・広報紙を利用した不当行為と捉えることができるからである。
- 政務活動費の項目の中で、研修費、事務所費、人件費は、会派や議員の個人の活動を支える活動費であるとされている。一方、議員の多くは、多岐にわたる活動に参画・関与している。その活動費支給条例(平成25年3月から条例変更により用途が拡大された)には、「政務活動費を充てることができる経費を会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情。各種会議への参加等、区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定められている。

従って、特に、事務所費、人件費を、政務活動費に計上する場合は、関与する活動の中で、区政・区民福祉に関する活動の割合を明確にする義務がある。

以上の考え方に基づき、平成29年度の政務活動費について、会派・議員の支出状況の精査・検証を進めてきたが、過去の検証結果と同様に、その合理性・妥当性に疑問を持たざるを得ない用途が多数あることが判明した。

- 議員の行動は多岐にわたるため、政務活動とそうでない部分を合理的に区分することは困難である。

(添付資料1)

地方自治法、政務活動費に関する条例や規程等に照らし、

#### 政務活動費の支出の基本的考え方

(1) 実費弁償の原則、(2) 按分の原則、(3) 透明性の原則に基づき検証した。



# Ⅰ 基本編

## 1 政務活動費支出の基本的考え方

### (1) 実費弁償の原則

政務活動費は、議員の調査研究、及びその他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものであり、必要経費の一部を実費として充当する（実費弁償）ものでなければならない。

### (2) 按分の原則

政務活動費の支出に当たっては、調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければならない。

### (3) 透明性の原則

区民に対する説明責任を果たすために、政務活動費の使途の透明性を高めていくものとする。使途内容を区民に説明できるよう留意して調査研究その他の活動を行わなければならない。また、政務活動費を効率的かつ有効に活用し、調査研究その他の活動の成果を広く区民に周知するように努めなければならない。

（「政務調査費検討会」報告書（平成20年3月）より抜粋）

## 2. 措置請求内容及び事実証明書

本件により、杉並区の被った損害額に関し、平成 29 年度政務活動費の交付を受けた会派及び議員に対して、速やかに返還を求めるよう杉並区長に勧告すること求める。要返還額の合計は、13,104,162 円である。

平成 29 年度の政務活動費収支報告書の監査を請求した会派・議員について、その請求の原因を、下記に記述した。

なお、「平成 29 年度政務活動費収支報告書のまとめ」及び「平成 29 年度政務活動費の返還請求額のまとめ」を添付した。

### <調査研究費>

#### - 視察費

はなし俊郎 視察旅行 - 大分県由布市（平成 29 年 4 月 15 - 16 日）  
計上額 - 42,560 円（堀之内 2 丁目から羽田空港までの往復交通費/タクシー・  
リムジンバス代 6,480 円、羽田⇄大分往復航空券代 36,080 円）  
要返還額-42,560 円（添付資料 2）

視察先 - ゆふいん 文学の森 大分県由布市湯布院町川北平原 1354-26

視察目的 - 碧雲荘・移築 オープン記念式典参加

概要 - はなし議員の視察報告書より抜粋

杉並区にあった碧雲荘を移築させた経緯により文学の森からオープニング記念式典に招待を受け出席。

これからの文学を通じて、杉並区と由布市と交流を持てれば、新たな修学旅行先の一つになる事や杉並区民の方々が訪れる先となり、あらためて文学に触れて欲しいと、考える。

「記念式典に招待を受けて出席」と記されているが、何故、はなし議員に招待状が届いたのか、又、他に招待状を受けた議員がいるのだろうか、それとも、杉並区、あるいは、区長宛てに招待状が届き、はなし議員が、区を代表して式典に出席したのか、を明示する説明がされていない。もし、はなし議員が、単独の判断で、オープニング記念式典に出席したとし、その目的及び得られた知見等が、概要の中に記されているような内容であるとする、一般常識からも、公金による視察とは判定し難い。

区の活動費支給条例には、政務活動費を充てることができる経費は、「区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定められている。

請求人は、はなし議員の「文学の森」訪問は、当該条例の定める経費には該当しないと捉え、計上された全額 42,580 円の返還を求める。

平成29年度政務活動費収支報告書のまとめ

2018年11月27日

No	会派・議員 (平成30年10月9日現在)	交付額	戻入額合計	%	平成29年度政務活動費収支										取支報告書 提出日 平成29年	
					調査研究	研修	広報広報	要請陳情等	会議	資料作成	資料購入	事務	事務所	人件		合計
1	浅井くにお	1,920,000	0	0	80,567	0	1,572,083	0	0	99,188	124,249	0	43,913	1,920,000	4.2	
2	今井ひろし	1,920,000	0	0	199,673	168,756	1,201,096	0	0	178,302	128,200	0	43,913	1,920,000	4.13	
3	大龍昌巳	1,920,000	1,002,251	52	30,642	0	224,352	0	0	131,929	486,913	0	43,913	917,749	4.2	
4	大和田伸	1,920,000	0	0	101,493	0	1,169,992	0	0	117,666	186,916	300,000	43,913	1,920,000	4.4	
5	小泉やよ(逝去)	480,000	435,164	91	23,688	0	0	0	0	8,074	13,074	0	0	44,836	7.13	
6	富本卓	1,920,000	0	0	78,367	0	1,552,016	0	0	137,037	152,580	0	0	1,920,000	4.3	
7	はなし 俊郎	1,920,000	1,309,891	68	262,862	0	67,632	0	0	41,814	193,888	0	43,913	610,109	4.12	
8	吉田あい	1,920,000	0	0	0	0	1,722,083	0	0	7,698	146,306	0	43,913	1,920,000	4.16	
9	脇坂たつや	1,920,000	381,726	20	78,367	45,432	1,150,123	0	0	285,303	103,830	0	43,913	1,706,968	4.4	
10	井原太一	1,920,000	1,244,051	65	89,773	199,226	100,153	0	0	228,163	5,811	0	52,823	675,949	4.4	
11	大泉やすまさ	1,920,000	1,598,259	83	78,367	0	62,352	0	0	131,298	5,811	0	43,913	321,741	4.4	
12	井口かつ子	1,920,000	1,920,000	100	933,984	67,943	1,982,055	0	0	1,788	870,364	1,273,809	0	184,000	5,313,943	
13	大綱城一	15,360,000	10,046,057	65												
14	川原口宏之	1,920,000														
15	北明範	1,920,000														
16	中村康弘	1,920,000														
17	横山えみ	1,920,000														
18	島田龍光	1,920,000														
19	山本ひろこ	1,920,000														
20	渡辺富士雄	1,920,000														
21	河津利恵子	1,920,000	779,064	41	66,560	0	203,620	0	0	142,635	233,221	0	495,000	1,140,936	4.23	
22	太田裕二	1,920,000	168,852	8	70,601	468,524	938,781	0	8,125	66,562	191,455	0	17,100	1,761,148	4.4	
23	増田裕一	1,920,000	230,583	12	37,847	1,000	1,348,326	0	51,840	233,240	17,164	0	0	1,689,417	4.4	
24	山本あけみ	1,920,000	0	0	164,842	111,850	1,443,510	0	0	97,664	101,994	0	0	1,920,000	4.4	
25	上野エリカ	1,920,000	215,474	11	96,064	5,555	1,602,907	0	0	0	0	0	0	1,704,526	4.4	
26	安斉あきら	1,920,000	801,516	42	37,847	0	1,078,525	0	0	0	4,112	0	0	1,118,484	4.11	
27	岩田いくま	1,920,000	0	0	123,551	0	1,454,474	0	0	205,814	136,161	0	0	1,920,000	4.2	
28	松浦芳子	1,920,000	125,375	7	117,385	3,000	1,309,441	0	0	44,458	126,341	0	194,000	1,794,625	4.4	
29	小林ゆみ	1,920,000	704,266	37	150,634	58,900	824,443	0	0	52,481	129,276	0	0	1,215,734	4.4	
30	佐々木浩	1,920,000	0	0	150,634	5,555	1,221,512	0	0	60,296	146,832	335,171	0	1,920,000	4.4	
31	藤本なおや	1,920,000	0	0	183,275	5,555	1,230,609	0	0	45,912	108,159	298,490	50,000	1,920,000	4.3	
32	市来とも子	1,920,000	692,938	36	23,590	297,231	578,373	0	900	8,748	188,854	120,366	0	1,227,062	4.6	
33	けしば誠一	1,920,000	0	0	0	30,000	889,353	0	0	0	158,199	33,760	481,350	1,920,000	4.20	
34	新城せつこ	1,920,000	0	0	0	30,000	925,861	0	0	0	150,146	26,251	460,404	1,920,000	4.20	
35	興田雅子	1,920,000	302,190	16	7,680	25,898	231,134	696	2,400	36,720	192,842	565,440	555,000	1,617,810	4.4	
36	川野たかあき	1,920,000	28,593	1	162,497	48,585	1,533,179	0	0	141,668	5,478	0	0	1,891,407	4.4	
37	せね文子	1,920,000	266,965	14	6,698	22,313	231,134	0	0	84,484	187,966	565,440	555,000	1,653,035	4.4	
38	木梨もりよし	1,920,000	0	0	18,400	0	1,852,481	0	0	40,919	8,200	0	0	1,920,000	4.4	
39	美形 田中ゆうたろう	1,920,000	0	0	0	0	1,766,990	0	0	55,602	97,408	0	0	1,920,000	4.18	
40	杉わ 松尾ゆり	1,920,000	0	0	58,418	71,835	1,304,247	0	0	17,762	37,298	430,450	0	1,920,000	4.4	
41	無木 木村ようこ	1,920,000	1,920,000	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
42	無 金子けんたろう	1,920,000	82,978	4	14,700	10,000	1,298,340	0	4,500	0	489,492	19,990	0	1,837,022	4.10	
43	くすやま美紀															
44	富田たく	9,600,000	99,738	1	93,030	21,055	6,174,604	0	0	424,295	1,788,118	0	999,160	9,500,262	4.26	
45	山田耕平															
46	上保まさたけ															
47	合計額	104,160,000	24,345,931	23	3,542,176	1,698,213	40,243,681	696	5,400	72,901	6,533,779	3,434,745	4,117,063	64,622,763		
					5.5	2.6	62.3	0.001	0.01	0.1	7.7	10.1	5.3	6.4	100.0	

## 平成29年度政務活動費の返還請求額のまとめ

'2019年4月26日

		議員名	要返還額	議員名	要返還額	要返還額計	
調査研究	視察	はなし俊郎	42,560			42,560	
	月極駐車場	川原口宏之	180,000	はなし俊郎	111,084		
		渡辺富士夫	138,000	今井ひろし	71,500		
		島田敏光	108,000			608,584	
交通費	岩田いくま	8,580			8,580		
研修費		川野たかあき	23,000	太田哲二	150,000	173,000	
広聴広報費	会派区政報告 自由民主党	浅井くにお	31,176	吉田あい	31,176		
		今井ひろし	31,176	脇坂たつや	31,176		
		大和田伸	31,176	井原太一	31,176		
		はなし俊郎	31,176	大泉やすまさ	31,176		
		大熊昌巳	31,176			280,584	
	自民無所属クラブ	佐々木浩	24,804	藤本なおや	157,940		
		松浦芳子	157,908	小林ゆみ	157,908		
		岩田いくま	115,440			613,972	
	区政報告	上野エリカ	989,134	大和田伸	527,160		
		田中ゆうたろう	1,108,802	吉田あい	829,865		
		岩田いくま	572,614	松浦よし子	473,048		
		小林ゆみ	249,745	川野たかあき	750,600		
		太田哲二	462,898	横山えみ	335,683		
		大槻城一	44,234	北明憲	63,666		
		中村康弘	4,822	山本ひろこ	38,880		
浅井くにお		387,743	富本卓	458,498			
脇坂たつや		492,715	けしば誠一	214,729			
新城せつこ		223,856	木梨もりよし	947,603	9,176,335		
資料購入費		日刊紙	浅井くにお	35,329	今井ひろし	48,444	
			大熊昌巳	48,444	大和田伸	36,900	
	富本卓		25,920	はなし俊郎	40,116		
	脇坂たつや		48,444	河津利恵子	51,276		
	増田裕一		41,831	山本あけみ	40,639		
	岩田いくま		49,972	松浦芳子	36,408		
	小林ゆみ		48,444	藤本なおや	49,512		
	市来とも子		40,116	けしば誠一	17,592		
	川野たかあき		31,476	木梨もりよし	40,370		
	田中ゆうたろう		40,581			771,814	
	山本ひろ子		45,912	川原口宏之	48,444		
	横山えみ		56,063	大槻城一	56,063		
	北明憲		45,912	中村康弘	44,400		
	島田敏光		48,444	渡辺富士夫	48,444	393,682	
	所属政党機関紙		山本ひろ子	26,444	川原口宏之	22,644	
		横山えみ	24,492	大槻城一	22,644		
		北明憲	24,492	中村康弘	24,492		
		島田敏光	24,492	渡辺富士夫	16,983	186,683	

		議員名	要返還額	議員名	要返還額	要返還額計
資料購入費	その他	岩田いくま	2,000			2,000
事務費	事務用品	大和田伸	70,919	岩田いくま	13,807	
		横山えみ	26,460			111,186
	携帯電話	山本ひろ子	33,434	川原口宏之	45,953	
		横山えみ	29,976	大槻城一	28,819	
		北明憲	14,914	中村康弘	27,402	
		島田敏光	71,318	渡辺富士夫	38,110	
		浅井くにお	32,301	大和田伸	28,164	
		吉田あい	35,684	はなし俊郎	33,108	
		河津利恵子	68,499			487,682
人件費		河津利恵子	247,500			247,500
					監査請求額合	<b>13,104,162</b>

第3号様式（第4条関係）

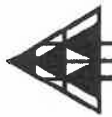
## 政務活動視察報告書

会派・議員名

はなし俊郎

出納簿 整理番号	4月	No.3. 4. 9
----------	----	------------

視察・研修会等報告	
実施日	29 年 4 月 15 日～ 29 年 4 月 16 日
参加者氏名	はなし俊郎
視察先	大分県由布市湯布院町川北字平原1354-26 ゆふいん 文学の森
視察目的	碧雲荘・移築 オープン記念式典 参加
行程	4/15 堀之内2丁目～新宿～羽田空港～大分空港 文学の森宿泊 4/16 9:00からオープニングセレモニー参加15:00まで 大分空港～羽田空港～新宿～堀之内2丁目
概要	<p>杉並区にあった碧雲荘を移築させた経緯により文学の森からオープニング記念式典に招待を受け出席。</p> <p>これからの文学を通じて、杉並区と由布市と交流を持てれば、新たな修学旅行先の一つになる事や杉並区民の方々が訪れる先となり、あらためて文学に触れて欲しい。と考える。</p>



ゆふいん  
文学の森

## オープン記念式典のご案内

拝啓

皆様におかれましては、ますますご清栄のことと心よりお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび太宰治氏がかつて住んだ下宿「碧雲荘」を湯布院に移築し、

文学の交流施設として始動することになりました。

つきましては、オープン記念式典を開く運びとなりました。ご多用中まことに

恐縮ではございますが、万障お繰り合わせの上ご参加下さいますようお願い

申し上げます。

敬具

恐れ入りますが3月31日までに同封の返信ハガキにて出欠をお知らせください。

以上

ゆふいん 文学の森 オープン記念式典

日時 平成 29 年 4 月 16 日 (日)

場所 ゆふいん 文学の森

住所：大分県由布市湯布院町北字平原 1354 番 26

電話：0977-76-8171

内容 9:00 受付開始 受付にて本状をご提示下さい

10:00 オープニングセレモニー 開始

- ・主催者挨拶
- ・来賓挨拶
- ・来賓紹介
- ・テープカット

10:30 オープニングセレモニー 終了

内覧会 開始

11:00 レセプションパーティー 開始


11:30 内覧会 終了

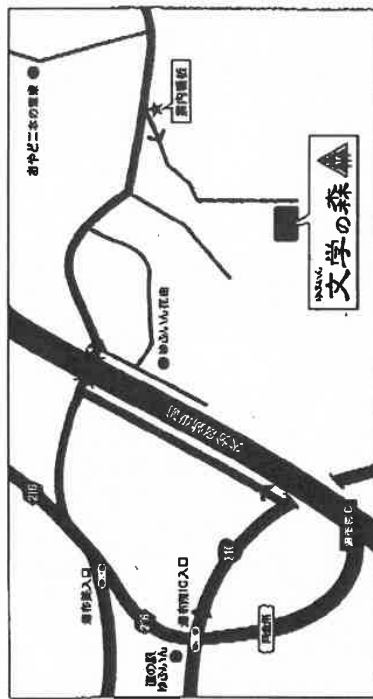
12:30 レセプションパーティー 終了

13:00 一般入場 開始

13:30 原きよ朗読会①

15:00 原きよ朗読会②

アクセス  湯布院 IC から車で 3 分 【駐車場 12 台収容】 予約不要



第1号様式 (第3条関係)

# 領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	4 月分	No. 4
----------	------	-------

領収書等貼付欄
---------

**領収書** Receipt  
收据 영수증

様

\*この領収書ではご乗車できません。  
\*凭此一收据不可乘车

\*Cannot board with this receipt  
\*이것은 승차권이 아닙니다

羽田空港 2ターミナル →  
Haneda Airport Terminal

ハイアットリージェンシー東京(新宿)  
Hyatt Regency Tokyo

2017年 4月 16日  
19:30 発

支払金額 : 現金 1230円

人数:  
大人 1人

券種 : 片道乗車券 Ticket Kind : Single Journey Ticket  
ご利用ありがとうございます。  
この領収書は大切に保管してください。

東京空港交通株式会社

2017/04/16 19:06 38042 羽田T2 142 カ 発行

## 領 収 書

現・チ・ク・割引 No.9324

日付 '17年04月16日

車番 103070 000

メータ運賃 ¥1850円

合計 ¥1850円

上記の通り領収致しました



**帝都自動車交通(株)**

大森営業所

TEL03-3762-6511

無線タクシーのご用命は

TEL03-3643-6881

毎度御乗車ありがとうございました

お忘れ物、お気付きの点は当社へ

GPSコード

411-0339-139A

備考

湯布院 視察  
帰路 羽田 → 新宿 (リムジンバス)  
新宿 → 堀内2丁目 (タクシー)



- 月極駐車場

支出計上額

川原口宏之 15,000円×12か月＝180,000円、渡辺富士雄 11,500円×12か月＝138,000円

島田敏光 9000円×12か月＝108,000円、はなし俊郎 9257円×12か月＝111,084円

今井ひろし 6500円×11か月＝71500円

要返還額 川原口宏之 - 180,000円、渡辺富士雄 - 138,000円、島田敏光 - 108,000円、  
はなし俊郎 - 111,084円、今井ひろし - 71,500円

合計額 608,584円

政務活動費からの支出が認められない理由。

- ① 自動車を購入する際には、議員であろうとなかろうと、誰もが自動車の保管場所を警察署に申請して、車庫証明が必要である。自動車保管場所を賃借し、月極駐車場料金の按分50%を政務活動費から支払っている議員がいるが、これは、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」の主旨や、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取り扱いに関する規程」第2条に違反する。
- ② 川原口宏之議員（公明）、渡辺富士雄議員（公明）、島田敏光議員（公明）、はなし俊郎議員（自民） 今井ひろし議員（自民）からは政務活動として使用したという確固たる証拠書類の提出、説明がない。政務活動としての経費とは認める根拠がない。
- ③ 政務活動費から月極駐車場料金の支出を認めているのは、「北区・足立区・江戸川区・練馬区・杉並区」の5区だけである。しかし、江戸川区と練馬区は政活費で払っている議員はいない。  
杉並区は条例、規程、経費細目等で調査研究費として認めているが、いかに杉並区の議員たち自身で議員に有利な規則を作っているかという実態を示している。他の18区のように支出を禁止すべきである。
- ④ 23区の区議の総計は911名である。実際に政活費から支出しているのは杉並区（5区議）・足立区（4区議）・北区（1区議）の10区議で、総区議全体の約1%の議員である。
- ⑤ すぎなみオンブズは2016年1月28日に「杉並区議会議員の月極駐車場料金について、政務活動費から支払うことの廃止を求める事に関する陳情」を提出し、議会運営委員会に付託されているが、陳情は一度も審査されず、塩漬け状態になっている。議員たちが真剣にこの問題に取り組んでいない証拠である。
- ⑥ 杉並区では経費細目等で以下のように決めている。

○月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする。

◆月極駐車場代は「賃貸借契約書」の写しを添付する。

以上の条件を満たしてさえいれば、議長も監査委員も正当な支出として認めている。 他区に比

べ、いかに政務活動費＝税金という厳しい姿勢がないがしろにされている実態を示している。

以上の理由から以下の金額の返還を求める。

川原口宏之 180,000 円、渡辺富士雄 138,000 円、島田敏光 108,000 円

はなし俊郎 111,084 円、今井ひろし 71,500 円

#### 岩田いくま

交通費計上額・ 39,160 円 (JR,私鉄、地下鉄)

要返還額 - 8,580 円

(添付資料 3 )

岩田議員の自宅の最寄り駅は富士見ヶ丘である。交通費の支出は 63 回ある。

そのうち、岩田議員は区役所に来るとき、55 回の交通費を政活費から支出している。

井の頭線、JR、丸の内線を利用すると往復で 886 円かかる。

井の頭線、JR の利用だと往復で 556 円である。丸の内線を利用しなければ、往復で 330 円も安い。しかし、岩田議員は一番高い井の頭線、JR、丸の内線を利用する経路 886 円を 26 回利用している。

交通費については「政務活動交通費記録簿」が提出されているだけで、領収書の提出はない。岩田議員の HP を見ると、自転車を利用して移動している。区役所へ来るとき、どうして自転車を利用しないのだろうか。ほとんどの議員は区役所へ来るときに交通費の請求はしていない。区役所へ来るとき、最高額の交通費を支出したことの領収書（スイカ等の履歴）の提出を求める。

「地方自治法第 2 条⑭ 地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とあるようにほとんどの議員は最小限の経費で区役所へ来ている。

4 期も区議を務めている岩田議員に対し、税金に対する見解を問いたい。

その理由に正当性が認められない場合は、公費の使用を最小化することを求める地方自治法に反していると解し、高額な交通ルート「井の頭線、JR、丸の内線」を 26 回利用した差額 8,580 円の返還を求める。

政務活動交通費記録簿

出納簿 整理番号

4

月分

No.

8

議員名 岩田いぐま

日	出張先	利用交通機関	経路 (出発駅—到着駅)	交通費(円)	項目	備考
3	区役所	井の頭線、JR、丸の内線、京王線	富士見ヶ丘—吉祥寺—南阿佐ヶ谷 南阿佐ヶ谷—新宿—富士見ヶ丘	812	調査研究費	区役所にて調査 (学校教育)
7	区役所	井の頭線、JR、丸の内線	富士見ヶ丘—吉祥寺—南阿佐ヶ谷 (往復)	886	調査研究費	区役所にて調査 (社会教育)
11	区役所	井の頭線、JR、丸の内線	富士見ヶ丘—吉祥寺—南阿佐ヶ谷 (往復)	886	調査研究費	区役所にて調査 (学校教育)
14	区役所	井の頭線、JR、丸の内線	富士見ヶ丘—吉祥寺—南阿佐ヶ谷 (往復)	886	調査研究費	区役所にて調査 (障害者施策)
18	区役所	井の頭線、JR、丸の内線	久我山—吉祥寺—南阿佐ヶ谷 南阿佐ヶ谷—吉祥寺—富士見ヶ丘	886	調査研究費	区役所にて調査 (学校教育)
24	区役所	井の頭線、JR、丸の内線、京王線	富士見ヶ丘—吉祥寺—南阿佐ヶ谷 南阿佐ヶ谷—新宿—富士見ヶ丘	812	調査研究費	区役所にて調査 (防災)
27	区役所	井の頭線、JR、丸の内線	富士見ヶ丘—吉祥寺—阿佐ヶ谷 南阿佐ヶ谷—吉祥寺—富士見ヶ丘	721	調査研究費	区役所にて調査 (環境)
項目別内訳						
				5,889	調査研究費	

## 研修費

川野たかあき 計上額 - 23,000 円(年会費)  
要返還額 - 23,000 円

「政務活動に要する経費細目」で「政党及び政治団体の年会費は計上できないものとする」と規程されている。以下の団体は川野議員からは説明はないが政治団体と思われる。

よって返還を求める。

- ・自治体議員立憲ネットワーク 7月31日年会費 3000円の返還を求める。
- ・自治体議員政策情報センター・虹とみどり 12月18日年会費 20,000円の返還を求める。

太田哲二 計上額 - 468,524 円 - 勉強会（講師料、会場費、チラシ作成・送付）  
要返還額 - 150,000 円

## お金と福祉の勉強会

講師料を払っているのは、以下の通りである。

- DVD 発表・講演の場合は、講師料計上額の按分比を 0.5 とされている。

7月22日	河東宗文	30000円×1/2=15000円	(DVD発表)
7月22日	河東宗文	30000円×1/2=15,000円	(DVD発表)
8月10日	小林剛	30000円×1/2=15,000円	(DVD発表)
9月14日	丹菊敏貴	30000円×1/2=15,000円	(DVD発表)
10月9日	吉田洋之	30000円×1/2=15,000円	(DVD発表)
11月18日	奥地圭子	30000円×1/2=15,000円	(DVD発表)
2月10日	石川和夫	30000円	按分なし
3月24日	梁東準	30000円	按分なし

DVD を使っていない場合は、按分なしで 講師料 30,000 円を払い、その場合の諸経費も按分なし。

政務活動費の用途基準で「講師謝礼金」については、

「適正な金額であることを示すため、テーマや講師時間等、講義内容の説明が必要です」と決められているが、2月10日、3月24日の講師料の30,000円の領収書には「勉強会講師料」としか記載されていない。

請求人は、講師料支払いの妥当性を検証するためには、勉強会・講義の内容が必須であるが、どんな講義をしたのかの何ら説明がなされていない。

従って、太田議員に明確な説明を求めるが、用途基準が規定する「講義内容の説明」が欠如しているため、支払った講師料の全額 - 150,000 円の返還を求める。

< 広聴広報費 >

会派の区政報告

自由民主党

会派区政報告 平成 30 年春 Vol.6 手配り 1,500 部、新聞折込 124,000 部

下記 9 名の議員の計上額 62,352 円/1 議員、合計 561,168 円

対象議員 - 浅井くにお、今井ひろし、大和田伸、はなし俊郎、大熊昌巳、

吉田あい、脇坂たつや、井原太一、大泉やすまさ

計上なしの議員 - 富本卓、井口かづ子

要返還額 計上額の 50% - 280,584 円 - 1 議員当たり 31,176 円

(添付資料 4)

区政報告は、A4 サイズの両面刷りである。

1 面のほぼ半分の紙面には、「すぎなみ自民」区議団通信の表題、11 名の議員の集合写真(街頭で撮影し、両側の議員が自民党の旗を持っている)及び小サイズの写真が二枚(3 名の議員の在籍 10 年表彰時の集合写真と会派有志による現地視察の様子を写した写真)から構成されている。下面の半分には、「未来へつなぐ着実な区政を」と題した党のメッセージ及び第 3 回・第 4 回定例会の概要報告と第 4 回定例会本会議採決の様子を示した写真からなっている。

2 面の上面は、11 名の各議員の上半身の写真に議員名、住所、電話番号が記された構成になっており、約 1/3 の紙面を占めている。下面に、平成 29 年 7 月の会派視察報告(福岡市、飯塚市、北九州市の自治体の取り組みの視察・調査)と同年 8 月の有志議員による荒川区ゆいの森図書館などの視察が、写真付きで紹介されている。

表題を除いた紙面の 50%以上が写真で構成され、その写真の内、議員の集合写真と 11 人の上半身の写真の割合が 75%を超えている。又、定例会の報告内容は、単に議題と同派議員の誰が一般質問をしたか、決算特別委員会では、同派議員の誰が副委員長を務め、個別質問をしたかを記しているのみであり、質疑内容及びその結果の説明は、何もなしである。このような内容は、政務活動費支給条例に、「政務活動費を充てることができる経費として、区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定められているが、この条例に合致しているのだろうか。多額の公金を使い、多量の部数-124,000 部を区内に配布し、議員の宣伝を目的にしていると疑念を抱かざるを得ない。

請求人は、このような区政報告は、政務活動費付与の条件に欠落していると判断し、請求額の 50% - 280,584 円 - 1 議員当たり 31,176 円の返還を求める。

# すぎなみ自民

区議団通信

区政報告  
平成30年春  
VOL.6



J R高円寺駅前街頭区政報告会 会派議員一同 第4回定例会閉会后当日 平成29年12月6日



平成29年6月16日に議員在籍10年表彰が行われ、会派議員から、はなし俊郎、大熊昌巳、吉田あいが表彰されました。



平成29年12月22日に会派有志で社会福祉法人浴風会の拠点型認知症疾患医療センターの現況と認知症グループホームの現地視察を行って参りました。

## 未来へつなぐ着実な区政を

日本社会は大きな変革の時代に来ています。区民が行政に求める課題も時代と共に変わって参りました。そうした中で、区政においては保育所の待機児童解消を最重要課題として推進いたしました。しかし、そこには今後、多大な運営費が必要なことも事実であります。医療・介護の問題や特養施設の建設についても同様のことが言えます。限られた税金の中で区民の理解が得られるのは、どこまでなのか、「福祉」と「サービス」の線引きをより明確にしていき、皆さんの知恵も貸して頂きながら進めていくことが大切だと考えております。

私たち杉並区議会自由民主党は区議会第一会派として、社会の変化をしっかりと見極めつつも、全体最適・長期最適の観点を軸とし、次世代を見据えた上で、引き続き地域に根付いた政治を展開してまいります。

本年も変わらぬ温かいご理解とご支援を賜ります様にお願い申し上げます。



第4回定例会本会議採決 12月6日

発行・著作

杉並区議会自由民主党

杉並区阿佐谷南1-15-1

電話03-3312-2111 (代表) 内線 2307

FAX 03-3312-2210

第4回定例会は11月16日に開かれ、12月6日までの21日間の会期中、杉並区立子供園条例及び杉並区保育料等に関する条例の一部を改正する条例の改正、平成29年度一般会計補正予算(第5号)等があり、計15議案を審議しました。会派所属議員のうち、今井ひろし、井原太一、大熊昌巳、浅井くにお、井原4名が区政への一般質問を行いました。

第3回・第4回定例会の概要報告  
第3回定例会は9月11日に開かれ、10月13日までの33日間の会期中、区民センター及び区民集会所の区域改正、平成29年度一般会計補正予算(第3号・第4号)の承認、平成28年度一般会計歳入歳出決算の認定等があり、計13議案の審議を行いました。会派所属議員のうち、今井ひろし、大泉やすまさ、大熊昌巳、井原太一、吉田あいの5名が区政への一般質問を行い、全議員で行う決算特別委員会では副委員長を吉田あいが務め、総括質疑を幹事長の脇坂たつや、個別質疑を今井ひろし、大泉やすまさ、はなし俊郎、大熊昌巳、井原くま子、井原太一の7名が行い、10月12日の意見開陳は、井原太一が行いました。

# 杉並区議会自由民主党会派所属議員



議長  
**とみもと 卓**  
西荻北4-8-8-302  
03-5382-4103



幹事長  
**脇坂たつや**  
阿佐谷南3-27-10  
03-3391-7717



副幹事長  
**はなし 俊郎**  
堀ノ内2-36-18  
03-3311-5657



政調会長  
**大泉やすまさ**  
永福2-51-14  
03-3328-0007



監査委員・総務会長  
**大和田 伸**  
高円寺南2-16-2  
03-6786-9011



総務会長代理  
**井原 太一**  
下高井戸2-10-21-611  
03-5301-2755



**井口かづ子**  
清水3-16-2  
03-3390-7775



**大熊 昌巳**  
久我山3-17-24  
03-3333-5738



**吉田 あい**  
高円寺北4-20-13  
080-1083-8341



**浅井くにお**  
上井草4-24-13  
03-6762-0920



**今井ひろし**  
上高井戸2-4-24-303  
03-5932-3976

## 平成29年夏の会派視察報告

北九州市の空き商店の活用事業は自治体が積極的にコーディネートする商店街活性化事業として、お手本になるものと感心いたしました。いずれも杉並区での活用の手本として議会でも共有し、提唱して参ります。

飯塚市は高齢化する住民に健康で幸せに居住することを目的に健康都市基本計画を作成し、拠点事業を行っています。高齢社会に対峙する自治体事例でありました。

福岡のPPPは、日本での先進自治体として見るべきものであります。公共施設の老朽化と財源不足は全国の自治体でも課題となっており、この施策は、老朽化対策、財源の縮減だけにとどまらず、施設整備における民間との協働において地場産業の育成、地域経済の活性化、多様な民間提案におけるサービスの維持拡充、新たなイノベーションの創出と言った様々な効果を生み出すものであります。昔からPFI事業は自治体で取り組んでおりますが、これほど民間との連携を密に事業を行っている自治体は少なく、財政規律も踏まえ、民間との協働事業のお手本とも言える施策であると感じ、杉並区でも取り入れるべきものと認識いたしました。

PPP（パブリックプライベートパートナーシップ）は、文字通り官と民がパートナーを組んで事業を行うという新しい官民協力の形態であり現在、全国の地方自治体で取組が広がる動きをみせています。たとえば、水道やガス、交通など従来地方自治体が公営で行ってきた事業に民間事業者が事業の計画段階から参加して、設備は官が保有したまま設備投資や運営を民間事業者に任せる民間委託などを含む手法を指しています。

昨年、7月に杉並区議会自由民主党は、福岡県に赴き、福岡市の「公共施設整備における官民協働事業（PPP）への取組について」・飯塚市の「健康都市基本計画と健康拠点施設事業」・北九州市の「商店街空き家活用事業」の三つの自治体の取組について視察・調査を行いました。



福岡市役所



飯塚市健幸プラザ



北九州市空き商店街事業



北九州市役所

## 荒川区ゆいの森図書館視察



現地では西川荒川区長に施設の概要や経緯について説明を受けました。



イベントも行える大きなスペースの図書閲覧兼ホール



平成29年8月に杉並区議会自由民主党の有志議員にて荒川区に新しく整備された「ゆいの森あらかわ」へ現地視察してまいりました。「ゆいの森あらかわ」は中央図書館、吉村昭記念文学館、ゆいの森子どもひろばが一体となった、赤ちゃんから高齢者まですべての世代の方が利用できる、これまでにない新しい発想の施設です。ホールや遊具を設置した遊びラウンジ、子育て世代のための託児室、障がい者サービスクーナエ、企画展示室、学習室、コミユニティラウンジ、多彩で工夫あるコーナー配置など書き切れないほどの魅力にあふれています。また、震災時には帰宅困難者の受け入れや乳幼児を中心とした避難所の活用にも設定されており、杉並区でもこの施設を参考に施策に活かしていきたいと感じました。

自民無所属クラブ

会派だより 平成 30 年 3 月、新聞折込により、195,050 部を配布  
各議員計上額－佐々木浩 - 49,609 円、松浦芳子－315,817 円、  
岩田いくま－230,881 円、藤本なおや－315,881 円、  
小林ゆみ－315,817 円

要返還額 - 計上額の 50% - 佐々木浩 - 24,804 円、松浦芳子 - 157,908 円、  
岩田いくま－115,440 円、藤本なおや－157,940 円、小林ゆみ－157,908 円  
(添付資料 5)

会派だよりは、B4 サイズの両面刷りである。

一面に、「これでいいのか!? 杉並区政!! ～杉並区が抱える課題」として、財政の課題を 3 点、  
区政運営の課題を 3 点について、グラフなど、一部写真を使い説明している。二面には、「是々  
非々

で区政に向き合う～私達のこれまでの歩み」と題して、当初予算及び決算への賛否とその理由  
及びそれ以外に反対した議案とその理由が記され、下段に、「あるべき区政を目指して」と題し、  
「私たちの提案が 3 点」が示されている。更に、2 面の右端の約 20%強の面積に、5 人の議員の  
顔写真付きの経歴紹介が載せられている。

このような内容は、政務活動費支給条例に「政務活動費を充てることのできる経費として、  
区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図る  
ために必要な活動に要する経費」と定められているが、この条例に合致しているのだろうか。  
紙面に「私たちの提案が 3 点」が示されているが、それらを達成するための活動内容には、何ら  
言及されていない。

政務活動費支給条例は、「言葉の遊び」を許容するのではないと解すべきであり、請求人は、  
会派として、その達成のために行おうとしている具体的行動の内容を開示すべきと捉えて  
いる。従い、当該会派だよりは、政務活動 費支給条例に沿ったものとは言えないと判断した。  
従って、各議員に対して、上述した政務活動費計上額の 50%-総額 613,914 円の返還を求める。



# 是々非々で区政に向き合う～私達のこれまでの歩み～

## 当初予算及び決算への賛否

年度	一般会計決算	賛否	理由
平成27年10月	平成26年度一般会計決算	○	
平成28年3月	平成28年度一般会計予算	○	
平成28年10月	平成27年度一般会計決算	○	
平成29年3月	平成29年度一般会計予算	×	新たな50億以上の借金と70億以上の貯金の取崩しによる財政悪化を懸念
平成29年10月	平成28年度一般会計決算	×	赤字区政に転落し、かつ、区自らが定めた財政のルールを守れなかったため
平成30年3月	平成30年度一般会計予算	×	100日しか残り任期のない区長が財源を使い切るような予算を組んだため

## 反対した主な理由

## 私達が反対した主な議案(上記以外)

年度	議案名	賛否	理由
平成28年5月	平成28年度一般会計補正予算(第2号)	×	住民への説明会なしに強引に公園等の保育施設への転用を決めたため
平成28年10月	平成28年度一般会計補正予算(第5号)	×	地元の理解を得られぬまま公園等の保育施設転用工事を進めたため
平成28年12月	議員の派遣(韓国瑞草区)	×	理不尽な海外派遣のため

## 反対した主な理由

# あるべき区政を目指して ～今日を見つめ、明日を見据える 私達の提案～

ていねいな議論で、  
ていねいな区政を。

身近な公園を突然・強引に廃止する等、  
田中区長の思いにつきによる  
独りよがりの区政運営が続いています。  
上から目線の一方的な押し付けではなく、  
区民の話にしっかりと耳をかたむける  
区政に変えていきましょう。

### 1. 小さな役所で大きなサービスを!

- 職員定数・議員定数の削減
- 徹底した行財政改革でムダの削減
- 施策の優先順位の再検討

### 2. 次世代への責任 将来にツケはまわさない!

- 長期的な行財政計画の策定(25年後まで<sup>(注)</sup>)
  - 子供たちに、借金ではなく貯金を残す
  - 将来の負担になるハコモノはつくらない
- (注)2024年以降のニューエニア世代まで、高齢者にも、高齢者がたどるべき道を定めます

### 3. 温故知新の発想で、よいまちを子供たちへ!

- 家庭での育児を含めた多様な子育てを応援
- 生涯現役元氣なお年寄りか活躍できる場を創出
- 自ら道をきりひらく力を養い、杉並らしい教育を実現

## 自民・無所属クラブの所属議員



### 佐々木 浩 (政経経歴: 5期目)

新潟県出身、慶應義塾大学卒。平成7年当時最年少で初当選。前回は長選で現職に敗れるも次点で維新。全派幹事長、保守系改革派無所属。  
Mail: masster@sasashiro.com

### 松浦 芳子 (保守経歴: 4期目)

高円寺生。東京家政学院短大卒。2男2女の母。1次代を担う子供たちの心を温かかったりと活動中。道徳交通対策特別委員会委員長。  
Mail: info@natsunura-yoshiko.com

### 岩田 いくま (保守経歴: 4期目)

都立西高・東京大学卒。3児(中3・小6・小4)の父。スズキヤルオレインビュース・パル・ホールディング・小學校放課後子ども教室代議。  
Mail: ikuma@gakushikai.jp

### 藤本 なおや (保守経歴: 4期目)

子育て委員長、区議会議員を歴任。杉並消防団第3分団部長、区議会動物愛護議員連盟の代表幹事として動物殺処分ゼロ社会を目指す。自民党所属。  
Mail: naoya@hijimotover.jp

### 小林 ゆみ (保守経歴: 1期目)

北野誕生まれの29歳。現在最年少の杉並区議会議員。東京外大卒。元旅行員。趣味は外国語(ロシア語、フランス語等)会話と手話、ダンス。  
Mail: official@kobayashi-yumi.com

自民・無所属クラブ区政報告  
発行：自民・無所属クラブ(平成30年3月)  
杉並区向台白河1-15-1 杉並区議会1  
03-3481-1111

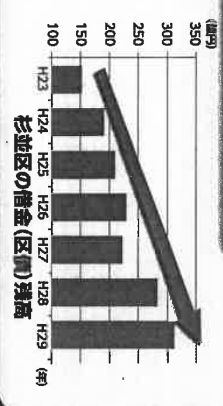
# これでいいのかい？ 杉並区政!!

杉並区議会内会派  
自民・無所属  
クラブ

## 財政の課題

### 右肩上がりの借金

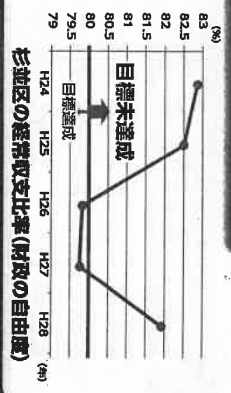
前区長は、就任時に約900億円あった借金を、100億円台にまで減らしました。しかし、現区長が就任して以降、借金の残高は大きく増えています。



## 区政運営の課題

### 目標未達成

平成24年、財政の健全性を維持するために、区自ら「経常収支比率<sup>(\*)</sup>80%以内」という目標を掲げました。しかし、これまでの5年間のうち、過半数の3年でのこの目標を達成できていません。



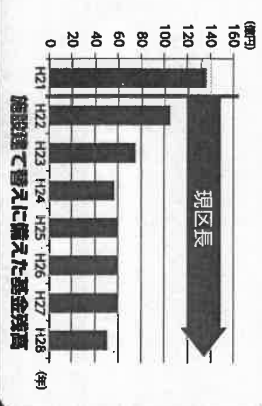
### 23区中下から3番目に少ない貯金

平成30年度予算(案)で比べた場合、杉並区の一入あたり貯金(基金)額は、23区平均の3割しかありません。



### 将来への備え不足

今後10年以内に、建築後55年(改築時期)を超える学校が、40校あります<sup>(1)</sup>。また、区役所本庁舎(東棟)は昭和38年竣工であり、こちらも建築後55年を迎えています。以前の区政では、施設整備基金<sup>(2)</sup>を、計画的に積立て、常に100億円以上を維持していました。しかしながら、現区長となつて以降、今後数多くの施設の建て替えが見込まれているにもかかわらず、この基金は枯渇寸前の“ギリ貸”となつていきます。



### 進まない行財政改革

前区長時代には、10年間で職員を1,015名削減し、年間87億円の人件費をカットしましたが<sup>(\*)</sup>、現区長では、その取組みが大きく鈍っています。また、今後7年間で10名程度の削減しか予定されておりません。

項目	削減数	効果額
前区長	1,015人	87億円
現区長	234人	20億円

### 場当たり的な区政運営(保育施策)

地域に愛された公園を強引に保育所に転用しておきながら、平成29年度は待機児童ゼロの約束を達成できませんでした。一方で、保育定員の全体数にこだわりすぎ、地域バランスを欠いた保育所整備により多くの保育所で定員割れになるなど、見通しの甘さが否めません。



公園名	近隣の保育園数	定員	空席
向井公園	保育室下井北	15名	5名
	定期利用保育下井南	18名	14名
久我山東原公園	保育室高井北	10名	6名
	定期利用保育久我山東	15名	13名
高井戸みどり公園	保育室高井西	12名	7名

各議員の区政報告(含む報告会・懇談会等)

上野エリカ

要返還額合計 989,134 円 (添付資料 6 )

上野エリカ議員は 2015 年 4 月の区議選で「自ら身を切る議会改革、政務活動費年間 192 万円を 0 ゼロへ！」と公約を掲げ当選した。

しかしながら、当選直後から政務活動費を使い、以下のように年々増加している。

2015 (平成 27) 年度	136 万 5349 円
2016 (平成 28) 年度	158 万 3936 円
2017 (平成 29) 年度	170 万 4526 円

上野議員の、公約に対する見解を問う。

・「区政レポート vol10」・「区政レポート vol11」・「区政レポート vol12」について  
上野議員はかかった経費の 100%を政活費に計上しているが、「政務活動費の交付に関する条例」第 1 条、第 9 条に照らし、総てがその趣旨に合致しているとは解されない。「政務活動費支出の基本的な考え方」の「按分の原則」に基づき、「社会通念上相当な割合」として 50%の返還を求める。

・「区政レポート vol10」について

6 月 12 日 新聞折り込み代 12,400 部 38,889 円を計上しているが、  
按分 50% 19,444 円の返還を求める。

3 月 26 日 vol12 と合わせ 29,000 部をポストイング  
作成費の計上はない。配布は 41,400 部である。

・「区政レポート vol11」について

12 月 13 日作成代 70,000 部 375,000 円

12 月 15 日新聞折り込み代 30,000 部 94,089 円

1 月 5 日ポストイング代 29,000 枚 125,280 円

70,000 部を作成しているが配布は 59,000 枚で 11,000 枚の区政レポートはどのように扱われたか、不明である。よって、作成代 70,000 部のかかった 375,000 円のうち、11,000 部についての作成代、58928 円は政活費からの支出として認められない。

58928 円の返還を求める。

作成代 375,000 円—58928 円=316,072 円の按分 50%158,036 円の返還を求める。

12 月 15 日新聞折り込み代 94,089 円の按分 50%の 47,044 円の返還を求める。

1 月 5 日ポストイング代 125,280 円の按分 50%の 62,640 円の返還を求める。

・「区政レポート vol12」について

3 月 19 日作成費 87,000 部 455,000 円

3 月 22 日新聞折り込み代 30,000 部 94,089 円

3 月 26 日 (vol 10, vol12) 各 29,000 部ポストイング代合計 250,560 円

**ご意見をお聞かせください!**

上野エリカの今後の区政活動に向けて  
参考にさせていただきます。

※次の項目で優先的に取り組むべきものをチェックしてください。  
(複数回答可)

- |                                   |                                  |                                |
|-----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 高齢者福祉    | <input type="checkbox"/> 子育て支援   | <input type="checkbox"/> 財政健全化 |
| <input type="checkbox"/> ゴミ環境問題   | <input type="checkbox"/> 文化・観光施策 | <input type="checkbox"/> 防犯・防災 |
| <input type="checkbox"/> 産業育成     | <input type="checkbox"/> 議会改革    | <input type="checkbox"/> 住環境整備 |
| <input type="checkbox"/> 交通対策     | <input type="checkbox"/> 教育問題    | <input type="checkbox"/> 行政改革  |
| <input type="checkbox"/> コミュニティ育成 | <input type="checkbox"/> その他( )  |                                |

※杉並区政や街づくりに関して、普段感じているご意見や皆様の生の声を、自由にお聞かせください。


**杉並区議会議員**



**上野エリカ**

**無所属**

**一人一人の「声なき声」を大切に...**

**上野エリカがめざす政治姿勢**

特定の個人、特定の企業、特定の団体のためではなく、  
広く大多数の人々の声を届けるために頑張ります。

昔ながらのこだわりや執着にとらわれずに、あくまでも  
現在に立った時代状況の変化に柔軟に対応していきます。

目先の問題にばかり関わらずに、常に将来を見据えた中  
長期的な視野に立って頑張ります。

保守、革新といったイデオロギー的な対立とは一線を画  
して、地域密着・現場主義の立場で頑張ります。

**上野エリカ  
プロフィール**



- 昭和55年10月16日生まれ 青森県出身
- 東北女子短期大学 生活科 食物栄養コース卒業
- 大学の寮の栄養士として約10年勤務  
その後、小(中)学校の給食調理受託会社に勤務
- 栄養士免許および調理師免許取得
- セムデックを使用したクローズドキャプション  
(聴覚障がい者向けの字幕)の製作に従事
- 杉並区議会内会派「区民フォーラムみらい」所属

〒166-0003 東京都杉並区高円寺南 4-18-10-201

料金受取人私郵便  
杉並局承認

**4058**

差出有効期限  
平成32年3月  
31日まで  
(切手不要)

郵便はがき

166-8790

**上野エリカ**  
行

(受取人)  
東京都杉並区高円寺南  
四一八一〇一〇一

**一人一人の声を区政に反映させます!**

フリガナ		
お名前		お電話
ご住所	〒 杉並区	

87,000部を作成しているが、配布は59,000部で、28,000部の区政レポートはどのように扱われたか、不明である。作成代にかかった経費は455,000円であるが、87,000部のうちの28,000部の作成代、146,436円は政活費からの支出として認められない。

よって146,436円の返還を求める。

作成代 455,000円－146,436円＝308,564円の按分50%の154,282円の返還を求める。

3月22日新聞折り込み代30,000部の94,089円の按分50%の47,044円の返還を求める。

3月26日(vol10, vol112)各29,000部ポスティング代合計 250,560円の按分50%の125,280円の返還を求める。

・アンケート付きA5二つ折りカード作成について

3月19日、アンケート付A5・2つ折りカード(2種)各10,000部の作成に170,000円を支出している。表面の半分は上野エリカ議員の大きな顔写真である。裏面の半分は上野議員の政治姿勢とプロフィールである。アンケート付A5・2つ折りカード(2種)各10,000部がどのように区民に配布され、区政に生かされたのか不明である。

上野議員からは、なぜ、かかった経費の100%を政務活動費から支出するという説明はない。

アンケートの形式をとっているが上野議員の自己アピールに過ぎない内容であり、「政務活動費の交付に関する条例」に照らし、認められる支出ではない。

よって掛かった経費170,000円の返還を求める。

「自ら身を切る議会改革、政務活動費年間192万円を0ゼロへ！」と公約を掲げ当選した議員である。上野議員は計上した経費は按分をすることなく、総て全額を政務活動費から支出しており、透明性に欠ける。税金に対して、厳しい姿勢で臨むべきである。

大和田伸

要返還額合計 - 527,160円 (添付資料 7)

区政報告会と区議会レポートについて

7月17日開催 於セッション 区政報告会関係 総合計127,858円

4月1日区政報告会会場費 12,600円 定員120人

7月12日区政報告会案内用・A4用紙さくら色500枚×15＝7500枚 9,363円

7月14日区政報告会事前リハーサル会場費等 5,600円

7月22日区政報告会プロジェクター画像作成費 10,000円

8月7日区政報告会、来場者用お茶 18,367円

「おーいお茶を240本」セッションの定員は120人である。

8月7日区政報告会用封筒、区議会レポート発送封筒 71,928円

(長3 6,000枚、角2 500枚)。

杉並区議会議員

おおわだ しん

# 大和田 伸 区政報告会

## のご案内

今年も恒例の区政報告会を下記の日程で開催させて頂きたく存じます。私から区政の現状を報告するとともに今回もご来賓をお招きして、各々の視点から区政を語って頂きます。皆様のご参加を心よりお待ちしております。

### 記

**日時：7月17日（月）\*海の日（祝日）**

**時間：午後6時00分～（\*1時間程度）**

**場所：セッション杉並 3階「集会室」**

（杉並区梅里1-22-32 TEL3317-6611）

**ご来賓：石原のぶてる経済再生大臣**  
（予定）、他

\*区政に関するご意見ご質問があれば、事前に大和田事務所までご連絡頂けると幸いです。

**区議会レポート平成 29 年夏号関係 総合計 492,462 円**

7 月 2 日発送費 合計 7,170 通 373,662 円

5202 通 (〒166) 251,312 円 1034 通 (〒168) 57,904 円、934 通 (〒167) 64,446 円

7 月 12 日作成・印刷費 7500 枚 118,800 円

セッションで 7 月 17 に行われた区政報告会には、来賓に「石原伸晃経済再生大臣」を招き、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取り扱いに関する規程」の第 2 条に該当し、全額を政務活動とは認められない。

2015（平成 27）年の杉並区議選の選挙公報には、大和田議員は大学在学中から石原伸晃事務所で「政治の本質を学び、以降 10 年間秘書として修業」と記載している。その石原伸晃衆議院議員を招いて区政報告会をすることは政治的主旨を含んでいることは明白である。

また、会場は定員が 120 人であるにもかかわらず、「お茶」は定員の 2 倍の 240 本を購入している。

区議会レポート平成 29 年夏号の表面は「大和田伸 36 歳 大きな和」の題字と大和田議員の大きな顔写真、さらに 5 枚の大和田議員の写真が掲載されている。

裏面は「大和田伸の活動」として、大和田議員とわかる写真が 13 枚と大和田伸プロフィールが掲載されている。合計で区政レポートには 19 枚の大和田議員の写真が載っている。

区民の視点から言えば、区政の問題よりは、大和田議員の活躍が印象付けられる紙面である。大和田議員は按分なしで経費の 100%を政活費で支出しているが、認められない。

按分の原則に基づき、50%の返還を求める。

区政報告会関係 総合計 127,858 円のうち、50%の 63,929 円の返還を求める。

区議会レポート平成 29 年夏号の 492,462 円のうち、50%の 246,231 円の返還を求める。

**区議会報告用ハガキ**

12 月 8 日ハガキ 7000 枚 434,000 円

ハガキの表面の約半分が、大和田議員が区政報告で使っている言葉「直球で勝負！！」と野球ボール、大和田伸の名前と事務所住所等である。裏面は区政のことだけではなく、自身が監査委員に選出されたこと記載している。

よって、按分の原則に基づき、ハガキ 7000 枚 434,000 円の 50%217,000 円の返還求める。

大和田議員は「区議会レポート平成 29 年夏号」にも「区議会報告ハガキ」にも、自身が「監査委員に選出されたこと」を記載している。

レポートには地方自治法第 196 条を抜粋して「監査委員は・・人格が高潔で・・」と述べ、杉並区議報告のハガキでは「ヒヤリングや実地監査等を通じて、税金が施策実現のために適正に使われているか、無駄はないか、常に目を光らせています」と記載している。

大和田議員は「人格が高潔で、・・税金の無駄はないか、常に目を光らせている」という政治姿勢を強調しているのである。自身の政務活動費について、区民の誰が見てもわかるように透明性の確保に努めることを希望する。

田中ゆうたろう

要返還額合計 - 1,108,802 円 (添付資料 8 )

広聴広報費関係

12月15日区政報告ハガキ 5800枚 (印刷代含む) 473,605円

12月20日区政報告ラベル 作業所宛送料 807円

1月25日区政報告ラベル貼り付け作業代 12,310円

3月26日区政報告印刷代 105200部 518,400円

3月26日区政報告ポスティング代 105000部 725,760円

区政報告ハガキであるが、筆書きと思われる「日々初心」の大きな題字、差出が1月で、新年の挨拶の感じがする。その後続く「荻外荘」に関する文は、田中議員の感想である。[討議資料]と書かれ、田中議員の写真と住所、電話番号が書かれている。政務活動費を使って区政を調査した結果を知らせる内容はない。

ハガキは5800枚購入しているが、あけぼの作業所でシール貼の領収書には「年賀はがきシール貼り、5699枚」となっている。このはがきが領収書に記載されているように年賀はがきであれば公職選挙法147条2に抵触する。また、5800枚のハガキに対し、シールを貼ったのは5699枚で、 $5800 - 5699 = 101$ 枚のハガキにはシールは貼らなかったのである。シールとは何か、説明を求める。また、101枚のシールはどうしたのか、明らかにすることを求める。ハガキについては、以上の理由で、 $473,605円 + 807円 + 12,310円 = 486,722円$ の返還を求める。

区政報告については105200部を印刷して、105000部をポスティングしている。

紙面には田中議員の写真が4枚も掲載され、「ゆうたろうの腰折れ一首」学歴、家族構成等が記載され、全面が区政調査ではない。按分の原則に基づき、 $518,400円 + 725,760円 = 1,244,160円$ の50% 622,080円の返還を求める。

吉田あい

要返還額合計 - 829,865円 (添付資料 9 )

区政レポート関係 1,659,731円

4月1日 平成29年春季号区政報告発送代 229,025円

56円×2165通 69円×847通 69円×500通 82円×181通

4月3日 平成29年春季号区政報告印刷代及び封筒代 351,000円

区政レポート 35,500枚 長3封筒 4000枚

5月9日 平成29年春季号区政報告ポスティング代 31500部 136080円

11月4日 平成29年決算号区政報告発送代 229588円

56円×2186通 69円×840通 69円×510通 82円×171通

11月8日 平成29年決算号区政報告印刷代及び郵送用封筒 351,864円



討議資料

キッパリ、ゆうたろう!

杉並区議会議員

# 田中ゆうたろう通信

〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号 TEL&FAX:03-5929-7721

平成30年 予算特別号 <http://tanakayutaro.sblo.jp/>

皆様の声を区政に! 杉並区議会議員田中ゆうたろうから、皆様への大切なご報告です。



皆様こんにちは、田中ゆうたろうです。  
二月九日から三月十五日まで  
平成三十年第一回定例会が開催され、  
同年度予算などが可決されました。  
(詳細は区議会だより・区議会ホームページをご覧ください)



育休取得を後押しする  
保育所利用調整指数の  
見直しを  
実現しました!

昨年、私はようやく、「乳幼児のうちには仕事を休んで育児に専念したい」という多くのお母さん方の生の声を、ついに杉並区政に反映することができました(保育所利用調整指数の見直し)。  
待機児童の解消は区的法的責務です。しかし、そのためには保育園を増やすだけでなく、女性の十分な育休と確かな復職を保証するための努力が必要不可欠です。このことを、私は7年前の初当選以来、一貫して区に求め続けてきましたが、ようやく功を奏し始めました。

田中良区長の  
保育政策は失敗です!

保育所利用指数の見直しは実現できなかったもの、現区長の無計画な保育政策のために、区民は多くの犠牲を支払わされました。区はこの4月、「待機児童ゼロを達成した」と誇らしげに発表しましたが、その手法には問題が多く、手放しで評価できるものではないと断じてありません。  
学童に入れなかった児童や園庭のない保育園に通う子供達の貴重な居場所としても、利用率の高かった久我山下井草地域の区立公園を住民に十分な説明のないままに潰し、拙速に認可保育園を増設したものの、近隣の複数の保育施設が定員割れ

をしています。一方

永福地域の小学校跡地には、法的責務もないビーチコート建設を決定。これらのずさんな計画により、財政は急激に悪化し、区は慌て今年度から保育料を値上げしました。にも関わらず、区長や議員の給料はアップするという愚行の数々...

このことに対する反省が全く見られないこと等から、私は会派「美しい杉並」として、平成三十年度杉並区会計予算に反対しました。

財政悪化の責任を区民に押し付ける現区長

また、この6月24日には杉並区長選挙が行われますが、区長が交代した場合の新区長の裁量の余地が残されて

いないことも、予算に反対した重大な理由です。

無計画な保育政策も災いして財政の悪化を招いた現区長は、国のふるさと納税制度に対し、区の税収減という観点から批判一辺倒。国が認めた制度で地方を応援したいと考える区民への配慮を欠いています。現区長は、ふるさと納税制度を批判するだけではなく、最大限に有効活用すべきです。

ふるさと納税を活用して杉並のまちづくりを!

私は、現区長の政策や政治姿勢に対し、是は是、非は非ときっぱり指摘して来ました。

荻窪の「荻外荘(近衛文麿元首相旧邸)」の復元・整備は、文化財を活用したふるさと杉並のまちづくりを訴えてきた私にとって、大きな前進であり、評価できる政策です。

ただし、このことにも多くの予算がかかります。せっかく一昨年、国の史跡に認められたのですから、その復元・整備に当たっては、ふるさと納税制度を活用し、全国から積極的に寄付を募るべきです。

そのためには、戦後日本が戦勝国から一方的に押し付けられた「大東亜戦争」は日本の侵略戦争、「近衛文麿らはその戦争を指導した犯罪者」との自虐的な歴史観を見直し、日本の近代史の真相につ





いて考えさせてくれる貴重な史料、それが他ならぬ「荻外荘」であることを、日本全国、そして世界に向けてしっかりとアピールしなければなりません。

しかし、現区長からそうした姿勢がうかがわれたことは、残念ながら一度もありません。これまで区議会でも私が、区の友好都市・韓国瑞草区内の慰安婦像を撤去させるべく毅然たる対応を求め、消極的な答弁に終始するばかりでした。

区長には、日本の基礎自治体の長として、正当な歴史認識が求められます。

**区長のパワハラ行為を  
議場で糾す**

質問(田中ゆうたろう) 田中良区長は昨年の第四回定例会・保健福祉委員会で、女性議員に対し、机を強く叩き威嚇、パワハラ紛いの暴挙に及んだ。政治という言論の府にあるまじき蛮行という他ない。議員に対してさえその有様であるから、まして職員に対し日頃どれほど威圧的にふるまい、おびえさせていることか案ぜられる。「女性の社会進出支援」なる口癖も、空言であったことが明らかである。このような区長

平成26年、アメリカ合衆国カリフォルニア州グレンデル市の慰安婦像前にて。「20万人以上の女性が日本軍によって拉致され、強制的に性奴隷にされた。私はその性奴隷だ」捏造された虚偽の歴史が刻まれ、着々と既成事実化されつつある現実を目の当たりにしました。杉並区は瑞草区に対し、像の撤去を申し入れるべきです。

が「いじめはよくない、やめよう」などと言うたところで何の説得力もない。特定議員・特定党派のみならず、区議会全体への冒瀆を猛省の上、議会に対し謝罪せよ。

答弁(総務部長) ご指摘のような意図はない。

再質問(田中ゆうたろう) 意図がなければよいのか。

答弁(総務部長) 委員会当日の会議録をご覧頂ければわかると思うが、「気合を入れて答弁しなければならぬ」と思ったから机を叩いた。威圧と捉えられれば誤解で、そう捉えられていたとすればお詫

皆様のお声をどうぞ！  
**田中ゆうたろう**  
<http://tanakayutaro.sblo.jp/>  
〒166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号  
TEL&FAX:03-5929-7721  
メールアドレス:info@tanakayutaro.net



杉並区議会議員  
**田中ゆうたろう**

- 昭和50年生まれ。幼少より杉並区和田で育つ。
- 学習院大学文学部中退。区内幼稚園教諭を経て、現在、区内認可保育園理事。また劇団主宰者として舞台・ドラマ等に関わる。
- 区立劇場「座・高円寺」を活用した区民劇のサポートや、障害児対象の演劇ワークショップ指導に取り組んでいる。
- 政党は無所属。会派は「美しい杉並」。総務財政委員会委員。議会改革特別委員会委員。
- 家族は妻と二女。

びすると述べている。

【解説】保育料の唐突な値上げに対し、「保育園を急激に増設した時点で、保育関連経費が膨れ上がることもわかっていたはず。保護者らには、保育料の見直しも検討していることを丁寧に説明し、理解を得ておくべきだった。杉並区の保育施策に関して、将来的なビジョンが伝わってこない」との質問を行った女性議員に対し、突然区長が机を強打。会議

ゆうたろうの腰折れ一首  
いざさらば桃園川の河童らよ いつか再び逢はむ時まで  
(三月、桃園川暗渠を題材とした区民劇をお手伝いした際に詠みました)

録にも「(区長、机をバンとたたく)」と極めて異例の記載がなされてしまっほどの高圧的な答弁態度に苦言を呈したものです。

通常の特別委員会は今中継もされず、審議過程が区議会だよりに記載もされず、会議録しか残されません。よって、こうしたパワハラ行為が区民の目に伝わりにくいことは大きな問題です。そのため、恥ずかしい話題ではありますが、あえて議場

での一般質問に取り上げました。どれほど政治信条が異なる相手であっても、決して許される行為ではありません。ハラスメント(嫌がらせ、いじめ)には、今、世間の厳しい目が注がれています。現区長は、政治家としての資質に欠けると言わざるを得ません。

なお、この他にも、蚕糸の森公園周辺の防犯対策や東京高円寺阿波おどりについて一般質問を行いました。

区政レポート 35,500 枚 長3封筒 4000 枚

12月25日 平成29年決算号区政報告ポスティング代 31500 部 136080 円

3月31日 平成30年春季号区政報告送付代 226094 円

56 円×2158 通 69 円×843 通 82 円×665 通のうち交付額範囲内計上

「平成29年春季号区政報告」「平成29年決算号区政報告」「平成30年春季号区政報告」を見ると、3報告とも表面のトップは【なみすけの絵のついた「吉田あい区政レポート」と書いた大きな題字】と、「吉田あい議員の写真」、「杉並区議会議員吉田あいの名前と事務所の表示」が記されている。その下に必ず、議場で発言している吉田議員の写真がある。決算特集号では「10年表彰をいただきました」と吉田議員の表彰状を持った嬉しそうな写真が掲載されている。これは、吉田議員の自己宣伝であって、区政調査とは関係はない。

そして3レポートともに裏面は「子育て奮闘記！」である。吉田議員が子育てで活躍していることはわかるが、この記事は政活費＝税金で知らせることであろうか。限られた紙面の中で、毎回毎回、区政の問題でなく、吉田議員の子育てのことを読ませられる区民は大変である。

子育て奮闘記や表彰された記録などを区政報告に書く場合は、政活費＝税金で書くことではなく、按分して、吉田議員自身が支出すればいいことである。

議員であるならば、杉並区の諸々の問題点をご存じであろう。決算号には「子供の貧困対策」の記事がある。杉並区にも経済的に悩んでおられる方はたくさんいる。杉並区の子どもの中でどれくらいが貧困で困っているか、具体的に区政の問題を調査し、取り組み、記事にすべきであろう。紙面からは杉並区の現状がわからない。

議員に配られている「政務活動費の支出に関する事務処理について」の手引き P12 によれば、広聴広報費について「会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費」とある。吉田議員の表彰や娘さんの写真は政活費＝税金を使って区民に報告する内容ではない。

区政レポート関係にかかった費用、1,659,731 円は派遣で働いている人の年間収入にほぼ近い。記事の内容、それから按分の原則に基づき 1,659,731 円の 50%、829,865 円の返還を求める。

岩田いくま

要返還額合計 - 572,614 円

議員に配布された「政務活動費の支出に関する事務処理について（平成29年度版）」の手引きを見ると、1 基本編 1 政務活動費の支出の基本的な考え方として

(1) 実費弁償の原則 (2) 按分の原則 (3) 透明性の原則 が記載されている。

示された基本的な考え方に基づいて検証した。

区政報告関係

4月3日区政報告 vol54 郵送代杉並南郵便局 69 円×809 通 55,821 円

4月3日区政報告 vol54 郵送代荻窪郵便局 69 円×826 通 56,994 円

区議会報告・決算特集号

吉田あい  
区政レポート



平成29年 決算号

杉並区議会議員

吉田あい

— 吉田あい事務所 —

〒166-0002 杉並区高円寺北4-20-13



9月議会で一般質問に立ちました。私たちに身近な区議会だからこそ、身近な問題から解決してまいります。

杉並区議会は、平成29年9月11日に開会、33日間の会期を経て10月13日に閉会致しました。本会議では平成28年度杉並区各会計歳入歳出決算及び関連議案について審議を行うため決算特別委員会を設置し、9日間の集中審議の結果、本会議において賛成多数で原案通りに可決いたしました。私は今回の決算特別委員会の副委員長に就任し、委員長を補佐し、公正公平かつ円滑な委員会運営ができるように努めました。

平成28年度決算報告は、次のとおりです。

一般会計歳入決算額は、前年度より87億5、759万円余増加し、1、834億6千万円(前年度比105%)となりました。保育所整備事業補助金や待機児童解消区市町村支援事業補助金の増など都支出金は28億8、720万円増加し142億1、609万円余となりました。また、公園等の整備や保育施設の整備、妙正寺体育館改築などに充てるため、特別区債の発行を行いました。

決算特別委員会副委員長として臨んだ決算審議  
人を育み、未来に繋げる予算を認定しました!!

〈28年度会計別歳入歳出決算額〉

	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引残額
一般会計	183,483,295,707	176,216,701,790	7,266,593,917
国民健康保険事業会計	62,402,866,615	60,980,526,537	1,422,340,078
用地会計	4,044,018,660	4,044,018,660	0
介護保険計	39,040,204,659	37,443,463,393	1,596,741,266
後期高齢者医療事業会計	13,401,375,220	13,099,206,292	302,168,928
中小企業勤労者福祉事業会計	121,796,636	57,596,043	64,200,593
合計	302,493,557	291,841,512,715	10,652,044,782

※「平成28年度杉並区各会計歳入歳出決算書」及び「同決算審査意見書」は区政資料室、図書館でご覧になれます。

歳出決算額は、前年度より87億4、936万円余増加し1、762億1、670万円(前年度比105.2%)となりました。増となった主な事業は、待機児童解消のための保育施設建設助成や保育施設の整備、災害に強い防災まちづくりに向けた耐震改修促進事業などです。

28年度は「すぎなみ保育緊急事態宣言」に象徴されるように、待機児童解消への取組が大きく取上げられました。同時に、狭あい道路の拡幅整備、耐震・不燃化住宅の促進等の防災まちづくり、健康長寿を目指した(仮称)天沼3丁目複合施設の建設工事着手、ふれあい農業公園の開設など、各分野において区民福祉向上のための取組みが見られ、28年度予算は適切に執行されたものと判断できます。

10年表彰をいただきました!

永年在職議員として全国市議会議長会から、表彰状を頂きました。

平成19年に初当選させていただき、あつと言う間の10年間。ここまで議員として活動できたのも、地域の皆様のおかげです。本当にありがとうございました。

これからも地域の声を区政に届けるため、精一杯頑張っております。引き続きのご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。



祝日には国旗を掲揚しましょう

すべての拉致被害者の早期奪還を目指して!!

10月15日で、拉致被害者5人が帰国してから15年が経ちました。しかし、未だ具体的な進展がないまま、北朝鮮は核開発やミサイル発射に走り、国際社会との溝を深めています。

拉致問題は、杉並区に住む私達にとって遠い話ではありません。なぜなら、杉並区内には北朝鮮に拉致された可能性が濃厚な「特定失踪者」と呼ばれる方が4人もいらっしゃるからです。

拉致問題は我が国の主権、そして国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。もし自分が拉致被害者の立場だったら、自分が被害者の家族だったら…と思うと、決して許すことができません。

拉致された方達は、今も救いを待っています。親御さん達の高齢化は容赦なく進み、残された時間はもう長くありません。

拉致被害者全員が帰国できるその日まで、ともに声を上げ続けていきましょう!!



区内の特定失踪者の方は、いずれも日常生活の中で、突然姿を消しました。拉致問題を身近な問題として、これからも被害者全員奪還のため訴えて参ります。

### 杉並区の危機管理体制について

**問** 8月29日早朝、北朝鮮から中距離弾道ミサイルが発射されました。このような緊急事態発生時、一番大切な事は正確な情報を得ることです。区の取組みを伺います。

**答** 区は休日夜間警戒態勢本部の体制により、24時間365日危機情報の収集を行っています。ミサイル発射等の伝達が行われた場合には、直ちに職員が参集し、国や東京都を通じて出される正確な情報を収集、区民への発信とともに、テマなどによる混乱防止を図っております。

**問** 他の自治体のように、ミサイル飛来を想定した住民避難訓練を行う計画はありますか。

**答** 弾道ミサイルの場合は警報から着弾までに時間がながいことから、その場の状況に依り、自ら判断して身を護る行動が重要です。避難訓練に関しては、状況に応じて適時判断してまいります。

**問** 貧富の格差が「教育の格差」に繋がらないための取組みが重要ですか。区教育委員会の取組みを伺います。

**答** 夏季パワーアップ教室や休日パワーアップ教室を行い、学校以外でも学びの場を確保できるように取り組んでいます。貧困解消に向けた区の決意を伺います。

**問** 保健福祉部門をはじめ、教育や就労の部署と子供の貧困対策推進会議を設置し、連携に努めています。今年度は既存の貧困対策事業の効果を検証し、実態に即した取組にして参ります。

**問** ※「子供の貧困」とは、平均所得の半分未満の子供達を言います。子供達が確かな学力を身につけ、たくましく社会に羽ばたいていける力を付けられるよう総合的な取組みをして参ります。

**問** 新しくなった杉並清掃工場の特色をお示し下さい。

**答** 自然と環境の拠点となる事を目指し、足湯やウォーキングロードを一般開放します。工場見学も受け付けています。不燃ゴミの資源化への取組みを伺います。

### 任期満了で農業委員を卒業いたしました!

7月、2年間の任期を満了し、無事に農業委員を退任いたしました。

周田に全く農地のない高円寺で生まれ育ち、農業に触れる機会がなかった私。こんな自分に農業委員が務まるかしら...と、最初は不安でした。

しかし、先輩方のおかげで、農地を守ることの意義、都市農業の重要性、農家さんが抱えるさまざまな課題など、多くのことを学びました。

都市農業は、地元産の新鮮な野菜を食べられる事や子供達の食育以外にも、災害時の避難場所、防災用井戸の確保、ヒートアイランド現象の抑制など、多くの役割を担っています。

農業委員として学んだことを、今後、しつかりと区政に反映させて参ります。



前橋市へ農業委員会視察。トマトやナスの接ぎ木が行われ、限られた土地(ハウス)を有効に活用していました。



馬橋稲荷神社のお祭りにて。子供の山車に参加しました。娘も地域のお祭りが大好きです。(本当は、山車のお土産に貰えるお菓子が楽しみなのかも!?)

### ゴミの収集日が変わりました!

杉並清掃工業稼働を機に、可燃&不燃ゴミの回収時間、収集曜日が一部変更になります。  
・収集開始時間...8時~(30分遅くなりました。)

変更地区	現収集曜日		新収集曜日	
	不燃ごみ	古紙PET	不燃ごみ	古紙PET
阿佐谷南3丁目	第1・3木	木	第2・4月	月
井草1・2・3丁目	第2・4土	土	第2・4水	水
梅里2丁目	第2・4木	木	第2・4月	月
下井草1丁目	第2・4水	水	第1・3月	月
下井草2・3・4・5丁目	第2・4土	土	第2・4水	水
西萩北3・4・5丁目	第2・4金	金	第1・3土	土
宮前1・4・5丁目	第1・3金	金	第2・4火	火

### えっ? 「しょうこう熱」ってなあに?

### ☆ 子育て奮闘記! ☆

先日、子供が猩紅熱(しょうこう熱)にかかりました。「しょうこう熱」名前だけは聞いたことがある、と言う方は多いのではないのでしょうか。

しょうこう熱は溶連菌感染症の一種で、かつては隔離へ入院し、死亡率も高い病気でした。しかし、今は有効な抗生物質が開発され、それほど恐ろしい病気ではなくなりました。

とは言え、高熱と痒みを伴う湿疹が表れ、子供にとって辛い病気には違いありません。(いつも娘の病気を必ず貰い、寝込んでしまう祖母が、今回は大丈夫でした。しょうこう熱は、大人には感染しにくいそうです。)

子供は、本当によく病気になるります。病児・病後児保育の整備、予防接種助成の拡充など、自分の経験を元に、子育て支援の充実を図ってまいります。



日本人の原点は、先人を敬つ心だと思えます。その事を胸に伝えさへ、折に触れ、お参りに連れて行っていきます。(祖父のお墓にて)

(vol54 郵送合計 1635 通 112,815 円)

6 月 14 日封筒印刷代 2000 部 10,700 円

6 月 30 日区政報告 vol54・55 要約版印刷代 5500 部 12,685 円

7 月 10 日区政報告杉並南郵便局

vol54・55 要約版郵送代 62 円×5049 通×0.9=281,734 円

区政報告 vol 55 郵送代 69 円×799 通=55,131 円

7 月 10 日 vol55 郵送代 荻窪郵便局 69 円×818 通 56,442 円

7 月 10 日 vol55 郵送代 杉並郵便局 72 円×449 通 32,328 円

(vol55 郵送合計 2066 通 143,901 円)

7 月 11 日 vol55 印刷代 2500 部 17,300 円

10 月 22 日封筒印刷代 2500 部 13,100 円

11 月 1 日 vol56 印刷代 2500 部 15,500 円

11 月 13 日 vol56 郵送代 杉並南郵便局 69 円×791 通 54,579 円

11 月 13 日 vol56 郵送代 荻窪郵便局 69 円×813 通 56,097 円

11 月 13 日 vol56 郵送代 杉並郵便局 72 円×443 通 31,896 円

(vol56 郵送合計 2047 通 142,572 円)

11 月 23 日 vol57 印刷代 2500 部 16,070 円

11 月 25 日 vol56・57 要約版印刷代 5500 部 12,450 円

12 月 17 日封筒印刷代 2000 部 10,700 円

1 月 11 日 vol56・57 要約版 62 円×4997 通×0.9 杉並南郵便局 278,832 円

1 月 11 日 vol57 郵送代 杉並南郵便局 69 円×770 通 53,130 円

1 月 11 日 vol57 郵送代 荻窪郵便局 69 円×797 通 54,993 円

1 月 11 日 vol57 郵送代 杉並郵便局 72 円×431 通 31,032 円

(vol57 郵送合計 1998 通 139,155 円)

#### Vol54 について

「岩田いくま区政報告」という題字と、岩田議員の大きな写真、趣味、家族構成までが掲載されている。題字以外に岩田議員の写真が 3 枚、写真以外に岩田議員と思われる似顔絵が 6 枚掲載されていて、区民の目からすると、純粋に区政報告というよりは議員自身の活動が強調されているように見受けられる。

#### vol54・55 要約版について

印刷代は按分なしで支出しているが、郵送料は按分 90%で支出している。ということは岩田議員自身が要約版については按分なしで支出することを認めていないということであり、印刷代の按分なしは認められない。ハガキの両面に岩田議員の写真や似顔絵が書かれ、議員自身の活動が強調されているように見受けられる内容である。また、「区政に関する意見交換会」のお知らせが掲載されているが、参加者は 8 月 27 日は 5 名、8 月 30 日は 2 名と岩田議員は会場使用の領収書で公表している。このようにみると、この要約版は区民に本当に読まれたのであろうか。

なお、vol56・57要約版に記載された「区政に関する意見交換会」の参加者は2月17日は4名、2月21日は3名であった。

vol55、vol56、vol57、vol56・57要約版についても、上記に記した内容とほぼ同じである。郵送に使用したと思われるタックシール（事務費）は按分80%で計上している。

6月8日タックシール 按分80% 10,504円

11月27日タックシール代按分80% 10,504円

このタックシールは区政報告を郵送する時の宛名を印刷したものと思われる。

広聴広報費に関して「政務活動に要する経費細目」に「印刷・製本費及び広報紙等送料については実態に即して按分する」と明記している。

岩田議員自身が要約紙の郵送料は90%に按分、タックシール代は80%に按分している。

それぞれの按分を90%、80%とした根拠の説明はない。また、按分なしで100%を支出した部分についての説明もない。紙面を見ると岩田議員の写真や経歴等、調査研究活動でない部分が含まれている。合理的に按分を説明できない場合は、按分の原則に基づき、50%にすることが妥当である。

よって（2）按分の原則 （3）透明性の原則に基づき、区政報告代の50%を超える部分について返還を求める。

vol54、vol54・55要約版、vol55、vol56、vol56・57要約版、vol57にかかった経費の50%を超える金額について返還を求める。合計572614円の返還を求める。

vol54 郵送合計1635通 112,815円 → 56407円の返還を求める。

6月14日封筒印刷代2000部 10,700円 → 5350円の返還を求める。

6月30日区政報告vol54・55要約版印刷代 12,685円 → 6342円の返還を求める。

vol54・55要約版郵送代62円×5049通×0.9=281,734円 → 125216円の返還を求める

vol55 郵送合計2066通 143,901円 → 71950円の返還を求める

7月11日 vol55 印刷代2500部 17,300円 → 8650円の返還を求める。

10月22日封筒印刷代2500部 13,100円 → 6550円の返還を求める。

11月1日 vol56 印刷代2500部 15,500円 → 7750円の返還を求める。

vol56 郵送合計2047通 142,572円 → 71286円の返還を求める。

11月23日 vol57 印刷代2500部 16,070円 → 8035円の返還を求める。

11月25日 vol56・57要約版印刷代 12,450円 → 6225円の返還を求める。

12月17日封筒印刷代2000部 10,700円 → 5350円の返還を求める。

vol56・57要約版郵送62円×4997通×0.9 278,832円 → 123926円の返還を求める

vol57 郵送合計1998通 139,155円 → 69577円の返還を求める。

松浦よし子

要返還額合計 - 473,048 円

議員に配布された「政務活動費の支出に関する事務処理について（平成 29 年度版）」の手引きを見ると、1 基本編 1 政務活動費の支出の基本的な考え方として

(2) 実費弁償の原則 (2) 按分の原則 (3) 透明性の原則 が記載されている。

上記の基本的な考え方に基づいて検証した。

「平成 29 年区政報告春号」の経費、総合計 42,363 円について

印刷代が計上されていないので、何枚印刷されたか不明である。しかし

5 月 9 日区政報告春号送り状用紙 7500 枚 9,363 円（按分なし）で計上されているので 7500 枚が印刷されたと思われる。

区政報告春号ポスティング代として、以下の人件費が払われている。

4 月 30 日橘和歌子 8000 円 4 月 3, 5,7,8 日 合計 1200 枚

4 月 30 日中島祥江 15000 円 4 月 3,4,5,10,11 日 合計 3000 枚

4 月 30 日窪嶋優子 10000 円 4 月 3,5,7,8,9 日 合計 1500 枚

合計でポスティングされたのは 5700 枚である。

送り状用紙 7500 枚 - ポスティング 5700 枚 = 1800 枚はどうしたのだろうか。

「送り状用紙」には「この区政報告は、杉並区の政務活動費を使って発行させて頂いております・・・」と書きながら、「新年そうそうインフルエンザで体調を壊してしまいご心配をおかけしてしまいました・・・」と書かれ、区民全体への区政報告ではなく、松浦議員のごく近い人たちに配布されたと思われる内容である。

「平成 29 年区政報告秋号」の経費、総合計 638,786 円について

12 月 5 日平成 29 年区政報告秋号印刷代金 8000 枚 49,130 円

12 月 11 日平成 29 年区政報告秋号送り状 6000 部印刷代金 20,992 円

12 月 19 日平成 29 年区政報告秋号郵送代金 72 円×3278 通 236,016 円

12 月 19 日平成 29 年区政報告秋号郵送代金 72 円×1201 通 86,472 円

12 月 19 日平成 29 年区政報告秋号郵送代金 72 円×1371 通 98,712 円

12 月 21 日平成 29 年区政報告秋号用封筒 6000 枚 76,464 円

印刷は 8000 枚であるが、郵送は合計 5850 通である。送り状印刷・封筒印刷は各 6000 枚である。残りの約 2000 枚はどうしたのであろうか。

「送り状」には「今年は、自転車に乗って急に止まったはずみで腰にひびが入り・・・心配をかけてしまいました。申し訳ございません」と書かれている。

「区政報告春号」と同様、区民全体への区政報告ではなく、松浦議員のごく近い人たちに配布されたと思われる内容である。



#### 区政報告秋号についての人件費

11月29日 中島祥江 5000円 11月27,28日 区政報告秋号作成手伝い  
11月29日 島本昌彦 16000円 11月21,22,27日 区政報告秋号作成手伝い  
12月20日 窪嶋優子 (12000円) 12月15,16,17日 区政報告発送準備  
人件費の上限が5万円のため、2000円を計上  
(区政報告と送り状を封筒に入れる作業)  
12月20日 増井暁美 24000円 12月14,15,16日 区政報告発送準備  
(区政報告と送り状を封筒に入れる作業)  
12月20日 越村茂子 24000円 12月14,15,16日 区政報告発送準備  
(区政報告と送り状を封筒に入れる作業)

#### 「区政報告新春号」の経費、総合計27,690円について

12月29日 区政報告新春用インク・用紙(2000枚) 27,690円  
区政報告新春号をどのように区民に配布したか、不明である。

#### 「平成30年区政報告春号」の経費、総合計197,258円について

3月26日 平成30年区政報告春号印刷代2000枚 24,980円  
3月28日 平成30年区政報告春号用封筒(2000枚)・用紙・インク 55,750円  
3月29日 平成30年区政報告春号郵送代72円×924通 66,528円

#### 区政報告春号の人件費

3月30日 増井暁美 16000円 3月28,29日 区政報告春号発送準備  
3月30日 越村茂子 16000円 3月28,29日 区政報告春号発送準備  
3月30日 島本昌彦 6000円 3月29日 区政報告春号発送準備  
3月30日 窪嶋優子 12000円 3月28,29日 区政報告30年春号発送準備

区政報告春号は2000枚印刷されたが、発送したのは924通である。残りの1076枚はどうしたのだろうか。また、発送準備に人件費を50000円も使っており、1通あたり約50円の人件費が政活費から支出されていることになり、かなり高額である。

#### 区政報告郵送用住所録データ入力修正の人件費40,000円について

2017年5月31日 島本昌彦 20000円 5月10,11,16,23日(合計20時間)  
区政報告郵送用住所録データ入力修正  
2018年1月30日 島本昌彦 20000円 1月11,12,15,29日(合計20時間)  
区政報告郵送用住所録データ入力修正

上記のように「区政報告郵送用住所録データ入力修正」に合計で40時間、40000円の人件費が

使われた。区民全体に知らせる「区政報告」であれば、このような人件費は不要と思われる。松浦議員が一定の区民に、或いは松浦議員の支持者に郵送するのであれば、これは政務活動費としての支出は認められないことになる。実態の説明を求める。

以上述べてきたように、松浦議員は区政報告にかかる経費の全額を政活費から支出しているが、不明な点が多く、按分なしで総てを政務活動とは認められない。按分の原則に基づき、按分50%473,048円の返還を求める。

「平成29年区政報告春号」の経費、総合計42,363円 → 21,181円の返還を求める。  
「平成29年区政報告秋号」の経費、総合計638,786円 → 319,393円の返還を求める。  
「区政報告新春号」の経費、総合計27,690円 → 13,845円の返還を求める。  
「平成30年区政報告春号」の経費、総合計197,258円 → 98,629円の返還を求める。  
区政報告郵送用住所録データ入力修正人件費40,000円 → 20,000円の返還を求める

小林ゆみ

要返還額合計 - 249,745円 (添付資料10)

3月27日「小林ゆみ区政報告レポート平成30年第1号」

ポスティング代49,000部×3.5円 185,220円

3月27日同上、デザイン費(50,000円)

印刷代 50,000枚(220,991円)

印刷手配手数料(20,000円) +消費税 総合計314,270円

「政務活動に要する経費細目」には「印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する」と明記している。

「小林ゆみ区政報告レポート平成30年第1号」の紙面を見ると、1ページ目は題字と小林議員の写真が2枚、あいさつとプロフィールで約半分を占めている。2ページ目は小林議員の写真が2枚、小林議員の質問と区の答弁、3ページ目から4ページの上半分は小林議員の質問と区の答弁で占められている。さらに4ページ目の下半分は小林議員の写真が2枚とコラムである。

デザイン費として50000円を政活費から支出しているが、「→」の後に小林議員の意見が述べられていると思うが、区民にはわかりにくい表記である。議場で再質問をするなどして、区民にもっとわかりやすく説明できないだろうか。改善を求めたい。

例えば、コラムの欄に「区民の皆様が納める税金がどのように使われているのか細かくチェックしました。杉並区の財政状況は、東京23区内で比べるとあまり良いとはいえません」と記載しているが、漠然としていて、区民の知りたいことが明らかにされていない。

小林議員が細かくチェックした内容が明らかにされず、議員の感想と受け止められる内容である。区政の調査研究のために政務活動費を使い、この実態を区民に具体的に知らせるのが、議員の発

杉並区議会議員  
小林 ゆみ区政報告  
レポート

皆様、こんにちは！杉並区議会議員の小林ゆみです。

平成29年度を締め括るにあたり、小林ゆみの杉並区議会における活動をご報告いたします。今回のレポートでは今年の2月9日から3月15日まで開かれていた、平成30年第一回定例会における小林ゆみの質問内容をお伝えいたします。

第一回定例会では、毎回の定例会で行う一般質問や委員会審議に加え、杉並区の来年度予算について審議する「予算特別委員会」が開かれます。

区民の皆様が納める税が適正に使われるか否かを、元銀行員の目でしっかりとチェックいたしました。

## 小林ゆみ プロフィール

昭和63年北海道美唄市生まれ（29歳）。東京外国語大学ロシア語学科卒。  
三井住友信託銀行総合職、予備校講師を経て、現職。趣味はダンスと料理。

政党 無所属 所属党派 自民・無所属クラブ

所属委員会/審議会

総務財政委員会、道路交通対策特別委員会、杉並区個人情報保護審議会、  
区議会広報委員会

## 第一回定例会における一般質問（平成30年2月15日）

区政一般に対する質問を行いました。

## 1. 西荻窪のまちづくりについて

**小林:** 杉並アニメーションミュージアムの来館者数と、日本人と外国人の割合を問う。

**区:** 平成28年度の総来館者数は、53,014人であり、日本人は全体の89.3%、外国人は5,648人で全体の10.7%である。平成29年度1月末現在の割合は、日本人は全体の87.0%、外国人は6,369人で全体の13.0%である。このことから、外国人来館者が増えているということがわかる。また、来館者の国別は上位から、平成28年度は中国 52.5%、アメリカ 11.0%、フランス 3.1%である。

→来館者の中でも外国人の割合が増えているにもかかわらず、西荻窪駅前にあるアニメーションミュージアムの看板や、館内の展示物の説明文などは、日本語で書かれている。区は早急に多言語対応すべきである。

**小林:** 西荻の名前を含み、区が関与しているイベントには、ハロー西荻、西荻ラバーズフェスがある。この二つのイベントの開催目的の違いは何か。

**区:** ハロー西荻は、地域の方と商店街の方との交流の場を提供することに加え、多くの方に西荻窪の魅力を知ってもらうため。西荻ラバーズフェスは、多くの方に商店街やその店舗を知ってもらうため。どちらのイベントも、街の賑わい創出や商店街のPRに役立っている。

→税金を投入している以上、区は各イベントがその目的を果たしているか、その効果が出ているかを、今後更に検証すべき。



## 2. スポーツ振興について



小林：昨年予算特別委員会において、スポーツの中でも老若男女問わず楽しむことができるボルダリングの推進を求めたが、取り組み状況は如何か。

区：ボルダリングは2020東京オリンピックの新競技となり、関心が高い。昨年夏に実施した体験イベントも好評を博したので、今後も様々な形で企画していく。

→ボルダリングはその競技人気だけでなく、広いスペースを必要としない点も魅力である。区内外から人気を集めるコンテンツであるため、今後もスポーツ振興策において活用すべきである。

### 予算特別委員会（平成30年3月2日～3月14日）

区側から示された平成30年度杉並区予算案を、杉並区議会議員全員が委員となり、9日間にわたり集中審議しました。

小林ゆみは、3月7日、8日、12日の3回、異なるテーマで質問しました。



### 1日目 3月7日（水）の質疑

#### 区立施設等の英語表記について、商店街支援について



小林：「杉並区」の英語表記は、現在どのようになっているのか。

区：Suginami City。以前はSuginami Wardであった。

→同格のofを使った、"The City Of Suginami"という表記の方がふさわしいので改めるべき。

cf. ニューヨーク市：New York Cityは、ニューヨーク州：New Yorkと分けるために都市名+Cityと表記している。

小林：国土交通省が現在作成中である、英語表記のガイドラインはどのような内容か。

区：道路標識の改善の取り組み方針、共通の対訳が示されている。その方針に沿って、今後改善が図られていく。

→現在、中野区はCity、世田谷区、千代田区、中央区、目黒区はWard、港区、品川区、渋谷区はローマ字でkuという表記であり、バラバラである。来たる東京オリンピック・パラリンピックに向けて早急に統一すべき。

小林：内容によっては1,000万円以上の補助金が支出されている商店街支援であるが、杉並区によってどのように効果検証されているのか。

区：それぞれのイベントの主催者によって効果検証されている。区は使われた経費に対

しての審査をしており、現在までに区の判断で取りやめ等の対象となった事業は無い。  
→実施された事業を、主催者自らが評価することには疑問を抱く。税金を使っている以上、区が評価すべき。

## 2日目 3月8日（木）の質疑

### 天沼三丁目荻窪税務署等用地活用による特別養護老人ホームについて



**小林:** 3月1日に、天沼三丁目荻窪税務署等用地活用による特別養護老人ホームの運営事業者が「暁会」に決定した。今回、運営事業者選定に応募した7つの社会福祉法人の審査結果を見ると、暁会は総合点では獲得点数が62.0%と最高点ではあるが、第二次審査に残った他の4法人とあまり点数が変わらない。この点について不安に思うが、このような結果となった理由は。

**区:** 暁会は一次審査（書類審査）では、財務状況や地域との関係等から判断し、62.7%となった。二次審査（プレゼンやヒアリング）の結果を踏まえ、結果的に応募事業者の中で一番高い点数となった。



**小林:** 今回選ばれた暁会は、財務状況・資金計画・収支見込み、法人運営の健全性・安全性の点が7法人の中でワースト1となっているが、これらは大変重要な評価項目であり、区の募集要項の中でも重要視されている。暁会はなぜ今回の選定において、財政面でワースト1となったのか。

**区:** 平成26年度から27年度に暁会による施設の建て替えが続き、財政状況が悪化したため、活動収支が赤字となったため。

→他の応募事業者と比べ獲得点数がそう違わないだけでなく、財務状況や収支見込みのような、極めて重要な点において獲得点数が低い事業者を選ぶような、区の選定方法に不安を抱く。

**小林:** 今回の杉並区による公募要項を見ると、運営事業者プロポーザルの他に「設計事業者の公募プロポーザルを行う」とあるが、通例は業者が提示した設計案を採用するはずである。今までに区でこのような二段階のプロポーザルを行った前例はあるか。

**区:** 今までに特別養護老人ホームで前例は無く、都内でも今回が初である。

→なぜ今回だけ、二段階の事業者選定という都内でも初の試みをするのか。昨年も保育園の運営事業者選定の際に「標準偏差」という特例を設けたが、選定をする度に特例を設けていては、杉並区は信用を失ってしまう。

**小林:** 今回のみ特別に二段階の公募プロポーザルを行うということを決める際、何か基準はあったのか。

**区:** 今回は200床を超える特別養護老人ホームであるうえに複合施設であるため、慎重に設計事業者の選定をしていきたいと考え、二段階方式とした。

→やはり、今回だけ特別な措置を講じた明確な基準が無いため、区民の方から誤解を招きかねない。

**小林:** 区側から設計事業者選定に数名参加するということだが、なぜ区がそこまで介入すべきであるか疑問を感じる。

**区:** 複合施設であるため、じっくりと選定したい。

→区側が設計に関するしっかりとした仕様書を運営事業者に対して提示すれば、それで済むはずである。二段階公募実施は時間も費用もかかるうえに、その費用は区ではなく運営事業者持ちであるため、運営事業者にとって負担となってしまう。

**小林:** 設計事業者を決める際、選定委員会には杉並区の職員も入ると記載があるが、何名入るのか。

**区:** 学識経験者3名+杉並区の職員3名の計6名のうち、数名が選定委員会に入る。

→100%公的な資金で作る施設であるか、公設民営（建物は区のものであるが、運営は民間）であれば、役所の意向を反映しても良い。しかし今回、区は土地を貸すのみであり、建物自体は暁会のものとなる。この場合、設計事業者の選定という作業になぜ区が入ってくる必要があるのか、疑問に思わざるを得ない。



杉並区は過度に思われるような事業への介入を慎み、公平公正な観点で事業者選定を行うべきである。

## この他にも、3月12日に教育調査、 学力調査について質問しました。



小林ゆみの  
コラム



杉並区議会では、上程された議案をそれぞれ五つの常任委員会（区民生活、保健福祉、都市環境、文化教育、総務財政）に付託し、審査を行います。小林ゆみは平成29年度、総務財政委員会に所属し、区民の皆様が納める税金がどのように使われているのかを細かくチェックしました。

杉並区の財政状況は、東京23区内で比べるとあまり良いとは言えません。平成30年度予算で見ると、杉並区民一人当たりの貯金

（基金）額は23区平均の3割弱しかなく、心許ない状況です。

予算を適切に執行することも重要ですが、それと同時に将来に備えて蓄えることも必要と考えるため、今後も区財政に目を光らせてまいります。

次の議会・第二回定例会は、5月29日（火）スタート予定です。皆様、是非傍聴にいらしてくださいね。

連絡先 | 区政に関するご相談はこちらまでお寄せください。 [kobayashi\\_yumi\\_students@yahoo.co.jp](mailto:kobayashi_yumi_students@yahoo.co.jp)

行する区政報告レポートではないだろうか。

「按分の原則」にかかれた「調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合による按分」に基づき、1/2 に按分することが妥当と思われる。ポスティング代 185,220 円+印刷代等の 314,270 円=499,490 円の 1/2 の 249,745 円の返還を求める。

川野たかあき

要返還額合計 - 750,600 円 (添付資料 | | )

#### 4 年前の杉並区議選での川野たかあき議員の公約

2015 (平成 27) 年 4 月に行われた杉並区議選の「杉並区議会議員選挙公報」に川野議員の公約が掲載されている。

「ムダに NO! 杉並区の政務活動費は? 会計帳簿と領収書はネット公開を！」

川野議員は公約の実現のためにどんな努力をしたのだろうか。説明を求める。

川野議員一人でもできることとして、川野議員の HP を 4 年間、見続けてきたが、ついに自身の HP には掲載されなかった。区民は投票する際、この公約を重視するが、議員にとっては公約とはどんな意味を持っているのだろうか。説明を求める。

世田谷区では 2007 (平成 29) 年度から会計帳簿や領収書をネット公開している。杉並区ではなぜできないのか、どんな問題点があるのか、公約実現のために、4 年間で調査研究したことを公表すべきである。

「区議会レポート代について」

2018 年 2 月 28 日 区議会レポート印刷、ポスティング料 1,501,200 円

印刷枚数 196,000 枚 ポスティング 186,000 枚

印刷枚数 196,000 枚 - ポスティング 186,000 枚 = 10,000 枚

残りの 10,000 枚はどのように使ったのか、説明がないので「透明性の原則」に欠ける。

按分なしで経費の全額を政活費=税金で支払っているが、10,000 枚の使用は不明なので、全額を認めることはできない。

「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」第 1 条に政活費は「・・・議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」と記載されている。

区議会レポートの紙面を見ると

表面の約 1/6 は「川野たかあき」の大きな名前と顔写真、そして下半分は「川野が今、思うこと」の記事である。

裏面は「川野の主な活動と議会質問 2017」と「プロフィール」であり、川野議員の活躍、質問等で全紙面が占められている。







# 川野の主な活動と 議会質問 2017



## 防災・減災の ための視察や 議会質問 九州北部豪雨の 被災地を視察

2017年7月、九州北部豪雨が発生いたしました。都市部と地方のしかも山間部とは、状況は異なりますが、「何が起こるかかわからない」「想定外のこと」が起きる可能性がある、という点では杉並区も同様です。実際には杉並区も水害とは無縁ではありません。また水害ではなく、首都圏ではマグニチュード7クラスの地震は、今後30年以内に70%の確率で発生するといわれています。被災した場合にはどう対応すべきか、常日頃からこんな用意をしておくべきかを念のため、被害発生から一ヶ月後の8月、私は被災地の復興ボランティアを兼ねた視察として大分県の日田市を訪ねました。土砂を掻き出して土壌改良に努めては通じ出し、その後、家の床下に土灰を敷いたり、それ以上崩れないように土にアルミシートを張ったりと作業はさまざまです。日田市のみならずお隣の東峰村、さらには最も被害が大きかった明皇市の被災現場も視察しました。家や橋が流されていたり、田んぼが砂浜のようになっていたり、車がゴロゴロとこぼれ落ちていたり。想像よりもはるかに大きな被害でした。

そして議会ではその経験をもとに被災後の被災者支援体制やボランティアの受け入れ体制について、区内避難所ばかりではなくテナントなどを利用した屋外避難所の確保などについて質問・要望をしました。

熊本地震の際にはエコノミークラス症候群が大きな話題となりました。車中泊をしなくてもよいように区も考えてはありますが、やはり何が起きるかかわかりません。車中泊を迫られる可能性も十分あります。「副任性ストックキング」というものがちろん男女ともに有効です。もともとは医療用で手術前に足の血流が良くなり血栓ができるのを防止するものですが、それゆえ



右：崩れた壁にブルーシートを張る  
左：地震が倒れ崩壊した民家

エコノミークラス症候群の予防に効果があります。実際に埼玉県のストックキングを準備するために予算を組みました。

杉並区でも準備するよう要望しましたが、すぐには難しいです。みなさんそれぞれで自分で用意されることをお勧めします。インターネットで検索すれば2千円程度のものなどたくさん出てきます。被災時のみならず、それこそ飛行機や新幹線など長時間乗る際にも有効です。ご家庭の備蓄品の一つに「副任性ストックキング」を加えられてはいかがでしょうか。

## 「子ども食堂」

子ども食堂の普及促進として、はじまり、全国的に広がっている「子ども食堂」。最近ではテレビなどでも取り上げられるようになりまじ。単に子どもに食事を与える場ではなく、さまざまな理由で学校や家庭に居場所を失った子どもたちも、それぞれ事情を抱える子どもたちが他者と関われる場所として、「ミニユニバーシティ」を学べる場として大変重要な場所でもあります。私としては子ども食堂でも、その中には子どもに限らず身障りのない高齢者、子

## 新たな子ども食堂を 阿佐ヶ谷にも！

現在杉並にも何か所かありますが、私も西荻窪の「寺子屋食堂」でお手伝いしております。また実は現在、私の知る限り阿佐ヶ谷地域には子ども食堂がないため、阿佐ヶ谷でも立ち上げよう準備中です！もしあなたが、お手伝いして下さったり家で不要な食材などを分けたいだけのかたなどいらっしゃいますら、ぜひ私、川野たかあきまでご連絡いただければ幸いです。



西荻寺子屋食堂の様子です

## 杉並区議会 動物愛護議員 連盟で視察へ！

2016年6月に、人と動物のより良い共生社会を築くため、杉並区議会の超党派議員21名により立ち上がりました動物愛護議員連盟(通称アニマル連盟)が、私も事務局長として尽力させていたたいしています。2017年4月には連盟有志で奈良県宇陀市、広島県神石高原町へ視察に行きました。



宇陀市の「いのちの教育」体験中

## 福島の子どもを 富士山麓へ 招待！

毎年恒例のこの企画、昨年6回目となりました。福島の親子を沼野村の富士学園に招待しての保養キャンプにスタッフとして参加。毎年のカレー作りや富士登山に加えて今回は子どもたちの要望を受け、「急遽」研「試し」を復活！泣きわめくくせに、好きなお菓子ややっばり、皆様からのご寄付で成り立っているこの活動、もちろん今年も必ず予定なので、引き続きのご支援をお願いいたします！



昨年は雨ばかりで  
体育館で集合写真

供なを求めました。とはいも区の方も待機児童対策などお金をかけなければならぬ分野は多岐に渡るのも事実。なかなか「はい、そうですね」とはいかないのが現実。そんな中、昨年の決算特別委員会にて「区が行っているフードドライブで集まる食材を子ども食堂に分けることはできないか？」という提案を行いました。実現いたしました。フードドライブとは赤い箱の食糧を集めて必要なところへまわす運動)

**杉並みどりのまつりごと**  
kawano-ga-yarimasu.com  
〒166-0001東京都杉並区阿佐谷北5-4-21-106  
tel, fax: 03-6315-8051  
mail: takaaki.f.kawano@gmail.com  
twitter: @kawano1976 facebook: 川野孝章

- プロフィール
- 1976年 埼玉生まれ(旧東京府)
- 1995年 埼玉県東武東上線小幡駅で初任給
- 1998年 千葉県でバスケットボール選手として活躍
- 1999年 芝浦工業大学附属中学校卒業
- 1999年 上智大学外国語学部英語科卒業
- 2005年 株式会社日本法人で働き始める
- 2008年 杉並区議会議員に就任
- 2013年 保健委員として活動開始
- 2014年 杉並区議会議員に就任
- 2015年 杉並区議会議員に就任
- 2017年 立憲民主党に入会
- 2017年 議員バスケットボール大会で優勝
- 2017年 東京都議会議員選挙に出馬
- 2017年 東京都議会議員選挙に出馬
- 2017年 東京都議会議員選挙に出馬

以上のように区議会レポートは区政の調査結果の広報というよりは、川野議員自身の活躍を重視しており、全額を政活費＝税金で支出することは認められない。

政務活動費支出の基本的考え方の（２）按分の原則に基づき

区議会レポート印刷、ポスティング料 1,501,200 円の按分 50%、  
750,600 円の返還を求める。

太田哲二

計上額 - 925,796 円 レポート制作 4875, 148 円、新聞折込・郵送費 450,648 円

要返還額 - 462,898 円 (添付資料 /2)

「太田哲二レポート春号」、印刷数 - 50,000 枚

春号は「西村まさみ（政治家、元参議院議員）の写真があるので按分比を 9 割とした。」と、領収書貼付欄に記載している。春号に関する経費はすべて 9 割になっている。

1 面に、忘却の都区最大のテーマ「都区制度」と題して、都政の財政上の問題点、2 面には、保育園と特別養護老人ホームの増加開設について記されている。

「太田哲二レポート秋号」

秋号については、按分なしで全額を政活費で支出している。

1 面、「国税と地方税をごちゃ混ぜにする与党国会議員」「国税を地方税に上乗せして徴収するとは！、こんなにデタラメを許してはいけない」（国税と地方税の説明）

2 面「民法大改正をうけて 「未払い残業代」の時効は、2 年から 5 年に延長すべきである」（民法大改正の説明）

このような内容は、政務活動費支給条例に「政務活動費を充てることができる経費として、区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定められているが、この条例に合致しているのだろうか。

春号の 1 面には、都政の問題、秋号は、国政に焦点を置いた記事であり、区民である我々にも関係することであるが、区の条例が規定する「区政の課題、区政に反映させる活動、区民の福祉を増進させる活動に結びついていくのだろうか。

請求人は、それらの疑問に対して、多額の公費を投入している太田議員に説明責任があると、捉えるが、区政の課題にどのように結び付けようとしているのか、「太田哲二レポート」には、その明確な説明はない。

従って、計上額の 50% - 462,898 の返還を求める。



杉並区議会議員(民進党所属)

# 太田哲二 レポート

〒167-0053 東京都杉並区西荻南4-12-5 携帯 090-9248-0845  
FAX 03-3332-0672 PCメール info@ota-tetuji.jp

## 忘却の都区最大テーマ「都区制度」

### 東京23特別区は東京都に毎年1000億円～3000億円かすめ取られている。

#### (1) 東京都政の大騒動の本当の原因

石原新銀行失敗損失、オリンピック、豊洲市場など、東京都はいとも簡単に数百億円～数千億円の巨費を動かす。予算規模の巨大性だけに原因を求めるのは不十分です。実は、東京都は23区から、毎年1000億～3000億円、かすめ取っているのだ。つまり、その分は、いわば「余剰」です。だから、東京都は奇妙な巨費支出が可能なのだ。これにメスを入れることが、本当の「東京改革」なのだが、今や、知事も議員も誰も語らない。

平成17年頃までは、みんな重大関心事であったが、今や、忘却されようとしている。それではイカンということで、私は平成28年11月一般質問、29年3月予算員会で訴えました。

予算規模(平成29年の概要)

	東京都	杉並区
一般会計	7兆円	1800億円
特別会計	4兆円	1200億円
公営企業会計	2兆円	-
合計	13兆円	3000億円

#### (2) 平成12年(2000年)の都区制度改革

平成12年、長年(約20年間)の23区の自治権拡充運動によって、都区の制度改革が実現した。清掃事業などが、この時、都から区へ移管された。そして、23区は「都の内部団体」から「基礎自治体」になった。つまり、一人前の「市」と同格になった。しかし、この時、財源配分で大モメした。そして、23区側は、都の深刻な財政を考慮して、また、プライドの高い石原知事(在任1999～2012)が頭を下げたということで、「平成17年(2005年)度までに解決」という先送りを受け入れた。

#### (3) 都区の財政調整の仕組み

①区民税法人分、②固定資産税、③特別土地保有税、④都市計画税、⑤事業所税は、武蔵野市や三鷹市では「市税」である。しかし、23特別区では「都税」になっている。①②③を調整3税と言い、5%が23区へ「財政調整交付金」として分配される。したがって、調整3税の残金、都市計画税、事業所税は都が使う。「都が使う」と言っても、本来23区の税なのだから、当然、「23区のために使う」べきお金である。

なお、平成19年に小泉内閣の「三位一体改革」によって、調整率5%は5.5%へアップされた。

#### (4) 都の計算と23区の計算では5000億円も乖離

平成17年6月10日、「都が行う『大都市事務』の分析結果」が発表された。「都が行う『大都市事務』とは、本来は「23区の事務」なのだが、効率などの関係で都が「23区のために」行っている仕事、具体的には上下水道や消防などである。

東京都側は、1兆2000億円かかっていると言ひ、23区側は7000億円だと主張し、その乖離は5000億円もあった。これは驚くべき数字であった。

#### (5) 東京都ゼロ解答のまま

平成17年度決着のため、23区側は「財政調整交付金3500億円+都市計画交付金300億円」のアップを主張した。東京都側は、実質ゼロ解答であった。そして、都側に押し切られてしまった。

石原知事は「財政に詳しくない」と公言して、23区側へ歩み寄る気配がなかった。住民の声は「都でも区でも、有意義に使ってくれば、どっちでもいい」という感じであった。マスコミもまったく無関心である。選挙の争点にもならない。そして、そのまま、歳月が流れている。

#### (6) 小池知事も無言のまま

都区制度改革、とりわけ都区の財政調整の改革に、私は火をつけた。そのための研究を進めます。小池知事は、メリちゃんハリちゃんの説明はしたが、都区最大のテーマは、今のところ無言です。

調整3税	23区:都=55%:45%
区民税法人分 6000億円	23区へ9700億円
固定資産税 1兆2000億円	都へ8300億円
特別土地保有税 0.1億円	☆23区の割合をアップせよ!
都市計画税 2300億円	23区へ都市計画税交付金として200億円だけ。
事業所税 1000億円	☆23区へもっと交付せよ!

都の財政がとてつもなく潤沢だと国に財源を召し上げられてしまう。その危険もあります。太田さんの研究を心待ちにしています。



産科医師 西村まさみ

# 保育園を余るくらいつくる！ 平成29年度は1000人分増加



私は平成27年4月の区議選で、「保育園を余るくらいつくる！」と叫びました。  
平成28年5月、田中良区長は画期的な「待機児童解消緊急対策」(平成29年4月1日までに2200人分を増加)を発表しました。  
杉並区議会の中には、いわば「総論賛成、各論反対」あるいは「そもそも保育園増加に後ろ向きだが、しぶしぶ賛成」といった議員が、少なからずいますが、「保育園を余るくらいつくる！」は着々と進行しています。

平成29年度は1000人分の増加を計画しました。  
保育園拡充は、たんに保育園不足を解消するだけの話ではありません。短期的には、

- ①就業者数が増加すれば、その分確実にGDPが増加する。
- ②労働力の多様化による企業の生産性向上につながる。
- ③少子化ストップ
- ④自殺の減少
- ⑤子供の貧困率減少

などの効果が、統計分析で明らかになっています。



## ●最も確実・有効な成長戦略

長期的には、財政難の克服、格差の固定化打破につながります。待機児童ゼロ達成は最も確実・有効な成長戦略です。

# 特別養護老人ホーム1000床増加に向かって！

杉並区では、特養1000床計画(平成24年～33年)があります。「そりゃ無理じゃないの」「老人ホームだらけになってしまう」「自宅介護で」との声もありました。しかし、いかに家族・地域の介護力をアップさせても、「特養」の必要数は増加します。やはり「総論賛成、各論反対」の議員・住民もいますが、着々と進行しています。

なお、1000床計画は、マイルドハート高円寺増築以後の数です。

協力施設数	所在地	協定数
13施設	練馬区(2施設)、八王子(3施設)、日の出町(2施設)、あきる野市・青梅市・昭島市・福生市・東久留米市・瑞穂町に各1施設	203人

特養施設数	施設名	定員	別掲ショート
15施設	南陽園、第2南陽園、さんじゅ阿佐谷、上井草園、和田堀ホーム、杏樹ホーム、第3南陽園、さんじゅ久我山、すぎなみ正吉苑、マイルドハート高円寺(増築を含む)、救世軍恵みの家、和泉サナホーム、愛敬(あいきょう)苑(えん)、おぎくぼ紫苑	1425人	155人

No	施設名	所在地	定員	別掲ショート	開始予定年月
16	(仮称)特別養護老人ホームエクレシア南伊豆	静岡県賀茂郡南伊豆町加納790	90人※	10人	平成30年1月(予定)
17	(仮称)永福南社会福祉アカデミー	杉並区永福1-7	70人	10人	平成30年3月(予定)
18	(仮称)新泉サナホーム	杉並区和泉1-44	72人	8人	平成30年6月(予定)
19	(仮称)杉並区宮前園	杉並区宮前5-5	78人	10人	平成30年6月(予定)
20	(仮称)リバービレッジ杉並	杉並区清水3-3	60人	10人	平成31年3月(予定)
21	(仮称)特別養護老人ホーム山河	杉並区高井戸東3-26	144人	21人	平成31年8月(予定)
22	成田東三丁目公有地活用計画	杉並区成田東3-26	29人	-	平成31年12月(予定)
23	防衛省高円寺宿舍跡活用計画	杉並区高円寺南5-33	60人以上(ショートタイプ)	-	平成31年度中(予定)
24	荻窪税務署等用地活用計画	杉並区天沼3-19	200人以上(ショートタイプ)	-	平成33年度中(予定)

※内、区民入所見込数50人



平成28年11月本会議



平成29年3月予算委員会



杉並区議会議員(民進党所属)

# 太田哲二 レポート

〒167-0053 東京都杉並区西荻南4-12-5 携帯 090-9248-0845  
FAX 03-3332-0672 PCメール info@ota-tetuji.jp

## 国税と地方税をごちゃ混ぜにする与党国会議員

### 国税を地方税に上乗せして徴収するとは！ こんなデタラメを許してはいけない。

#### (1) 税金の種類は約50種類も。

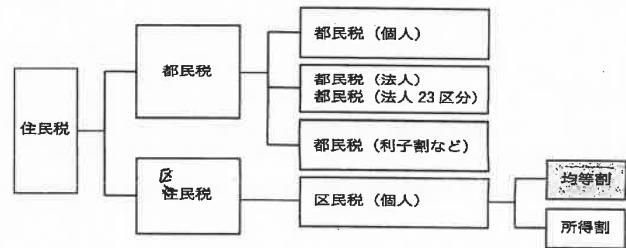
国税が25、地方税が26あります。  
税金の性質によって、4つの分類方法があります。①直接税と間接税、②国税と地方税、③普通税と目的税、④所得課税と消費課税と資産課税、に分類されます。

(図表1) 主な税金の分類

		直接税	間接税
国 税		所得税 復興特別所得税 法人税 相続税など	消費税 酒税 自動車重量税 国たばこ税など
	道府県税	道府県民税(個人・法人) 事業税 自動車税など	地方消費税、 道府県たばこ税など
地方税	市町村税	市町村民税(個人・法人) 固定資産税、都市計画税 特別土地保有税 事業所税 軽自動車税など	地方消費税 市町村たばこ税など

※東京23区ではゴシックの税は都税になっている

(図表2) 住民税の仕組み



#### (2) 国税を地方税(区民税均等割)に上乗せ！

平成28年12月8日に、与党(自民・公明)の「平成29年度税制改正大綱」が決定した。その中に、①国税(森林環境税)を創設、②手法は市町村民税(個人・均等割)に上乗せ課税する、23区の場合は区民税、③平成30年度の税制改正で決める(平成29年12月)、と明記された。

#### (3) 国税と地方税の区別を無視

これは、国税と地方税をごちゃ混ぜにする手法で、地方自治を無視するものです。与党(自民・公明)の国会議員は、国税と地方税の区別に無関心なのか。それとも、理屈はどうでも、取りやすい所から取る、という発想なのか。

新たな国税(森林環境税)が必要なら、25種もある国税に上乗せするのが筋というものだ。

#### (4) 錯乱か

自民党で一番人気の〇〇衆議院議員が「子ども保険」構想を発表した。保険料の徴収方法は、国民年金・厚生年金に上乗せする案だ。これも「子ども保険」と「年金保険」をごちゃ混ぜにしている。マスコミは「〇〇議員は勉強熱心だ」みたいな評論をしていたが、完全に「社会保険のイロハも知らない落第発想だ」である。与党の国会議員は、一体、何を考えているのだろうか。

#### (5) 断じて認められない

私は、9月13日の杉並区議会本会議で、反対の演説をしました。

田中良区長はじめ23区の区長会は「断じて認められない」と意思表示しています。



# 民法大改正をうけて

## 「未払い残業代」の時効は、2年から5年に延長すべきである

(1)「残業代ゼロ法案」の話ではありません。

自公政府は、専門職で年収の高い人を労働時間規制から外す「高度プロフェッショナル制度（高プロ）」を早急に国会で成立させる方針です。要するに、高プロの人は「残業代ゼロ」になるわけです。

この「残業代ゼロ法案」を巡って、連合最高幹部は対応を巡って混乱しましたが、最終的には反対で一致しました。この話と「未払い残業代の時効」の問題は、まったく別の問題です。

(2) 現行民法では、消滅時効の期間はまちまちです。

現行民法では原則10年となっていますが、特則条文でバラバラです。

たとえば、芸人への報酬は、時効期間1年間です。大工・植木屋の報酬も1年間です。「飲み屋のツケ」は1年間で時効はよく知られた話です。弁護士の報酬は2年間です。病院の治療費は3年間です。

(3) 現行では「未払い残業代」の時効は2年間

それでは、「未払い残業代」の時効は、何年でしょうか？

### 労働基準法第115条

この法律の規定による賃金（退職手当を除く）、災害補償その他の請求権は2年間、この法律の規定による退職手当の請求権は5年間行わない場合においては、時効によって消滅する。

「未払い残業代」は「その他の請求権」に該当し、時効は2年間ということです。

(4)「未払い残業代」事件が続々

ここ十年、残業代を支払わない（サービス残業を強要）企業、しかも大企業が続々と発覚して、ビッグニュースになっています。いろんな人の話を聞いていると、発覚したのは氷山の一角のようです。

(5) 民法大改正

今年（2017年・平成29年）の通常国会で、120年ぶりという「民法大改正（債権法の抜本的改正）」が通過しました。施行は3年以内ですから、現時点では、まだ周知期間というわけです。

いろいろ改正されました。「時効」も大きく変わります。

現行では、これは1年間だ、2年間だ、3年間だ、と細かく定められています。これは、120年前の前近代的感覚（芸人・大工・植木屋よりも弁護士・病院は地位が上という感覚）で定められました。

しかし、改正民法は、「基本的に全ての債権」は、「権利を行使できることを知った時から5年間、または、権利を行使できる時から10年間」で「時効によって消滅する」となった。（改正民法166条）

だから、芸人も大工・植木屋も飲食店も弁護士も病院も、みんな一律で5年間（知らない場合は10年間）になった。

(6)「未払い残業代」は2年間のまま。そんなアホな！

みんな一律で5年間になった、と喜んだが、「未払い残業代」は2年間のままです。

本来、民法改正と同時に、労働基準法も改正すべきであった。

消滅時効に関しては、民法以外の法律にも特則が定められています。そのため、民法改正に合わせて、改正や削除がなされました。たとえば、商法522条（商事消滅時効）、製造物責任法5条などです。

しかし、労働基準法115条は改正されず、「未払い残業代」の時効は2年間のままです。

なぜ、労働基準法の改正がなかったのか？奇妙な話です。

民法改正の審議中、大企業の「未払い残業代」事件が続々発覚して、時効を「2年→5年」に改正すると影響が大きすぎると判断したのでしょうか？

あるいは、「労働者の残業代は、ゼロで」という思惑が強烈なのでしょうか？

野党や労働組合の力が、弱腰すぎることも影響しているかも知れません。

(7)「未払い残業代」の時効を5年間にすべきである。

「未払い残業代」の消滅時効は、労働基準法115条を改正して2年間から5年間に延長すべきです。それが民法改正の趣旨です。

「残業代ゼロ法案」は時々ニュースになりますが、「未払い残業代」の時効の問題は、

不思議なことに、まったくニュースになりません。

(8) 大島九州男参議院議員に調べてもらった。

それでは、民進党及び連合の方針及び5年間延長の可能性は？

◎民進党の方針……小川敏夫参議院議員が、民法改正に照らせば、5年間に延長すべきと質問している。事実上、それが党の方針です。

◎連合の方針……連合の公式文書には「5年とすべきである」とある。

◎見通し……厚労省は、労使が参加する労働政策審議会等の場において検討すると言っている。事実、検討はしている。しかし、自公政府は「5年にするかどうか」を含めて見直し・検討という方針のようです。見通し不明のようです。

どうして、こんな単純・簡単なことがハッキリ・スッキリ実現できないのか。自公の国会議員は、残業代未払い大企業（ブラック大企業）に遠慮しているのでしょうか？

(9)「未払い残業代」の獲得テクニック

私は、様々なよろず相談（無料）を受けていますが、「未払い残業代」の相談もあります。テクニックは退職直後に、請求する。簡単な証拠が必要で、手帳、メール、スマホなどに残しておく。

### 民法大改正コラム1 全体イメージ

第1編 総則	
第1章 通則	
第2章 人	
第3章 法人	
第4章 物	
第5章 法律行為	……今回改正
第6章 期間の計算	
第7章 時効	……今回改正
第2編 物権	
第3編 債権	
第1章 総則	……今回改正
第2章 契約	……今回改正
第3章 事務管理	
第4章 不当利得	
第5章 不法行為	
第4編 親族	
第5編 相続	



平成29年9月13日  
杉並区議会本会議

### 民法大改正コラム2

#### 私が思う7つの主要内容

- ①消滅時効が5年に統一。
- ②賃貸契約の「敷金」を定義した。  
これまでは民法上の規定がなくアイマイだった。契約終了時、大家の返還義務が明確化された。
- ③中小企業が融資を受ける際に求められる「連帯保証人」は原則禁止。  
親戚・友人に頼まれ、大変な苦勞、多くの悲劇が発生していた。
- ④賃貸アパート、賃貸マンションに契約で求められる保証人が負う限度額を明確化。
- ⑤法定利率を3%に引き下げた。そして、変動制導入。  
現在は5%である。3%に下がるが、3年ごとに見直される。
- ⑥欠陥商品への対応を消費者側に立って明確化。
- ⑦認知症など意思能力がない人の契約は無効。

## 公明党区政報告

要返還額 - 横山えみ - 299,683 円、大槻城一 - 44,234 円、北明範 - 63,666 円、  
中村康弘 - 4,822 円  
合計額 - 412,405 円

## 横山えみ

要返還額 - 335,683 円

### 区政報告 NO44 (2017 年 4、)

### 区政報告 NO45 (2018 年春)

区政報告 NO44、45、ともに、「春です！出発の時！あなたの一番近くで、動き、働いてまいります」の挨拶文で始まっており、区民に訴えたいことはまず一番に議員としての PR である。区政報告としての本旨から外れている。

### 区政報告 NO44 (2017 年 4、) について

4/4 宛名シール印刷代 2250 枚 島谷真司 22500 円  
4/7 区政報告郵便代 杉並南郵便局 2081 通 149832 円  
4/9 区政報告郵便代 杉並郵便局 160 通+68 通 17096 円  
4 月号郵送合計 2309 通 189428 円

### 人件費 4 月分

小林恵子 10000 円 区政報告郵送宛名シール貼  
鈴木則子 10000 円 区政報告郵送宛名シール貼  
岡田恭子 10000 円 区政報告郵送宛名シール貼

区政報告の印刷代は計上されていない。どのように印刷したのか不明である。

永福南小学校跡地の活用についての記事で、「皆様の要望のもとに・・・ビーチバレーコート」の開所と書いてあるが、区民の間ではこのような要望があったのだろうか。根拠となる説明を求める。

4 月号郵送は合計 2309 通である。宛名シール印刷代は 1 枚 10 円もかかっている。さらに宛名シール貼の人件費で見ると郵送が合計で 2309 通なので人件費 30000 円÷2309 通=12.9 円かかっている。宛名シール印刷代+シール貼で約 23 円かかっており、他の議員と比較するとかなり高額である。

横山議員は按分なしで計上しているが経費には不明な点があるので、全額を認めることはできない。按分の原則に基づいて、

かかった経費、シール印刷代 22500 円+郵送代 189428 円+人件費 30000 円=合計 241928 円の 50%、120,964 円の返還を求める。

#### 郵送名簿整理代について

12/30 郵送名簿整理 島谷真司 5000 円

3 月分人件費、郵送名簿整理 中村善子 10000 円、

3/30 宛名シール修正分 島谷真司 6000 円

この名簿整理は政務活動ではなく、議員のための名簿整理であるので支出は認められない。21,000 円の返還を求める。

#### 区政報告 NO45 (2018 年春) について

2/28 宛名シール作成 島谷真司 24000 円

3/16 区政報告通信編集・デザイン料 25000 円

3/20 区政報告印刷シール貼 (NO45)

ハガキ 2700 枚 シール貼 15 円×1985 枚 183789

3/28 通信郵送代杉並郵便局 160 通 11520 円

3/29 通信郵送代杉並南郵便局 72 円×1964 通 82 円×21 通 143130 円

NO45 かかった経費合計 387439 円

ハガキを 2700 枚印刷して、1985 通を郵送している。715 枚はどうしたのだろうか。不明である。区政報告の内容を見ると、横山議員の活躍ぶりが強調されていて、「人口鼻の予算化」「認可保育園 19 園の開設」など、横山議員一人で実現したように受け取れる内容になっている。もっと客観的な記事の内容を求め

る。横山議員は按分なしで計上しているが経費には不明な点があるので、全額を認めることはできない。按分の原則に基づいて、

NO45 かかった経費合計 387439 円の 50%、193719 円の返還を求め

#### 大槻城一

要返還額 - 44,234 円

(添付資料 13)

3/26 区政報告印刷代 5000 枚 14234 円 デザイン料 30000 円 合計 44234 円

印刷を 5000 枚、しているが、区民への配布の説明がないので、区政報告がどのように区民に伝えられたか、不明である。

デザイン料に 30000 円を払っているが、

紙面の表面の 1/3 は大槻議員の写真といつもの大槻議員のキャッチフレーズ「おおきな夢、つきない情熱!、おおつき城一、題字の BRIDGE である。その下の「杉並区『民泊』ルール」の横にかかれた建物の絵には「KOMEITO」と書いてあり、公明党が民泊をやる宣伝である。政務活動費の規程で「政党活動に関する経費」は禁止されている。

よって、区政報告印刷代 5000 枚 14234 円 デザイン料 30000 円 →

合計 44234 円の返還を求め



料金別納  
郵便

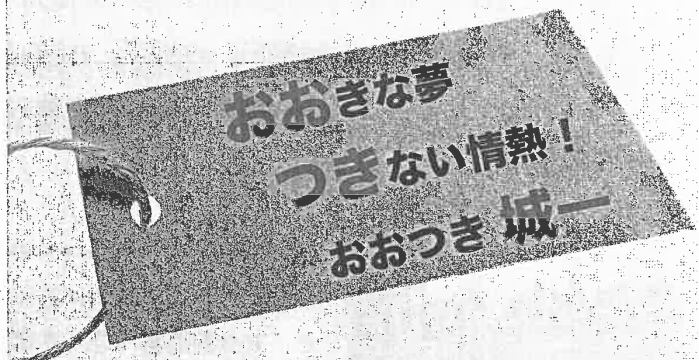


大槻 じょういち  
おおつき 城一通信ブリッジ 2018. ①

# BRIDGE



人と地域に信頼と安心の懸け橋



2018年6/15からスタート。杉並区は住居専用地域が全体の8割を超えるため、条例により区独自のルールが作られました。同地域での家主不在型民泊の場合は、休日前の正午～休日後の正午の期間を除く、平日の事業実施が制限されることに。年間事業実施日数は180日に上限設定。また事業者には、様々なガイドラインが定められました。



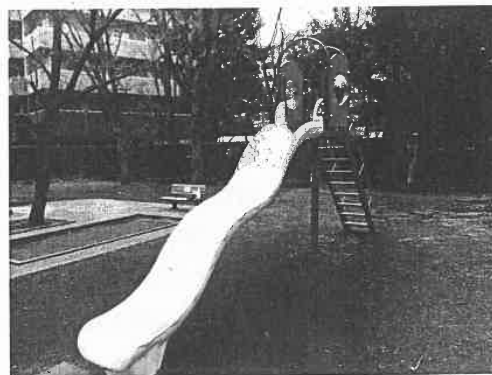
©KOMEITO



地域住民からおおつきに、公園への新しい遊具設置の相談が。調査をすると、比較的広い公園なのに遊具等の不足が判明。100名を超える要望・署名簿を区に届けると共に、区と調整を進め、このたび「3色ウェーブスライダー（すべり台）」が設置されました。子どもたちの笑顔が楽しみです！



©KOMEITO



高井戸東 3-9-34

## 2018年 第1回定例区議会 一般質問 (公明・大槻)

# 「いじめ・差別・虐待・男女平等など、 人権施策の総点検を！」



### ◇背景

現在、世界に目を向けると、移民や難民問題、障がい者、高齢者、子ども、女性など、社会的弱者への人権侵害に関する課題が表面化。社会的な関心事となっています。日本では「基本的人権の尊重」が、人間らしく生きていくため、憲法で保障されています。いま、人権の重要性を確認することに、大きな意義があると考えます。

### ◇主な質問と区答弁

おおつき質問：本年は「世界人権宣言」が国連で採択されて70周年。また、当区の人権視点に立った男女共同参画都市宣言から20周年を迎えた。区の所感を問う。

区答弁：人権は、人類が長い歴史の中、命を懸け、苦しみを乗り越え獲得したもの。不断の努力で、守り続けるものと考えます。

おおつき質問：区では人権について、国や都のものは総務課。区独自のものは担当課。各所管のものは所管毎に対応。区全体の人権施策・課題を掌握する部署が必要では。

区答弁：議員の指摘は大切な視点。複雑多様化する人権問題に対応するため、総務部門を中心として、これまで以上に所管部門と連携を強化し、人権施策を進める。



おおつき質問：相模原市の障がい者施設・津久井やまゆり園で、人権意識が欠落した元職員による痛ましい事件が発生した。区と同様施設への対応は。

区答弁：事件当日、施設の安全確認及び注意喚起を実施。また公立・民間施設合同での人権教育の研修や、委託事業者へ人権配慮状況の確認をするなど取組に努めている。



おおつき質問：豊かな体験と知恵を持つ、高齢者の社会参加が益々求められている。良好な高齢化社会の実現には、高齢者の人権を尊重する意識が大切。国連が推奨する、独立・参加・ケア・自己実現・尊敬との5つの視点からなる「高齢者のための国連原則」に則り、施策の整理や進捗状況を確認すべき。

区答弁：「高齢者のための国連原則」は、区のあらゆる施策に必要な視点。その重要性を十分踏まえて、各施策の進行管理を行っていく。



おおつき質問：情報化社会が急速に進む中、利用者の嗜好傾向を反映した情報が優先的に表示され、いつのまにか特定のフィルターで選別された情報の膜に包まれ、客観的思考が失われる、いわゆる「フィルターバブル」やインターネットによる人権侵害が深刻な問題に。対策を講ずべき。

区答弁：インターネット上、フィルターバブルの弊害や人権に関わる様々な問題が発生。区としても人権を尊重する社会を築くため、広報やホームページを通じ注意喚起や相談対応等を積極的に進める。



おおつき質問：12月の人権週間に、当区に縁ある谷川俊太郎氏訳の世界人権宣言の展示などを開催しては。

区答弁：提案の展示など、効果的な普及啓発を検討していく。

## 北明範

要返還額 - 63,666 円

12/27 区政報告 26 号印刷費 1500 枚 9752 円

1/9 区政報告 26 号郵送代 1404 通 87048 円

1/9 区政報告 26 号宛名シール貼、運送 1404 枚（森印刷）30533 円

区政報告を 1500 枚印刷したが郵送は 1404 通であり、96 通はどのように区民に配布されたか、不明である。

ハガキ裏面の「外環道に関する記事」は区民の関心事であり、外環予定地の「上に住む住民にとっては心配です」と北議員が書いている通りである。国土交通者や環状国道事務所の大胡課長と意見交換したとあるが、「国交省は十分検討しており」と話し合ったことを記載している。北議員が活躍している写真をハガキ裏面に 6 枚も掲載しているが、このスペースを利用して、心配している住民に、十分検討している内容を知らせることが重要であり、区政報告の役割ではないだろうか。限られたスペースの中で、区民に知らせる内容を重視することが大切であり、議員自身の活躍の報告ではないはずである。

按分の原則に基づき、区政報告 26 号にかかった経費合計 127333 円の 50%の 63,666 円の返還を求める。

## 中村康弘

要返還額 - 4,822 円

1/27 区政報告郵送 荻窪郵便局 72 円×1430 通 102960

1/27 区政報告郵送 杉並南郵便局 82 円×83 通 6806 円

1/29 区政報告郵送 杉並郵便局 72 円×138 通 9936 円 郵送料合計 119702 円

3/5 区政報告印刷代 3000 部 10724 円

区政報告を 3000 枚印刷しているが、郵送したのは 1651 通である。残りの約半分 1349 枚はどのように区民に配布されたか不明である。1349 枚の印刷代 4822 円の返還を求める。

山本ひろこ

HP 代としての計上額

4/4 HP 管理費 4・5・6 月分 80% 25,920 円

9/11 HP 管理費 7・8・9 月分 80% 25,920 円

11/28 HP 管理費 10・11・12 月分 80% 25,920 円

1/16 HP 管理費 1・2・3 月分 80%25,920 円 以上 HP 経費 80%103680 円

要返還額 - 38,880 円

山本議員の HP の更新はわずかである。

2019 年 03 月 11 日

高円寺障害者交流館まつり

---

2018 年 05 月 13 日

自転車接触事故防止

---

2018 年 03 月 16 日

予算特別委員会

---

2018 年 03 月 11 日

平成 30 年度予算特別委員会

---

2017 年 04 月 15 日

命の授業を視察

---

Facebook や山本ひろこ通信などがあるが、2017 年度の HP の更新は 3 回である。

関連リンクとして、HP の下段は以下のようになっていて、公明党の宣伝として、使われている。

## 公明党新聞ニュース

---

This API is no longer available.

公明党新聞ニュースを見る

## 関連リンク

---



- 
- 
- 
- 

「杉並区職員措置請求監査結果（平成 28 年度政務活動費に関する住民監査請求）」の P235 に山本議員の意見が載っている。「自身のホームページは、主権者としての区民が区政に携わっていただくツールとして活用する趣旨で開設している。このホームページでは、公明党のサイトにも、区政に参考になる地方行政に関する記事も多く掲載されているので、区民へのサービスとしてリンクを貼っている」と述べている。

山本議員は政務活動費を使って、政党活動をしているのである。

「政務活動費に関する規程」第 2 条では政党活動に関する経費は禁じられている。政党活動が混在しているので、按分 80%で支出することは、条例や規程に違反しているので、HP 経費 80%103680 円の按分 50%を超える金額、38,880 円の返還を求めらる。

#### 浅井くにお

区政レポート No15 平成 29 年夏号及び No16 平成 30 年新年号

支出計上総額 - 775,487 円 製作費 90,000 円、発送費 685,487 円、発行部数 -  
要返還額 - 387,743 円

2 報共に、A4 サイズの両面を用いた 4 ページからなっている。

1 ページの半分を占める上段に、議員名、大きな顔写真、区政レポート番号が記され、議場で質問している上半身の写真と共に、挨拶文（No15 には、議会で担当した役割等、No16 には、新年のメッセージ）が記されている。その下半分と 2, 3 ページには、定例会（No15 は、平成 29 年第 2 回定例会、No16 は、第 4 回定例会）における浅井議員の質問と区の応答の全文が小さな文字で記され、「活字が小さいことをお許しください」と付されている。4 ページは、その 2/3 強の紙面に、「トピックス」と題し、行政視察、研修会、区の新しい施設の写真と説明文が記され、1/3 弱の紙面に、浅井議員のプロフィール、議会活動、資格・趣味等が記されている。

「政務活動費支給条例」には、「政務活動費を充てることができる経費として、区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定められている。

上述した浅井議員の区政レポートは、「政務活動費支給条例」に適合しているのだろうか。レポートのページ1の半分と2, 3ページ(全体の60%以上)は、浅井議員の議会質問と区の応答が記されているが、議会事務局等が、議会質問の録音から作成した議事録の「コピー」であろうと推測した。活字が小さく、誰が読むのだろうか。「質問の様子は、区議会ホームページから、本会議の録画中継をご覧頂ければ幸いです」とも記されており、区政レポートの紙面の60%以上を使って、政務活動費という公金を利用して、何を意図したのだろうか。一般の区民が読むか読まないかは、どうでもよく、単に、「浅井くにお議員」の存在をアピールし、議会質問の記録を残すことに主眼がある区政レポートと捉えざるを得ない。更に、1ページの上段を占める「写真を含めた挨拶文」と4ページの下段に記されている「浅井議員の個人的情報」を除くと、4ページ記載の「行政視察等の写真と説明文」が、浅井議員の活動の一端を示しているに過ぎないと判断せざるを得ない。

従って、請求人は、支出額の50%387,743円の返還を求める・

#### 富本卓

区政レポート (Tommy 通信) を4回発行

—第3号 2017年 April (制作数 27,000部、新聞折込数 25,950部)、臨時号 2017年 July (討議資料、2,000部)、臨時号 2017年 Sept (討議資料)、2018年初春号 (作成数 38,500部) 新聞折込数 36,150部)

#### HP

支出計上総額—1,080,197円 (按分比は初春号が、0.9、他は按分なし)

制作費—469,100円、発送・郵送・新聞折込費—611,097円、HP - 163,200円

要返還額—458,498円

A4サイズの両面を用いた区政レポートを4回発行しているが、2017年4月の第3号から始まり、7月と9月には、臨時号(討議資料)と2018年に初春号である。

第3号の1面には、第1回定例議会の予算特別委員会の委員として、議員の長期欠勤時の報酬減額条例の提案者になり、可決成立させたことや西荻地域区民センターの改修について、区民の利用し易さを考えて対応することを求めたことが記されている。上半身写真と議場に議案提案代表者として登壇した写真を併せ、紙面の3/4から構成され、残りの1/4が、「とみもと卓」宛ての住所が記されたハガキで、荻窪局番号のある切手不要で返信できるものとなっている。2面に、そのハガキの伝言面があり、「区政目安箱」と題し、アンケート協力のお願ひになっている。そのアンケートの1に、24項目の政策が示し、その中から、関心の高いテーマを3つ選び、2に、区政へ

の要望の記載、3に、とみもと卓に期待すること、意見、批判を書くことをお願いしている。2面のハガキ以外には、議会質問について、3点を取り上げ、その内容を説明し、その下部には、富本議員のプロフィール、事務所の住所、連絡先等が記されている。

7月と9月に発行した臨時号は、掲載された写真の一部が異なっている以外は、同じ内容から構成されている。1面上段には、第77代区議会議長就任の挨拶に、上半身の写真とその議長就任を伝える報道紙の切り抜き(顔写真付きであるが、その新聞名あるいは雑誌名の記載なし)が添えられている。1面の下段半分には、区議会豆知識1「議長の主な仕事にはどんなものがあるの?」の題の問いで始まり、公務の説明がなされ、その内容が、2面にも続き、更に、区議会豆知識2「議長ってどうやって選ばれるの?」が記されている。又、2面の下段には、富本議員のプロフィール、事務所の住所、連絡先等が記されている。更に、第3号区政レポートと同じく、ハガキのアンケートが記されている。

初春号は、1面上部に、富本議員の大きな上半身写真を掲げ、年頭所感が記され、下段の「考察」と題したコラムに、保育についての意見が示されている。2面上中段は、7枚の写真-議会関係が4枚、新春の挨拶、清掃工場落成式等からなり、下段に、「ひとりの議員として活動・実現」と題した地域活動についての記述があり、最後に、「とみもと卓のプロフィール」がある構成となっている。

政務活動費支給条例」には、「政務活動費を充てることができる経費として、区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定められている。

富本議員の区政報告は、議長就任を「祝い」、それを、支持者を含めた区民に伝える内容で溢れていると、言わざるを得ない。掲載写真も多く、そのほとんどが、議長就任に関連している。

一方、議長の果たす役割等が明示され、区議会における法案・議案が成立する過程の説明がなされ、議会運営を理解する助となる内容が含まれ、又、ハガキによる「区政目安箱」と題したアンケート協力のお願いが、区政報告の一部を占めている。しかし、区政報告が、富本議員の「宣伝」に利用されており、条例が定める政務活動費の経費として計上できる定めた内容・目的から外れた内容で溢れている。

従って、請求人は、多額の公金を投入した区政報告は、当該条例に反すると解し、区政報告の支出計上額の50% 458,498円の返還を求める。

#### 脇坂たつや

区政レポート(惑星) vol115 を、2018年1月に発行 制作数 48,000部  
支出計上総額 - 985,431円 制作費 - 330,480円、発送・郵送費 - 654,951円  
要返還額 - 492,715円 (添付資料 14)

ご挨拶と題したレポートの一面は、その半分に、一般の新聞紙上で取り上げられている「話題」が羅列している。続いて、区政の重要課題ですとして、いくつかのトピックスを取り上げ、最後に、所属会派の幹事長及び議会運営委員会の委員長の重責を務めていること記し、決算特別委員会における脇坂議員の写真が付されている。

2面は、各々3分の1ずつの面積で、「南阿佐ヶ谷(駅周辺一帯地域)」が、「本当に住みやすいまち大賞2017」のグランプリに輝いたことの紹介記事、二つ目が、区政に関する意見、要望のお願い、最後に、「脇坂たつやのプロフィール」が記されている。

区の政務活動費支給条例には、「政務活動費を充てることができる経費として、区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定められている。

区議会の要職にある脇坂議員は、この条例を読み、理解し、区政報告を書いたのであろうか。まさに、公金を不法に利用し、脇坂議員の「宣伝」を意図した区政報告であり、当該条例に反するものと解した。

従って、請求人は、支出計上総額 985,431円の50% 492,715円の返還を求める。

#### けしば誠一

杉並区民ニュース-区政報告 No,312 2017年5月、報告会、HP  
支出計上総額 - 889,353円 制作費等 - 843,566円、  
報告会 - 15,350円(按分比0.5)、HP - 30,437円(按分比0.5)  
要返還額 - 214,729円 (添付資料 15)

森友学園問題が、区民ニュースの1面を占め、又、報告会の講演が、同じく、森友学園問題となっている。この問題は、一般の新聞紙上でも報道され、国政の課題一つと捉えられている。

一方、区の政務活動費支給条例には、「政務活動費を充てることができる経費として、区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定められている。

けしば議員は、自身の区政報告が、この条例に合致していると判断しているのであろうか。請求人は、上述の記事の掲載を否定しているのではなく、政務活動費としての計上をすべきでないとの立場にある。従って、区民ニュースの1面(25%の紙面)及び報告会の内容が、政務活動費



# 杉並区政レポート

## 惑星



### 杉並区議会議員 脇坂たつや

●事務所  
〒166-0004 杉並区阿佐谷南3-27-10  
TEL & FAX.3391-7717

●区議会控室  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
TEL.3312-2111 (内線2307)

発行日 2018.1 vol.15



HP



ブログ



### ★ご挨拶

杉並区議会議員の脇坂たつやです。

さて、平成30年が始まりました。来年の4月30日をもって、天皇陛下が退位されることとなりましたので、あと一年と少しで「平成」という一つの時代が締めくくりを迎えようとしています。この間、バブル崩壊やリーマンショック、阪神淡路大震災や東日本大震災等の様々な出来事がありました。人生100年と言われる様になりましたが、終身雇用制度は綻びを見せ、年金の受取額が減っていくことが危惧され、将来への不安を隠すことは出来ません。核家族化が進み、地域の絆が薄れ始め、また一方で個人の価値観は多様化しています。まさに時代の曲がり角を迎えている中で、私たちは少子高齢社会という国難を乗り越えていかなければならないのです。

しかし、不安ばかりを口にしても何も始まりません。今年には明治維新150年という節目を迎えました。幕末を生きた吉田松陰の有名な言葉に「夢なき者に理想なし、理想なき者に計画なし、計画なき者に実行なし、実行なき者に成功なし。故に、夢なき者に成功なし。」というものがあります。また、高杉晋作は「おもしろきこともなき世をおもしろく」という詩を詠みました。新しい時代を切り開いた先人から背中を押してもらいながら前進していきたいものです。

区政に関して申し上げますれば、例えば、保育所の待機児童は喫緊に解消しなければならない

引き続きの最重要課題です。しかし、そこには多大なコストと人員が掛かることはご承知の通りです。医療・介護の問題や特養ホームの建設等についても同様のことが言えます。区財政の構造そのものを変えていかなければならない現状について、私は先の決算特別委員会で「ターニングポイント（転換点）を迎えたのではないか」と申し上げた次第です。あれもこれも望むことが出来ない時代において、お預かりした税金での対応に区民の理解が得られるのはどこまでか、「福祉」と「サービス」の線引きをより明確にしていく必要があります、これまで以上に民間の力や皆さんの知恵も貸して頂きながら進めていくことが大切だと考えております。

私自身は、引き続き、区議会第一会派である杉並区議会自由民主党の幹事長と議会運営委員会の委員長という重責を務めさせて頂くこととなりました。本年も、社会の変化をしっかりと見極めつつ、全体最適・長期最適の観点を軸とし、次世代を見据えた上で、地域に根付いた政治を展開してまいります。



平成29年9月29日  
決算特別委員会初日、全体の  
トップバッターとして平成28年度  
決算について総括質疑



## ★本当に住みやすいまち！

昨年末、民間企業が発表した「本当に住みやすいまち大賞 2017」で、杉並区の「南阿佐ヶ谷（駅周辺一体地域）」がグランプリに輝きました。おめでとうございます。選定理由として、自然環境や商店街の賑わい、公共施設の密集具合や都心へのアクセス等が挙げられています。また、「阿佐谷七夕祭」や「阿佐谷ジャズストリート」といったイベントが盛んなところも広く区民に受け入れられているとのことでした。これも

ひとえに、まちづくりを頑張ってきた地域の方々のお陰です。蓄積してきた知恵や経験はしっかりと議会でも共有し、杉並全域を益々盛り上げていきたいと思えます。



## 「惑星」のご感想・区政に関するご意見やご要望をお寄せ下さい。

-----

-----

-----

-----

-----

-----

ファックス: 3391-7717

メール: wakisaka@suginami-kugikai.jp 脇坂たつや事務所宛

## 脇坂たつやプロフィール

- ☆杉並生まれ杉並育ちの自民党現職最年少 35 歳（3児の父）
- ☆早稲田大学 政治経済学部 経済学科 卒業
- ☆民間企業に5年間勤務後、2010年7月、杉並区議会議員補欠選挙にて初当選
- ☆2011年4月、杉並区議会議員選挙にて2度目の当選
- ☆2015年4月、杉並区議会議員選挙にて3度目の当選
- ☆杉並区議会自由民主党 幹事長
- ☆杉並区議会 議会運営委員会 委員長
- ☆杉並区議会 区民生活委員会 委員
- ☆杉並区議会 議会改革特別委員会 委員
- ☆杉並区議会 総務財政委員会 委員長、議会改革特別委員会 委員長、清掃・エネルギー対策特別委員会 委員長、保健福祉委員会 副委員長等を歴任
- ☆自衛隊募集相談員連絡協議会 中野・杉並支部 理事
- ☆杉並消防団 第6分団 班長（2016年、杉並消防団ポンプ操法大会の優勝メンバー）
- ☆公益社団法人東京青年会議所 杉並区委員会 会計幹事



区議会議員 無所属区民派

# けしば誠一

事務所：〒166-0015 杉並区成田東4-34-15昭電社ビル102 Ⅱ TEL 03-3315-3820  
 自宅：〒168-0065 杉並区浜田山4-18-7-205 TEL 090-5497-4222  
 メール：seiichi@keshiba-shinjo.net HPからブログをみるができます

**困ったときに一人にしません**

## 森友学園問題の幕引きを許さず、安倍首相に責任を取らせましょう

### 5. 20講演と区政報告の集い

- ◆ 日時：5月20日(土) 11時30分～2時
- ◆ 場所：荻窪タウンセブン 8F (JR荻窪駅北口すぐ)
- ◆ 資料代：500円

講演：「森友学園問題を問う」木村真 豊中市議

学習：「災害にあなたはどうか備える？」

地域防災コーディネーター育成機構代表 瀧澤征宏さん

5月20日、森友学園問題を最初に気づき、財務省と安倍首相の責任を追及してきた木村真豊中市議に、問題の本質とその後の取組みをお聞きします。木村市議は国に対し、8億円値引きの責任を問う訴訟に訴えました。財務省など関係者を司法の場に引き出して事態を解明するためです。森友学園問題は籠池理事長個人の責任として、終わらせてはなりません。時の権力と官僚の癒着による不正を追及し、責任を問う取組みを応援します。ぜひご参加ください。

## 籠池氏が5年前から昭恵氏に相談→財務局が2つの「特例」で8億円値引き！

### ＝8億円値引いた者の喚問を＝

国有地を8億円も値引きした当時の財務省・理財局長は迫田英典氏です。安倍首相は2015年9月3日に迫田氏と面談、4日は安保法制の審議を抜けて大阪を訪問しています。5日には安倍昭恵氏が塚本幼稚園で講演し「瑞穂の國記念小学校」の名誉校長に就任しました。事態の解明ためには、国税庁長官に抜擢された迫田氏を喚問することは国会の責任です。

### ＝教育勅語の教材活用を容認＝

今年4月3日、菅官房長官は、安倍首相の意を受けて、「教育勅語」を道徳教育で教材として使うことは否定できないと記者に語りました。教育勅語は「朕惟フニ」にはじまり、「危急の事態があれば、公に報じて、永遠に続く皇室の運命を助けること」としています。これがかつての軍国主義教育の精神的柱となりました。安倍首相は教育基本法の改定にあたり、「教育勅語

が謳(うた)いあげている目指すべき教育のあり方が、けっして間違っただものではなかった」と述べています。森友学園のように教育勅語を暗唱させる学校は安倍首相の意に沿うものです。

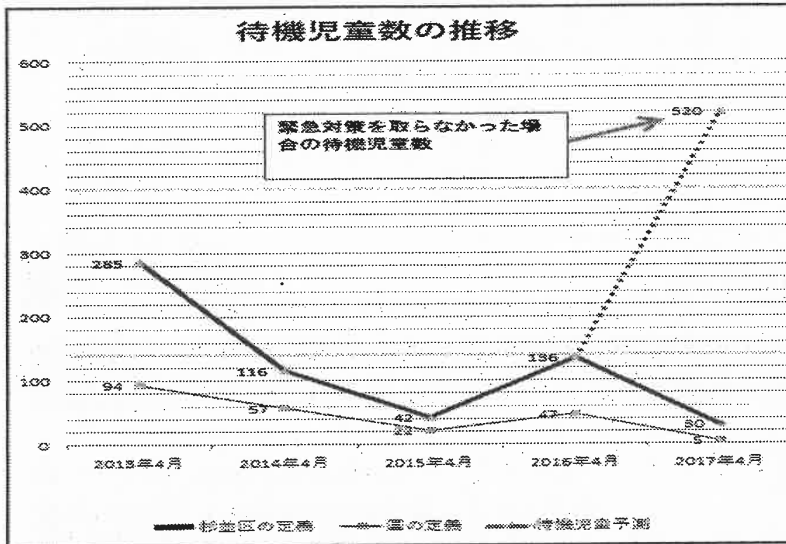
### ＝認可した松井知事の責任重大＝

大阪府私立学校審議会が2014年森友学園の認可を保留した直後、大阪維新の会に所属する議員の口利きにより私学審は条件付きで「認可適当」と答申。これに先立ち私学設置基準が緩和され、橋下前知事はその成果を公表しています。これに松井知事が加わったことは明らかで、その責任は免れません。



今年4月開校が予定された安倍晋三記念小学校といわれる瑞穂の國記念小学校(2017年3月、認可申請を取り下げ)。教育勅語を暗唱させる異常な学校を認可したのは、松井大阪府知事です。

# 4月1日の保育所入所待機児童数は29人(昨年136人)



区は直近のデータで保育所入所待機児童数を29人と発表。うち育休を延長した方が14人、ベビーホテルを利用した方が4人、職場に連れていか自宅勤務に変更が3人、仕事を辞めた方が3人います。今年3月30日、厚労省の「保育園に入れず育休を延長した人も加える」新たな定義では、100人を超えるとのこと。区はこの実態把握に努める方針です。昨年の緊急対策で区有地を使い、計2,348人の定員を確保することができました。公園の使用には一部の反対がありましたが、厳しい状況をクリアできホッとしました。

## 「緊急対策」により待機児童520名の危機的状況を回避

### 認可保育所を増やした緊急対策の重要性

昨年4月の認可保育所等の申込者数は3,974人(一昨年3,634人)で、うち認可保育所に入れたのは1,998人(一昨年1,938人)、入所率は52・5%でした。今年4月の認可保育所等入所申込数は482人増えたにもかかわらず、「緊急対策」で認可保育所等を大幅に増やした結果、2,921人が入所でき入所率70・5%と18ポイント上がりました。

### 認可保育所の整備率が大幅に改善

杉並区では、10年間認可保育所をつくらなかった山田区政の後に就任した田中区政の下で、認可保育所を毎年10数カ所増やしてきました。それでも認可保育所整備率は一昨年28・93%、昨年30%と23区でも20位という低さでした。「緊急対策」は、認可保育所を大幅に増やす画期的なものでした。今年4月に認可保育所を軸に新たに40所開設し、認可保育所整備率は37・28%に上がりました。今後も保育需要の増加が見込まれます。予断を許さない状況が続く中で新年度も引き続き1千人の認可保育所の建設を予算化しました。

### 来年4月保育所が足りない地域の解消を!

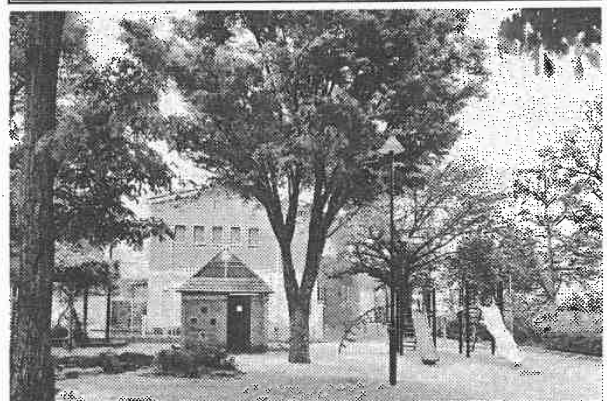
今年4月の開設に向け、公園等の区有地が利用できた久我山地域や井草地域では、待機児童ゼロを実現できました。一方、東部エリアの高円寺

や阿佐ヶ谷では保育所が足りず、待機児童を生み出し、通勤時遠くまでの送り迎えが強いられています。新年度は、不足する地域に国有地や都立公園を利用した保育所整備を重点的に進めていく計画です。

### 区立保育所を維持し保育の質の確保を

区立保育所改築には、国の補助金が出ないため私立保育所が増え続ける状況にあります。保育の質を維持するためには、区立保育所を維持し、その質を私立保育所に継承していくことが重要です。

### 久我山・宮前・高井戸では待機児ゼロ実現



東原公園の4割を使って建てられた「ポピンズナーサリースクール久我山」。入所児童を地域別でみると久我山59%、宮前24%、高井戸西13%。西荻南2%、高井戸東2%、この地域は待機児ゼロを達成。

## 23区で2区のみ 世田谷区とともに憲法擁護の区政を！

来年7月区長選に向け、自民党区議が前山田区長の支援を受け、立候補を予定しています。山田区政のもと区立中学校で、戦争を賛美する「つくる会」の歴史教科書が使われたことを忘れてはなりません。安倍政権下で、教育勅語を道徳授業の教材として使うことが認められ、教育行政におけ

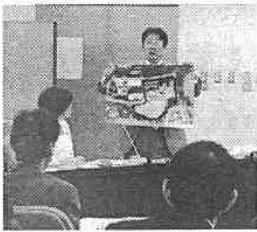
る首長の権限が強まった今、田中区长が議会で「憲法は人権を守るため、国家権力を抑制するもの」と答弁した姿勢は重要です。

無所属区民派は、田中区政の立憲主義と、保育所や特養の待機者解消にみられる福祉第一の姿勢を評価しています。

### 保育園や特養ホームの増設、貧困対策や防災等を評価し、2017年度予算案に賛成

3月16日、予算案など全議案を採決。無所属区民派は、マイナンバーカードの利用拡大や衛生試験場の廃止、国保料値上げに反対しました。

#### 陳情審査|ビーチバレーコートを図で示し質問



◎ 旧永福南小学校の跡地に、特養と障がい者施設、定員60人の保育所をつくり、永福体育館を移転する計画です。併設のビーチコートを保育所に変える陳情が出され、質疑を通して空地として活用する以外ないことが判りました。

**Q:** 障がい者施設の職員から障がい者の機能回復にビーチコートが役立つとの話を聞いた。

コートがオリンピックのためだけなら反対

**A:** 名古屋では高齢者のデイサービスに利用。

子どもから高齢者の健康増進に広く活用する

**Q:** ビーチコートの9500万円はかかりすぎでは

**A:** ビーチコートはテニスコートや公園などと

同額の1500万円。傾斜地の整地と防球ネット

の8000万円は他の利用でも必要となる

**Q:** 陳情は空地に30人の定員増を求めているが

**A:** 都の道路計画があり、体育館の容積率や駐車場などの必要性から保育定員増は難しい

#### 特養待機者解消の果敢な取組みを評価

超高齢社会に向けた在宅介護と医療の拠点づくりと、特養ホーム待機者解消に向けた取組みを評価します。小学校跡地や国有地などの活用による大規模特養の増設に加え、自治体間の連携による来年1月開設予定の南伊豆町の特養ホームの実現など、区域外特養整備に期待します。

#### コミュニティーの核・中学校区を地域に残したい！

#### 保護者や地域の願いを尊重します

無所属区民派は、施設一体型小中一貫校には様々な課題があると考え、基本的には反対です。

しかし和泉地域では、小学校や中学校が1クラスにも満たない生徒減少の危機に8年間の議論を経て、学校を守る方法として小中一貫校を選びました。私たちは保護者や地域が選んだ結果を尊重することにしました。今年4月の小学部新入生は4クラスと大幅に増え歓迎されています。高円寺では、一時卒業生が6人となった杉八小と杉四小との統合や、単学級化した高円寺中の高南中への統合が検討されてきました。最終的に地域のコミュニティーの核である中学校を残したいという願いによって、小中一貫校が選択されました。

### 杉並第一小学校は、河北病院移転後の跡地に建替えが決定！



学校支援本部や保護者などで構成する杉並第一小学校の改築・複合化検討懇談会は、高層化や校庭のあり方について議論を進め、視察の結果から屋上校庭を含むA案を昨年3月に結論づけました。ところが昨年8月、河北病院を「けやき屋敷」に建替える計画が区に持込まれ、その後区は病院跡地に杉一小を建替えるB案を検討。私たちは

教育環境を考えれば校庭が広くなり、仮校舎への移転もなく、防災上からも地上校庭のB案がベターと考えます。しかしながら、杉一小には、老朽校舎を早期に建替えたいという保護者や地域の根強い願いがあります。B案は建替えがさらに7年先延ばしになるため、保護者などから反対の声があがっています。総務財政委員会の質疑で、長期的な視野に立って教育環境を第一に、保護者の心配に向き合い、丁寧な合意形成をはかるよう求めました。

# 高浜原発再稼働中止を求め、30キロ圏13自治体に請願提出

高浜再稼働反対  
9自治体に請願

全国議員の会

高浜原発再稼働に反対する全国自治体議員の会(代表・結柴誠一、東京都杉並区議)が二十一日、関西電力高浜原発(高浜町田ノ浦)から三十キロ圏内に位置する九自治体に、住民避難計画の実効性確保と住民説明会の開催を求める請願・陳情書を提出した。

高浜町役場には、結柴代表と大阪府門真市の戸田久和市議が訪れ、野瀬豊町長と町議会にあてて請願書を提出。それぞれ町防災安全課の安田良課長と議会事務局が預かった。結柴代表は、住民避難計画が十分に練られていない点や、高浜原

【中日新聞福井版】



請願書を手渡す結柴代表も戸田議員も高浜町役場で

発に隣接する青海地区が四十年超超運転に反対する意見書を関電に提出したことを挙げ、拙速な再稼働に反対した。結柴代表は「大阪高裁の判断が出た後、早ければ二、三週間で再稼働するのではと危機感を持っている。福井県の議員とは、この請願運動を契機に連携を強めていきたい」と話した。

同会は全国の二百五十九議員が参加しており、二十三日にも京都府、滋賀県などにも請願書を提出する。

(山谷 征裕)

高浜原発再稼働の動きに、2月21日・23日、関西の自治体議員と共に高浜原発30キロ圏13自治体に再稼働の中止を求める請願・陳情を提出。私は舞鶴市と高浜町、おおい町を訪問。新聞各紙の取材を受け、福井テレビ、NHK福井放送局が夕方のニュースで報道しました。



3月23日舞鶴市議会原子力防災委員会の請願審査に新城議員とともに参加。傍聴に市民がかけつけてくださいました。

## 共謀罪を廃案に!

「共謀罪」法案が、4月6日から審議入りし、与党は5月中の成立を目指しています。法案は「テロ等準備罪」と名前を変えられ、首相はこれがないとオリンピックを開催できないとしています。しかしながら法案の中には、テロのための条文はひとつもなく、適用対象の条項に「テロリズム集団その他」が付け加えられただけで、共謀罪となんら変わりはありません。

### 一般人が法の適用対象に

当初、与党議員らは「一般人は適用対象にならない」と述べていましたが、その後、法務大臣がこれを撤回しました。実行行為を処罰するこれまでの刑法と違い、2人以上が相談し、目くばせしただけで罪に問えるという前代未聞の悪法です。原発反対運動や沖縄の米軍基地反対行動を起こす前に処罰できます。思想信条の自由を奪う点では、治安維持以上の悪法であり、何としても廃案にしましょう。



4月27日大阪関西電力本店前。議員連盟から高浜原発再稼働の中止を求め発言



議会が終わり駅前で議会報告配布。温かい励まし感謝します。

### 4月の活動日誌

- 27日 朝鮮第9初級学校入学式祝辞
- 26日 隣地境界問題相談を受ける
- 25日 浜田山小学校入学式
- 23日 高井戸中学校入学式
- 22日 下高井戸おおぞら公園開所式
- 21日 恒例の花見が雨で事務所まで懇親
- 19日 日朝友好親善の集い
- 18日 浜田山駅前街宣
- 17日 菅野清一川俣町議と交流
- 15日 京王線地下化訴訟の会総会
- 14日 総務財政委員会質疑
- 12日 高浜原発再稼働阻止議員懇談会
- 11日 関西電力本店申し入れ行動
- 9日 西永福駅前街宣
- 7日 朝鮮第9初級学校支援の会総会
- 6日 反原発議員・市民連第7回総会
- 5日 福島子ども保養準備会議
- 4日 土地開発公社評議委員会
- 3日 立憲自治体議員ネット世話人会
- 2日 日朝友好促進議員連世話人会
- 1日 高浜原発再稼働関電本店抗議

に適合しないと捉え、区民ニュース制作費等及び報告会の費用として計上した額の 25% - 214,729 円の返還を求める。

#### 新城せつこ

杉並区民ニュース—区政報告 No.280 2018 年新年号、報告会、HP

支出計上総額 - 925,861 円 制作費等—880,074 円、

報告会 - 15,350 円(按分比 0.5)、HP - 30,437 円 (按分比 0.5)

要返還額—223,856 円 (添付資料 16)

区民ニュースの 1、2 面には、保育園や学童クラブの待機児童の解消、養護老人ホームの待機者解消等に関する区の動きを含めた活動が記され、3 面には、議会一般質問の内容 - 原発に頼らない新電力の区における取り組みの要望他の記事から構成されている。一方、4 面は、「2017 年の主な活動」として 15 枚の写真付きで活動が掲載されている。その中に、衆議院選挙に立候補した議員の街頭応援の写真、区政報告会で行われた「森友学園問題の講演」の様子を写した写真も含まれている。

請求人は、4 面の多数の写真掲載によって、新城議員の活動の内容を伝える手法に異議を持つものではないが、これらの写真に交じって、衆院選挙での立候補者の選挙活動の写真や新城議員自身の区政報告会での「森友学園問題の講演」等を掲載することは、区の政務活動費支給条例には適合しないし、特に、選挙活動の写真掲載は法令反と解する。

従って、区政ニュースに、法令違反の記事・写真等が含まれており、制作費及び報告会の費用として計上した額 895,424 円の 50% - 447,712 円の返還を求める。

#### 木梨もりよし

区政報告 - 平成 29 年春季号

支出計上総額 - 1,895,206 円 制作費—918,000 円、郵送・ポスティング費等—977,206 円

要返還額—947,603 円 (添付資料 17)

区政報告は、A3 用紙の両面で構成され、1 面の半分近くは、「木梨もりよしが杉並区長に辞任を求める」との大文字での見出し」で始まり、同じく大文字での副題「田中区長の政治とお金の問題」が続き、紙面右側に「木梨議員の大きな上半身の写真と経歴」の記載からなる。更に、1 面の下部は、木梨議員の予算特別委員会での意見表明の様子を写した比較的大きな写真で始まり、区長の問題点が記されている。その田中区長の問題点の記載は、更に、2 面にも続き、その紙面の 1/4 近くを占めている。2 面の上部には、大文字での見出し「自由と平和と助け合い」で始まり、副題の「共に生きる世の中を 共生の世の中を 杉並から広げていこう」と「この世に生を受けたかけがいのない私たち一人一人の命が輝くために」が続き、1 面と同様に、委員会での木梨議員の発言の様子を写した大きめの写真が掲載されている。そして、2 面の 1/3 のスペースに、「共に生きる世の中を 共生の世の中を 杉並から広げていこう」に関して、自分の人生観的な

区議会議員 無所属区民派

# 新城せつこ

事務所：〒166-0015 杉並区成田東4-34-15昭電社ビル102 Tel. 03-3315-3820  
 自宅：〒168-0063 杉並区和泉1-48-13 Tel. 090-1500-9886  
 メール：gosochoro2@brown.plala.or.jp HPからブログをみることができます



## 4月認可保育園18開設で待機児ゼロ、学童クラブの待機児解消を確認しました

昨年4月待機児童29人、2018年こそゼロ実現を

待機児童予測	対策	待機児童数	保護者の状況
2017年4月	公園など公有地を使って1年間で認可保育園を整備。	29人	育児休業延長14人、仕事を辞めたり、ベビーホテルの利用15人。
2018年4月	認可保育園を中心に1500人定員を整備	ゼロ実現したい！	

### 学童クラブ待機児発生に補正予算で対応

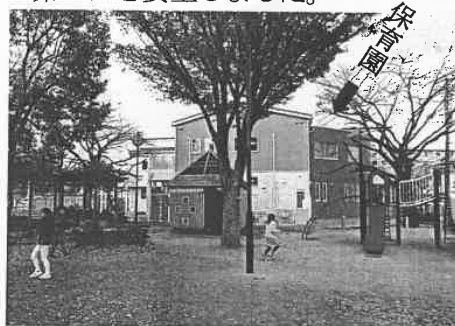
保育園の待機児童発生とともに、卒園後の学童クラブの需要が急増。今年4月は3年生に待機児童が生まれ、保護者の不安が寄せられました。和泉、浜田山、高井戸地域に多く、無所属区民派は一般質問で取り上げました。区は直ちにこれに応え、補正予算で高井戸、東原、馬橋の各児童館の改修による学童クラブ増設と、浜田山小学校内に2018年11月開設を目途に、200人規模の新しい第2学童を計画しました。また同時に放課後居場所事業も発表し、保護者の安心を得ることができました。

### 安心できる保育園入所が第一の要望

第4回定例会では、保育経費の上昇から、所得階層を増やし高額所得者への一定の値上げと、非課税世帯に対しても月900円～1400円（上限70円/日）程度の値上げが提案されました。無所属区民派は保育園入所相談者から値上げについての意見を聴取。所得の低い方からは「おやつ代程度なら大丈夫。保育園にまず入れることが一番です」との意見がありました。地域偏在をなくし、待機児童ゼロの実現で、保護者の切実な願いに応えることが第一だと要望しました。

施設名(仮称)	運営		所在地	定員
	種別	形態		
馬橋保育園	社福	高円寺南3	5名増員	
ポピンズナーサリースクール方南町	株	方南2	100	
杉並たかいどいちご保育園	社福	高井戸東4	102	
Pi coナーサリー和田堀公園保育園	社福	大宮1	120	
ピノキオ幼児舎和田保育園	株	和田2	80	
高円寺とりとるばんぶきんず	社福	高円寺北1	73	
パピーナ西荻北保育園	株	西荻北2	81	
ういず杉並和泉保育園	株	和泉2	79	
阿佐谷たいよう保育園	社福	阿佐谷南1	94	
マミー高円寺保育園	株	高円寺南2	72	
杉並の家ことり保育園	社福	浜田山4	62	
ほりのうちさくらさくほいくえん	株	堀ノ内3	60	
グローバルキッズ松庵園	株	松庵2	70	
東京立正保育園	学	松ノ木2	102	
杉並今川雲母保育園	株	今川1	60	
大空と大地のなーさーい高円寺南園	株	高円寺南4	70	
和田ここわ保育園	株	和田1	80	
永福ここわ保育園	株	和泉2	60	
ゆめの樹保育園たかいどにし	社福	高井戸西1	34	

その他に、家庭的保育5名、小規模保育事業76人を計画



東原公園の4割を活用した保育園。平日の3時、低学年が放課後、寒空の中、公園で元気に遊ぶ



要望した特別養護老人ホーム待機者解消の取り組み  
2016年からの開所実績と来年度以降の開所予定

開設予定	施設	定員	場所	運営事業者
2016年11月	特別養護老人ホーム(ユニット型)	90	荻窪3	社会福祉法人 櫻灯会
	ショートステイ	10		
2017年3月	認知症高齢者グループホーム(2ユニット)	18	宮前2	社会福祉法人 天寿園会
2017年7月	認知症グループホーム(2ユニット)	18	清水1	スターツケア サービス㈱
2018年3月	特別養護老人ホーム(ユニット型)	70	旧永福南小学校 跡地	社会福祉法人 健誠会
	ショートステイ	10		
2018年3月	特別養護老人ホーム(ユニット型)	50	南伊豆町	社会福祉法人 梓友会
2018年4月	認知症グループホーム(2ユニット)	18	高井戸東4 国有地 (保育園と併設)	社会福祉法人 福翠会
2018年5月	認知症グループホーム(2ユニット)	18	上高井戸2 民間所有地	メディカル・ケア・ サービス㈱
2018年6月	都市型経費老人ホーム	20		
2018年9月	特別養護老人ホーム(ユニット型)	72	旧新泉小学校 跡地	社会福祉法人 仁愛会
	ショートステイ	8		
2018年12月	特別養護老人ホーム(ユニット型)	78	宮前5丁目	社会福祉法人 桐仁会
	ショートステイ	10		
2019年3月	特別養護老人ホーム(ユニット型)	60	科学館跡地	社会福祉法人 真光会
	ショートステイ	10		
	小規模多機能型居宅介護	29		
2019年8月	特別養護老人ホーム(ユニット型)	144	高井戸東3 国有地	社会福祉法人 さわらび会
	ショートステイ	21		
	看護小規模多機能型居宅介護	25		
2019年12月	地域密着型特別養護老人ホーム(ユニット型)	29	成田東3 都有地	事業所決定は 2017年12月中
	小規模多機能型居宅介護事業所 または 看護小規模多機能型居宅介護事業所	登録 25~29		
2020年3月	特別養護老人ホーム(ユニット型)	84	高円寺南5 国有地	事業所決定は 2018年2月中
	ショートステイ	10		



公務員住宅跡地に4月開設に向けて進む工事

荻窪税務署

- ウェルファーム杉並  
(複合施設/2018年)
- ・在宅医療・生活支援センター
  - ・子ども・子育てプラザ天沼
  - ・就労・自立支援相談
  - ・福祉事務所
  - ・消費者センター
  - ・天沼区民集会所

特別養護老人ホーム・  
小規模多機能居宅介護など・クリニック

要望した児童館事業の拡充を検証  
◎小学生の居場所事業2倍の実績に

放課後居場所事業	利用実績
和泉学園内 2017.4月~11月	9,449 1,181/月
和泉プラザ 2017.4月~11月	3,298
旧和泉児童館 2015年1年間	9,190 766/月

児童館では、乳幼児親子の利用、学童クラブや小学生の放課後の居場所、規模の大きい地域館では中高生も利用しています。現在、学童クラブの需要が増え、部屋の一部をさらに学童に転用する状況で、児童館は満杯状態です。

これを解決するために施設再編で、学童クラブや小学生の放課後居場所は学校へ、プラザを乳幼児親子を中心とすることにしました。プラザ第1号の和泉では、これまで利用していた小中高生の利用を求め、継続されています。

乳幼児親子の利用は旧児童館の4倍で、小学生の放課後居場所事業の1年間の実績も旧児童館の2倍です。

今後、中高生居場所事業も、永福3丁目にできる新しい永福図書館や杉並第八小学校跡地にも拡大されます。児童館事業は着実に拡充しています。

天沼3丁目複合施設に介護と医療のバックアップ拠点が4月開設

国との財産交換で取得する天沼3丁目の広大な土地に、2018年4月に在宅介護と医療の支援や就労・子育て支援などの拠点となるウェルファーム杉並(複合施設)が開所となります。また税務所跡地部分には在宅医療・看護の提供機能を持つ、200床の特別養護老人ホームなどが建設され、2021年に開所予定です。若者から現役世代、高齢者の誰もが気軽に利用できる福祉と暮らしのサポート拠点が期待されます。

無所属区民派は、福島第1原発事故直後から、区に、放射能から子どもを守り、原発に頼らない電力に切り替える取組みを求めてきました。給食の安全性のためゲルマニウム半導体検出器で区独自の食材の放射線検査を実施しています。

### 新電力からの電力購入で2億9千万円削減

区の庁舎や施設の節電・省エネ対策は、3.11以前と比べ14.6%の削減実績をあげています。

区立施設95カ所で、原発ではない新電力からの購入を進め、昨年度までの5年間で、累計2億9千万円の財政削減効果をあげました。

### 再生可能エネルギー機器設置助成を拡大

太陽光発電機器など低炭素化推進機器の購入経費の助成制度拡大を求め、4000件の実績を上げてきました。今年度から区民の建物を対象とした高日射反射率塗装や窓断熱改修を加えたことで、現在90件が申請されています。

二酸化炭素など排ガス抑制に取組み、電気自動車とプラグインハイブリッド自動車、燃料電池車の普及推進に取り組んでいます。

区立施設の建て替え時に省エネ対策を求め、断熱や窓ガラスの二重化などに取組むことを確認。今後も再生可能エネルギーを軸とすることについて、区長から積極的答弁を得ました。



区立学校の屋上に設置する太陽光発電パネル。緊急時には震災救済所の電源として利用します。

### 方南町駅(環七側)バリアフリー化実現！ 署名などのご協力ありがとうございました



エレベーターやエスカレーター、多機能トイレ、視覚障がい者誘導ブロックが設置されました。今後は東側(新宿側)のバリアフリー化が課題です。

### 区長・議員等の報酬の値上げに反対

総務財政委員会で、区の職員給与や区長・議員等の報酬値上げ案を審議。人事委員会勧告に従った職員給与値上げは、民間に影響し地域の活性化につながることから賛成。一方、高額な区長給与や議員の報酬値上げは、非正規雇用や中小企業の給与実態から、区民の理解は得られないと考え反対しました。

### 富士見丘小学校改築は、校舎隣接型の小中一貫教育校のモデルに

2018年度末開通予定の放射第5号線の傍にある富士見丘小学校の移転用地を富士見丘中学校の隣に獲得。狭い校庭は、整備中の高井戸公園を活用することで解決。反対の声がある9年制の施設一体型小中一貫校ではなく、保護者や地域の意見を聞き、校舎隣接型の小中一貫教育のモデル校になるよう要望しました。

### 憲法と人権を守る田中区長の姿勢を確認

9月1日「関東大震災朝鮮人犠牲者慰霊式」に、小池都知事が式辞をとりやめました。朝鮮人民共和国のミサイル問題を背景に、朝鮮人に対する差別が煽られています。歴史に学び教訓とするために質問しました。

#### 《田中区長の答弁》

『この事件は、関東大震災時に朝鮮人が武装し、あるいは放火するといった流言を背景に、住民の自警団や軍隊、警察の一部により朝鮮人等への殺傷事件が生じたもので、内閣府が所管する中央防災会議の報告書にもこのような事実が記載されている。虐殺された人数等については、様々なご議論があると承知しているが、私も、朝鮮人に対する虐殺事件が起こったという事実は、中央防災会議の報告書と同様の認識をもっている。…私たちは、大規模災害時におけるパニック状況下では、情報不足や流言によって、想像もつかないような悲惨な状況を生み出しかねないことを、この事件の教訓としてしっかりと学び、2度とあのような悲惨な出来事を繰り返すことがないよう、この事実を直視し、後世に継承していくことこそが大切であると考えている』。



JANUARY

## 2017年の主な活動

新春の集いは120名で盛会。朝鮮舞踊と民謡を堪能し美味しいお弁当で歓談。温かい励ましを頂きました

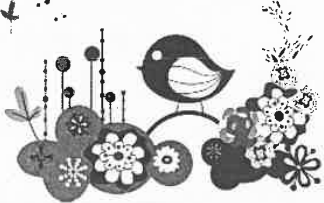


高浜原発30キロ圏13自治体に出した請願・陳情が、3月舞鶴市議会で審議され請願代表者として補足説明ができました。傍聴いただいた方と記念撮影



4

健康にご留意し  
良い年をお迎えください



阿佐谷にある朝鮮第9初級学校入学式。民族教育を支援する立場で参加しました



区政報告会は、木村真さんの森友学園問題、防災コーディネーターの瀧澤征宏さんの防災問題の報告が好評でした



7



5回目となる福島を忘れない全国シンポジウムと現地視察。シンポには179名の議員・市民が参加し交流を深めました

翌日は現地視察。浪江町の旧請戸小学校前で木幡ますみ大熊町議から話を聞きました



富士学園で福島子ども保養実施。忍野村の盆踊りと屋台を子どもたちも満喫



8

第13回目となる「杉並とむすぶ沖縄集会」は山城博治さんをお招きし、立ち見が出るほど盛況



脱原発1000万人アクション主催の代々木公園集会に参加。再稼働ストップを誓う



いのち・平和クラブの2018年度予算要望書を、会派の6人で田中区長に提出しました



衆院選で立憲民主党吉田はるみさんを超党派の議員で応援。76,238票で自民現職に肉薄。次回に期待つなぐ



議会終了後の夕方、大雨の中を朝鮮高校の無償化適用を求める集会とデモ行進に参加



杉並清掃工場の落成式に参加。環境学習コーナーには足湯、資料室には反対運動と和解の歴史を展示。施設内はすべてガラス張りに



12月9日方南町駅バリアフリー施設の使用が始まりました

# 木梨もりよしが 杉並区長に 辞任を求める

## 田中区長の 政治とお金の問題

平成29年度の予算審議をはじめとする、第1回定例議会が開催され、3月15日に予算特別委員会で、意見の表明をいたしました。その報告をさせていただきます。



予算特別委員会での意見表明(本会議場にて)

共に生きる杉並の木梨もりよしでございます。

東日本大震災から6年が経ちました。今なお12万人以上の被災者の皆様、避難生活をされています。一日も早く生活が再建されますよう心よりお祈り申し上げます。

平成29年度、杉並区一般会計予算、特別会計といたしまして、杉並区国民健康保険事業会計予算、杉並区用地会計予算、杉並区介護保険事業会計予算、杉並区後期高齢者医療事業会計予算、杉並区中小企業勤労者福祉事業会計予算、その他関連議案につきまして、意見を申し述べさせていただきます。

何といっても、杉並区政の最大の問題は、田中区長の政治とお金の問題であります。

東京都政におきましては、政治とお金の問題で、猪瀬さんや舛添さんが任期途中で都知事を辞任に追い込まれました。しかし、杉並区政における田中区長の政治とお金の問題は、道義的、また、政治倫理の立場からして、それ以上に悪質です。

杉並区の予算編成の最高責任者は、田中区長であります。当然、予算の編成には補助金や委託料も含まれます。



共に生きる杉並【共生】

杉並区議会議員

## 木梨もりよし

区政報告(平成29年春季号)

〒168-0065 東京都杉並区浜田山3-1-15  
TEL 03-3304-9321 FAX 03-3304-9056

〔略歴〕

昭和25年2月25日、静岡県伊東市に生まれる。  
静岡県立伊東高校卒業。専修大学商学部卒業。  
25才最年少で杉並区議会初当選(当選10回)。  
杉並区議会副議長、杉並区監査委員(3回)。  
各常任・特別委員長等を歴任。  
地域の皆様のご協力で39年間、障害者支援のための福祉バザーを呼びかけ開催。

田中区長の政治資金集めのパーティーの発起人の半数近い10数人が、杉並区から補助金や委託料が支出されている団体名とその責任者であります。善良なこれらの方々を、田中区長は区長という職を背景に利用しているにすぎません。

また、杉並区内には、杉並区役所の仕事を受注している企業が、田中区長の政治資金集めのパーティーに協力しています。

田中区長は杉並区政を私物化してはなりません。

もし、仮に杉並区役所の職員が、杉並区から補助金や委託料が支出されている団体や、杉並区役所の仕事を受注している企業から、お金を受け取れば、収賄罪で警察に逮捕され、懲戒免職となるでしょう。

約3,500名の職員のトップに立つ区長がこのようなことをしていれば、全職員に対して、示しつかないばかりか、区民の皆様に対して、区政全体の信頼を失わしめることになるのではないのでしょうか。

この議会が一番の話題になりました。ふるさと納税、そして、次世代育成基金への寄付金などは、区民の皆様が区政に対する信頼なくして、ご協力は得られないのではないのでしょうか。

また、法改正により、杉並区長が杉並区総合教育会議の座長とし、杉並区の教育の最高責任者となりました。文部科学省の方針によりますと、小学校は平成30年度、検定教科書を導入して「道徳科」を実施し、その内容の重要な項目の一つに「公平・公正・社会正義」を道徳に取り入れることとしております。

私がかつて指摘してきた田中区長の政治とお金の問題は、これから小学校の道徳教育で教える「公平・公正・社会正義」に反するものではないのでしょうか。

田中区長、あなたは、杉並区の教育の責任者としても大きな問題があるのではないのでしょうか。

私も長い間、議員として区政にたずさわってきましたが、ほとんどの区長さん方は、これらのことをわきまえて、政治資金集めのパーティーは開催しておりません。

私は、これまで、機会あるごとに、田中区長の政治とお金の問題を指摘してきました。

しかし、一向に反省の気配すらありません。それどころか、これまで田中区長は、区長就任以来毎年政治資金集めのパーティーを開催し、政治資金収支報告書によりますと、毎年約700万円程度、すでに6回開催していますので、約4千万円以上のお金を集めております。昨年、都知事を辞任に追い込まれた舛添

# 自由と平和と助け合い

共に生きる世の中を 共生の世の中を  
杉並から広げていこう

この世に生を受けた かけがえのない 私たち一人一人の命が輝くために

さんの件でも明らかのように、そのお金は、ほとんど田中区長が自由に使えるお金であります。つまりポケットマネーのようなものであります。

これ以上、区民の皆様信頼を失うことを続けさせておくわけにはいきません。

また、誠実に区役所の仕事をしている区職員に対しても、示しがつきません。

そして、子供たちの教育を考えた時に、決して、いい影響を及ぼすものではありません。

さらには、杉並区の民主政治そのものをゆがめてしまうのではないのでしょうか。

ここで私は、田中区長の辞任を求めておきます。

区議会の中でも私の主張に対する賛同者が増えています。まだまだ大勢を占めるにいたっておりません。

猪瀬さんや舩添さんが辞任に追い込まれたのは、世論の力です。どうか、この不正を正していくために良識ある声を直接杉並区役所の区長室に届けていただきたいと思えます。

田中区長は以前、区長の最大の権限は、予算の編成権と人事権であると胸を張って言っておられました。

予算の編成権につきましては、先ほど申し上げてきましたように、政治とお金の問題に結びつき、とても許せるものではありません。

もう一つの区長の最大の権限とっていた人事権ですが、都知事選挙で、田中区長が応援し、落選した増田寛也氏を杉並区の顧問にしたこと、これも大いに問題です。人事権の乱用とも受けとれます。

都知事選挙の際、田中区長は、区民や都民の民意に反して、増田寛也氏を推せんいたしました。平成 29 年度予算を「時代の先を見据え、10 年ビジョンを加速させる予算」と名付けたとしていますが、先を見据えるどころか先が見えているのかが、疑わしいものであります。

今最も必要なことは、自らの足もとを見つめ直すことではないでしょうか。

増田寛也氏の顧問としての報酬は、月額 35 万円です。

増田寛也氏は、北海道と神戸市の顧問をされておられますが、いずれも日額報酬で、北海道では日額報酬 1 万 2 千円、活動実績は年間 2 日から 5 日程度とのことであります。

現在、増田寛也氏は週一回程度来庁し、地方創生のアドバイスをしていただいているようです。そもそも、本来、地方創生は、国の仕事であって、杉並区の仕事ではありません。

田中区長は、増田氏の顧問継続は考え直すべきであります。

自由と平和と助け合い。

自由競争、切磋琢磨する社会と助け合いの平和な、つまり調和のとれた社会を目指していきましょう。

共に生きる世の中を、共生の世の中を、自然と共に、人々と共に、共に生きる世の中を杉並から広げていきましょう。

そして、この世に生を受けた、かけがえのない私たち一人一人の命が輝く社会を目指していきましょう。

昭和 50 年(1975 年)初当選以来、私は、ただ今申し上げたような、基本的な考え方を持ちながら、区政に向き合っておりましました。



区長の政治姿勢を正す(委員会室にて)

区政はこれまで、議会や様々な分野の団体、区民が入って、10 年間を見据えた基本構想を創り上げ、総合計画、実施計画と行政を進めてきております。

基本構想は、区政運営のすべての基本となるもので、現在の基本構想は「支えあい共につくる安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」を将来像としております。

また、教育の分野では、教育委員会では、「杉並区教育ビジョン 2012」を策定し、「共に学び、共に支え共に創る杉並の教育」を目指しております。

まさに「杉並区の基本構想」と「杉並区教育ビジョン 2012」は、私の目指す共に生きる世の中、共生の世の中に近づくものであると考えます。

平成 29 年度、「区政経営計画書」をつぶさに審査させていただきました。

政策経営部、総務部、区民生活部、保健福祉部、都市整備部、環境部、教育委員会事務局、それぞれの部局が基本構想や教育ビジョンの実現に向けた取組を着実に推進していこうという姿勢を汲み取ることができました。

また、喫緊の課題である、少子高齢化社会に向っての介護施策の充実や、待機者ゼロを目指す保育施策などの子育て支援、また、首都直下地震への備えなど、区民の皆様信頼と期待に応え得るものであると受け留めさせていただきました。

諸行無常と諸法無我。常に変化しているこの世の中と、すべてのものが係り合っているこの世の中、絶対的に正しい社会などあり得ません。よりよき社会に向って、日々改善改革が必要ではないでしょうか。

田中区長の政治とお金の問題は、杉並区役所が行っているものではありません。

田中区長自身が、区長の職権を利用して、土俵の外で勝手にお金を集めているだけのことであります。このことは断じて許してはなりません。

しかし、平成 29 年度予算は、杉並区役所の各部、各課、そして区の職員一人一人が、区民の皆様と向き合って、誠実に積み上げてきた予算案であると受け留めさせていただきました。

したがって私は、平成 29 年度、杉並区一般会計予算並びに各特別会計予算、その他関連議案、全ての議案に賛成し、私の意見の開陳とさせていただきます。



言説を記し、その一環として、教育委員会で「杉並区教育ビジョン 2012」を策定したことが記されている。

政務活動費支給条例」には、「政務活動費を充てることができる経費として、区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定められている。

木梨議員は、この条例が規定していることを解し、189万円を超す公金を、上述の区政報告に投入することが、理にかなない合法的であるとしているのだろうか。

請求人は、木梨議員の区政報告は、条例に反していると解し、計上額の50% - 947,603円の返還を求める。

#### <資料購入費>

##### - 日刊紙

###### 要返還額

浅井くにお - 35,329円、今井ひろし - 48,444円、大熊昌巳 - 48,444円、大和田伸 - 36,900円、

富本卓 - 25,920円、はなし俊郎 - 40,116円、脇坂たつや - 48,444円、

河津利恵子 - 51,276円、増田裕一 - 41,831円、山本あけみ - 40,639円

岩田いくま - 49,972円、松浦芳子 - 36,408円、小林ゆみ - 48,444円、

藤本なおや - 49,512円、市来とも子 - 40,116円、けしば誠 - 17,592円、

川野たかあき - 31,476円、木梨もりよし - 40,370円、田中ゆうたろう - 40,581円

要返還額合計 - 766,563円

多くの家庭において、日刊紙を1紙あるいは2紙を購読することは、極めて一般的であり、多くの議員の家庭においても同様と推測される。一方、多くの議員が、平成29年度政務活動費として、日刊紙の購読費用を計上している。その費用計上された購読紙は、議員になる前に購読していた日刊紙は除外されているのだろうか。返還請求の基本的な考え方にも記したが、通常の生活(例えば、議員に当選する前の生活)において、「必要経費」であったものは、政務活動費に計上できない。もし計上した場合は、議員になることによって得た隠れた給与となり、違法行為そのものである。

以下に、各議員が計上した日刊紙名、返還請求額を記したが、請求人には、それらの日刊紙が、各議員の通常の生活における「必要経費」に該当するかを判断する情報を有していない。従い、各議員の明確な返答を要請し、「必要経費」でないことが判明した場合は、返還請求を白紙に戻すこととする。

なお、2紙以上購読している場合の返還請求額は、購入額の平均額としたが、実際の返還額は対象となる日刊紙の購入額とする。

浅井くにお - 日経(40,581円)、東京(30,078円)	35,329円
今井ひろし - 読売(48,444円)	48,444

大熊昌巳	－読売(48,444 円)、毎日(48,444 円)	48,444
大和田伸	－朝日、毎日(73,800 円)	36,900
富本卓	－東京(25,920 円)	25,920
はなし俊郎	－東京 (40,116 円)	40,116
脇坂たつや	－読売、朝日(96,888 円)	48,444
河津利恵子	－日経、毎日 (102,552 円)	51,276
増田裕一	－読売、朝日(83,662 円)	41,831
山本あけみ	－日経、東京(81,279 円)	40,639
岩田いくま	－日経(49,972 円)	49,972
松浦芳子	－産経 (36,408 円)	36,408
小林ゆみ	－読売 (48,444 円)	48,444
藤本なおや	－読売 (49,512 円)	49,512
市来とも子	－東京 (40,116 円)	40,116
けしば誠一	－東京(17,592 円)	17,592
川野たかあき	－東京 (31,476 円)	31,476
木梨もりよし	－毎日 (40,370 円)	40,370
田中ゆうたろう	－日経(40,581 円)	40,581

#### 公明党議員の新聞代

要返還額 - 山本ひろ子 - 45,912 円、川原口宏之 - 48,444 円、横山えみ - 56,063 円、  
大槻城一 - 56,063 円、北明範 - 45,912 円、中村康弘 - 44,400 円、  
島田敏光 - 48,444 円、渡辺富士雄 - 48,444 円  
要返還額合計 - 393,682 円

8名の議員は、年間を通じて購入し、経費として計上している。

各議員が計上した日刊紙名、返還請求額を記したが、請求人には、それらの日刊紙が、各議員の通常の生活における「必要経費」に該当するかを判断する情報を有していない。従い、各議員の明確な返答を要請し、「必要経費」でないことが判明した場合は、返還請求を白紙に戻すこととする。その日刊紙が、議員が自宅で購入している日刊紙であれば、その購読費全額の返還を求める。

山本ひろこ 朝日 3825 円×6 か月分=22950 円 (4/26 5/26 6/27 10/29 11/29 12/30)  
読売 3826 円×12 か月分=45912 円  
産経 3034 円×8 か月分=24272 円 (4/30,5/30, 6/28, 7/30, 8/30 ,9/29,10/31, 11/30)  
川原口宏之 読売 4037 円×12 か月分=48444 円  
横山えみ 5/23 教育新聞 4～6 月分 8100 円  
日経 合計 56063 円 4509 円×4～10 月分 4900 円×11～3 月分  
杉並新報 平成 29 年 4 月から翌 3 月 3840 円

大槻城一 日経 合計 56063 円 4509 円×4～10 月分 4900 円×11～3 月分  
北明範 読売 3826 円×12 か月分=45912 円  
東京 2623 円 ×2 か月分=5246 円 ( 4/30 5/31)  
中村康弘 読売 3700 円×12 か月分=44400 円  
島田敏光 読売 4037 円 ×12 か月分=48444 円  
渡辺富士雄 読売 4037 円×12 か月分=48444 円

#### 所属政党発行機関紙

要返還額 - 山本ひろ子 - 22,644 円、川原口宏之 - 22,644 円、横山えみ - 24,492 円、  
大槻城一 - 22,644 円、北明範 - 24,492 円、中村康弘 - 24,492 円、  
島田敏光 - 24,492 円、渡辺富士雄 - 16,983 円

要返還額合計 - 182,883 円

公明党議員の「公明新聞」等の購読料の政活費からの支出の返還を求める。

2017 (平成 29) 年度

政活費からの支出した公明党議員の「公明新聞」「月刊公明」の購入代金

山本ひろこ 1887 円×12 か月分=22644 円

川原口宏之 1887 円×12 か月分=22644 円

横山えみ 4/29 22644 円 月刊公明 12/13 1848

大槻城一 4/24 22644 円

北明範 4/19 12 か月分 22644 円 月刊公明 6/26 6 か月分 1848 円

中村康弘 1887 円×12 か月分=22644 円 月刊公明 2017 年 7 月～12 月 1848 円

島田敏光 4/19 22644 円 11/2 月刊公明 6 か月分 1848 円

渡辺富士雄 1887 円×9 か月分=16983 円

所属政党発行の機関紙の購読については「政務活動に要する経費細目」で

「所属政党発行の機関紙の購読を議員一人当たり 1 部のみとする」と決められている。

ところが「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」第 2 条の支出基準で、「政党活動に関する経費」は「政務活動に要する経費に該当しないもの」と決めているので、この経費細目は規程に矛盾している。

「購読は 1 部のみ」としながら、横山えみ・北明範・中村康弘・島田敏光議員は「公明新聞」「月刊公明」の 2 部を購入している。

#### 公明党規約

第七条党員の義務は、次のとおりとする。

一 党の綱領及び規約を守ること。

二 党の政策及び方針に従うこと。



三積極的に党活動に参加すること。

四党費を納め、機関紙を購読すること。

と、明記している。

8人の議員はすべて公明党所属であり、党員としての義務である機関紙購読を政活費＝税金で購入している。党員としての義務を政活費で払うことは税金・公金を違法に使うことである。

請求人は毎年のように党員としての義務の公明新聞購入に政活費を使うことの問題点を指摘しているが、8議員は当たり前のように支出し、監査委員も監査で認めてきている。

「杉並区職員措置請求監査結果（平成28年度政務活動費に関する住民監査請求）」のP233で杉並区公明党の見解が述べられている。（下線は請求人による）

## 20. 杉並区議会公明党会派共通

### 【資料購入費】 公明新聞・「月刊公明」購読料

区議会議員として政務活動費で購入している公明新聞及び「月刊公明」は、いずれも調査研究等の政務活動のための資料として活用しているものである。公明新聞には、地方行政・地方議会の課題、動向、活動状況等に関する記事や解説が豊富に掲載されている。政党機関紙の政務活動費による購読については、他の自治体で争われた裁判例においても、直ちに政党活動には当たらず、使途基準に合致するとの見解が見られる。杉並区議会の政務活動費に関する規程が、政務活動費による政党機関紙の購入を議員1人当たり1部まで認めているのも、新聞の内容が政務活動に役立っている事実を考慮しているものと理解している。

公明新聞が日刊での記事を掲載している新聞紙であるのに対し、「月刊公明」は国内外、地方自治、政治、経済、行政等の課題に関して識者が寄稿した論文を多数掲載している月刊誌（書籍）である。区民との意見交換の際に同誌を使用するなど、いろいろな使い方があるので各自3冊ずつ購入しているが、政務活動費として1冊の計上を行っている。

請求人は新聞の良し悪しを論じているのではない。党員の義務まで、政活費＝税金で支出することは認められないとしているのである。

下線部分にあるように、「政務活動費の規程」で決めてあるからという理由で許されるならば、議員たちが都合の良いように規程を定めれば、どんな支出も許されてしまう。

現実に、「杉並区職員措置請求監査結果（平成28年度政務活動費に関する住民監査請求）」のP348にあるように、規程を改正して平成30年度から政活費からの支出が増額できるようにした。

## 2 その他の改善事項

### (4) 所属政党発行の機関紙の購読について 規程改正

(現行) 所属政党発行の機関紙の購読については、議員一人当たり1部のみとする。

(改正) 所属政党発行の機関紙（機関誌又は冊子を含む）の購読については、議員一人当たり各1部とする。

上記を読めば、政党の機関紙等の購入が各 1 部となり、購入範囲が増額した。議員にとっては改善事項であろうと思われる。

しかし、「政務活動費の支出の基本的な考え方」の「(3) 透明性の原則」に照らせば、違反している。「区民に対する説明責任を果たすため・・用途内容を区民に説明できるよう留意して」いるだろうか。

「公明新聞」「月刊公明」にかかった経費の返還を求める。

- ・ 山本ひろこ 公明新聞年間購読料 22,644 円
- ・ 川原口宏之 公明新聞年間購読料 22,644 円
- ・ 横山えみ 公明新聞年間購読料 22,644 円＋月刊公明購読料 1,848 円
- ・ 大槻城一 公明新聞年間購読料 22,644 円
- ・ 北明範 公明新聞年間購読料 22,644 円＋月刊公明購読料 1,848 円
- ・ 中村康弘 公明新聞年間購読料 22,644 円＋月刊公明購読料 1,848 円
- ・ 島田敏光 公明新聞年間購読料 22,644 円＋月刊公明購読料 1,848 円
- ・ 渡辺富士雄 公明新聞 9 カ月分 16,983 円

#### その他の雑誌類

岩田いくま

要返還請求額 - 2,000 円

5 月 10 日「学士会会報」按分 1/2 2000 円、

学士会会報は政務活動とは関係ないので、2000 円の返還を求める。

#### <事務費>

按分 50%超の携帯電話代

要返還額

山本ひろこ - 33,434 円、川原口宏之 - 45,953 円、横山えみ - 29,976 円、大槻城一 - 28,819 円、

北明範 - 14,914 円、中村康弘 - 27,402 円、島田敏光 - 71,318 円、渡辺富士雄 - 38,110 円

浅井くにお - 32,301 円、大和田伸 - 28,164 円、吉田あい - 35,684 円、はなし俊郎 - 33,108 円、

河津利恵子 - 68,499 円

要返還額合計 - 487,682 円

議員に配布された「政務活動費の支出に関する事務処理について（平成 29 年度版）」（以下、手引きと書く）によれば、「○使用実態に即して按分します。」と書かれているだけである。

しかし、議員からは按分比について、何ら説明はない。もちろん、議員からは客観的な証拠書類の提出はなく、使用実態は不明である。以下の議員たちは按分比だけを記載し、その按分比に基づいて、政活費から支出している。

毎年配布される「手引き」によれば、携帯電話代の按分比は以下のように変化した。

2008（平成 20）年～2012（平成 24）年まで按分 1/2 と明記。

2013（平成 25）年度から上限設定が無くなる。

平成 25 年度・26 年度の支出にあたっての留意事項

・携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、(使用)実態に即して按分します。

(その際、合理的な説明が必要です)

2015（平成 27）～2017（平成 29）年度は (その際、合理的な説明が必要です) は削除され、

○使用実態に即して按分します。

2018（平成 30）年度は

○支出割合の上限を 1/2 とします。(ただし、当該支出について合理的な説明ができる場合はこの限りではありません)

以上みてきたように、携帯電話代の支出については、何度も見直しがされている。

手引きを見ると、1 基本編 1 政務活動費の支出の基本的な考え方として

(3) 実費弁償の原則 (2) 按分の原則 (3) 透明性の原則 が記載されている。

按分の原則では「調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合による按分をして」と明記してあるように、携帯電話については、按分を 1/2 にすることが妥当である。

2017（平成 29）年度の携帯電話代の按分率 1/2 を超えることについて、議員からは客観的かつ合理的な説明は何らされていないので、区民に対して説明責任が果たされておらず、透明性に欠ける。按分 1/2 を超える金額については返還を求める。

以下、各議員が支出した按分比と金額である。50%を超えた金額の返還を求める。

山本ひろこ 80% 12 カ月分 89156 円 → 33434 円の返還を求める。

川原口宏之 80% 12 カ月分 122541 円 → 45953 円の返還を求める。

横山えみ 80% 12 カ月分 79935 円 → 29976 円の返還を求める。

大槻城一 80% 12 カ月分 76850 円 → 28819 円の返還をもとめる。

北明範 80%、5 月からは光 50%携帯 80% 12 カ月分 51910 円

出納簿には、携帯電話代は 80%で按分、光は 5 月から 50%で按分して合計して書いてある。

携帯電話代の返還を求める。

北議員の携帯代 80% 39770 円 → 14914 円の返還を求める。

4 月分 4753 円×80%=3802 円、5 月分 3616 円×80%=2892 円、6 月分 3670 円×80%=2936 円、7 月分 3579 円×80%=2863 円、8 月分 3626 円×80%=2900 円、9 月分 3497 円×80%=2797 円、10 月分 3535 円×80%=2828 円、11 月分 4509 円×80%=3607 円、12 月分 4478 円×80%=3582 円、1 月分 4521 円×80%=3616 円、2 月分 4445 円×80%=3556 円、3 月分 5487 円×80%=4389 円

中村康弘 80% 12 カ月分 73070 円 → 27402 円の返還を求める。  
島田敏光 80% 12 カ月分 190179 円 → 71318 円の返還を求める。  
渡辺富士雄 80% 12 カ月分 101625 円 → 38110 円の返還を求める。

以上、公明党議員の支出であるが、最高額は島田議員の 190179 円、最少額は北議員の 39770 円で、議員によって、大きく異なる。しかし、公明党議員は全員、一律按分比 80% であり、全員が同じ按分比であることの合理的説明はない。

浅井くにお 70% 113,051 円 → 32301 円の返還を求める。  
大和田伸 80% 75,104 円 → 28164 円の返還を求める。  
吉田あい 75% 107,052 円 → 35684 円の返還を求める。  
はなし俊郎 70% 72,863 円 は 20818 円の返還、スマートフォン等 70% 43,012 円は、  
12290 円の返還、→ 以上合計 33108 円の返還を求める。  
河津利恵子 スマホ 80% 121,025 円は 45385 円の返還、インターネット 80% 61,636 円  
は 23114 円の返還 → 以上合計 68499 円の返還を求める。

#### 事務用品

##### 大和田伸

要返還額 - 70,919 円

##### プリンタートナー代について

按分 2 分の 1 で、6 月 7 日 7,938 円、10 月 12 日 13,905 円、購入している。これだけのトナーの購入であれば、かなりの枚数の印刷ができるはずである。

ところが用紙の購入は 7 月 12 日区政報告会案内用・A4 用紙しか計上していない。どこで使用したか、判断できない。トナー代 7,938 円 + 13,905 円 = 21,843 円の返還を求める。

##### 事務所コピー機リース代について

按分 50% で月 5454 円 × 9 カ月分 = 49,076 円を政活費から支出した。

議員事務所にコピー機をリースしている議員はわずかである。リース代の領収書は提出されているが、どのように利用しているかは説明がないので、政務活動費に関する条例に基づいて支出されたか不透明である。透明性の原則に反するので、49,076 円の返還を求める。

岩田いくま

用紙、インク、タックシール等の事務用品の購入

要返還額 - 13,807 円

4月18日 用紙代 按分80% 5,848円

A4 500枚×5=2,500枚 ライトグリーン A4、500枚×5=2,500枚

B5、500枚×5=2,500枚

4月24日 インク代 按分80% 4,694円

5月23日 ウイルスバスター 按分80% 4,064円

6月8日 インク代 按分80% 3,700円

6月15日 用紙代 按分80% 936円

10月12日 プリンタ代 按分80% 5,126円

11月13日 インク代 按分80% 5,148円

12月6日 用紙代 按分80% 4,781円

A4 500枚×5=2,500枚 B4 500枚×10=5,000枚

2月3日 インク代 按分80% 2,520円

上記のように按分80%で用紙やインク等を購入している。

岩田議員からは、80%を根拠とする説明はない。しかし、20%は政務活動ではないということを岩田議員は認めているのである。

用紙についていえば、1万数千枚を購入しているが、使用目的は明らかにされていない。インク代の使用も不明である。(3) 透明性の原則に欠けるので、用紙代、インク代等、事務費にかかった経費の按分50%を超える金額、21,685円の返還を求める。

横山えみ

事務所備品 ノートパソコンの購入

要返還額 - 26,460 円

2017（平成29）年11月21日にノートパソコンを105840円で購入し、按分50%で52920円を政活費から支出した。「所得税法上の耐用年数」はパソコンについてはサーバー用の物を除くは4年、その他の電子計算機は5年となっている。

横山議員は2019年の区議選には立候補せず、2019年4月で、区議を引退する。

区議としてノートパソコンを使用するのは、1年5カ月である。あと、2年7カ月の耐用年数が残されているので、1/2のノートパソコン代の返還を求める。

ノートパソコン代52920円 → 26,460円の返還を求める

<人件費>

河津利恵子

支出計上額 - 495,000 円

要返還額 - 247,500 円 (添付資料 18)

勤務報告書によると、同一人を年間にわたって雇用し、1日の実働時間は4時間で、4、6月が9日、5、8月が8日、7、11月が10日、9、11月が11日、10、12、2、3月が12日の勤務である。勤務内容は、多岐に亘っており、すべて、調査研究とされている。その調査研究として挙げられている題目は、例えば、4月には、A4、ふるさと納税返礼品、交流自治体連帯事業、社会福祉法の改正、障害児福祉計画改正、成年後見制度に関する調査研究とされている。

一方、河津議員は、区政報告を作成していないし、請求人が知る限りでは、調査研究内容は公表されていない。

請求人は、河津議員には、この雇用を通じて得られた調査研究内容を開示する義務があると解する。その開示がない場合は、支出額の50% - 247,500 円の返還を求める。

以上

政務活動補助職員  
勤務報告書

( 29年 4月分)

議員名 河津 利恵子

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	土	—				
2	日	—				
3	月	11:00—16:00	4	1000	4000	ふるさと納税返礼品に関する調査研究
4	火	—				
5	水	—				
6	木	11:00—16:00	4	1000	4000	ふるさと納税各自治体の対応状況の調査研究
7	金	—				
8	土	—				
9	日	—				
10	月	11:00—16:00	4	1000	4000	交流自治体連携事業に関する調査研究
11	火	—				
12	水	—				
13	木	11:00—16:00	4	1000	4000	交流自治体連携事業に関する調査研究
14	金	—				
15	土	—				
16	日	—				
17	月	11:00—16:00	4	1000	4000	社会福祉法の改正に関する調査研究
18	火	—				
19	水	—				
20	木	11:00—16:00	4	1000	4000	社会福祉法人における法改正の対応の調査研究
21	金	—				
22	土	—				
23	日	—				
24	月	11:00—16:00	4	1000	4000	障害児福祉計画に関する調査研究
25	火	—				
26	水	—				
27	木	11:00—16:00	4	1000	4000	地域福祉計画改正に向けての調査研究
28	金	11:00—16:00	4	1000	4000	成年後見制度の利用に関する調査研究
29	土	—				
30	日	—				
		—				

合計

出勤日 9日 36000 円

勤務者

氏名 高瀬 美紀



生年月日

住所

政務活動補助職員  
勤務報告書

( 29年 5月分)

議員名 河津 利恵子

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	月	—				
2	火	—				
3	水	—				
4	木	—				
5	金	—				
6	土	—				
7	日	—				
8	月	11:00—16:00	4	1000	4000	区域外特養に関する調査研究
9	火	—				
10	水	—				
11	木	11:00—16:00	4	1000	4000	区域外特養に関する調査研究
12	金	—				
13	土	—				
14	日	—				
15	月	11:00—16:00	4	1000	4000	小規模多機能型居宅介護に関する調査研究
16	火	—				
17	水	—				
18	木	11:00—16:00	4	1000	4000	高齢者実態調査に関する調査研究
19	金	—				
20	土	—				
21	日	—				
22	月	11:00—16:00	4	1000	4000	ひとり暮らし高齢者調査に関する調査研究
23	火	—				
24	水	—				
25	木	11:00—16:00	4	1000	4000	臨時福祉給付金に関する調査研究
26	金	11:00—16:00	4	1000	4000	臨時福祉給付金に関する調査研究
27	土	—				
28	日	—				
29	月	11:00—16:00	4	1000	4000	ゆうゆう館の運営状況に関する調査研究
30	火	—				
31	水	—				

合計

出勤日 8日 32000 円

勤務者

氏名 高瀬 美紀



生年月日 [REDACTED]

住所 [REDACTED]



政務活動補助職員  
勤務報告書

( 29年 6月分)

議員名 河津 利恵子

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	木	11:00—16:00	4	1000	4000	地域コミュニティ施設に関する調査研究
2	金	11:00—16:00	4	1000	4000	地域コミュニティ施設に関する調査研究
3	土	—				
4	日	—				
5	月	11:00—16:00	4	1000	4000	区立保育園民営化に関する調査研究
6	火	—				
7	水	—				
8	木	11:00—16:00	4	1000	4000	区立保育園民営化に関する調査研究
9	金	—				
10	土	—				
11	日	—				
12	月	11:00—16:00	4	1000	4000	保健福祉計画改定に関する調査研究
13	火	—				
14	水	—				
15	木	11:00—16:00	4	1000	4000	杉並どうぶつ相談員の活動の調査研究
16	金	—				
17	土	—				
18	日	—				
19	月	11:00—16:00	4	1000	4000	他自治体における動物相談員の活動の調査研究
20	火	—				
21	水	—				
22	木	11:00—16:00	4	1000	4000	東京都の殺処分に関する調査研究
23	金	11:00—16:00	4	1000	4000	東京都の殺処分に関する調査研究
24	土	—				
25	日	—				
26	月	—				
27	火	—				
28	水	—				
29	木	—				
30	金	—				
		—				

合計

出勤日 9日 36000 円

勤務者

氏名 高瀬 美紀



生年月日 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

政務活動補助職員  
勤務報告書

( 29年 7月分)

議員名 河津 利恵子

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	土	—				
2	日	—				
3	月	11:00—16:00	4	1000	4000	環境ESCO事業に関する調査研究
4	火	—				
5	水	—				
6	木	11:00—16:00	4	1000	4000	適応指導教室に関する調査研究
7	金	11:00—16:00	4	1000	4000	適応指導教室に関する調査研究
8	土	—				
9	日	—				
10	月	11:00—16:00	4	1000	4000	杉並区の太陽光パネル設置に関する調査研究
11	火	—				
12	水	—				
13	木	—				
14	金	11:00—16:00	4	1000	4000	区立小中学校における環境教育に関する調査研
15	土	—				
16	日	—				
17	月					
18	火	—				
19	水	—				
20	木	11:00—16:00	4	1000	4000	不登校対策に関する調査研究
21	金	—				
22	土	—				
23	日	—				
24	月	11:00—16:00	4	1000	4000	不登校対策に関する調査研究
25	火	—				
26	水	—				
27	木	11:00—16:00	4	1000	4000	子ども食堂の取り組みに関する調査研究
28	金	11:00—16:00	4	1000	4000	子ども食堂の取り組みに関する調査研究
29	土	—				
30	日	—				
31	月	11:00—16:00	4	1000	4000	スクールカウンセラーに関する調査研究

合計

出勤日 10日 40000 円

勤務者

氏名 高瀬 美紀



生年月日 [REDACTED]

住所 [REDACTED]

政務活動補助職員  
勤務報告書

( 29年 8月分)

議員名 河津 利恵子

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	火	—				
2	水	—				
3	木	11:00—16:00	4	1000	4000	就学援助制度に関する調査研究
4	金	11:00—16:00	4	1000	4000	就学援助制度に関する調査研究
5	土	—				
6	日	—				
7	月	11:00—16:00	4	1000	4000	子どもの貧困に関する調査研究
8	火	—				
9	水	—				
10	木	—				
11	金	—				
12	土	—				
13	日	—				
14	月	—				
15	火	—				
16	水	—				
17	木	—				
18	金	—				
19	土	—				
20	日	—				
21	月	11:00—16:00	4	1000	4000	女性の健診事業に関する調査研究
22	火	—				
23	水	—				
24	木	11:00—16:00	4	1000	4000	労働条件および環境に関する調査研究
25	金	11:00—16:00	4	1000	4000	公契約条例に関する調査研究
26	土	—				
27	日	—				
28	月	11:00—16:00	4	1000	4000	公契約条例に関する調査研究
29	火	—				
30	水	—				
31	木	11:00—16:00	4	1000	4000	在宅歯科診療に関する調査研究

合計

出勤日 8日 32000 円

勤務者

氏名 高瀬 美紀



生年月日

住所

政務活動補助職員  
勤務報告書

( 29年 9月分)

議員名 河津 利恵子

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	金	—				
2	土	—				
3	日	—				
4	月	11:00—16:00	4	1000	4000	地域包括ケアシステムに関する調査研究
5	火	—				
6	水	—				
7	木	11:00—16:00	4	1000	4000	行政窓口業務の外部委託状況に関する調査研究
8	金	11:00—16:00	4	1000	4000	行政窓口業務の外部委託状況に関する調査研究
9	土	—				
10	日	—				
11	月	11:00—16:00	4	1000	4000	区立保育園民営化に関する調査研究
12	火	—				
13	水	—				
14	木	11:00—16:00	4	1000	4000	児童相談所移管に関する調査研究
15	金	11:00—16:00	4	1000	4000	市民後見人に関する調査研究
16	土	—				
17	日	—				
18	月	—				
19	火	—				
20	水	—				
21	木	11:00—16:00	4	1000	4000	後見制度支援信託についての調査研究
22	金	11:00—16:00	4	1000	4000	保育料見直しに関する調査研究
23	土	—				
24	日	—				
25	月	11:00—16:00	4	1000	4000	保育料見直しに関する調査研究
26	火	—				
27	水	—				
28	木	11:00—16:00	4	1000	4000	病児・病後児保育に関する調査研究
29	金	11:00—16:00	4	1000	4000	病時・病後児保育に関する調査研究
30	土	—				
		—				

合計

出勤日 11日 44000 円

勤務者

氏名 高瀬 美紀



生年月日

住所

政務活動補助職員  
勤務報告書

( 29年 10月分)

議員名 河津 利恵子

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	日	—				
2	月	11:00—16:00	4	1000	4000	認知症ケアに関する調査研究
3	火	—				
4	水	—				
5	木	11:00—16:00	4	1000	4000	フレイルケアに関する調査研究
6	金	11:00—16:00	4	1000	4000	口腔ケアに関する調査研究
7	土	—				
8	日	—				
9	月					
10	火	11:00—16:00	4	1000	4000	ICT教育に関する調査研究
11	水	—				
12	木	11:00—16:00	4	1000	4000	電子黒板活用に関する調査研究
13	金	11:00—16:00	4	1000	4000	生活困窮者自立支援制度に関する調査研究
14	土	—				
15	日	—				
16	月	11:00—16:00	4	1000	4000	生活困窮者自立支援法に関する調査研究
17	火	—				
18	水	—				
19	木	11:00—16:00	4	1000	4000	尾道市・地域包括ケアシステムに関する調査研究
20	金	11:00—16:00	4	1000	4000	尾道市・地域包括ケアシステムに関する調査研究
21	土	—				
22	日	—				
23	月	11:00—16:00	4	1000	4000	債権管理に関する調査研究
24	火	—				
25	水	—				
26	木	—				
27	金	11:00—16:00	4	1000	4000	保育所民営化に関する調査研究
28	土	—				
29	日	—				
30	月	11:00—16:00	4	1000	4000	保育所民営化に関する調査研究
31	火	—				

合計

出勤日 12日 48000 円

勤務者

氏名 高瀬 美紀



生年月日

住所

政務活動補助職員  
勤務報告書

( 29年 11月分)

議員名 河津 利恵子

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	水	—				
2	木	11:00—16:00	4	1000	4000	保育士処遇改善に関する調査研究
3	金	—				
4	土	—				
5	日	—				
6	月	11:00—16:00	4	1000	4000	家庭的保育事業に関する調査研究
7	火	—				
8	水	—				
9	木	11:00—16:00	4	1000	4000	財産交換に関する調査研究
10	金	11:00—16:00	4	1000	4000	財産交換に関する調査研究
11	土	—				
12	日	—				
13	月	11:00—16:00	4	1000	4000	学童クラブ利用状況に関する調査研究
14	火	—				
15	水	—				
16	木	11:00—16:00	4	1000	4000	放課後居場所事業に関する調査研究
17	金	11:00—16:00	4	1000	4000	放課後居場所事業に関する調査研究
18	土	—				
19	日	—				
20	月	11:00—16:00	4	1000	4000	住宅宿泊事業法に関する調査研究
21	火	—				
22	水	11:00—16:00	4	1000	4000	住宅宿泊事業法に関する調査研究
23	木	—				
24	金	—				
25	土	—				
26	日	—				
27	月	11:00—16:00	4	1000	4000	ゆうゆう館協働事業に関する調査研究
28	火	—				
29	水	—				
30	木	11:00—16:00	4	1000	4000	ゆうゆう館協働事業に関する調査研究

合計

出勤日 11日 44000 円

勤務者

氏名 高瀬 美紀



生年月日

住所

政務活動補助職員  
勤務報告書

( 29年 12月分)

議員名 河津 利恵子

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	金	11:00—16:00	4	1000	4000	ゆうキッズ事業に関する調査研究
2	土	—				
3	日	—				
4	月	11:00—16:00	4	1000	4000	子どもプラザ利用状況に関する調査研究
5	火	—				
6	水	—				
7	木	11:00—16:00	4	1000	4000	精神障害者地域移行に関する調査研究
8	金	11:00—16:00	4	1000	4000	精神障害者地域移行に関する調査研究
9	土	—				
10	日	—				
11	月	11:00—16:00	4	1000	4000	心身障害者福祉手当に関する調査研究
12	火	—				
13	水	—				
14	木	11:00—16:00	4	1000	4000	心身障害者福祉手当に関する調査研究
15	金	11:00—16:00	4	1000	4000	障害者相談支援事業所補助金に関する調査研究
16	土	—				
17	日	—				
18	月	11:00—16:00	4	1000	4000	障害者相談支援事業所補助金に関する調査研究
19	火	—				
20	水	—				
21	木	11:00—16:00	4	1000	4000	図書館整備に関する調査研究
22	金	11:00—16:00	4	1000	4000	図書館整備に関する調査研究
23	土	—				
24	日	—				
25	月	11:00—16:00	4	1000	4000	中央図書館改修に関する調査研究
26	火	—				
27	水	—				
28	木	11:00—16:00	4	1000	4000	平和事業に関する調査研究
29	金	—				
30	土	—				
31	日	—				

合計

出勤日 12日 48000 円

勤務者

氏名 高瀬 美紀



生年月日



住所



政務活動補助職員  
勤務報告書

( 30年 1月分)

議員名 河津 利恵子

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	月	—				
2	火	—				
3	水	—				
4	木	—				
5	金	—				
6	土	—				
7	日	—				
8	月	—				
9	火	11:00—16:00	4	1000	4000	児童相談所移管に関する調査研究
10	水	—				
11	木	11:00—16:00	4	1000	4000	児童虐待に関する調査研究
12	金	11:00—16:00	4	1000	4000	DVに関する調査研究
13	土	—				
14	日	—				
15	月	11:00—16:00	4	1000	4000	健康増進法改正に関する調査研究
16	火	—				
17	水	—				
18	木	11:00—16:00	4	1000	4000	健康増進法改正に関する調査研究
19	金	11:00—16:00	4	1000	4000	受動喫煙防止条例に関する調査研究
20	土	—				
21	日	—				
22	月	11:00—16:00	4	1000	4000	受動喫煙防止条例に関する調査研究
23	火	—				
24	水	—				
25	木	11:00—16:00	4	1000	4000	福祉分野の住宅整備に関する調査研究
26	金	11:00—16:00	4	1000	4000	福祉分野の住宅整備に関する調査研究
27	土	—				
28	日	—				
29	月	11:00—16:00	4	1000	4000	住宅宿泊事業法に関する調査研究
30	火	—				
31	水	—				

合計

出勤日 10日 40000 円

勤務者

氏名 高瀬 美紀



生年月日

住所



政務活動補助職員  
勤務報告書

( 30年 2月分)

議員名 河津 利恵子

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	木	11:00—16:00	4	1000	4000	住宅宿泊事業法に関する調査研究
2	金	11:00—16:00	4	1000	4000	予算編成方針に関する調査研究
3	土	—				
4	日	—				
5	月	11:00—16:00	4	1000	4000	予算編成方針に関する調査研究
6	火	—				
7	水	—				
8	木	11:00—16:00	4	1000	4000	データヘルス計画に関する調査研究
9	金	11:00—16:00	4	1000	4000	データヘルス計画に関する調査研究
10	土	—				
11	日	—				
12	月	—				
13	火	—				
14	水	—				
15	木	11:00—16:00	4	1000	4000	後期高齢者医療保険に関する調査研究
16	金	11:00—16:00	4	1000	4000	後期高齢者医療保険に関する調査研究
17	土	—				
18	日	—				
19	月	11:00—16:00	4	1000	4000	自治体の広報誌に関する調査研究
20	火	—				
21	水	—				
22	木	11:00—16:00	4	1000	4000	無作為抽出に関する調査研究
23	金	11:00—16:00	4	1000	4000	人口推計に関する調査研究
24	土	—				
25	日	—				
26	月	11:00—16:00	4	1000	4000	自動交付機の利用状況に関する調査研究
27	火	—				
28	水	11:00—15:00	3	1000	3000	マイナンバーカードに関する調査研究
		—				
		—				
		—				

合計

出勤日 12日 47000 円

勤務者

氏名 高瀬 美紀



生年月日

住所

政務活動補助職員  
勤務報告書

( 30年 3月分)

議員名 河津利恵子

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	木	11:00—16:00	4	1000	4000	障がい者スポーツに関する調査研究
2	金	11:00—16:00	4	1000	4000	障がい者スポーツに関する調査研究
3	土	—				
4	日	—				
5	月	11:00—16:00	4	1000	4000	ファミリーサポートセンター事業に関する調査研究
6	火	11:00—16:00	4	1000	4000	家庭福祉員に関する調査研究
7	水	—				
8	木	11:00—16:00	4	1000	4000	グループ保育室に関する調査研究
9	金	11:00—16:00	4	1000	4000	特別支援教室の取り組み状況に関する調査研究
10	土	—				
11	日	—				
12	月	11:00—16:00	4	1000	4000	地域共生型社会形成に関する調査研究
13	火	—				
14	水	—				
15	木	11:00—16:00	4	1000	4000	地震保険加入状況に関する調査研究
16	金	11:00—16:00	4	1000	4000	耐震リフォーム助成に関する調査研究
17	土	—				
18	日	—				
19	月	11:00—16:00	4	1000	4000	耐震リフォーム助成に関する調査研究
20	火	—				
21	水	—				
22	木	—				
23	金	11:00—16:00	4	1000	4000	在宅医療、生活支援に関する調査研究
24	土	—				
25	日	—				
26	月	11:00—16:00	4	1000	4000	生活困窮者就労支援に関する調査研究
27	火	—				
28	水	—				
29	木	—				
30	金	—				
31	土	—				

合計

出勤日 12日 48000 円

勤務者

氏名 高瀬 美紀



生年月日



住所



杉並区監査委員御中

2019年5月21日

2017（平成 29）年度政務活動費の住民監査請求に関わる意見陳述において、下記の証拠書類等を追加提出します。

提出資料 1、杉並区の監査の現状

提出資料 2、「30情第183号」可否決定通知書

提出資料 3、下記議員・会派の

2014（平成 26）年度政務活動費収支報告書と出納簿の訂正書類

大熊昌巳・大和田伸・今井ひろし・富本卓・はなし俊郎・吉田あい・脇坂た

つや・岩田いくま・市来とも子・無所属区民派（けしば誠一・新城せつこ）

公明党（大槻城一の区政報告関係経費、渡辺富士雄のホームページ管理費）

請求人（別紙）



杉並区	A	㊦
杉並区	B	㊦
杉並区	C	㊦
杉並区	D	㊦
杉並区	E	㊦
杉並区	F	㊦
杉並区	G	㊦
杉並区	H	㊦
杉並区	I	㊦
杉並区	J	㊦
杉並区	K	㊦
杉並区	L	㊦
杉並区	M	㊦

## 杉並区の監査の現状

すぎなみオンブズが初めて住民監査請求を提出したのは、2006（平成18）年度の政務調査費に関してであった。今回は2017（平成29）年度政務活動費に関する監査請求である。12年間監査請求を提出しているが、監査委員がどのように監査しているのか、監査に対する基本姿勢を明らかにすることを求めます。

提出資料2、「30情第183号」可否決定通知書は、上原和義杉並区代表監査委員から送られてきた。

「監査に際して監査委員が独自に調査した内容がわかるもの」を情報公開請求したが、上原和義杉並区代表監査委員からは「そのような文書は存在せず公開することはできません」という回答であった。

毎年のように監査委員から請求人に送られて来る監査結果書には「政務活動費条例第11条で、議長は収支報告書等について必要に応じて調査を行うこととされていることから、請求人が指摘している政務活動費の支出の違法性又は不当性の有無等について、議長に調査を依頼した。」と記述している。

監査委員は請求人から提出された指摘について、直接、議員に意見を聴いたり、領収証等の書類を調査しているのか、或いは議長へ調査依頼しているのみであろうか。

地方自治法199条⑧ 監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

もし、監査委員が議員に対して直接、調査等をしていないとすれば、監査のために必要と認めていないということである。もし、そうであるならば、その理由を明らかにしてください。

議長が議員を調査することには限界がある。

以下にいくつかの例をあげる。

・平成23年度政調費で田中ゆうたろう議員は明治大学大学院の諸学費947500円を払ったが、20日余り通学して退学していた。しかし、議長の調査では、田中議員の「区政に役立っている」という意見のみで、通学しているという在学証明すら提出させずに議長も監査委員も支出を認めてしまった。

- ・安齊あきら議員の事務所代について、監査では認めたが、裁判では半額を返還するように命じられた。（東京地裁平成26年（行ウ）第184号政務調査費返還請求事件）
- ・提出資料3の公明党の渡辺富士雄議員のR&D-ISHIWATAに払っていたホームページ管理費については、領収書に記載されている住所にR&D-ISHIWATAという会社が存在しないので、監査で毎年のように訴えたが、監査委員は直接調査をせず、支出を認めて来た。ところが2014（平成26）年度については、渡辺議員は住民監査請求が提出されると、即、全額259,200円を返金し、監査が入らなかった。そのため、裁判を起すこともできなかった。オンブズが調査を始めた2006（平成18）年度からR&D-ISHIWATAに払った公明党渡辺富士雄、島田敏光2議員の政調費・政活費の合計は約1,249万円もあった。
- ・2014（平成26）年度政務活動費の区政報告代等について、監査委員が認めた経費が東京地裁・東京高裁で、返還を求められている。
- ・平成28年（行ウ）第281号政務活動費返還請求事件、清水知恵子裁判長
- ・平成28年（行ウ）第322号政務活動費返還請求事件、古田孝夫裁判長
- ・平成31年（行コ）第296号政務活動費返還請求控訴事件、萩原秀紀裁判長

提出資料3、2014（平成26）年度政務活動費収支報告書と出納簿の訂正書類に見られるように、裁判で違法な支出と認定された議員（田中ゆうたろう議員を除く）は裁判で違法と認定された金額を区に返金した。（2019年5月15日現在）

議員が返金した金額（2014年当時の議員、会派。） 下線は議長経験者

大熊昌巳議員（自民） 389,133円

大和田伸議員（自民） 19,480円（裁判所の違法認定額は50,000円）

今井ひろし議員（自民） 50,000円

富本卓議員（自民） 165,880円

はなし俊郎議員（自民） 444,842円

吉田あい議員（自民） 529,771円

脇坂たつや議員（自民） 50,000円

岩田いくま議員（自民無所属クラブ） 47,434円

大槻城一議員（公明） 150,755円

市来とも子議員（社民） 326,326円

けしば誠一・新城せつこ議員（無所属区民派）

610,254円（裁判所の違法認定額は1,142,589円）

以上、返金合計金額 2,783,875円

毎年、監査結果が請求人に送られてくるが、前年同様に今回も議長に調査依頼をして監査を行うのだろうか。上記の議員の中で、下線のついている大熊昌巳・富本卓・はなし俊郎議員は議長経験者である。調査権を持つ議長自身が裁判に訴えられ、返金を求められているのが現状である。そのような立場の議長が公正な調査をできるものであろうか、請求人としては疑問を持つ。

以上みてきたように、議長の調査では、議員の意見を聴くのみで、支出を正当化し、認め、監査委員は議長の調査を追認しているのが現状である。

さらに請求人が政活費の不当性について指摘した高額なタクシー利用額やガソリン使用額についていえば、経費細目いわゆる使途基準を見直して一番高額な議員に合わせた金額に訂正してしまった。議員たちで使途基準を変えてしまうので、請求人が指摘した不当性は問えない状態になっている。

このような現実の中で、いつまで、監査委員は議長に調査依頼をするのだろうか。

今回こそ、人格が高潔な監査委員による厳正・公正な監査を要望します。

#### 地方自治法第196条

監査委員は普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財産管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有するもの及び議員のうちから、これを選任する。

## 可否決定通知書

30情第183号  
平成30年7月10日

A 様

杉並区代表監査委員 上原 和義



平成30年6月26日に請求のありました情報の公開については、次のとおり決定しましたので、杉並区情報公開条例第10条第1項の規定に基づき通知します。

1 情報の件名	<p>《請求対象情報》 2016年(H28)度政務活動費住民監査請求に関して 1. 2018年5月28日請求人意見陳述録音データ 2. 監査に際して監査委員が独自に調査した内容がわかるもの</p> <p>《実施機関で特定した情報》 平成30年5月28日請求人意見陳述録音データ</p>
2 決定の区分	一部公開します。
3 公開する日時・場所	<p>日時：平成30年7月11日から平成30年8月10日まで(土日・祝日を除く) 8時30分から17時00分まで 場所：総務部情報政策課情報公開係(区役所西棟2階) ※ お越しの際は、この通知書を提示してください。</p>
4 公開することができない理由	<p>政務活動費に関する住民監査請求においては、会派・議員の説明等を聴取する必要があるため、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第11条の規定により議長が政務活動費収支報告書等について必要に応じて調査を行うこととされていることから、議長に対して調査の依頼を行っており、その回答は、会派・議員からではなく、議長から監査委員に対して行われるものです。</p> <p>平成28年度政務活動費に関する住民監査請求においては、①平成30年5月21日付け30杉議会第247号「平成28年度政務活動費に係る調査について(回答)」、②平成30年6月14日付け30杉議会第383号「平成28年度政務活動費に係る調査について(追加回答)」及び③平成30年6月19日付け30杉議会第407号「平成28年度政務活動費に係る調査について(追加回答)」により、議長から監査委員に対して回答が行われています。</p> <p>請求対象である「監査に際して監査委員が独自に調査した内容がわかるもの」とは、会派・議員から上記の文書以外に監査委員に提出された文書を指しているものと解される場所ですが、そのような文書は存在せず公開することができません。</p>
5 公開できる予定	

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、杉並区代表監査委員に対して審査請求をすることができます。



2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、杉並区を被告として（訴訟において杉並区を代表する者は、杉並区代表監査委員となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

※ この通知についてのお問い合わせは、総務部情報政策課情報公開係へ。  
電話 3312-2111（大代表）

別記様式(第10条、第11条関係)

平成 31 年 4 月 23 日

杉並区議会議長 宛

議員名 大熊 昌巳 

平成 26 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 26 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収入  
政務活動費 1,920,000 円

2 支出 (単位 円)

項目	金額	備考
調査研究費	107,111	
研修費	0	
広聴広報費	615,682	1月の計上について誤りがあったため訂正
要請陳情等活動費	0	
会議費	0	
資料作成費	0	
資料購入費	133,990	
事務費	81,340	
事務所費	0	
人件費	58,724	
合計	996,847	

3 残 額 923,153 円



※今回の訂正により、新たに50,000円の残額が生じました。

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



平成 30 年 9 月 3 日

杉並区議会議長 宛

議員名 大熊 昌巳 

平成 26 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 26 年度政務活動費の収支について報告します。

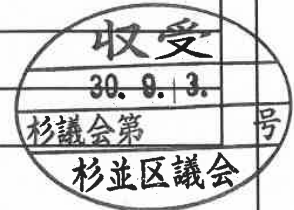
記

1 収 入  
政務活動費 1,920,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	107,111	
研 修 費	0	
広 聴 広 報 費	665,682	10～12月分の計上について誤りがあつたため訂正
要請陳情等活動費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	133,990	
事 務 費	81,340	9～1月分、3月分の計上について誤りがあつたため訂正
事 務 所 費	0	
人 件 費	58,724	
合 計	1,046,847	

3 残 額 873,153 円



※今回の訂正により、新たに83,602円の残額が生じました。

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

## (大熊議員)

年	月	日	摘 要	(項目)	受	払	残
			訂正前の累計		1,920,000	1,130,449	789,551
30	9	3	9月30日支払分誤記控除 ノートPC無線ラン料 9月分 10分の9	事務費		△ 3,591	793,142
30	9	3	9月30日支払分誤記更正 ノートPC無線ラン料 9月分 2分の1	事務費		1,995	791,147
30	9	3	10月27日支払分誤記控除 ノートPC無線ラン 10月分 10分の9	事務費		△ 3,591	794,738
30	9	3	10月27日支払分誤記更正 ノートPC無線ラン 10月分 2分の1	事務費		1,995	792,743
30	9	3	10月28日支払分誤記控除 区政報告会案内はがき印刷代 10分の8	広聴広報費		△ 75,366	868,109
30	9	3	10月28日支払分誤記更正 区政報告会案内はがき印刷代 2分の1	広聴広報費		47,104	821,005
30	9	3	11月24日支払分誤記控除 区政報告礼状発送費 @82×71 久我山分 80	広聴広報費		△ 4,657	825,662
30	9	3	11月24日支払分誤記更正 区政報告礼状発送費 @82×71 久我山分 50%	広聴広報費		2,911	822,751
30	9	3	11月25日支払分誤記控除 区政報告会会場費 (上高井戸会場) 80%	広聴広報費		△ 23,760	846,511
30	9	3	11月25日支払分誤記更正 区政報告会会場費 (上高井戸会場) 50%	広聴広報費		14,850	831,661
30	9	3	11月28日支払分誤記控除 ノートPC無線ラン料 11月分 10分の9	事務費		△ 3,591	835,252
30	9	3	11月28日支払分誤記更正 ノートPC無線ラン料 11月分 2分の1	事務費		1,995	833,257
30	9	3	11月28日支払分誤記控除 区政報告案内はがき代・印刷代 580枚 80%	広聴広報費		△ 21,680	854,937
30	9	3	11月28日支払分誤記更正 区政報告案内はがき代・印刷代 580枚 50%	広聴広報費		13,550	841,387
30	9	3	11月29日支払分誤記控除 自宅区政報告会 椅子・スツール レンタル料10	広聴広報費		△ 64,800	906,187
30	9	3	11月29日支払分誤記更正 自宅区政報告会 椅子・スツール レンタル料 2分の1	広聴広報費		40,500	865,687
30	9	3	12月5日支払分誤記控除 区政報告礼状発送費 @82×44 上高井戸分 80%	広聴広報費		△ 2,886	868,573
30	9	3	12月5日支払分誤記更正 区政報告礼状発送費 @82×44 上高井戸分 50%	広聴広報費		1,804	866,769
30	9	3	12月24日支払分誤記控除 ノートPC無線ラン料 12月分 10分の9	事務費		△ 3,591	870,360
30	9	3	12月24日支払分誤記更正 ノートPC無線ラン料 12月分 2分の1	事務費		1,995	868,365
30	9	3	1月29日支払分誤記控除 ノートPC無線ラン料 1月分 10分の9	事務費		△ 3,591	871,956
30	9	3	1月29日支払分誤記更正 ノートPC無線ラン料 1月分 2分の1	事務費		1,995	869,961
30	9	3	3月1日支払分誤記控除 ノートPC無線ラン料 2月分 10分の9	事務費		△ 3,591	873,552
30	9	3	3月1日支払分誤記更正 ノートPC無線ラン料 2月分 2分の1	事務費		1,995	871,557
30	9	3	3月15日支払分誤記控除 ノートPC無線ラン料 3月分 10分の9	事務費		△ 3,591	875,148
30	9	3	3月15日支払分誤記更正 ノートPC無線ラン料 3月分 2分の1	事務費		1,995	873,153
			支出項目別「誤記控除・誤記更正計」	広聴広報費	△ 72,430		
				事務費	△ 11,172		
				計	△ 83,602		
			訂正後の累計		1,920,000	1,046,847	873,153

別記様式(第10条、第11条関係)

平成 29 年 9 月 20 日

杉並区議会議長 宛

議員名 大熊 昌巳 

平成 26 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 26 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入  
政務活動費 1,920,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	107,111	
研 修 費	0	
広 聴 広 報 費	738,112	
要請陳情等活動費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	133,990	
事 務 費	92,512	4~1月分、3月分の計上について誤りがあつたため訂正
事 務 所 費	0	
人 件 費	58,724	
合 計	1,130,449	

3 残 額 789,551 円

※今回の訂正により、新たに255,531円の残額が生じました

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



## (大熊議員)

年	月	日	摘 要	(項目)	受	払	残
			訂正前の累計		1,920,000	1,385,980	534,020
29	9	20	4月25日支払分誤記控除 パソコン 接続料 4月分 10分の9	事務費		△ 4,914	538,934
29	9	20	4月25日支払分誤記控除 パソコン無線ラン料 4月分 10分の9	事務費		△ 3,110	542,044
29	9	20	4月25日支払分誤記控除 パソコンソフトリース料 4月分 10分の9	事務費		△ 5,832	547,876
29	9	20	4月25日支払分誤記控除 カラープリンター保守料 4月分 10分の9	事務費		△ 8,748	556,624
29	9	20	5月30日支払分誤記控除 パソコン 接続料 5月分 10分の9	事務費		△ 5,054	561,678
29	9	20	5月30日支払分誤記控除 パソコン無線ラン料 5月分 10分の9	事務費		△ 3,110	564,788
29	9	20	5月30日支払分誤記控除 パソコンソフトリース料 5月分 10分の9	事務費		△ 5,832	570,620
29	9	20	5月30日支払分誤記控除 カラープリンター保守料 5月分 10分の9	事務費		△ 8,748	579,368
29	9	20	6月26日支払分誤記控除 パソコン 接続料 6月分 10分の9	事務費		△ 5,054	584,422
29	9	20	6月26日支払分誤記控除 パソコン無線ラン料 6月分 10分の9	事務費		△ 3,110	587,532
29	9	20	6月26日支払分誤記控除 パソコンソフトリース料 6月分 10分の9	事務費		△ 5,832	593,364
29	9	20	6月26日支払分誤記控除 カラープリンター保守料 6月分 10分の9	事務費		△ 8,748	602,112
29	9	20	7月27日支払分誤記控除 パソコン 接続料 7月分 10分の9	事務費		△ 5,054	607,166
29	9	20	7月27日支払分誤記控除 パソコン無線ラン料 7月分 10分の9	事務費		△ 3,110	610,276
29	9	20	7月27日支払分誤記控除 パソコンソフトリース料 7月分 10分の9	事務費		△ 5,832	616,108
29	9	20	7月27日支払分誤記控除 カラープリンター保守料 7月分 10分の9	事務費		△ 8,748	624,856
29	9	20	8月26日支払分誤記控除 パソコン 接続料 8月分 10分の9	事務費		△ 5,049	629,905
29	9	20	8月26日支払分誤記控除 パソコン無線ラン料 8月分 10分の9	事務費		△ 3,110	633,015
29	9	20	8月26日支払分誤記控除 パソコンソフトリース料 8月分 10分の9	事務費		△ 5,832	638,847
29	9	20	8月26日支払分誤記控除 カラープリンター保守料 8月分 10分の9	事務費		△ 8,748	647,595
29	9	20	9月30日支払分誤記控除 パソコン接続料 9月分 10分の9	事務費		△ 5,054	652,649
29	9	20	10月27日支払分誤記控除 パソコン接続料 10月分 10分の9	事務費		△ 5,054	657,703
29	9	20	10月27日支払分誤記控除 パソコン無線ラン料 10月分 10分の9	事務費		△ 3,110	660,813
29	9	20	10月27日支払分誤記控除 パソコンソフトリース料 10月分 10分の9	事務費		△ 5,832	666,645
29	9	20	10月27日支払分誤記控除 カラープリンター保守料 10月分 10分の9	事務費		△ 8,748	675,393
29	9	20	11月28日支払分誤記控除 パソコン接続料 11月分 10分の9	事務費		△ 5,054	680,447
29	9	20	11月28日支払分誤記控除 パソコン無線ラン接続料 11月分 10分の9	事務費		△ 3,110	683,557
29	9	20	11月28日支払分誤記控除 パソコンソフトリース料 11月分 10分の9	事務費		△ 5,832	689,389
29	9	20	11月28日支払分誤記控除 カラープリンター保守料 11月分 10分の9	事務費		△ 8,748	698,137
29	9	20	12月24日支払分誤記控除 パソコン接続料 12月分 10分の9	事務費		△ 5,054	703,191
29	9	20	12月24日支払分誤記控除 パソコン無線ラン料 12月分 10分の9	事務費		△ 3,110	706,301
29	9	20	12月24日支払分誤記控除 パソコンソフトリース料 12月分 10分の9	事務費		△ 5,832	712,133
29	9	20	12月24日支払分誤記控除 カラープリンター保守料 12月分 10分の9	事務費		△ 8,748	720,881
29	9	20	1月29日支払分誤記控除 パソコン接続料 1月分 10分の9	事務費		△ 5,200	726,081
29	9	20	1月29日支払分誤記控除 パソコン無線ラン料 1月分 10分の9	事務費		△ 3,110	729,191
29	9	20	1月29日支払分誤記控除 カラープリンター保守料 1月分 10分の9	事務費		△ 8,748	737,939
29	9	20	1月29日支払分誤記控除 パソコンソフトリース料 1月分 10分の9	事務費		△ 5,832	743,771





別記様式(第10条、第11条関係)

平成 31 年 4 月 26 日

杉並区議会議長 宛

議員名 大和田 伸 

平成 26 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 26 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入  
政務活動費 1,920,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	131,879	
研 修 費	0	
広 聴 広 報 費	1,130,661	1月の計上について誤りがあったため訂正
要請陳情等活動費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	63,920	
事 務 費	237,161	
事 務 所 費	300,000	
人 件 費	36,899	
合 計	1,900,520	

3 残 額 19,480 円



※今回の訂正により、新たに19,480円の残額が生じました。

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



別記様式(第10条、第11条関係)

平成 31 年 4 月 26 日

杉並区議会議長 宛

議 員 名 今井ひろし



平成 26 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 26 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入  
政務活動費 1,920,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	94,433	
研 修 費	87,364	
広 聴 広 報 費	1,315,524	1月の計上について誤りがあったため訂正
要請陳情等活動費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	242,778	
事 務 費	93,002	
事 務 所 費	0	
人 件 費	36,899	
合 計	1,870,000	

3 残 額 50,000 円



※今回の訂正により、新たに50,000円の残額が生じました。

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



別記様式(第10条、第11条関係)

平成 31 年 4 月 26 日

杉並区議会議長 宛

議員名 富本 卓



平成 26 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 26 年度政務活動費の収支について報告します。

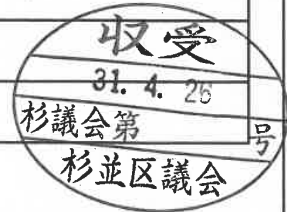
記

1 収 入  
政務活動費 1,920,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	107,296	
研 修 費	0	
広 聴 広 報 費	846,353	7月・1月・3月の計上について誤りがあったため訂正
要請陳情等活動費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	120,131	
事 務 費	344,671	
事 務 所 費	298,770	
人 件 費	36,899	
合 計	1,754,120	

3 残 額 165,880 円



※今回の訂正により、新たに165,880円の残額が生じました。

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



別記様式(第10条、第11条関係)

平成 31 年 4 月 26 日

杉並区議会議長 宛

議員名 はなし 俊郎



平成 26 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 26 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入  
政務活動費 1,440,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	1,800	
研 修 費	0	
広 聴 広 報 費	481,720	1月・3月の計上について誤りがあったため訂正
要請陳情等活動費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	10,029	
事 務 費	25,132	
事 務 所 費	0	
人 件 費	476,477	
合 計	995,158	

3 残 額 444,842 円



※今回の訂正により、新たに444,842円の残額が生じました。

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。





別記様式(第10条、第11条関係)

平成 31 年 4 月 26 日

杉並区議会議員 宛

議員名 吉田 あい



平成 26 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 26 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入  
政務活動費 1,920,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	1,448	
研 修 費	0	
広 聴 広 報 費	689,033	11月・12月・1月の計上について誤りがあったため訂正
要請陳情等活動費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	9,370	
事 務 費	173,479	
事 務 所 費	0	
人 件 費	516,899	
合 計	1,390,229	

3 残 額 529,771 円



※今回の訂正により、新たに529,771円の残額が生じました。

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



別記様式(第10条、第11条関係)

平成 31 年 4 月 26 日

杉並区議会議長 宛

議員名 脇坂 たつや



平成 26 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 26 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入  
政務活動費 1,920,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	62,596	
研 修 費	35,000	
広 聴 広 報 費	1,518,836	1月の計上について誤りがあったため訂正
要請陳情等活動費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	158,338	
事 務 費	58,331	
事 務 所 費	0	
人 件 費	36,899	
合 計	1,870,000	

3 残 額 50,000 円



※今回の訂正により、新たに50,000円の残額が生じました。


注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



別記様式(第10条、第11条関係)

平成 31 年 3 月 28 日

杉並区議会議長 宛

議員名 岩田 いくま 

平成 26 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 26 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入  
政務活動費 1,920,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	72,059	
研 修 費	0	
広 聴 広 報 費	1,159,505	12月・1月分の計上について誤りがあったため訂正
要請陳情等活動費	0	
会 議 費	16,600	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	216,657	
事 務 費	199,078	
事 務 所 費	208,667	
人 件 費	0	
合 計	1,872,566	

3 残 額 47,434 円



※今回の訂正により、新たに47,434円の残額が生じました。

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



別記様式(第10条、第11条関係)

平成 31 年 4 月 4 日

杉並区議会議長 宛

議員名 市来 とも子



平成 26 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 26 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入  
政務活動費 1,920,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	56,630	
研 修 費	39,000	
広 聴 広 報 費	1,239,219	2.3月の計上について誤りがあったため訂正
要請陳情等活動費	0	
会 議 費	2,700	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	105,047	
事 務 費	151,078	
事 務 所 費	0	
人 件 費	0	
合 計	1,593,674	

3 残 額 326,326 円



※今回の訂正により、新たに326,000円の残額が生じました。

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。





別記様式(第10条、第11条関係)

2019年 4月 4日

杉並区議会議長 宛

会 派 名 無所属区民派

代表者氏名 けしば 誠一



2014 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり 2014年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入  
政務活動費 3,840,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	2,000	
研 修 費	344,516	
広 聴 広 報 費	1,275,434	5月・7月・8月・9月・12月分の計上について誤りがあったため訂正
要請陳情等活動費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	9,011	
資 料 購 入 費	239,474	
事 務 費	118,655	
事 務 所 費	735,630	
人 件 費	505,026	
合 計	3,229,746	

3 残 額 610,254 円



※今回の訂正により、新たに610,254円の残額が生じました。

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

## (無所属区民派)


年	月	日	摘 要	(項目)	受	払	残
			訂正前の累計		3,840,000	4,372,335	△ 532,335
19	4	4	5月14日支払分誤記控除 区政報告・郵送料(けしば・NO.212/新城・NO.18)	広聴広報費		△ 127,602	△ 404,733
19	4	4	5月14日支払分誤記更正 区政報告・郵送料(けしば・NO.212/新城・NO.18)	広聴広報費		63,801	△ 468,534
19	4	4	5月14日支払分誤記控除 区政報告・郵送料(けしば・NO.212/新城・NO.18)	広聴広報費		△ 127,194	△ 341,340
19	4	4	5月14日支払分誤記更正 区政報告・郵送料(けしば・NO.212/新城・NO.18)	広聴広報費		63,597	△ 404,937
19	4	4	5月14日支払分誤記控除 区政報告・郵送料(けしば・NO.212/新城・NO.18)	広聴広報費		△ 73,185	△ 331,752
19	4	4	5月14日支払分誤記更正 区政報告・郵送料(けしば・NO.212/新城・NO.18)	広聴広報費		36,593	△ 368,345
19	4	4	5月19日支払分誤記控除 区政報告・郵送料(けしば・NO.212/新城・NO.18)	広聴広報費		△ 9,922	△ 358,423
19	4	4	5月19日支払分誤記更正 区政報告・郵送料(けしば・NO.212/新城・NO.18)	広聴広報費		4,961	△ 363,384
19	4	4	5月21日支払分誤記控除 区政報告 用紙・インク代(けしば・NO.212/新城)	広聴広報費		△ 50,629	△ 312,755
19	4	4	5月21日支払分誤記更正 区政報告 用紙・インク代(けしば・NO.212/新城)	広聴広報費		25,315	△ 338,070
19	4	4	5月21日支払分誤記控除 区政報告 郵送用 封筒代	広聴広報費		△ 24,624	△ 313,446
19	4	4	5月21日支払分誤記更正 区政報告 郵送用 封筒代	広聴広報費		12,312	△ 325,758
19	4	4	7月7日支払分誤記控除 区政報告・用紙代(けしばNO./新城・NO./法律)	広聴広報費		△ 31,999	△ 293,759
19	4	4	7月7日支払分誤記更正 区政報告・用紙代(けしばNO./新城・NO./法律)	広聴広報費		16,000	△ 309,759
19	4	4	7月23日支払分誤記控除 区政報告・用紙代(けしば/新城/法律相談)	広聴広報費		△ 15,713	△ 294,046
19	4	4	7月23日支払分誤記更正 区政報告・用紙代(けしば/新城/法律相談)	広聴広報費		7,857	△ 301,903
19	4	4	8月27日支払分誤記控除 区政報告用・インク代	広聴広報費		△ 13,824	△ 288,079
19	4	4	8月27日支払分誤記更正 区政報告用・インク代	広聴広報費		6,912	△ 294,991
19	4	4	9月3日支払分誤記控除 区政報告 印刷代 けしばNO.230	広聴広報費		△ 264,075	△ 30,916
19	4	4	9月3日支払分誤記更正 区政報告 印刷代 けしばNO.230	広聴広報費		132,038	△ 162,954
19	4	4	9月3日支払分誤記控除 区政報告 印刷代 新城NO.200	広聴広報費		△ 264,075	101,121
19	4	4	9月3日支払分誤記更正 区政報告 印刷代 新城NO.200	広聴広報費		132,038	△ 30,917
19	4	4	9月3日支払分誤記控除 区政報告 作成料 NO.230、NO.200	広聴広報費		△ 40,000	9,083
19	4	4	9月3日支払分誤記更正 区政報告 作成料 NO.230、NO.200	広聴広報費		20,000	△ 10,917
19	4	4	9月4日支払分誤記控除 区政報告 作成料 NO.230、NO.200	広聴広報費		△ 60,000	49,083
19	4	4	9月4日支払分誤記更正 区政報告 作成料 NO.230、NO.200	広聴広報費		30,000	19,083
19	4	4	9月11日支払分誤記控除 区政報告配布代 けしばNO.230(糊)アト	広聴広報費		△ 178,200	197,283
19	4	4	9月11日支払分誤記更正 区政報告配布代 けしばNO.230(糊)アト	広聴広報費		89,100	108,183
19	4	4	9月17日支払分誤記控除 区政報告配布代 けしばNO.230	広聴広報費		△ 146,480	254,663
19	4	4	9月17日支払分誤記更正 区政報告配布代 けしばNO.230	広聴広報費		73,240	181,423
19	4	4	9月17日支払分誤記控除 区政報告配布代 新城NO.200 青葉広告	広聴広報費		△ 231,660	413,083
19	4	4	9月17日支払分誤記更正 区政報告配布代 新城NO.200 青葉広告	広聴広報費		115,830	297,253
19	4	4	9月29日支払分誤記控除 区政報告配布代 新城NO.200 (糊)アルファリンク	広聴広報費		△ 228,096	525,349
19	4	4	9月29日支払分誤記更正 区政報告配布代 新城NO.200 (糊)アルファリンク	広聴広報費		114,048	411,301
19	4	4	12月10日支払分誤記控除 区政報告 郵送用 封筒代	広聴広報費		△ 24,624	435,925
19	4	4	12月10日支払分誤記更正 区政報告 郵送用 封筒代	広聴広報費		12,312	423,613
19	4	4	12月19日支払分誤記控除 区政報告 用紙代(けしば・NO.235/新城・NO.20)	広聴広報費		△ 38,522	462,135



別記様式(第10条、第11条関係)

平成 31 年 4 月 26 日

杉並区議会議長 宛

会 派 名 杉並区議会公明党  
代表者氏名 横山 えみ 

平成 26 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 26 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入  
政務活動費 15,360,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	1,672,146	
研 修 費	161,512	
広 聴 広 報 費	4,585,090	3月の計上について誤りがあったため訂正
要請陳情等活動費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	9,618	
資 料 購 入 費	929,060	
事 務 費	1,683,100	
事 務 所 費	0	
人 件 費	165,000	
合 計	9,205,526	

3 残 額 6,154,474 円



※今回の訂正により、新たに150,755円の残額が生じました。


注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。



別記様式(第10条、第11条関係)

平成 28 年 4 月 15 日

杉並区議会議長 宛

会 派 名 杉並区議会公明党  
 代表者氏名 渡辺 富士雄 

平成 26 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 26 年度政務活動費の収支について報告します。

記

1 収 入  
 政務活動費 15,360,000 円

2 支 出 (単位 円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費	1,672,146	
研 修 費	161,512	
広 聴 広 報 費	4,735,845	4~3月分の計上について誤りがあったため訂正
要請陳情等活動費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	9,618	
資 料 購 入 費	929,060	
事 務 費	1,683,100	
事 務 所 費	0	
人 件 費	165,000	
合 計	9,356,281	

3 残 額 6,003,719 円

収 受  
 28. 4. 15  
 杉議会議長 号  
 杉並区議会

※今回の訂正により、新たに259,200円の残額が生じました。

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。







杉並区監査委員 様

区議会事務局長

佐野 宗昭

## 平成 29 年度政務活動費に関する抗弁書について

### 1 政務活動費（旧政務調査費）の法制化の経緯等

平成 11 年 7 月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号）が成立し、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大したことに伴い、議会の機能、役割がさらに大きくなると認識されるようになった。

このような状況下で、全国都道府県議会議長会は、平成 11 年 10 月、「地方議会の権限の強化と制度の充実を図り、都道府県政調査交付金の法的な位置づけを明確にするとともに、条例で議員活動に要する経費を支給できるよう、地方自治法（以下「法」という。）を改正すること」を決議した。同年 11 月には、国会や自治省など関係行政庁に対して、地方公共団体の議会を構成する議員の活動基盤強化が不可欠であるとし、「地方分権の推進に応じて、一層積極的、効果的な議員活動が行われるよう、現在認められている報酬、期末手当、費用弁償のほかに、地方公共団体が状況に応じ、自主的に条例で議員活動に必要な経費を支給できるようにすること」を要望した。また、全国市議会議長会も、国会や自治省などの関係行政機関に対して、議会機能の充実強化を図る必要があることから、「地方議会議員の政策立案・調査研究に資するため、政務調査交付金の支出について法的根拠を設けること」を要望した。

これを受けて、政務調査費に関する「地方自治法の一部を改正する法律案」は、平成 12 年 5 月 24 日、可決、成立した（平成 12 年法律第 89 号）。この際、衆議院本会議において、「地方議会の活性化を図るためには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派又は議員に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進し、その使途の透明性を確保することが重要となっている。」との提案趣旨が説明されている。

この改正により、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付できる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」（法第 100 条第 14 項）、「当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」（同条第 15 項）と規定され、当区では、平成 13 年 3 月 23 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」を、同年 3 月 30 日に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」を定めている。

このように、政務調査費の交付根拠が明定され、条例でその額、交付方法についても定めることとなり、政務調査費は、条例に規定する要件を満たすものに対し、政策的判断を要することなく、一律に交付されることとなった。

その後、平成24年4月5日には全国議長会の3団体が連名で、関係国会議員に対し、政務調査費制度の見直しについて要請し、これを受けて、同年8月7日に4派の国会議員による共同提案で修正案が衆議院に提出され、「地方自治法の一部を改正する法律案」については、10日、修正案どおり議決され、その後8月29日の参議院で可決・成立した。（平成24年9月5日公布）

これにより、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとし、また、議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとされた。（平成25年3月1日施行）

これを受け、当区議会においても、平成25年第1回定例会において、条例の一部を改正し（平成25年2月20日）、同日付で規則の一部を改正している。

条例については、題名を「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）」とし、本文中の「政務調査費」を「政務活動費」に改め、第9条第1項においては、政務活動費を充てることができる経費の範囲について、「調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定めている。

また、同条第2項において、別表により政務活動費の具体的な経費区分を定め、新たな項目として広聴広報費及び要請陳情等活動費を設けている。

さらに、第11条においては、議長は提出された収支報告書等関係書類について必要な調査を行うとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする規定している。

## 2 政務活動費の交付に関する規定と交付手続きについて

### （1）政務活動費の趣旨

法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、杉並区議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し交付する。（条例第1条）

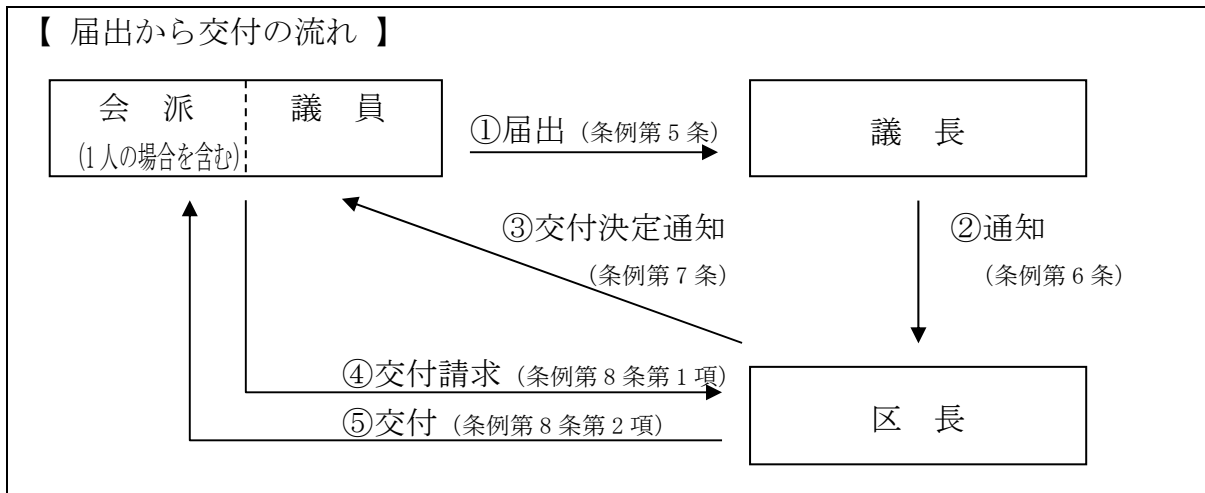
### （2）政務活動費の交付対象

会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員の職にある者に対して交付する。（条例第2条）

### （3）政務活動費の交付額

会派に交付する場合は、会派の所属議員数に月額16万円を乗じて得た額を交付し（条例第3条第1項）、議員に交付する場合は、月額16万円を交付する。（条例第4条第1項）

### （4）政務活動費の交付に関する流れ



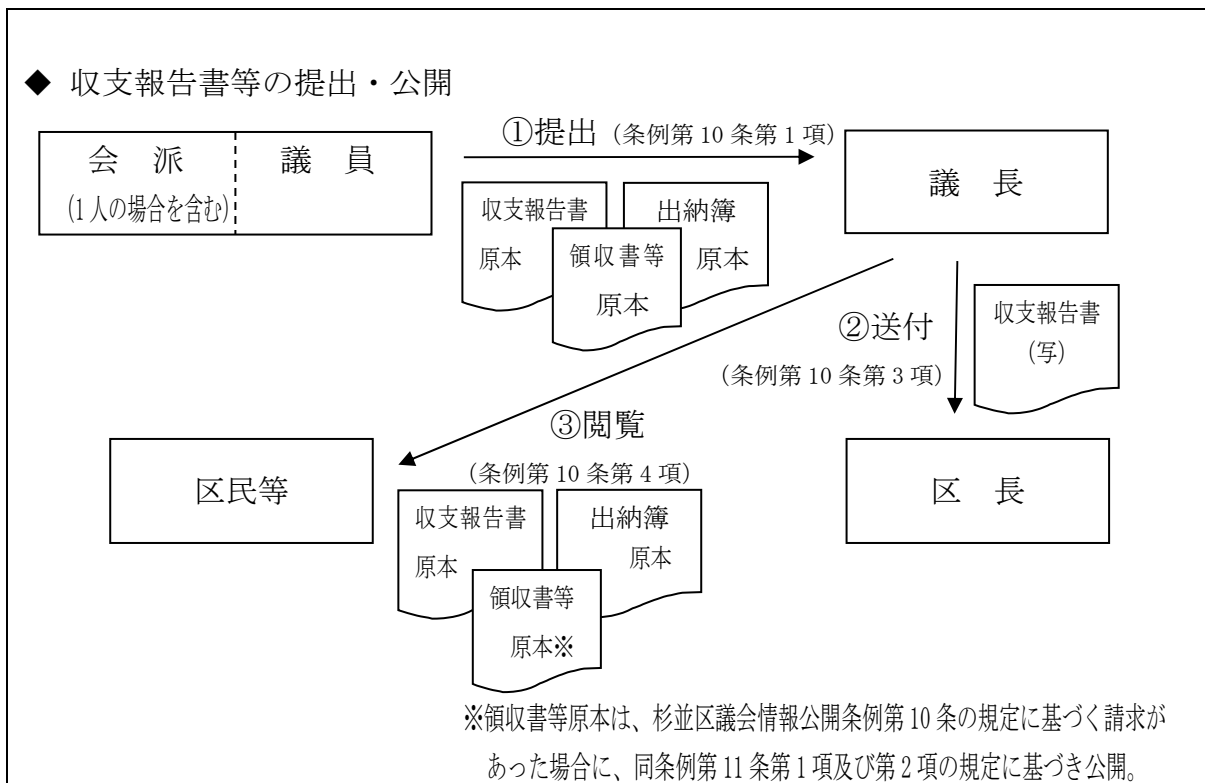
(5) 政務活動費の支出に関する手続

政務活動費は、会派の代表者又は議員が、区長からの交付決定を受けた後、四半期毎に当該四半期の月数分を区長に請求する。

請求を受けた後、杉並区予算事務規則第4条の規定に基づき、区長より支出命令に関する事務を委任されている区議会事務局次長が、杉並区会計事務規則に則って支出事務を行い、政務活動費が会派の代表者又は議員に交付される。

3 収支報告書等の提出に関する手続き等について

(1) 政務活動費の収支報告に関する流れ



(2) 収支報告書等の提出に係る会派の代表者又は議員への案内等

区議会事務局では、当該年度の提出期限や収支報告書及び出納簿の作成にあたっての注意点など収支報告の手続きについて、毎年会派の代表者及び議員に案内している。

また、会派又は議員から政務活動費の使途について個別に相談を受けた場合、過去の判例を調べるなどして、必要な助言を行っている。

### (3) 収支報告書等の提出に係る区議会事務局のチェック等

会派の代表者又は議員から収支報告書等の提出があった場合には、収支報告書等に記載誤りがないか、また計数などについて事務的な点検を区議会事務局で行っている。

また、収支報告書等に記載されている使途について、条例第9条別表の政務活動に要する経費及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）第2条別表の政務活動に要する経費細目に照らして疑義がないかどうか、政務活動に要する経費の項目適用に誤りがないかなど、領収書その他の証拠書類との付け合せを行い、疑義のある支出については会派又は議員に内容を確認し、必要に応じて助言を行っている。

区政に関する調査研究その他の活動に資するための必要性や合理性については、区民に対する説明責任を果たす必要があることから、平成27年度からは、区民に疑義の生じやすい支出に関しては、明確化・厳格化を図る観点から、支出計上にあたって特に留意する必要がある事項としてまとめ、会派・議員に対し説明の必要を明示したところである。

### (4) 返還に関する規定

- ・一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務活動費を区長へ返還しなければならない。（条例第8条第4項・第6項）
- ・その年度において交付を受けた総額から、その年度において行った支出（政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出）の総額を控除して残余がある場合、区長は、当該残余の額に相当する額の返還を命ずることができる。（条例第12条）

## 4 政務活動費の執行に係る区議会議長等の役割について

### (1) 条例における議長等の役割・権能等の規定

- ・会派の代表者又は議員から提出された政務活動費交付対象者状況を区長へ通知しなければならない。（条例第6条）
- ・会派の代表者又は議員から提出された収支報告書（写し）を区長へ送付する。（条例第10条第3項）
- ・会派の代表者又は議員から提出された収支報告書、出納簿及び領収書その他の証拠書類を5年経過するまで保存し、収支報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。（条例第10条第4項）

- ・収支報告書、出納簿及び領収書その他の証拠書類については、必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努める。(条例第11条)

## (2) 区議会事務局の役割

区議会事務局の役割としては、政務活動費の執行における上記議長の役割・権能等に係る事務上の補助執行を行うことと、区長より政務活動費の支出命令に関する事務を委任されている区議会事務局次長が支出事務を行っているが、特に権能等は有していない。

しかしながら、収支報告書や出納簿のチェック、出納簿と領収書その他証拠書類との付け合せのほか、政務活動費の使途について会派・議員から相談を受けたり、助言することは、政務活動費の適正な執行のために必要な事務と認識している。

## (3) 議長の調査権に関する見解

平成17年5月26日名古屋地裁判決によると、「会派等による政治活動の自由は、普通地方公共団体における住民自治を支える根幹として重要な機能を果たしているものであるから、会派等がいかなる事項を対象にいかなる態様で調査研究活動を行うかについては、基本的には会派等の良識に基づく判断に委ねられているといわざるを得ない。したがって会派等が行う調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められない限り、政務調査費の支出が本件条例の使途基準に反するものとは言えないから、法律上の原因を欠くとまではいえない。」と判示している。

このことから、政務活動費の支出に当たっては、第一義的には会派・議員の自律的な判断に委ねられるものと考えますが、平成24年の法改正に伴い、条例第11条に、議長は、政務活動費の使途の透明性の確保に努める旨を明記したことから、議長は、政務活動費の支出に使途制限違反であることが、収支報告書等の提出書類から疑われるような場合は、当該会派・議員に対して説明を求めるなど必要な調査を行い、使途の透明性の確保に努めることが求められている。

# 5 領収書その他の証拠書類の取扱について

## (1) 証拠書類等の保存に関する規定

会派・議員が、出納簿や領収書その他の証拠書類を提出し、議長は報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。(条例第10条)

## (2) 証拠書類等の保存に関する見解

議長が領収書その他の証拠書類を5年間保存することを規定しているのは、政務活動費の交付に関する文書の保存年限が5年であることと、収支報告書等の区民への閲覧期間が5年であるなど、それらの文書の保存期間と合わせているものである。

また、条例制定時の平成13年第1回区議会定例会における、総務課長や監査委員事務局

長の答弁にある住民監査請求や税務当局からの調査があった場合でも対応できるように、領収書その他の証拠書類について、5年間の保存義務を課しているものとする。

### (3) 自主改善について

杉並区議会では、条例制定時から、出納簿（平成18年度分までは写し）を収支報告書とあわせ議長に提出し、区民が閲覧できるよう対応し、平成18年12月には政務調査費の収支報告の際に領収書その他の証拠書類を添付する条例改正を全議員の総意により行っている。

また、政務調査費の使途に関しては、規程を制定し、さらに、学識経験者等第三者からの意見を踏まえ、客観性をより担保させるため、政務調査費の「使途基準」をより具体化した詳細な「使途基準細目」を追加し定めた。（平成20年4月交付分の政務調査費から適用）

平成21年度以降は、議会内部に設置した「杉並区議会政務調査費調査検討委員会（以下「調査検討委員会」という。）」において、継続的に自主的な改善に取り組んでいる。平成22年度には、第三者によるチェック機関である「杉並区議会政務調査費専門委員会（以下「専門委員会」という。）」を設置し、使途に関する事項を中心に検討を重ねており、この専門委員会の議論等を踏まえ、改めて調査検討委員会で検討を行い、その結果に基づき、規程の一部を改正するなどの改善を図っている。これらについては、政務活動費に制度が改正されて以降も同様に行っているところである。

## 6 政務活動費の平成29年度の状況

### (1) 交付状況

平成29年度の政務活動費の交付に係る手続きは、条例等に基づき、適正に行っており、別紙1「平成29年度政務活動費支出状況（決算数値）」のとおり会派・議員に交付している。

### (2) 収支報告状況

平成29年度の政務活動費収支報告書については、出納簿とともに、条例により定められた期日である平成30年4月27日までに会派の代表者及び議員から提出され、平成30年5月1日より区民の閲覧に供している。

### (3) 返還に関する届出

平成28年度の政務活動費交付額の残額返還に関する届出は、2会派・18議員がその届出に基づいて政務活動費交付額の戻入を行った。

平成30年5月以降、2会派・16議員が平成29年度の収支報告を訂正し、うち2会派・9議員については、訂正後の支出金額が交付済みの政務活動費の額を下回り残余额が発生したため、区へ返還の手続きを行っている。（別紙2「平成29年度 政務活動費 出納閉鎖後の訂正状況」のとおり）

## 7 請求人の主張に対する見解等

政務活動とは、会派・議員が行う、調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議の参加等、区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動、その他区民福祉の増進を図るために必要不可欠な活動である。

政務活動費として支出する際には、「政務活動に要する経費及び同細目」に規定された範囲内で支出することは当然である。

同時に、政務活動費として公費負担される以上、必要最小限の経費で最大の効果を上げるようコスト意識をもって活動を行う必要がある、さらに、当該経費の使途の透明性を確保し、区民に対して説明責任を果たすことが求められている。

そのうえで、政務活動の対象は広範囲におよび、活動内容も多様であることから、それに要する経費の支出については、会派・議員の自主性を尊重しつつ、使途に関する多くの部分について、会派・議員の自律的判断に委ねられている。また、当該活動の一部に政務活動以外の活動が混在する場合、どの程度の割合が政務活動に当たるかについては、会派・議員が活動の実態に照らして自ら判断するものとしている。そして、その判断は、説明責任を果たすことを前提に尊重されるべきものとする。

### (1) 調査研究費

#### ① 視察費

平成19年2月9日の札幌高裁判決では、「様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判断されている。

このことから、視察費については、領収書等により支出の対象となった活動の実質があること、また、規程様式に定めている事項に基づいて記載された視察内容や説明から区政との関連性や必要性・合理性を欠くことが明らかでない場合には、議員の専門性や課題認識・問題意識を尊重し、その自律的な裁量を前提として、その経費を認めることは妥当と考える。

請求人が指摘する視察費については、はなし議員から、区政との関連性などについて合理的な説明があるので、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

#### ② 月極駐車場代

月極駐車場の賃料については、一般的に政務活動以外の用途も含まれると考えられ、かつ、合理的な経費の区分が困難な支出であるため、経費の2分の1を上限として政務活動費の対象として認めている。これは、前述した平成19年2月9日の札幌高裁判決で「調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」と判断されていることから、目的や理由の説明は要件としておらず、会派・議員の裁量のもと、その経費を政務活動費として支出す

ることを認めている。

請求人が指摘する月極駐車場の賃料については、はなし議員、今井議員、川原口議員、渡辺議員、島田議員からそれぞれ区政との関連性や規程の範囲内での計上など合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

### ③交通費

議員が調査・研究活動に交通機関を利用することは、その政務活動を効率的・効果的に行うための利便性の高い重要な手段としての意義を有するものであり、政務活動費の不可欠な費目のひとつと考える。

請求人が指摘する交通費については、岩田議員から交通手段及び経路に関する合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

## (2) 研修費

### ①団体の年会費

団体の年会費の支出については、会則、規約等により政務活動に資するものであるかどうかを判断している。なお、政務活動に要する経費・同細目には、「政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする」とあるが、請求人の指摘に係る団体は、会則、規約等により政党及び政治団体でない旨を確認している。

当該団体の年会費については、川野議員から当該団体と区政との関連性の説明や規約等の添付資料が提出されており、いずれも「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

### ②講師謝礼金

議員が主催する研修会や勉強会等の講師謝礼金については、前述した平成19年2月9日の札幌高裁判決で「調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。」、また、平成25年3月21日の広島高裁判決では、「発達障害の知識と支援と題する会合の際に支出した講師謝礼、会場費、横断幕に係る支出について、当該会合の目的は、発達障害の現状や課題等に関する研究研修にあり、市政との関連性を有するものといえ、上記会合においては、講師、議員9名の他に、発達障害の子供を持つ親や幼稚園関係者等26名が参加し、発達障害支援について講演や意見交換等が行われたと認められ）、その内容も市政と関連するものである。そして、支出額も相当性を欠くものでない。」とそれぞれ判断されている。

このことから、当該勉強会については、適正な金額であることを示すために、区政との関連性の説明やテーマ、講義時間等が分かる資料の提出があれば、議員の多様にわたる専門性や課題認識・問題意識を尊重し、議員の自律的な裁量を前提として、その経費を認めることは妥当と考える。

請求人が指摘する講師謝礼金については、太田議員から勉強会と区政との関連性など合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理され



ていると判断できる。

### (3) 広聴広報費

#### ①会派区政報告

区政報告の発行など区政や議会活動に関する情報を区民に提供する経費は、政務活動に要する経費で定める広聴広報費に該当し、会派・議員の調査研究活動、議会活動及び区の施策を区民に報告・周知するために必要なものである。

当区議会に関連する平成26年度政務活動費として支出した会派区政報告に対し、平成30年8月28日の東京地裁判決及び平成31年4月16日の東京高裁判決では、「本件会派報告は、本件会派としての活動状況等を区民に対して報告・説明するものである実態を有すること自体は否定しがたいものの、統一地方選挙の約3か月前という近接した時期に配布されていることや、その記載内容も過去1年間を振り返ってのものではなく、前回の杉並区議会議員選挙が実施されて以降の4年間の活動実績等を総括したものになっており、次の選挙が目前に迫った状況の下では、たとえ「討議資料」である旨を記載していても、読者に対する選挙に向けた本件会派所属の議員のPR効果を狙ったものと評価されてもやむを得ないこと、そもそも本件会派所属の議員は、事柄の性質上、いずれも当該選挙に強い利害関係を有していることも併せ考慮すると、それが選挙活動のためのものであるという実態を併せ有することは明らかであるといえ、政務活動に当たる部分とそれ以外の部分とを明確に区分することは困難であるといわざるを得ず、10万円の2分の1である5万円を超えて支出したことは、違法な支出であるというべきである。」と判断されている。

本件請求に係る会派の区政報告については、発行の直近1年以内に区長選挙・区議会議員選挙の予定はなかったこと、区政報告の内容が定例会の概要報告や会派視察などの会派の活動状況の報告となっており、政務活動の範囲を超えるものではないこと、また、議員の写真やプロフィールの掲載はあるものの区政報告の紙面全体から見れば一定の範囲内であること等を総合的に判断すると、当該経費は、上記判決のケースに該当するものではなく、また、区政報告の趣旨と矛盾するものでもなく、政治活動や選挙活動としての側面を有していることを推認させるとはいえないため、その経費を認めることは妥当と考える。

請求人が指摘する会派区政報告については、杉並区議会自由民主党からは、当該指摘事項及び判決に対する考え方、自民・無所属クラブからは、区政報告の紙面内容に関する考え方など、それぞれ合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

#### ②議員区政報告

発行主体が議員であるが、①同様の趣旨の経費である。

当区議会に関連する平成26年度の政務活動費として支出した議員区政報告に対し、平成31年3月22日の東京地裁判決では、

- ①「政務活動としての側面を有していることは否定できないが、区議の顔写真及び氏名がかなり大きく目立つ形で記載されており、区議選の約1か月前に5万を超える部数というかなり大きな部数がポスティングや新聞折込みなどの方法により配布されている

こと等の事情を総合すると、区議選に向けて区議をアピールするという政治活動としての側面を併せ有することを否定できない。」(富本議員)

- ②「区政の実績及び引き続き目指す課題を記載しているその内容や、それぞれ10万を超えるというかなり大きな部数を配布したことなどを総合すると、区議選に向けて区議のアピールという政治活動としての側面を併せ有することを否定できない。」(無所属区民派)
- ③「区政報告は、政務活動としての側面を有することは否定できないものの、10万部というかなり大きな部数を作成し、区議選を控えた平成27年1月頃までに多数の会合や駅頭演説の際に配布されたことなどの事情を総合すると、区議選に向けて区議の経験等を区民にアピールするという政治活動としての側面を併せ有することを否定できない。」(吉田議員)
- ④「区政報告は、裏面には区政に関する区議の実績が記載されているものの、表面には区議の顔写真が大きく記載されているほか、政治評論家と握手した写真などが記載されており、全体として、区政報告よりも区議のアピールの側面が強いものとなっており、区議選の直前に作成・配布されていることなどの事情を総合すると、区議の政治活動としての側面を併せ有することを否定できない。」(大槻議員)
- ⑤「区政報告には、区政報告が記載されているものであるが、区議選の約1か月前の時期に、10万を超える部数という相当に大きな部数を郵送、新聞折込み、駅頭や区政報告会等での手渡しの方法により配布していること、郵送分については後援会事務所開設の案内を同封して郵送されていることなどを総合すると、約1か月後に迫った区議選に向けての区議のアピールという政治活動としての側面を併有していることを否定できない。」(田中議員)

と判示する一方で、

- ①「配布時期を考慮しても、区政報告の範囲を超えるものではなく、区議選に向けた政治活動や選挙活動としての側面を有していたとは認められない。」(大和田議員)
- ②「顔写真やプロフィールが掲載されていること、下の名前をひらがな表記にしていることも、区政報告の趣旨と矛盾するものとはいえず、政治活動や選挙活動としての側面を有していることを推認させるものとはいえない。」(脇坂議員)

とそれぞれ判示されている。

この判決の趣旨を踏まえた上で、本件各議員の区政報告についてみると、発行の直近1年以内に区長選挙・区議会議員選挙の予定はなかったこと、紙面内容が各議員の議会活動状況の報告となっていること、また、議員の写真やプロフィール、イラスト等の掲載はあるものの紙面全体から見れば一定の範囲内であること等を総合的に判断すると、当該経費は、区政報告の趣旨と矛盾するものではなく、政治活動や選挙活動としての側面を有していることを推認させるとはいえないため、その経費を認めることは妥当と考える。

請求人が指摘する議員区政報告については、それぞれの議員から選挙を目的とした宣伝行為はなく、議会活動に係る広聴広報活動であること、議員の課題認識や活動・プロフィールを伝えることは区民から区政に関する意見・要望を募る場合の情報提供として有効なことのほか、国有地の利用は区政に関わる課題の一つであること、党の宣伝とい

うがイラストの権利者を掲載したに過ぎないこと、その他、多くの当該議員から区政報告は政務活動を反映した内容であること、区民意見を把握するための必要ツールであること、作成・配布後の残部の取り扱い等、それぞれ合理的な説明を受けており、本件支出は、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

### ③区政報告会

平成29年3月30日の広島高裁判決では、「市政報告会に要する経費は、その実態が、調査研究活動や議会活動、市の政策の報告等とは離れた専ら選挙活動のための集会や後援会活動のための集会、私的な懇親のための会合であると推認できるような事情がない限り、それに要した費用全額について、使途基準に適合しないということとはできない。」と判断されている。

このことから、議員が行う活動及び区政に関する区民への報告等を行う目的で、区政報告会を開催する経費を政務活動費として認めることは妥当と考える。

請求人が指摘する区政報告会の関連費用については、大和田議員、けしば議員、新城議員からそれぞれ区政との関連性や必要性など合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

### ④ホームページの維持管理費等

ホームページは、議員が区民に対して活動内容等を報告するのに、有効な広報手段の一つである。政務活動に要する経費細目には、議員のホームページに政党ホームページのリンクを掲出することについては、特段定めはないため、政党活動などに関連する部分がある場合には、議員の自律的な判断に基づき、実態に即して適切に按分される必要がある。

請求人が指摘するホームページ関連費については、山本ひろこ議員から合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

## (4) 資料購入費

### ①日刊紙

日刊紙の購入については、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき、使途の特定が可能となるように新聞や資料等の名称を明らかにしたうえで、調査研究活動のための資料購入費として計上を認めている。また、按分割合については、特段定めはなく、その必要性と区分する場合の按分割合は、自身の活動の実態に即して当該会派・議員が自律的に判断している。この判断については、明らかに議会活動への反映・寄与の程度の割合が相当でない認められる場合を除き、政務活動に必要な経費として認めることが妥当と考える。

請求人が指摘する日刊紙の購入については、多くの議員から区政との関連性や必要性、規定の範囲内での計上であることなど合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

## ②政党機関紙の購読

平成27年1月20日及び同年10月27日岡山地裁判決では、「自身の所属する政党の発行した政党紙、団体紙については、政党の支援活動、自身の方針及び政策の学習のための購読という側面があることを否定できない。しかしながら、その一方で、市政について検討する際の資料としていることも認められているのであり、そうである以上、政務調査活動のために資料購入代全額の支出を要するのであるから、その全額について、資料購入費として支出することができるというべきである。」と判断している。

このことから、本請求中の政党の機関紙である「公明新聞」、「月刊公明」については、区に関わる情報を含め各種情報収集が可能であるため、調査研究活動のための資料として購入することが、違法又は不当な支出であるとはいえない。

本件計上当時である平成29年の「政務活動に要する経費・同細目」では、「所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする」と定めている。杉並区議会では、上記判決の趣旨などを勘案し、政党機関紙（雑誌を含む）が複数ある場合でも、議員1人当たり各1部の購読まで認めることとしており、本件支出が請求人の指摘するような違法・不当なものであるということとはできない。

請求人が指摘する政党機関紙については、杉並区議会公明党各議員から各1部の購入であることなど合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。また、平成30年度からは、「所属政党発行の機関紙（機関誌又は冊子を含む）の購読については、議員一人当たり各1部とする」と規程を改正し、先述の取扱いの明確化を図っている。

## (5) 事務費

固定電話通信費を除く事務費については、政務活動に要する経費細目で一律的な按分上限割合を定めておらず、支出の按分割合は、自身の活動実態に即して会派・議員が自律的に判断している。この判断については、会派・議員の合理的な説明がなされていれば、議会活動への反映・寄与の程度の割合が明らかに相当でない認められる場合を除き、経費として認めるのが妥当と考える。

### ① 事務用品の購入等

請求人が指摘する大和田議員に対するプリントトナー代・事務所コピー機リース代や岩田議員に対する用紙等の事務用品の購入、横山議員に対するノートパソコン購入費については、当該議員から按分の考え方や妥当性など合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

### ② 携帯電話代

計上当時の政務活動に要する経費細目では、「インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、実態に即して按分する」と規定しており、会派・議員活動における使用実態を考慮し按分したうえで支出を認めている。

請求人が指摘する携帯電話代については、杉並区議会公明党及び当該議員から按分の考え方や妥当性など合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

なお、平成30年度から携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費は、支出割合の上限を1/2（ただし、当該支出について合理的な説明ができる場合は、この限りでない）と規程を改正している。

#### （6）人件費

議員が第三者を雇用する場合、それが政務活動の補助に当たるか否かの判断については、明らかに政務活動に反映・寄与しない場合や政務活動に要する経費等に照らして必要性・合理性を欠いている場合等を除き、議員の政務活動の対象が広範囲に及び調査方法も多様なことから、議員の自律的判断に委ねられている。ただし、政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容については、区民が疑念をいだくことがないよう透明性を高めるためにも、実態と乖離することがないよう適切な記載が求められる。また、会派・議員が広範な裁量権を持っているという平成19年2月9日の札幌高裁判決の趣旨に鑑みれば、適切な支出の要件を備えていることを条件として、会派・議員の政策的判断を尊重することも考慮する必要がある。

請求人が指摘する人件費については、河津議員から勤務作業内容と区政との関連性など合理的な説明を受けており、「政務活動に要する経費・同細目」に基づき適正に処理されていると判断できる。

なお、勤務内容が複数ある場合は、可能な限り複数の勤務内容を明記するとし、平成30年度から「政務活動費の支出に関する事務処理について（手引き）」に定めている。

## 8 令和元年度からの取組

区議会では、政務活動費の適正な運用に向けて、不断の検証・見直しに努めてきたが、政務活動費の使途については、議員の自律的判断と説明責任が強く求められていることから、議員一人ひとりの意識を変える必要がある。

具体的な取り組みとしては、政務活動費の適正な執行を確保するため、平成30年度の調査検討委員会での検討結果を受け、杉並区議会ホームページで「政務活動費の支出に関する事務処理について」（手引書）を公開した。また、手引書に区議会の自律的なチェック機能の充実・強化について記載した。

今後は、平成30年8月28日の東京地裁判決及び平成31年4月16日の東京高裁判決、並びに、平成31年3月22日の東京地裁判決の結果を重く受け止め、これまで以上に区民の理解と信頼が得られる政務活動費制度をめざし、調査検討委員会において按分の割合が定められていない経費や月極駐車場代、その他の改善すべき課題について、より一層の検証・見直しに取り組むこととしている。

	支出負担額	差引戻入額	交付決算額 (概算払分)	政務活動費 収支報告書 「収入」金額	政務活動費収支報告書「支出」金額内訳											支出計
					調査研究費	研修費	広聴広報費	要請陳情 等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務費	事務所費	人件費		
1 杉並区議会公明党(8名)	15,360,000	10,046,057	5,313,943	15,360,000	933,984	67,943	1,982,055	0	0	1,788	870,364	1,273,809	0	184,000	5,313,943	
2 共産党議団(5名)	9,600,000	99,798	9,500,262	9,600,000	93,030	21,055	6,174,604	0	0	0	424,295	1,788,118	0	999,160	9,500,262	
3 浅井くにお議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	80,567	0	1,572,083	0	0	0	99,188	124,249	0	43,913	1,920,000	
4 安斉あきら議員	1,920,000	801,516	1,118,484	1,920,000	37,847	0	1,076,525	0	0	0	0	4,112	0	0	1,118,484	
5 井口かつ子議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6 市来とも子議員	1,920,000	692,938	1,227,062	1,920,000	23,590	297,231	578,373	0	900	8,748	188,854	120,366	0	9,000	1,227,062	
7 井原太一議員	1,920,000	1,244,051	675,949	1,920,000	89,773	199,226	100,153	0	0	0	228,163	5,811	0	52,823	675,949	
8 今井ひろし議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	199,673	168,756	1,201,096	0	0	0	178,362	128,200	0	43,913	1,920,000	
9 岩田いくま議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	123,551	0	1,454,474	0	0	0	205,814	136,161	0	0	1,920,000	
10 上野エリカ議員	1,920,000	215,474	1,704,526	1,920,000	96,064	5,555	1,602,907	0	0	0	0	0	0	0	1,704,526	
11 大泉やすまさ議員	1,920,000	1,598,259	321,741	1,920,000	78,367	0	62,352	0	0	0	131,298	5,811	0	43,913	321,741	
12 大熊昌巳議員	1,920,000	1,002,251	917,749	1,920,000	30,642	0	224,352	0	0	0	131,929	486,913	0	43,913	917,749	
13 太田哲二議員	1,920,000	158,852	1,761,148	1,920,000	70,601	468,524	938,781	0	0	8,125	66,562	191,455	0	17,100	1,761,148	
14 大和田伸議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	101,493	0	1,169,992	0	0	0	117,686	186,916	300,000	43,913	1,920,000	
15 奥田雅子議員	1,920,000	302,190	1,617,810	1,920,000	7,680	25,898	231,134	696	0	2,400	36,720	192,842	565,440	555,000	1,617,810	
16 河津利恵子議員	1,920,000	779,064	1,140,936	1,920,000	66,560	0	203,520	0	0	0	142,635	233,221	0	495,000	1,140,936	
17 川野たかあき議員	1,920,000	28,593	1,891,407	1,920,000	162,497	48,585	1,533,179	0	0	0	141,668	5,478	0	0	1,891,407	
18 木梨もりよし議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	18,400	0	1,852,481	0	0	0	40,919	8,200	0	0	1,920,000	
19 木村ばうこ議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
20 小けし誠一議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	30,000	889,353	0	0	0	158,199	33,760	481,350	327,338	1,920,000	
21 小林ゆみ議員	1,920,000	704,266	1,215,734	1,920,000	150,634	58,900	824,443	0	0	0	52,481	129,276	0	0	1,215,734	
22 佐々木浩議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	150,634	5,555	1,221,512	0	0	0	60,296	146,832	335,171	0	1,920,000	
23 新城せつこ議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	30,000	925,861	0	0	0	150,146	26,251	460,404	327,338	1,920,000	
24 そね文子議員	1,920,000	266,965	1,653,035	1,920,000	6,698	22,313	231,134	0	0	0	84,484	187,966	565,440	555,000	1,653,035	
25 田中ゆうたろう議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	0	1,766,990	0	0	0	55,602	97,408	0	0	1,920,000	
26 富本卓議員	1,920,000	1,309,891	610,109	1,920,000	78,367	0	1,552,016	0	0	0	137,037	152,580	0	0	1,920,000	
27 はなし俊郎議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	262,862	0	67,632	0	0	0	41,814	193,888	0	43,913	610,109	
28 藤本なおや議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	183,275	5,555	1,230,609	0	0	0	45,912	108,159	296,490	50,000	1,920,000	
29 堀部やすし議員	1,920,000	82,978	1,837,022	1,920,000	14,700	10,000	1,298,340	0	4,500	0	489,492	19,990	0	0	1,837,022	
30 増田裕一議員	1,920,000	230,583	1,689,417	1,920,000	37,847	1,000	1,348,326	0	0	51,840	233,240	17,164	0	0	1,689,417	
31 松浦芳子議員	1,920,000	125,375	1,794,625	1,920,000	117,385	3,000	1,309,441	0	0	0	44,458	126,341	0	194,000	1,794,625	
32 松尾ゆり議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	58,418	71,835	1,304,247	0	0	0	17,752	37,298	430,450	0	1,920,000	
33 山本あけみ議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	164,982	111,850	1,443,510	0	0	0	97,664	101,994	0	0	1,920,000	
34 吉田あけみ議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	0	1,722,083	0	0	0	7,698	146,306	0	43,913	1,920,000	
35 脇坂たつや議員	1,920,000	213,032	1,706,968	1,920,000	78,367	45,432	1,150,123	0	0	0	285,303	103,890	0	43,913	1,706,968	
計	84,480,000	19,902,073	64,577,927	84,480,000	3,518,488	1,698,213	40,243,681	696	5,400	72,901	4,966,035	6,520,705	3,434,745	4,117,063	64,577,927	
一人平均	1,836,522		1,345,373	1,836,522	76,489	36,918	874,863	15	117	1,585	107,957	141,754	74,668	89,501	1,403,868	
一人月均	153,043		112,114	153,043	6,374	3,076	72,905	1	10	132	8,996	11,813	6,222	7,458	116,989	
構成比					5%	3%	62%	0%	0%	0%	8%	10%	5%	6%	100%	

※ 5:井口かつ子議員、19:木村ばうこ議員は政務活動費の交付を受けない届を提出

◆平成29年7月精算済分(平成29年6月20日死去)

1 小泉やすお議員	480,000	435,164	44,836	480,000	23,688	0	0	0	0	0	8,074	13,074	0	0	44,836
合計	84,960,000	20,337,237	64,622,763	84,960,000	3,542,176	1,698,213	40,243,681	696	5,400	72,901	4,974,109	6,533,779	3,434,745	4,117,063	64,622,763

	支出負担額	差引戻入額	交付決算額 (概算払分)	政務活動費 収支報告書 「収入」金額	政務活動費収支報告書「支出」金額内訳											人件費	支合計
					調査研究費	研修費	広報広報費	要請陳情 等活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	事務費	事務所費	事務費			
1 杉並区議会公明党(8名)	15,360,000	10,046,848	5,313,152	15,360,000	933,501	67,943	1,982,055	0	0	1,788	870,364	1,273,501	0	184,000	5,313,152		
2 共産党区議団(5名)	9,600,000	99,939	9,500,061	11,520,000	92,829	21,055	6,177,591	0	0	0	421,308	1,788,118	0	999,160	9,500,061		
3 浅井くにお議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	80,567	0	1,572,083	0	0	0	99,188	124,249	0	43,913	1,920,000		
4 安井あきお議員	1,920,000	801,516	1,118,484	1,920,000	37,847	0	1,076,525	0	0	0	0	4,112	0	0	1,118,484		
5 井口かつ子議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
6 市来とも子議員	1,920,000	692,988	1,227,012	1,920,000	23,590	322,231	553,323	0	900	8,748	188,854	120,366	0	9,000	1,227,012		
7 井原太一議員	1,920,000	1,244,051	675,949	1,920,000	89,773	199,226	100,153	0	0	0	228,163	5,811	0	52,823	675,949		
8 今井ひろし議員	1,920,000	1,300	1,918,700	1,920,000	199,673	168,756	1,199,796	0	0	0	178,362	128,200	0	43,913	1,918,700		
9 岩田いくま議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	123,551	0	1,454,474	0	0	0	205,814	136,161	0	0	1,920,000		
10 上野エリカ議員	1,920,000	215,474	1,704,526	1,920,000	96,064	5,555	1,602,907	0	0	0	0	0	0	0	1,704,526		
11 大泉やすまさ議員	1,920,000	1,598,259	321,741	1,920,000	78,367	0	62,352	0	0	0	131,298	5,811	0	43,913	321,741		
12 大熊昌巳議員	1,920,000	1,002,251	917,749	1,920,000	30,642	0	224,352	0	0	0	131,929	486,913	0	43,913	917,749		
13 大田哲二議員	1,920,000	158,852	1,761,148	1,920,000	70,601	488,524	938,781	0	0	8,125	66,562	191,455	0	17,100	1,761,148		
14 大和田伸議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	101,493	0	1,169,992	0	0	0	117,686	186,916	300,000	43,913	1,920,000		
15 奥田雅子議員	1,920,000	303,190	1,616,810	1,920,000	6,680	25,898	231,134	696	0	2,400	36,720	192,842	565,440	555,000	1,616,810		
16 河津利恵子議員	1,920,000	779,084	1,140,936	1,920,000	66,560	0	203,520	0	0	0	142,635	233,221	0	495,000	1,140,936		
17 川野たかあき議員	1,920,000	58,077	1,861,923	1,920,000	177,527	33,555	1,533,179	0	0	0	112,184	5,478	0	0	1,861,923		
18 木梨もりよし議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	18,400	0	1,852,481	0	0	0	40,919	8,200	0	0	1,920,000		
19 木村よりこ議員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
20 けしげ誠一議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	30,000	889,353	0	0	0	158,199	33,760	481,350	327,338	1,920,000		
21 小林ゆみ議員	1,920,000	708,303	1,211,697	1,920,000	150,634	58,900	824,443	0	0	0	48,444	129,276	0	0	1,211,697		
22 佐々木浩議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	150,634	5,555	1,221,512	0	0	0	60,296	146,832	335,171	0	1,920,000		
23 新城せつこ議員	1,920,000	1,000	1,919,000	1,920,000	6,698	30,000	925,861	0	0	0	149,146	26,251	460,404	327,338	1,919,000		
24 そね城子議員	1,920,000	266,965	1,653,035	1,920,000	6,698	22,313	231,134	0	0	0	84,484	187,966	565,440	555,000	1,653,035		
25 田中ゆうたろう議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	0	1,766,990	0	0	0	55,602	97,408	0	0	1,920,000		
26 富本卓議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	78,367	0	1,552,016	0	0	0	137,037	152,580	0	0	1,920,000		
27 はなし俊郎議員	1,920,000	1,309,891	610,109	1,920,000	262,862	0	67,632	0	0	0	41,814	193,888	0	43,913	610,109		
28 藤本なおや議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	183,275	5,555	1,230,609	0	0	0	45,912	108,159	296,490	50,000	1,920,000		
29 堀部やすし議員	1,920,000	82,978	1,837,022	1,920,000	14,700	10,000	1,298,340	0	4,500	0	489,492	19,990	0	0	1,837,022		
30 増田裕一議員	1,920,000	230,583	1,689,417	1,920,000	37,847	1,000	1,348,326	0	0	51,840	233,240	17,164	0	0	1,689,417		
31 松浦芳子議員	1,920,000	125,388	1,794,612	1,920,000	117,385	3,000	1,309,441	0	0	0	44,458	126,328	0	194,000	1,794,612		
32 松尾ゆり議員	1,920,000	1	1,919,999	1,920,000	58,417	71,835	1,304,247	0	0	0	17,752	39,384	428,364	0	1,919,999		
33 山本あけみ議員	1,920,000	120,195	1,799,805	1,920,000	164,982	111,850	1,323,315	0	0	0	97,664	101,994	0	0	1,799,805		
34 吉田あけい議員	1,920,000	0	1,920,000	1,920,000	0	0	1,722,083	0	0	0	7,698	146,306	0	43,913	1,920,000		
35 脇坂たつや議員	1,920,000	213,032	1,706,968	1,920,000	78,367	45,432	1,150,123	0	0	0	285,303	103,830	0	43,913	1,706,968		
合計	84,480,000	20,060,145	64,419,855	86,400,000	3,531,833	1,708,183	40,100,123	696	5,400	72,901	4,928,527	6,522,470	3,432,659	4,117,063	64,419,855		
一人平均	1,836,522	435,164	1,342,080	1,878,261	76,779	37,134	871,742	15	117	1,585	107,142	141,793	74,623	89,501	1,400,432		
一人月平均	153,043	36,297	111,840	156,522	6,398	3,095	72,645	1	10	132	8,928	11,816	6,219	7,458	116,703		
構成比	—	—	—	—	5%	3%	62%	0%	0%	0%	8%	10%	5%	6%	100%		

※ 5: 井口かつ子議員、19: 木村よりこ議員は政務活動費の交付を受けない届を提出

◆平成29年7月精算済分(平成29年6月20日死去)

1 小泉やすお議員	480,000	435,164	44,836	480,000	23,688	0	0	0	0	0	8,074	13,074	0	0	44,836
合計	84,960,000	20,495,309	64,464,691	86,880,000	3,555,521	1,708,183	40,100,123	696	5,400	72,901	4,936,601	6,535,544	3,432,659	4,117,063	64,464,691





杉並区監査委員 様

区議会事務局長  
佐野 宗昭

平成 29 年度政務活動費に関する抗弁書について（追加回答）

令和元年 5 月 13 日付 31 杉監査第 67 号の通知に基づき、抗弁書を提出したが、より明確な内容となるよう下記のとおり追加回答を行う。

記

1 政務活動費制度の有用性について

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第 9 条第 1 項に「政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費」と定義している。

今般、令和元年 5 月 24 日付 31 杉議会第 157 号の調査回答において、当該議員が「議会で行った一般質問等を通して、議員が区政の課題や区民の意思を把握して区政に反映させる活動を区政報告で区民に示したこと」や「日刊紙は一般質問や委員会の質問など議会活動や議会報告の作成に不可欠であり、政策形成のための資料としても欠かせないこと」、「区政報告会を開催することで講演内容から調査活動を進める上で自治体議員として学ぶべき課題を見出すことができたこと」等と回答していることから、政務活動費は、議員にとって必要不可欠であり、議会活動を行う上で有用性の高い制度となっている。

2 政党及び政治団体の確認について

「事務処理の手引」の研修費の項目において、「政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする」と定めているが、「政党及び政治団体」の特段の定義は設けていない。区議会事務局においては、政治資金規正法第 3 条第 1 項（※）に規定する政治団体をいうものと解釈している。

川野議員の政務活動費に関する 2 団体については、区議会事務局において、政治資金規正法に基づく政治団体一覧にて当該団体は政治団体ではない旨を確認している。なお、今年度、調査検討委員会にて、政治団体の定義について明記することを検討したいと考えている。

（※）政治資金規正法第 3 条第 1 項

第 3 条 この法律において「政治団体」とは、次に掲げる団体をいう。

- 1 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体

- 2 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする団体
- 3 前二号に掲げるもののほか、次に掲げる活動をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体
  - イ 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
  - ロ 特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること。

### 3 講師謝礼金に関する説明について

「事務処理の手引」の研修費の項目において、講師謝礼金については、「適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容の説明が必要です。」と定義しているが、区議会事務局においては、領収書等貼付用紙の備考欄等への明記や、内容の分かる資料の提出のほか、口頭での説明により確認することができた場合についても、支出の要件を満たすものと判断している。

太田議員の講師謝礼金については、勉強会の案内チラシの提出により、その経費を認めている。

### 4 団体の年会費の経費細目項目について

団体の年会費については、研修費にあたるものは、会則、規約等の提出、資料購入費については、購入資料のタイトルや資料名により、それらが政務活動に資するものと判断できる場合に、政務活動費への計上を認めているところであるが、年会費という経費細目の項目がないことから、会派・議員の団体の年会費の支出目的により、研修費又は資料購入費として計上しているものと考えている。

岩田議員の団体の年会費（資料購入費）については、区政との関連性など合理的な説明を受けており、その経費を認めることは妥当と考える。

ただし、岩田議員が当該支出について出納簿で「書籍代」と記載したことは適切でないことから、今年度、調査検討委員会にて、年会費の支出については、出納簿には年会費と記載するとともに、領収書等貼付用紙の備考欄に、支出目的を記載するよう、事務処理の手引に明記することを検討したいと考えている。

### 5 区政報告の送り状について

区政報告の送り状については、規程や手引き等に特段の定めはないが、区政報告と同様に広聴広報費の計上として認めている。また、政務活動以外の記述があれば面積按分をして計上する取扱としている。

松浦議員が計上している当該送り状については、この取扱からも広聴広報費の経費として認めている。

杉並区監査委員 様

区議会事務局長

佐野 宗昭

平成 29 年度政務活動費に関する抗弁書について（追加回答その 2）

令和元年 5 月 13 日付 31 杉監査第 67 号の通知に基づき、抗弁書の提出及び追加回答を行ったが、下記のとおり追加で回答を行う。

記

○購入から任期満了までの期間が所得税法上の耐用年数に満たない備品購入について

備品の購入については、現在、政務活動に要する経費細目において、「備品購入費については、実態に即して按分する。なお、購入・買替えに当たっては、所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする。また、任期満了前 6 か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする」とされ、また、事務処理の手引では、備品管理上の諸注意として、「購入から任期満了までの期間が、耐用年数に満たない備品の購入は、個人の資産形成と捉えられる可能性が高いことに留意する必要があります」とされている。

このことから、購入から任期満了までの期間が所得税法上の耐用年数に満たない備品の購入については、一定の配慮が必要とされるものの、政務活動費に計上することができないと定められているものではない。

また、政務活動費で購入した備品の返却については、現在、明確なルールが存在しているものではないが、杉並区議会公明党（横山えみ議員）が購入したノートパソコンを当該会派に返却したことについては、会派交付分での備品購入であり、当該会派が政務活動を行うに当たり、ノートパソコンを継続して使用することが可能となるものであることから、妥当であると考え。



**別紙 3**

31 杉並第 8873 号  
令和元年 5 月 24 日

杉並区監査委員 様

杉並区長 田中 良

平成 29 年度政務活動費に関する住民監査請求に基づく監査の実施に伴う抗弁書の提出について

令和元年 5 月 13 日付け 31 杉並監査第 67 号により通知のあった標記の件について、別紙のとおり提出します。

標記の件について以下のとおり抗弁する。

## 1 政務活動費の制度制定の経緯

(1) 地方公共団体は、政務調査費(現在の政務活動費)が制度化される以前から地方自治法第 232 条の 2 の規定に基づき、議会の会派等に対し調査研究目的の経費を交付していた。これは、同法第 204 条の 2 の規定による、給与条例主義に反しないよう、補助金として交付していたものである。

(2) 平成 12 年 5 月、政務調査費の制度化等を内容とする地方自治法の一部改正案が審議され、衆・参議院とも全会一致で可決した。政務調査費制度の創設を規定した地方自治法の一部を改正する法律(平成 12 年法律第 89 号)は、平成 12 年 5 月 31 日に公布され、平成 13 年 4 月 1 日に施行された。

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 100 条第 14 項の内容は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」というもので、同項に基づき議員の調査研究に資するため、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例(平成 13 年条例第 26 号)が制定された。

(3) 平成 24 年 9 月に地方自治法の一部が改正されたことに伴い、政務調査費から政務活動費へと制度を改正した。

## 2 政務活動費の交付及び返還等に関する手続について

政務活動費の交付及び返還等に関する手続は、以下のとおりである。  
なお、政務活動費に係る予算の支出等については、区議会事務局次長に委任されている。

(1) 政務活動費の交付を受けようとするときは、以下のどちらかを議長に届ける。

ア 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表

者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長）に届け出なければならない。（会派に係る政務活動費の交付に関する届）

その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。（杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項及び第2項）（杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（以下「規則」という。）第1号様式）

イ 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。（議員に係る政務活動費の交付に関する届）

議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。（条例第5条第3項）（規則第2号様式）

(2) 議長は、上記(1)の届出に基づき、毎年度4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知（政務活動費交付対象者状況通知書）する。（条例第6条第1項）（規則第3号様式）

なお、年度途中で上記(1)の届出があった場合は、議長は速やかに区長に通知（政務活動費交付対象者変更通知書）する。（条例第6条第2項）（規則第4号様式）

(3) 区長は、上記(2)の通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知（政務活動費交付決定通知書）する。（条例第7条）（規則第5号様式）

(4) 会派の代表者及び議員は、上記(3)の通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日（その日が杉並区の休日を定める条例第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日）までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求する。（条例第8条第1項）

(5) 区長は、上記(4)の請求があったときは、速やかに政務活動費を交付する。（条例第8条第2項）

(6) 会派の代表者及び議員は、一四半期の途中において、会派の解散、所属議員数の減員、又は議員の辞職等があった場合、当該事実の生じた日の属する月の翌月（その日が基準日である場合は、当月）分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。（条例第8条第4項及び第6項）

- (7) 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書(以下「報告書」という。)に、政務活動費の収支を表す出納簿及び領収書その他の証拠書類を添えて議長に提出し、議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付する。(条例第 10 条第 1 項及び第 3 項)
- (8) 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出(条例第 9 条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。(政務活動費返還命令書)(条例第 12 条)(規則第 8 号様式)

### 3 政務活動費の適正化に向けた取り組み

#### (1) これまでの取り組み

区議会内において、「議会改革検討調査部会」や「政務活動費検討会」の検討結果に基づき、平成 19 年 3 月に、杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程(以下「規程」という。)(現在の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程)を議長訓令甲として制定するとともに、平成 20 年 4 月に第三者の意見を反映した政務活動費の「使途基準細目(現在の政務活動に要する経費細目)」を定めた。さらに、平成 22 年 4 月に規程を改正し、「使途基準細目」をより適切な内容に改めた。

また、平成 21 年 6 月に「杉並区議会政務調査費調査検討委員会(現在の杉並区議会政務活動費調査検討委員会)」を設置し、その検討過程のなかで、政務活動費の公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的に、議長の諮問機関として「杉並区議会政務調査費専門委員会(現在の杉並区議会政務活動費専門委員会)」を平成 22 年 5 月設置した。両委員会では、監査結果で指摘を受けた事項等の基準の改正に向けて検討した結果、平成 23 年から適宜、政務活動に要する経費細目について改正を行い、この間、区議会の自律的な取り組みにより適正化と透明性の向上を図ってきたところである。

平成 26 年度には、他自治体議会の不祥事などに端を発し、政務活動費に対する世論の厳しい目が注がれ、今まで以上に適正な制度運用が求



められた。このような厳しい状況の中で、区としても強い危機感を持ち、平成 26 年 10 月に、区長から区議会議長に対し、政務活動費の今まで以上に適正な制度運用を求める申し入れを行った。

これに対し、区議会では、政務活動費調査検討委員会・政務活動費専門委員会で検討し、その結果をまとめ、平成 27 年 2 月、区議会議長が区長に対し、更なる政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めるとの通知を行い、同年 5 月に「政務活動費の支出に関する事務処理について」(以下「手引書」という。)を全面改訂した。

さらに、平成 27 年度以降には、監査結果における意見や要望を反映させるため、政務活動費調査検討委員会で検討を重ね、規定を一部改正するなど、より一層の政務活動費の適正な運用と使途の透明性の確保に努めている。

## (2) 平成 30 年度の取り組み

平成 28 年度の政務活動費に関する措置請求書に対して、監査委員から、「区議会においては、今後、改善内容を着実に実施し、制度の適正な運用により、議会活動の活性化、審議能力の充実強化を図るよう期待する」との意見・要望が出された。

このことを受け、区議会では、自律的なチェック機能の充実と強化を推進するため、これまでの調査検討委員会及び政務活動費専門委員会でのご検討を踏まえて、手引書を改正し、「収支報告書の提出にあたっては、議員交付であっても会派内でのチェック機能を発揮するとともに、四半期ごとの区議会事務局によるチェック、議長による必要に応じた調査・指導を効率的にバランスよく行う」旨を新たに記載し、各議員への周知徹底を図った。

また、運用と使途の透明性の向上を図り、区民の信頼を一層確保するため、令和元年度版から手引書を杉並区議会ホームページで公開することとした。

## 4 今回の措置請求に関する区の見解

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として交付するものであり、その執行については、第一に会派や議員の倫理観を前提にした自己検査を行い、第二に議会の代表者としての議長が調査し、議会の自律性の中で処理することが前提であると認識し

ている。その上で執行機関としては、会派及び議員が活動していく上で支障の無いよう、政治活動の自由を保障する視点で、対応すべきものであると考えている。

そのような前提からすれば、今回の措置請求の対象となっている杉並区議会の会派及び議員の平成 29 年度政務活動費については、条例第 11 条に基づき、議長が収支報告書及び領収書等を調査していることから、区は適正に執行したものと考えている。

その一方で、区としては、この間の政務活動費に関する監査結果や訴訟の判決を重く受け止めており、今後も、議会には、その内容を踏まえて、より適正な制度運用と使途の透明性の向上に努めるよう、強く求めていく。

杉並区監査委員 様

杉並区議会

議長 井口 かづ子

平成 29 年度政務活動費に係る調査について（回答）

1 「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」に基づく議長の調査の実施について

令和元年 5 月 13 日付 31 杉監査第 68 号の調査依頼に基づき、条例第 11 条に規定している政務活動費の議長による調査を実施した。

平成 29 年度分における、請求人が会派・議員別に個々に指摘している政務活動費の支出が、条例その他の法規等に照らして、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

2 調査結果について

会派又は議員が行う政務活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められるものはなく、平成 29 年度の政務活動に要する経費及び同細目に基づく適正な支出が行われていた。

なお、新城議員については、本人からの申し出により訂正処理等を進める。

3 今回の措置請求に対する議長の見解

区議会では、政務活動費の使途に関しては、平成 19 年 5 月に「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」を制定し、適正な執行の確保に努めてきたが、その後、平成 21 年度には、議会内部に設置した「杉並区議会政務調査費調査検討委員会」において、さらに翌 22 年度には、学識経験者等第三者で構成される「杉並区議会政務調査費専門委員会」を設置し、使途に関する事項を中心に、継続的に自主的な改善に取り組んでいる。

政務活動費の支出にあたっては、第一義的には会派・議員の自律的な判断に委ねられていると考えている。今回は、平成 29 年度分の政務活動費であり、その当時の基準により、会派・議員が、それぞれ良識ある判断に基づき、計上しているものと認識している。

また、具体的な取り組みとしては、政務活動費の適正な執行を確保するため、平成30

年度の調査検討委員会での検討結果を受け、杉並区議会ホームページで「政務活動費の支出に関する事務処理について」（手引書）を公開した。また、手引書に区議会の自律的なチェック機能の充実・強化について記載した。

今後は、平成30年8月28日の東京地裁判決及び平成31年4月16日の東京高裁判決、並びに、平成31年3月22日の東京地裁判決の結果を重く受け止め、これまで以上に区民の理解と信頼が得られる政務活動費制度をめざし、調査検討委員会において、按分の割合が定められていない経費や月極駐車場代、その他の改善すべき課題について、より一層の検証・見直しに取り組むこととしている。

#### 4 個別事項についての会派・議員からの説明

##### 1. はなし俊郎議員

###### 【調査研究費（視察費）】

私が議長の際に杉並区にあった碧雲荘の移築について関係者から相談を受けた。その経緯から政務活動視察報告書でも説明しているが、「文学の森」からオープン記念式典に招待され出席した。式典には区長が来賓として参加しており、区は由布市から資料提供の要請を受け、太宰治「斜陽」に関する資料をパネルにして市に寄贈している。

将来的に「文学」を通じて、杉並区と由布市で交流を持つことができれば、新たな修学旅行先の一つとなることや杉並区民が「文学」に触れることができる訪問先としての効果も期待できるであろう。

###### 【調査研究費（月極駐車場）】

多くの区民相談を受けているため、政務活動として使う頻度が高く、使用実態でみると50%を超えているが、政務活動費検討委員会で検討して決めた規程に沿って計上している。

###### 【広聴広報費（会派区政報告）】

大和田伸議員に同じ

###### 【資料購入費（日刊紙）】

日刊紙の購読については、議員当選後、調査研究活動を行う上で、幅広い範囲での情報収集に必要なため購読したものである。これも規程の範囲内で計上している。

###### 【事務費（携帯電話代）】

29年度の経費細目に基づいて計上している。何処に居ても留守番電話にメッセージが入っていれば、連絡が取れる。携帯電話を私的に50%以上使うことはなく、70%計上としている。

## 2. 今井ひろし議員

### 【調査研究費（月極駐車場）】

住民監査請求において指摘された【調査研究費（月極駐車場）】について、ご指摘の点に抗弁いたします。まず最初の①で「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」の第1条の趣旨に違反するとありますが、同条には「議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする」とあり、この文面から月額駐車料金が趣旨に違反するとは、客観的に見ても読み取ることはできません。どの部分をもって違反なのか理解は不能であります。また、あわせて「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取り扱いに関する規程」第2条にも違反とのご指摘ですが、第7項に自動車に関する購入、リース、第8項に維持管理の経費として、公租、車検、保険、修理に関する規定はありますが、どこにも自動車の駐車に関して一時的、月額も含め記載は見当たらないものと認識しています。どこか別の規程のことであるなら正式な規程名をお示し下さい。私自身は、必要な経費であるととらえ、実態は政務活動費の50%計上としています。

次に②に関してですが、他の議員については論拠をしませんが、私のことに関しては、現在、私は特定の企業等の勤務はしておらず、議員を専任の仕事としており、毎日、杉並区内において政務活動を行っています。自治会や商店会、地域イベント、区内の行政視察、区民相談など活動は多岐にわたり、それぞれに活動の証明について確固たる証拠書類の第三者からの取得は現実的に不可能であり、他の議員においてもタクシーを利用した区民相談などについて確固たる証拠書類は提出されていないものと認識しています。

次に③は、月額駐車場料金の支出を規則で禁止すべきというご指摘ですが、規則等を検討しているのは議長が会議を統括する「政務活動費調査検討委員会」が行っており、交渉会派の幹事長が委員となっています。

次に④は、指摘では無く統計数字の提示であると認識いたします。

次に⑤は、陳情の審査に関する指摘事項ですが、私も憂慮すべき指摘であると考えますが、陳情の審査を行う権限は、議会運営委員会の委員長にあるものと認識しております。

次に⑥ですが、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取り扱いに関する規程」の別表（第2条関係）政務活動に要する経費細目の一部をお示しいただき、ご指摘の中でも正当な支出との認識がされており、他区との比較のうえから印象として、政務活動費が税金であるという厳しい姿勢がないがしろにされているとのご指摘とありますが、厳しい姿勢がないがしろとは、非常に曖昧でどの点が、問題であるかの具体性に欠けるものと考えます。以上の6点についてそれぞれ抗弁を行い、結論として指摘内容にも正当である旨、記載もあり、あわせて月額駐車料金は、条例や規則に基づき、正当な支出であると認識しており、返還には応じられません。

### 【広聴広報費（会派区政報告）】

大和田伸議員に同じ

### 【資料購入費（日刊紙）】

まずは、日刊紙が通常の日常生活の必要経費であったことを指摘していますが、社団法人日本新聞協会が2019年1月に発表した数字を見ますと、2018年10月時点で、一般の新聞の発行総数は3682万部とのこと。住民基本台帳から割り出した世帯数から見ますと、1世帯あたり0.7部となり、2013年の国勢調査による世帯数は5210万世帯ですから、新聞を購読しているのは70%ほどしかおりません。ご指摘では、多くの家庭が1紙あるいは2紙とありますが、事実誤認であると考えます。この数字から見ると、これを通常の日常生活の必要経費というには、数字的には大変微妙なものであると認識致します。現代社会は、インターネットなどのデジタル情報により、新聞の購読者数は、年間で200万部ずつ減少していると新聞協会でも指摘しています。

私自身の考え方も私が議員で無ければ、新聞を取る必要は無いと考えており、現在の議員として、国政や都政などの最低限の知識を得る為に新聞を購読しています。また、必要経費との指摘に違和感があるのは、所得税法上の必要経費として認められる特定支出控除には、通勤費、転勤に伴う転居費、研修費、資格取得費、転勤者への寄託旅費、勤務必要経費とあり、この中には新聞の費用は無く、認められていません。この点からも新聞の購読は、通常の日常生活における必要経費というには、現代の常識からは当てはまらないと考え、返還には応じられません。

### 3. 岩田いくま議員

#### 【調査研究費（交通費）】

平成26年度分で示したとおり、交通手段及び経路は、当日の荷物量・天候・余裕時間・登庁前後の予定・体調等で判断しており、公共交通を利用した合理的範囲内であると考え

る。参考ながら、交通費記録簿での提出を行っているのは、Suica履歴への補記より視認性が高い（わかりやすい）と思うからである。そもそも作業としてはSuica履歴を取得して政務活動該当分のみを転記しており、必要であれば履歴の提出は可能である。

なお、税の使途として「最少の経費で最大の効果を挙げるようにする」のは、ご指摘のとおりである。

#### 【広聴広報費（会派区政報告）】

佐々木浩議員に同じ

#### 【広聴広報費（議員区政報告）】

内容については、平成26年度分を対象とした平成31年3月22日の東京地裁判決でも認められており、適切であると考え

る。また、要約版の送料が10%引きとなっているのは、平成28年度分で示したとおり、按分計上しているのではなく、区内特別郵便利用による割引である。

タックシール代については、ご指摘のとおり区政報告郵送時の宛名印刷用であるが、パソコン関連全般について統一した按分率（パソコンの利用実態に即して80%）としている

ため、それにあわせている。なお、その旨領収書貼付用紙4月分 No, 4 に記載している。

#### 【資料購入費（日刊紙・学会会報）】

##### ○日刊紙

議員以前においてはその時の仕事・生活に必要な日刊紙を購読し、議員となってからは議員としての政務活動に必要な日刊紙を購読している。購読対象が同じかどうかで判断すべきものではないと考える。

##### ○学会会報

平成27年度分で示したとおり、

- ・個別に購入するより格安で入手している。
  - ・その内容については、各界の専門家が時事問題等について専門的知見に基づく論文を掲載しているものであり、新たな論点や視点で区政一般を考えるのに非常に有用である。
- 以上から、適切な支出と考える。

#### 【事務費（事務用品）】

上述のとおり、パソコン関連全般について統一した按分率（パソコンの利用実態に即して80%）としている。その旨領収書貼付用紙4月分 No, 4 に記載している。

用紙について、B5 は送付している区政報告に対する FAX 返信用紙として同封している。A4 は意見交換会での配布資料や日常の政務活動において利用（資料印刷や区政相談への返答等）している。カラー用紙は初見で複数の資料があることを視認していただくために利用している。

インク代は、自宅プリンター用（自宅での資料等印刷やタックシール印刷等）である。

#### 4. 川野たかあき議員

#### 【研修費（団体の年会費）】

まずはご指摘の二団体についてあらためてご説明させていただきます。

##### ・自治体議員立憲ネットワーク

当該団体は、立憲主義の立場から超党派の自治体議員が加盟し、地域での運動と政治、国政と地方を結び、全国の情報共有を行うことを目的としています。年数回の研修会やイベントを開催し、メールニュースを発刊しています。また、他にも随時資料の提供や相談受付や、メールにて会員間の情報交換や議論を行っております。特定の政党や議員の応援などを行う団体ではありません。

##### ・自治体議員政策情報センター虹とみどり

当該団体は、経済成長至上主義から脱却し持続可能な社会を目指すべきであり、そこには自治体議員の働きが不可欠であるという考えのもと、全国の超党派自治体議員の活動を

サポートする目的で結成されました。市長経験者や議員・市民が中心となる幹事会が中心となり、多様な人々が集う「場づくり」を目的とし、情報は情報の発信と交換に注力しています。年に数回の研修会、年に一回の全国研究集会を開催し、その成果をまとめた冊子を発行しています。他にも随時資料の提供や相談受付や、メールにて会員間の情報交換や議論を行っております。特定の政党や議員の応援などを行う団体ではありません。

以上のことからいずれの団体も、「政党及び政治団体」には該当しないため、返還の必要はないものと考えます。

#### 【広聴広報費（議員区政報告）】

まず、印刷枚数とポスティング枚数との差、10,000枚についてですが、これは自らが各駅頭などでの配布、希望する区民への配布、区民による個人としてのポスティング、などに使用したものです。

また、内容として名前と写真に関しては、区民に「どこのだれか？」をお知らせする必要があります。区議会レポートとしては当然必須の情報ですし、紙面全体からすれば不必要に、また極端に大きすぎるといってもなく、適切なサイズであると考えます。また、そもそも議員が、どういう考え方の人物であるのか、どういう経歴の人物であるのか、どういう活動を行っているのかなど、ご指摘の内容はすべて区議会レポートには必要な内容であると考えます。

ご指摘である「透明性の原則」には、「政務活動費を効率的かつ有効に活用し、調査研究その他の活動の成果を広く区民に周知するように努めなければならない。」とあります。この区議会レポートのすべての内容がまさしくこのためのものでありますので、按分の必要はないものと考えます。

#### 【資料購入費（日刊紙）】

私が東京新聞の購読を開始したのは、議員になったのち、平成27年の6月であります。ゆえにご指摘には当たらず、返還の必要はないものと考えます。

### 5. 太田哲二議員

#### 【研修費（講師謝礼金）】

内容について以下のとおり回答する。

#### 7月22日の河東宗文（弁護士）の講演時間と講義内容

##### ○講義時間

午後7時～7時45分が講演

8時～8時45分が、懇談という形式の個別質疑応答

##### ○講演内容

テーマ「民法改正～連帯保証人を含めた改正があった～」



- ・2017年（平成29年）の通常国会で、120年ぶりの民法の「大改正」が成立した。民法の歴史が語られました。
- ・今回の「大改正」は「債権法の抜本的改正」である。その中でも、比較的、関心がもたれるのが、連帯保証人と時効であろう。
- ・若干の例外を除いて、連帯保証人の廃止が決まった。世界から奇異にみられている連帯保証人という制度の廃止は、大進歩である。
- ・区政の中でも、区民サービスに関して、たとえば融資や区営住宅の入居にあたって、現在、連帯保証人が求められている。漸次、廃止されるようになるのではないか。

#### 8月10日の小林剛(イーブル・インフォメーション・デザイン代表)の講演時間と講義内容

##### ○講演時間

午後6時30分～7時15分が講演

7時45分～8時45分が、懇談という形式の質疑応答

##### ○講演内容

テーマ「意味からとらえ直すスマホの賢い使い道～4種のアプリから見た人生の楽しみ方～」

- ・大革命が進行中。
- ・アプリの数は、現在200数十万ある。その中で、自分にとって何を選択するかが重要である。
- ・私がよく使うアプリは4～5種だけである。ここへ来る時、位置情報のアプリを利用した。旅行の時も利用する。健康関係のアプリ、私は血圧のアプリを利用している。私はスマホでゲームはしません。アプリで将棋をしている知人がいますが、その人の趣味だから、いいと思いますが、趣味でもない将棋をアプリでしようとは、まったく思わない。スマホゲームが盛んに宣伝されていますが、どんなものか試みにやったことが数回ありますが、私の趣味ではないので、やりません。
- ・数多くのアプリを使いこなすのが、新時代の生き方と思っている人が多いようですが、そうではありません。時間的制約があるから、実際問題4～5種類しか利用できない。選択が重要である。
- ・スマホの活用は急速に進化している。「情報収集は、年寄は新聞、若者はスマホ」と言われるように、行政も今以上にスマホを重視する。おそらく、スマホが最大の行政と住民のパイプになる。

#### 9月14日の丹菊敏貴(一般社団法人クレオソーレ代表理事)の講演時間と講義内容

##### ○講演時間

午後6時30分～7時15分が講演

7時45分～8時45分が、懇談という形式の質疑応答

##### ○講演内容

テーマ「自分がこの国この街で精神障害者だったら」

- ・精神障害者の施設「すぎなみ151」「T A O」「きずなサロン西永福」を実施している。

- ・「精神障害」あるいは「精神障害者」を、一言で説明することは、とても難しい。
  - ・精神障害者と支援機関との関係は、様々である。
  - ①どこともつながっていない人。
  - ①福祉事務所と関係のある人。
  - ②保健センターと関係のある人。
  - ③杉並区地域相談支援センター（すまいる荻窪、すまいる高円寺、すまいる高井戸）と関係のある人。
  - ④通所系事業所と関係のある人。精神障害者保健福祉手帳保有者の20～30%と推測。
  - ⑤指定特定相談支援事業所と関係のある人。障害福祉サービス（グループホーム、居宅介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立訓練（機能訓練、生活訓練など））を利用している人は、全て指定特定相談支援事業所の相談支援専門員（障害者分野ケアマネージャー）と関係がある。
  - ⑥指定一般相談支援事業所（地域移行支援、地域定着支援）と関係のある人。長期入院者（約300人）の地域移行支援は2事業所しかなく全く不足している。地域定着支援は実績なし。
  - ⑦共同生活援助事業所（グループホーム）
  - ⑧居宅介護事業所（ヘルパー）
  - ⑨精神科医療機関
  - ⑩訪問看護
  - ⑪地域包括支援センター（ケア24）
  - ⑫介護支援専門員（ケアマネージャー）
  - ⑬訪問介護（ヘルパー）
- ⑪～⑬は介護保険制度である。障害者も65歳以上は介護保険制度の利用が優先される。
- ・精神障害者らしき人とどのように接するとよいか。
  - ・経済活動（認知症予防体操のDVDの発表）に関連しているので1/2計上とした。

#### 10月9日の吉田洋之（介護・福祉事業者）の講演時間と講義内容

##### ○講演時間

午後6時30分～7時15分が講演

7時45分～8時45分が、懇談という形式の質疑応答

##### ○講演内容

テーマ「認知症になっても安心して暮らすために」

- ・認知症グループホームを経営している。
- ・地域・家族での理解、見守り、支援が大切。自宅での介護が困難になった時は、どうするか。
- ・認知症グループホームは、介護保険制度で、「施設サービス」（特別養護老人ホームなど）ではなく「在宅サービス」（地域密着型サービス）に位置づけられている。大原則は、住み慣れた地域で暮らすことである。たまたま、自分の暮らす地域の近くの特別養護老人ホームや有料老人ホームに入居する場合もあるが、それは、たまたまである。

- ・認知症グループホームは、市区町村の介護保険の事業者認定を受けなければならない。つまり、人員や設備において行政が定める基準をクリアしなければならない。だから、その点安心できる。

#### 11月18日の奥地圭子（東京シューレ葛飾中学校校長）の講演時間と講義内容

##### ○講演時間

午後6時30分～7時30分の講演

##### ○講義内容

テーマ「不登校への理解と対応」

- ・2017年2月14日、「教育機会確保法」が施行された。正式名称は「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」である。3条、8条、13条の説明。
- ・とりわけ13条。「学校を休んで良い」、「学校以外の場の重要性」、「登校するように言われても、家で過ごすことを選べる」「学校は、いじめを受けている子に、休んで良いと伝えることができる」「親の会・フリースクールなど民間団体から、学校へ情報発信できる（学校へフリースクールのPRが可能）」
- ・不登校は問題行動ではない。
- ・『不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）』28文化発第770号・平成28年9月14日
- ・平成26年度自殺対策白書の18歳以下の日別自殺者数…9月1日が、断トツに多い。学校に行きたくない→自殺。

#### 2月10日の石川和夫（経営コンサルタント）の講演時間と講義内容

##### ○講演時間

午後6時30分～7時15分が講演

7時45分～8時45分が、懇談という形式の質疑応答

##### ○講演内容

テーマ「①企業・個人の借金処理、②日銀問題」

- ・借金問題を役所に相談すると、役所の法律相談（弁護士）→自己破産、というパターンが多いようだ。私は、自己破産でない方法を勧める。
- ・債権者も人、債務者も人、必ず歩み合うことができる。
- ・具体例・住宅ローン、カードローンの支払い不能のダブル不能がどうなったか。
- ・具体例・借金2億円の中小企業者はどう乗り切ったか。
- ・日本のメディアは、日本経済を間違った方向へ導いている。
- ・庶民のお金と住宅を重大問題に位置づけないのは、おかしい。
- ・日銀は無責任である。

#### 3月24日の梁東準（日韓親善協会副理事長）の講演時間と講義内容

##### ○講演時間

午後 6 時 30 分～7 時 15 分が講演

7 時 45 分～8 時 45 分が、懇談という形式の質疑応答

#### ○講演内容

テーマ「ピョンチャンオリンピック後の日韓関係～杉並区の姉妹都市ソウル瑞草区はどんな所か～」

- ・文大統領は極めて高い評価を得ている。
- ・文大統領は真剣に南北関係の進展を意図している。
- ・日本のマスコミは韓国の報道に関して、かなり屈折している。
- ・杉並区は瑞草区との友好を維持し発展してほしい。
- ・瑞草区はソウル市の新興の高級住宅地域である。

#### 【広聴広報費（議員区政報告）】

- ・「春号」に関して

都区制度は、都政の問題ではなく区政の最大テーマである。約 20 年前までは、超党派で「都区制度改革」実現するため、23 区は国技館で住民大集会を開催したほどである。この都区制度改革運動（自治権拡充運動）は、下からの運動であり、23 区の歴史上、画期的なものであった。その時、一応の改革がなされたものの「道半ば」と総括された。歳月とともに「都区制度改革」は忘却されつつあるが、区政最大のテーマに変わりはありません。

- ・「秋号」に関して。

1 面の国税と地方税をごちゃ混ぜにする…は、森林環境税（新国税）のことですが、区長会も国に対して抗議しています。杉並区民税均等割にごっそり上乗せ増税（新国税）をして、少しだけ国から区に補助金を出すという内容です。国税のことですが、事実上は杉並区民税の増税のカタチになります。

2 面の民法大改正をうけて「未払い残業代」の時効は…は、確かに国の制度の問題です。しかし、国民＝区民です。個々の国民＝区民は、数万円、数十万円といった未払い残業代に関して、途方にくれます。国の制度のことだからといって、国会議員のところへ相談に行きません。弁護士のところへも、「仮に未払い残業代を受け取っても弁護士費用でトントンになってしまう」と推理してしまいます。ということで、杉並区議会議員の私の所へ相談に来ます。国の制度のことですが、区民福祉のテーマになってしまいます。

#### 6. 浅井くにお議員

#### 【広聴広報費（会派区政報告）】

大和田伸議員に同じ

#### 【広聴広報費（議員区政報告）】

区政レポートNo.15 及びNo.16 について

私の区議会議員としての活動の3本柱は、「地域の声を常に区政へ届ける」「区政の動きを常に地域へ伝える」「杉並の未来を常に考え全力で活動する」です。私の政務活動を区民の方々へ報告する手段には、区政レポートによる報告、浅井くにおのウェブサイト等 SNS での報告、駅などでの定期的な街頭報告、そして区議会のHP・区議会だよりがあります。

そして、私が地域で活動する中で、私にはじめから直接話をされる方もいらっしゃいますが、区政レポートを読んで話をして来られる方もいらっしゃるため、区政レポートは、区民の方々のご意見等を把握する双方向の最も大切なコミュニケーションツールの一つです。

区政レポートを駅などでお配りをするには、これまでの経験から、手に取って頂くサイズとして A4 三つ折りが優れており、そのサイズ・デザインを編集方針にして紙面づくりをしておりますが、読者の反応・評価は悪くないと考えています。更に、区政レポートの夏発行 15 号には、私の政務活動費収支報告書の収支が分かるページを掲載し、支出項目と支出内容を区民にお知らせをして政務活動費の使途の透明性確保に努めています。

また、区民の方から頂いた疑問や心配事などをもとに一般質問を行い、その内容を漏らさず区民の方へお伝えすることは、政務活動として大変重要と考えております。そして、区議会でのこうした活動内容を、出来るだけ早く、正確に報告することが一番大切だと考えています。

こうした考えから、区政レポート掲載の特に一般質問は、自身に都合の良いように要約した内容ではなく、原則 100% 忠実に読者の皆様へ伝えることを編集方針に作成しています。

したがって、区政レポートの発行は、私の政務活動の中で特に重要なものと位置付けており、結果として支出割合が政務活動費の交付額全体の約 80% を占めることとなっておりますが、前述した説明の通り、私の区政レポートの編集発行経費は按分する必要は無いと考えます。

#### 【資料購入費（日刊紙）】

日刊紙の購読については、議員就任以前より家庭用として日刊紙の読売新聞を購読しております。

議員就任後は、政務活動における情報収集のため、家庭用の読売新聞に加え、日本経済新聞と東京新聞を購読しており、この2紙を政務活動費で購入しています。

#### 【事務費（携帯電話代）】

政務活動における携帯電話の使用は、議員就任時は使用実態から電話料の按分率を 50% として政務活動費から支出しておりました。平成 29 年度は、政務活動での携帯電話の使用実態が 70%~80% となって来たことから、政務活動費の支出に関する事務処理（手引き）に従い、70% の按分率を使用実態に即して計上しております。なお、平成 30 年度からは、手引きの改定に沿って 50% 計上としています。

## 7. 大和田伸議員

### 【広聴広報費（会派区政報告）】

平成30年1月発行の会派区政報告VOL6 に対しての指摘について、以下のとおり抗弁を致します。

まず、1面のほぼ半分が表題および11名の写真で構成されているとの指摘については、表面全体の面積に対する表題および11名分の写真面積を計算すると、その割合は35.5%となることから、1面のほぼ半分という指摘はあたらないものと考えます。

次に、表題を除いた50%以上が写真で構成されるとの指摘については、1,2両面の合計面積から表題の面積を除いた部分に対する写真の面積割合は24.7%となり、50%以上との指摘は全くあたりません。

次に、写真全体の内、議員の集合写真と顔写真の割合が75%を超えているとの指摘については、計算の結果75%を超えておらず、指摘はあたりません。

次に、質疑内容及びその結果の説明は何もなしとの指摘については、A4サイズという限られた紙面を用いた会派としての区政報告であることから、会派公式の視察報告及び、会派議員が議会で行った一般質問等の記載を通して、議員が会派の一員として区政の課題及び区民の意思を把握して区政に反映させる活動を行った事実を区民に示したものであり、個々の質疑内容の詳細等は、議員個人の判断で各々が区政報告等において示すことが適当と考えることと併せて、当該指摘は見解の相違であると考えます。

次に、宣伝という指摘について、宣伝とは小学館「大辞林 第三版」において①主義・主張や商品などに関する知識・効能を広く人々に説明し、理解を得ようとする。こと。「テレビを通じて一する」 ②実際より大げさに言い触らすこと。「あることないこと一する」と辞書に記されています。この①の主義・主張、②の誇大広告のような表現は、会派区政報告VOL6の内容に一切含まれておらず、区議会における審議について事実のみを広報したものであることから、指摘はあたらないと考えます。

まとめに、表題・写真が占める割合についての指摘は事実誤認であること、また、裏面の顔写真並びに役職、住所等の掲載目的は、地域区民が区政相談をする際に、相談先を適切に選択できるよう必要な情報を明示し周知を図る広報であって、選挙などの宣伝ではないとの考えを明確に示すものであります。

加えて、写真については、集合写真、個別顔写真とも会派の議員が個人で撮影したものであることから、制作費用には一切の撮影代及び写真代は含まれず、あくまで印刷代と新聞折り込み代のみの金額であることを申し添えます。

その上で、平成31年4月16日東京高裁判決において示された、平成26年度発行会派区政報告に対する、制作費の2分の1を超えて政務活動費から支出することを違法とした判断は、統一地方選挙の約3か月前という近接した時期に配布された会派区政報告の記載内容が、過去1年間を振り返ってのものではなく4年間の活動実績等を統括したものであること、かつ前後の会派区政報告との一体性、連続性を欠くものであることから、選挙に向けた会派所属議員のPRという印象を与えるとの理由によるものであり、翻って本件会派区政報告は、発行時期、記載内容において当該判決に照らして当てはまらないと考えます。

以上により、会派区政報告 VOL6 は議会活動の広報としての目的に沿った内容であり、かつ政治、政党、選挙活動とは一線を画すものと考えるところから、本区政報告についての支出は、政務活動費の交付に関する条例、規程等に沿ったものとして、返還には一切応じられないものと結論付けるものであります。

### 【広聴広報費（議員区政報告）】

#### ①区議会レポート平成 29 年夏号関係について

（発送費・作成印刷費）

・政務活動に要する経費及び同細目に沿って計上しているものであり、請求人の指摘はあたらないものとする。

この度の請求人の指摘も毎回指摘される内容の域を出ないものであるが、この点も大きくは「平成 26 年度政務活動費」に関する東京地方裁判所の判決文（平成 31 年 3 月 22 日判決（\*））の内容を持って、反論の根拠とさせて頂きたい。

毎年、同一の請求人から類似した指摘を頂戴するが、今回は「題字と大和田の顔写真の大きさ」の点で指摘を受けている。紙面のサイズ（タブロイド判）やレイアウト等を勘案する中で、この「区議会レポート平成 29 年夏号」の同箇所が、「区政報告レポートとは言えない題字・大和田の顔写真の大きさ」だと、世間一般的に判断されるかどうか？即ち見解の相違だと捉えるものである。勿論、私は決して請求人の主張は当たらないものと解する。

その他、「大和田が映っている写真」、具体的には表面 5 枚、裏面 13 枚、その他「プロフィール」が「区政の問題ではなく、大和田の活躍を印象付けるもの」と断定しているが、そもそも私が発行する「区政レポート」であるわけだから、私がどのように区政と関わったか？どのように視点から関わろうとしているのか？また、お読み下さった方が「区政相談を大和田にしてみよう」と思って頂く視点は必要不可欠なものであり、逆に私に言わせればこれらが含まれていない「区政レポート」は区議会議員個人が、政活費を用いて発行する「区政レポート」としては相応しくないと思う。

請求人が指摘の中で「活躍」と捉えて下さったことは光栄だが、ここできっぱりと請求人の指摘を否定するものである。

#### （\*）(2) 判断

ア 上記 (1) アの発言者や発言内容を踏まえても、大和田区政報告会が、大和田区議の政務活動である区政報告の範囲を超えて、平成 26 年 6 月 29 日の区長選、区議補選や平成 27 年 4 月 26 日の区議選に向けた政治活動、政党活動、後援会活動又は選挙活動としての側面を有していたとは認められない。

イ 原告は、出席したのが大和田区議の支持者であり、後援会である政治団体「大和田伸を育てる会」の三上元都議が挨拶を行ったこと、小宮都議や石原大臣が挨拶したこと、大和田区議が「都と国と常に連携してしっかりと皆さんのお役にたつて参りたい」と発言したことなどから、大和田区政報告会は政治的支持者に向けた政治活動であったなどと主張する。

しかし、区政報告において、出席者や来賓としての発言者が当該区議の支持者を中心とするものであったとしても不自然ではなく、上位団体である国政政党や都議会政党の議員が挨拶を行うことも区政報告の趣旨と矛盾するものとはいえない。

「都と国と常に連携してしっかりと皆さんのお役にたって参りたい」との発言も、区議選に向けて自らの当選を依頼する趣旨の発言ではなく、今後の区政に向けての決意を述べたものとして矛盾しない。

ウ 原告は、大和田区政報告会が緑色を基調とした演出を行っていることも、同報告会が政治的集会であることを意味していると主張する。

しかし、議員がイメージカラーを設定し、そのイメージカラーを政務活動（区政報告）においても政治活動・選挙活動においても使用したとして矛盾はなく、選挙において使用したイメージカラーを区政報告会で使用したからといって、同報告会が政治活動の側面を有することが推認されるとはいえない。

エ 以上によれば、大和田区議が大和田区政報告会の費用を全額政務活動費から支出したことに違法はなく、大和田区政報告会の案内を含む郵送費用を全額政務活動費から支出したことに違法はない。

なお、大和田区議の区議会レポート平成 26 年春号（甲 60）も、区政報告の範囲を超えるものではなく、その関係費用を全額政務活動費から支出したことに違法はない。

## ②区議会報告用ハガキについて

・政務活動に要する経費及び同細目に沿って計上しているものであり、請求人の指摘はあたらないものとする。

この度の請求人の指摘も毎回指摘される内容の域を出ないものであるが、この点も大きくは「平成 26 年度政務活動費」に関する東京地方裁判所の判決文（平成 31 年 3 月 22 日判決）の内容を持って、反論の根拠とさせて頂きたい。

請求人の指摘の通り、表面には私の区政にかける信念や原点（キャッチフレーズ等）、氏名、事務所住所・電話番号・メールアドレス等を記載しているが、「区議会報告」として何らその域を出るに違和感のあるレイアウトではないと解する。裏面についても、「監査」という立場でどのように区政に関わっているか、また当時の区政の課題等を限られた紙面・文字数で、出来る限り分かりやすくコンパクトにまとめていると自負するものである。

### <①・②総じて・・・>

「区政レポート」・「区議会報告」とは多くの項目を細かく、その事実だけを淡々と記載すれば良いのであろうか？そのような「初見で読む気力も削がれるような文章」を一体何人の方がご覧下さりご理解をして下さるのであろうか？それはある意味、出し手側の単なる自己満足に過ぎないのではなかろうか？私の理想とする「杉並区議会報告」はご覧頂く方に、ダイレクトに分かりやすくご理解頂くことである。

もし仮に、私が何の脈絡もなく、既に区報等に記載された文面をそのまま自身の「区政報告」としているのであれば、甘んじて請求人の指摘を受け止めることも考えなくもない



が、私の「区政レポート」・「区議会報告」は本来であればもっと字数を増やしたいところをなるべく端的にシンプルに、そして見やすく、何度も推敲してまとめたものと自負している。

### 【広聴広報費（区政報告会）】

#### ・区政報告会について

（\*会場費・A4用紙・リハ会場費・プロジェクター画像作成費・お茶代・資料封入用封筒等）

・政務活動に要する経費及び同細目に沿って計上しているものであり、請求人の指摘はあたらないものとする。その根拠の主なところは、「平成 26 年度政務活動費」に関する東京地方裁判所の判決文（平成 31 年 3 月 22 日判決）の内容である。ちなみに、その訴えを起こした人物とこの度住民監査請求を行った人物は同一であるため、請求人も十分に判決内容をご存知のはずである。

請求人の指摘の中身に触れるが、当該「区政報告会」のどこが請求人の指摘をする「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取り扱いに関する規定」の第 2 条に当たるのであろうか？当該報告会では、選挙の投票依頼も入党勧誘も後援会の催し物の案内も一切行っていない。純粋な区政報告故に、毎回資料も用意している。その資料にしても、こちらの通り一遍の資料だと出席者にご理解頂けないので、毎回時間をかけて丹念に用意をしている。その立場からも、同様の指摘が繰り返されることに正直やりきれない思いさえ抱いてしまう。

請求人は毎回、「石原代議士」の名前を用いてどうにか同規定の 2 条に結び付けたいようだが、その部分についても前述の地裁判決をよくご覧頂きたい。

また、これも執拗に「会場定員が 120 名にも関わらず、お茶を 240 本政活費で購入している」と、毎年指摘を繰り返していらっしゃるようだが、これも何度も何度も言うが、1 人 1 本ではなく、複数本配るケースもあるし、第一請求人の指摘はスタッフ分については一切勘案していないとお見受けする。ちなみに、私本人でさえも設営時・報告会の最中・撤収作業時等、当然複数本飲むことをここで付け加えておく。最後に、請求人は「定員 120 名」と決めつけているが、これも何度もお答えしているが会場の定員数は「146 名」である。こういった軽微な部分についても、こちらとしては神経を集中して、今般「回答書」を作成しているということを申し述べる次第である。

### 【資料購入費（日刊紙）】

#### 日刊紙について

・政務活動に要する経費及び同細目に沿って計上しているものであり、請求人の指摘はあたらないものとする。

一つの出来事を異なる角度から見つめ、俯瞰的に捉え結論を導き出すプロセスは、議員として当然求められるスキルの一つである。故に、日刊紙を複数紙、政活費で購読する意義は十分にあると捉えるものである。また、私は現代において SNS を用いての情報入手が拡大する中であって、容易に発言を取り消すことが出来ない背景から、丹念な取材に基づ

いた「活字での情報を収集」に非常に重きを置いている。故に、私の議会での質疑等の発言の基は「新聞記事」と言っても過言ではない。

以上、思うところ記載したが、請求人が指摘をしている「朝日新聞・東京新聞」は私自身、初当選後に購読を始めたので残念ながらこの点からも請求人の指摘はあたらない。

### 【事務費（携帯電話代）】

#### 按分 50%超の携帯電話代について

・政務活動に要する経費及び同細目に沿って計上しているものであり、請求人の指摘はあたらないものとする。

この抗弁についても、現在訴訟の対象となっている「平成 28 年度政務活動費」の中で述べている内容と同様である。具体的には、私は議員名簿や区議会レポート等で公表している電話番号、即ち 6768-9011 にお電話して頂くとそのまま私の携帯電話に転送されるように設定してあり、よって、私の携帯電話には事務所電話がそのまま転送される事実もあることから、その通話のほとんどが区民の皆様からのご意見やご要望とご理解頂きたい。また私の家内が日頃、自宅において名簿管理（\*入力・削除・変更等作業）、区政相談対応（最終的には私に話を繋ぐ役割）等を担っているため、区民の皆さんに次いで電話でのやりとりが多い家内との通話内容も、ほぼ私の政務活動に関するものである。

ただし、「平成 29 年度杉並区職員措置請求監査結果における意見・要望事項等への対応状況について（報告）」（30 杉議会第 14 号）の内容を受け、より透明性を担保する意味合いからも、平成 30 年度からの携帯電話按分率については 1/2 で計上することをここで申し述べて置く。

### 【事務費（事務用品）】

#### ① プリンタートナー代について

・政務活動に要する経費及び同細目に沿って計上しているものであり、請求人の指摘はあたらないものとする。

請求人は、私がプリンタートナーを 6 月と 10 月に各々購入していることに疑義を示している。10 月に購入したものについては、同プリンター事業者が「決算プリンタートナーキャンペーン」と称し、標準価格の 40%OFF で販売をしていたことに伴い、政活費を少しでも有効活用させて頂くために安価の際に購入したものである。

#### ② 事務所コピー機リース代について

・政務活動に要する経費及び同細目に沿って計上しているものであり、請求人の指摘はあたらないものとする。

同コピー機の使用実態としては、単に資料等をコピーするだけではなく、PC データー印刷や FAX 送受信で用いている。つまり、ほとんど議会関連書類（質疑内容等）を打ち出すものである。故に、使用実態としてはほぼ政務活動に近い形であるが、定めに則り 50% 按分をしている状況である。

## 8. 大熊昌巳議員

### 【広聴広報費（会派区政報告）】

大和田伸議員に同じ

### 【資料購入費（日刊紙）】

#### 日刊紙の購入費の返還について

区議会議員に初当選以来、新聞の購読料を政務活動費に計上して参りました。

請求人の指摘では、日常的に誰もが新聞を購読し、現職議員も議員に就任する以前は日常的に新聞を購読していたのだから政務活動費への計上は如何なものかとの指摘と、区議会議員に就任する前に必要経費としていた議員は云々と指摘をされていますが、私は、区議会選挙を機会に議会活動に専念し、議会活動に資する新聞の購読料として参りましたので、当然、政務活動費に計上する事が出来ると私は考えますし、その為の政務活動費と私は理解を致しております。

請求人の指摘については、見解の相違と考えております。

## 9. 吉田あい議員

### 【広聴広報費（会派区政報告）】

大和田伸議員に同じ

### 【広聴広報費（議員区政報告）】

#### 区政レポートについて

区政レポートについてご指摘を頂いているが、そもそも題字・発行者の名前や住所を記載する事が問題とは考えていない。その印刷物がどういった内容の物で、誰が発行しているのか、発行元はどこなのか…を記載する事は、社会通念上、一般常識からみても普通の事と考える。

また、『大きな題字』との指摘があるが、紙面に対し何%以上が大きく、何%以下ならば小さいのか。先方が適当と考える数字、そして、その根拠が示されていない。

「10年表彰」「子育て奮闘記」記事について。

10年表彰の報告は、区民から負託を頂いて議会へ送り出して頂いている以上、このような報告をするのは礼儀である。そして、区民が陳情や相談をする議員を選ぶ際、“経験年数”もその参考にするであると考え、載せたものである。

子育てに関する記事を載せることにより、子育てに悩む方、仕事と子育ての両立に不安に感じている方から多くの相談を受けるようになった。区民の方からすれば、「自分と似た立場」「自分と同じ子育て中」と言うところに親近感を持ち、「この議員なら、子育てに関する気持ちを理解してもらえるのでは。」と考え、相談に来られたと推察される。

48人いる議員の中で、自分の悩みをどの議員に相談すれば良いのだろう…と考える区民は大勢いる。だからこそ、それぞれ議員の経験や特色（介護を経験した、子育て中、建設

会社に勤務した経験があり、まちづくりに強い…etc)を明確に打ち出すことは、開かれた議会への第一歩であり、結果として区民福祉の向上に繋がる。

また、とかく難しく捉えられ、敬遠されがちな政治の話題を、より身近に親しみやすく感じて頂くため、あえてタイトルや表現方法を柔らかくし、子供の写真を載せたものである。

特に「なみすけ」に触れた意味は、杉並の公式キャラクターであり、広く普及させる目的も含まれている。地域経済活性化に貢献するためにも、折に触れ「なみすけ」の話題を提供する必要があると感じている。

このように記事の持つ波及効果を考えれば、適切な支出である。

#### 【事務費（携帯電話代）】

携帯電話については、主に政務活動用としてのガラケーとそれ以外の活動用としてのスマートフォン2台を所有し、明確に分けて使用している。29年度の手引きによれば「使用実態に即して按分する」とある。よって、使用実態に応じて按分し75%計上としたものである。

### 10. 脇坂たつや議員

#### 【広聴広報費（会派区政報告）】

大和田伸議員に同じ

#### 【広聴広報費（議員区政報告）】

ルールに基づいて適切な運用を行っているので、返還請求に応じることは出来ない。私は政務活動費を使用して、予算・決算という区政における重要な議会を終えた後に、杉並区政レポート「惑星」を定期的に発行しており、印刷物は特段、選挙を意識したものではない。内容に関しても、区民に区政への理解を深めて頂く一助になりたいという思いから、時の区政の重要政策や課題等を取り上げ、それに対する私の考え方を示している次第である。政務活動費を用いて、区政報告を作成しているということは強く認識しており、ご理解を頂きたい。

#### 【資料購入費（日刊紙）】

ルールに基づいて適切な運用を行っているので、返還請求に応じることは出来ない。私は、読売新聞と朝日新聞を購読しているが、この2紙の主義・主張には大きな隔りがある。同じ一つのニュースであっても、読み比べをすることによって、物事を俯瞰的に捉えることが出来る。また、私自身が一つの偏った意見だけを取り入れるのではなく、引き続き、多様な区民の声を聴いていくために2紙を読むことは政務活動として大切なことであり、日常生活における必要経費との指摘はあたらない。

## 11. 井原太一議員

### 【広聴広報費（会派区政報告）】

大和田伸議員に同じ

## 12. 大泉やすまさ議員

### 【広聴広報費（会派区政報告）】

大和田伸議員に同じ

## 13. 佐々木浩議員

### 【広聴広報費（会派区政報告）】

区政報告については、“政務活動費の支出に関する事務処理について”においても、「区政報告書などの印刷経費についての注意事項として選挙活動費、政党活動費、後援会活動費などに関する記述がある場合は按分が必要である。」とされています。当該報告書の内容はこれらに該当するものでないため、按分の必要性はないものと判断致しました。会派各自の計上額の違いは、あくまでも内容に対する按分ではなく、年度の政務活動費全体の調整によるものであります。

住民監査請求人は、上記の“選挙活動費、政党活動費、後援会活動費など”の視点からでなく“「私たちの提案が3点」が示されているが、それらを達成するための活動内容には何ら言及していない。”という紙面構成について問題視されているようです。しかし、限られた紙面で今最も何を区民に伝えるべきかと会派内で十分に吟味した上での構成でありますので、それを“言葉の遊び”と評されるのは心外であります。

したがって、住民監査請求人の“達成するための記述”がないとの主観的な判断によって、当該区政報告書が政務活動費支給条例に沿っていないとの事後検閲を思わせる主張は認められません。

公費を原資とした作成物である以上、公費にそぐわない部分があれば、按分等の対象となるのはあたりまえであります。何を書いたかとか、何を書かなかったのかについての即ち構成、原稿内容を監査請求の対象とする事自体認められるものではありません。

## 14. 松浦芳子議員

### 【広聴広報費（会派区政報告）】

佐々木浩議員に同じ

### 【広聴広報費（議員区政報告）】

○平成29年区政報告春号の経費について

- ・区政報告と送り状とを封筒に入れてポストイングしたが、人件費がかかるポストイング

以外は、自分で自宅近くの住民にポスティングするかボランティアの方が、配って下さっている。

- ・体調を壊してしまい、区主催のイベント等に参加出来なかった事を区民の皆様を知って頂きたく書いたもので、ごく近い人は体調が悪くて参加できない事は書かなくても知っている。

#### ○平成 29 年区政報告秋号の経費について

- ・区政報告のみ自分でポスティングかボランティアの方にポスティングして頂いた。
- ・骨にひびが入り、区主催のイベント等に参加出来なかった事を区民の皆様を知って頂きたく書いたもので、ごく近い人は骨にひびが入って参加できない事は書かなくても知っている。

#### ○区政報告新春号の経費について

区政報告新春号用紙として1箱購入したが、1箱2000枚と思い、備考には2000枚と書いてしまった。少しずつ自宅で印刷して高円寺南1、5丁目にポスティングしたので、実際には、計2500枚ポスティングしている。

#### ○平成 30 年区政報告春号の経費について

発送が、924通で残りはどうしたのかという事だが、489通、339通と発送している。

924通+489通+339通=1752通 残りは自分で手渡し分

#### ○区政報告郵送用住所録データ入力修正の人件費について

区政報告を送ったりポスティングすると受取拒否、死亡している、氏名が違っている、転居先不明等の色々な連絡が入る。そのたびに一人一人点検して修正してもらっている。区民全員に郵送すれば膨大な経費がかかり、新聞折込も全地域への配布も経費が掛かり過ぎる。郵送については、今は名簿が集まらないので、以前の名簿や名刺を交換した人への郵送という事になるが、全員が支援者であれば、死亡の情報や転居の情報は入ってくるし受け取り拒否は無いはず。

#### 【資料購入費（日刊紙）】

質問する時のためには、必要な情報が載っている時があるので継続して購読している。実際に新聞の情報を使って質問をしている。

#### 15. 藤本なおや議員

#### 【広聴広報費（会派区政報告）】

佐々木浩議員に同じ

【資料購入費（日刊紙）】

使途基準に準じて計上

16. 小林ゆみ議員

【広聴広報費（会派区政報告）】

佐々木浩議員に同じ

【広聴広報費（議員区政報告）】

小林ゆみレポートについて

まず、内容についての指摘があったが、議場での再質問は必要に応じて行っており、それも含めてレポートに記述している。

また、コラムの欄についても具体性に欠けるとの指摘があったが、区民税の使われ方に関してチェックした内容全てを区政レポートに載せることは、紙面の都合上困難である。金額を按分すべきとの指摘があったが、本レポートは全て区政に関わる内容である。

【資料購入費（日刊紙）】

日刊紙購読により、東京都全体や、国の政治の方向性を掴んで区政への提言に活かしている。

17. 上野エリカ議員

【広聴広報費（議員区政報告）】

○区政レポートについて

新聞折り込み、業者によるポスティング以外のものは全て、自分自身でポスティングおよび駅で配布いたしました。

○アンケート付きハガキについて

区民ニーズを掌握するために作成いたしました。他区の同僚議員も同様の手法を用いて政策立案に活かしているため、それを参考にいたしました。また、駅で区政レポートと一緒に配布しました。添付している平成30年3月16日付の請求書にあります品名・仕様欄の表記は、「アンケート付（A5・2ツ折カード）」が正しい表記となります。なお、数量・単価・金額は正しい表記です。

18. 田中ゆうたろう議員

【広聴広報費（議員区政報告）】

①12月15日 区政報告ハガキについて

当該ハガキは、平成29年の区政の状況を報告する目的で作成している。荻窪の荻外荘

は、平成28年3月には国の史跡指定を受けている区の重要な文化資源・観光資源である。昭和前期に於いての、国の重要施策を取り決めた場所である荻外荘は、区民が地域の歴史や文化を知る上で非常に重要な文化財である。また、区は、ふるさと納税を活用して近衛文麿居住当時の姿へ復原・整備を図っており、区の内外に向けて、杉並の魅力を発信するための重要な資源であることも明らかである。以上により、当該ハガキの内容が荻外荘の存在意義とその復原・整備が区政の重要課題であることを区民に広く報告するものであることは明らかであり、議員の感想であるという指摘は当たらない。

### ②区政報告ハガキの印刷枚数と貼付け作業代の差額について

5800枚購入したハガキのうち、あけぼの作業所でラベルの貼付け作業をしたものは5699枚であるが、それ以外に宛名を手書きしたもの、別のリストで別途宛名シールを出力したものがある。あけぼの作業所にラベル貼付け作業を依頼するのは、ハガキ発送よりも数週間前のタイミングであるため、実際の発送までの間に新規の発送先の追加や宛名の修正作業が間に合わない発送先もある。5699枚の宛名シールは主要なリストではあるものの、全ての発送先ではないことに何ら不自然な点はなく、正当な返還理由とはならない。

### ③区政報告（田中ゆうたろう通信）について

区政報告の紙面に掲載されている顔写真については、常時区民からの意見を募るにあたり、他の議員との混同を招かないよう議員本人の顔と氏名を最低限明らかにしておく必要があるためである。また、区政報告に掲載したその他の写真は、区議会での一般質問の様子と慰安婦像との写真である。慰安婦像の写真は、区議会の場で度々、区の友好都市である韓国ソッチョ区の慰安婦像撤去を訴える議会活動を伝えるものである。

また、短歌については、区内の桃園川暗渠（下水道の桃園川幹線）およびそれを題材とする区民劇に関するものであり、議会においても度々、桃園川を高円寺地域のまちづくりに活用する提案や、区立劇場「座・高円寺」の区民への利便性向上に関する提案を行っている。暗渠化された川の存在や区民の文化活動を区民に周知するために掲載したものである。

さらにプロフィール（学歴や家族構成等）を記載していることについては、区民に向けての情報公開となっている。むしろ議員のプロフィールを知らせない方が、議員として不誠実であると考えられる。

### 【資料購入費（日刊紙）】

定期購読している日経新聞について、区議会に於いて、引用ないし紹介している事案のうち、近年主要なものを以下に挙げた。議会活動に新聞からの情報は不可欠であり、通常の生活の必要経費ではないことが明らかである。

- ・平成27年第2回定例会  
5月29日「子育て支援について」



- ・平成 27 年決算特別委員会  
10 月 13 日「愛郷心について」
- ・平成 28 年決算特別委員会  
10 月 11 日「保育問題について」
- ・平成 29 年第 2 回定例会  
6 月 1 日「築地市場問題について」
- ・平成 30 年第 2 回定例会  
6 月 1 日「障害者・障害児施策について」
- ・平成 30 年第 4 回定例会  
11 月 21 日「保育問題について」  
同「尊厳死について」

## 19. 富本 卓議員

### 【広聴広報費（議員区政報告）】

監査請求人は、私の区政報告を自身の議長就任を祝い、支持者を含めた区民に伝える事に溢れているという表現をされているが、全く残念かつ的外れな指摘である。

まず、私自身、議長に就任したことを「祝い事」として捉えていない。私は議会内外どんな役職や地位に就いても「何になったかではなく何を成したか？」の思いで活動をしてきていた。

また、議長選挙において私以外の方に投票した議員も数多くおられます。その方やその方の支持者の皆さんにとって、私の議長就任は祝い事なのでしょうか？公平中立な立場を求められる議長として、その様な点については、特段の配慮、謙虚な気持ちをもって議長職を務めてきた。

自身の事を無軌道に祝え！というような何か厚顔無恥の人間の様に捉えられたのは非常に残念な思いである。

この点から、まず、監査請求人の指摘とは見解を異にするものである。

次に、例えば、臨時会報告の議会報などにおいて、議長に誰が就任したかという記載はあるが、議長の職務内容自体は詳しく説明されていない。

そういった中、二元代表制の一翼である議会の代表者である議長の職務を区民に広く知らせることは 議長に就任した者の職責の大きな一つであると私は考えている。もし、単に活動内容のみを写真等で掲載しているのであれば、請求人の指摘も一定の理解はできるが、その一方で職務（公務）の概要等を豆知識の中で説明も行っている点からも請求人の指摘は的外れと言わざるを得ない。

また、監査請求人は、私の区政報告を一方的に「宣伝」と決めつけ、「溢れている」と指摘をしているが、では、具体的に何が宣伝行為にあたるのか？どこが溢れているのか？請求人の主張を読んでも理解できない。

請求人は、具体的な指摘も無く恣意的に宣伝と決めつけ、溢れていると主張しているのではないのでしょうか？

私は、この点での次期（平成 31 年 4 月執行）の区議選には出馬していない。よって、私の区政報告には選挙を目的とした宣伝行為をする意味はない。純粹なる広報広聴活動である。

この点からも請求人の主張は理解し難いものがある。

特に私自身、この年度は、政務活動費の使用に関して、厳しい世論の指摘もある中、区政目安箱として、アンケートを新たに実施するなど、より区民に誤解のない使途をめざしていた。

この様な政務活動費の使途は、請求人が引用した政務活動費支給条例「区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動」ではないのでしょうか？

以上の点から 監査請求人の指摘は全くあたらない。

<区政報告（Dream 平成 30 年初春号）90%計上>

A4×2（両面）：297 ミリ×210 ミリ×2=124,740 ミリ

按分面積：①1,870mm+②1,920mm+③3,840mm=7,630mm

7,630mm/124,740mm≒0.061 mm となるが、より慎重を期して 90%計上とした。

#### 【資料購入費（日刊紙）】

監査請求人は、多くの家庭では新聞を 1～2 紙購読するのが一般的と記しているが、その感覚は、今や時代遅れになりつつある。

ちなみに、私が初当選した 1999 年には、1 世帯当たりの新聞購読数は 1.15 部であったが、現在は 0.7 部まで落ち込んでいる。（日本新聞協会資料より）

私自身も議員を退いた現在、種別を問わずどの新聞も購読していない。

ゆえに、まず監査請求人のこの項目の指摘の土台となっている点、推測自体が私に関しては当てはまらない。

私は、日常生活とは関係なく純粹に政務活動を行っていく為に、計上した各新聞は必要な資料として考え購読していたものである。

そうした中、東京新聞については、東京や杉並の話題について最も多く取り上げていることもあり、購読をしたものである。なお、東京新聞の主張は、自身の思想信条的には相容れない新聞であり、不快に感じた記事も数多く散見した。が、先にも述べた通り、資料としての価値としては最も高いと判断し購読をしていた。この点からも日常生活とは一線を画した政務活動のための購読といえよう。

また、これも朝刊のみの購読、計上であった。日刊紙の購読形式としては最も安価な形である。政務活動費が公金である点を鑑みるとともに監査請求人の指摘を受けないよう配慮した購読形式であった点も申し添えておく。

よって、監査請求人が述べる指摘にあたるものではない。

## 20. けしば誠一議員

### 【広聴広報費（議員区政報告・区政報告会）】

請求人は、杉並区民ニュース N0312 について、「森友学園問題が区民ニュースの 1 面を占め、報告会の講演が同じく森友学園問題となっている、この問題は国政の課題の一つととらえ、区政の課題ではない」と断じている。

森友学園問題は、そもそも豊中市議会議員木村真氏が、区内に建設中の私立小学校の在り方に不審を抱き、国有地の払い下げの仕方に疑問を感じて財務省に問い合わせたところ、情報が開示されないことに疑問を持ったことに端を発している。

豊中市が、国有地の払い下げを受けて購入して公園をつくったときに要した費用と比べ、あまりに低額であることが判り、森友学園と国・財務省との不適切な関係が明かになった。

自治体では、特養や保育所などの施設建設にあたり国有地を買い取ることが多く、杉並区でも国有地の払い下げや財産交換等の手法により国有地を利用してきた経過がある。

また、請求人が指摘する区政報告会は、5 月 20 日荻窪タウンセブンで開催し、第一に、「災害にあなたはどうか備える？」と題して地域防災コーディネーター育成機構代表瀧澤征宏さんからの報告を受けた。首都直下型地震が迫る今、日頃からどのように災害に対処すべきかを瀧澤征宏さんから学ぶことができた。これまで‘常識’としてきたことが、実は間違いだということがわかり、参加者は興味深く聞き入り、多くの方からの質疑が交わされた。区政報告会は第 2 に、森友学園の国有地売却の不正を最初に見つけ追及し続けてきた木村真さんから、森友学園問題の真相と今後の取組をお聞きした。木村真市議の講演は、税金の不正な使われ方に対する自治体議員としての調査活動により判明した事実であり、私たち議員も、また参加した区民も学ぶべき課題であった。まさに「区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる」ための取り組みである。

### 【資料購入費（日刊紙）】

#### 東京新聞 17592 円について

政務活動費での日刊紙の購入は、一般質問や委員会の質問など議会活動や議会報告の作成に不可欠な資料としてのものである。また、会派として政策形成のための資料としても欠かせない。「区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる」ための必要な資料である。必要経費として家庭で使っているものとは全く別な支出である。

## 21. 新城せつこ議員

### 【広聴広報費（議員区政報告・区政報告会）】

杉並区民ニュースの N0280 について、「4 面の 2017 年の主な活動」として 15 枚の写真付きで活動が掲載されている。その中で「衆院選挙に立候補した議員の街頭応援の写真、区政報告会で行われた「森友学園問題の講演」が政務活動費支給条例に適合しないし、選挙活動の写真掲載は法令違反と解する」と指摘されている。

「森友学園問題講演」に関しては、けしば誠一の区民ニュース N0312 に対する指摘に対

して回答書に書いた通り、区政に関わる課題への取り組みである。

一方、活動報告に示した衆院選挙の街頭応援の写真は、議員としての政治活動の一つであり、これを議員の活動報告に入れたこと自体が違法であるという指摘は当たらない。しかし、政治活動の報告部分を、政務活動費の支給に入れたことは、支給条例に反するとする指摘はその通りと考える。4 ページのニュースのほとんどが区政報告に関わる内容であることは請求人も指摘している通りである。なお、当該箇所は、計上する際に紙面割合で関連経費（印刷代、封筒代、トナーカートリッジ代）を含め按分している。ただし、監査請求を受け改めて内容を確認した結果、関連経費の内、郵送料、人件費については按分していなかったため、2019年5月24日付で出納簿及び支出額を以下のとおり訂正し2,088円を返還する。

#### ○紙面割合計算式

$A3 \times 2$ （表面・裏面）： $297\text{mm} \times 420\text{mm} \times 2 = 249,480\text{mm}$

按分該当面積： $49\text{mm} \times 47\text{mm} = 2,303\text{mm}$

$2,303\text{mm} / 249,480\text{mm} \doteq 0.0092\text{mm}$ （1%按分）

#### ・返還額（郵送料）

$67,200\text{円}$ （杉並南郵便局） $\times 0.99 + 68,656\text{円}$ （荻窪郵便局） $\times 0.99 + 41,972\text{円}$ （杉並郵便局） $\times 0.99 = 176,049\text{円}$

$177,828\text{円} - 176,049\text{円} = \underline{1,779\text{円}}$

#### ・返還額（人件費）

37,971円のうち、区政報告郵送関連業務部分の賃金（30,250円）及び交通費（571円）の合計30,821円を按分する。※按分の必要のない賃金：7,150円

$30,821\text{円} \times 0.99 = 30,512\text{円}$

$37,971\text{円} - (30,512\text{円} + 7,150\text{円}) = \underline{309\text{円}}$

返還合計額 1,779円（郵送料分） + 309円（人件費分） = 2,088円

## 22. 木梨もりよし議員

### 【広聴広報費（議員区政報告）】

#### 区政報告平成29年春季号について

- ①「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」に基づいています。
- ②ありのままの議会での発言内容を、できるだけ多くの区民の皆様を知っていただくことは、政務活動費として最も適したものであると考えます。

### 【資料購入費（日刊紙）】

#### 毎日新聞の購入について

- ①「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」に基づいています。
- ②毎日新聞は政務活動に大いに役立っています。

## 23. 河津利恵子議員

### 【資料購入費（日刊紙）】

政務活動に要する経費細目のルールに則り、適正に処理しています。

（家人はその他の日刊紙をデジタル購読しており、すみ分けをしている）

### 【事務費（携帯電話代・インターネット接続料）】

政務活動に要する経費細目のルールに則り、適正に処理しています。

携帯電話については、年度当初の備考欄に示している通り、家族間の通信は家族割引で無料であること、政党や後援会の活動は皆無であること、日常的な利用の殆どが活動上のやり取りであること等から、80%案分は妥当なものと考えます。

また、インターネット接続料については、プライベート及び家族用と区別してパソコンを所有していること、専ら政務活動用として使用していること等から、80%案分は妥当なものと考えます。

### 【人件費（政務活動補助職員賃金）】

請求人の請求内容は前年のものと、ほぼ変わらず、前年の請求以前に29年度の収支報告書が提出済みであったことから、考え方については前年の抗弁と大きく変わりません。

報告書の摘要欄には、主なテーマとして依頼していることを記述しています。しかし、政策的なテーマの調査研究の他にも、電話対応、議会や委員会質疑のテープ起こし、毎月幾つかの団体の定例会や集会でミニ議会報告や勉強会などを開催しており、そのためのレジュメや資料の作成、顔が見える範囲の方への議会報告・資料の発送手続きや手配り等々、さまざまな事務を依頼しています。また、党務や後援会活動は一切行っていないため、以上のことから、政務活動に要する経費細目に則り適正に処理しています。

請求人は区政報告を作成していないことを、区民への説明不足の一つに挙げています。区政報告については、25年から母が腰椎骨折などで入退院を繰り返し、退院後の介護が本格的に必要なことなどもあり、作成できなくなったことは事実であり、私自身の努力不足とも言えます。しかし、区政報告を届けていないことがイコール区民への情報提供不足とは言えないと考えます。なお、平成30年度は、補助職員にかかる人件費は未計上としました。

#### 24. 増田裕一議員

##### 【資料購入費（日刊紙）】

日刊紙の購読料を政務活動費に計上しているのは、他の日刊紙や政党機関誌、地域紙の記事及び論調を比較考量するものであり、政務活動費への計上は妥当であると認識している。

#### 25. 山本あけみ議員

##### 【資料購入費（日刊紙）】

###### 日経新聞、東京新聞について

本経費は規程等に則り計上をしておりますので、返還の義務は無いと考えています。

今回のご指摘で新たな見解により規程等が変更になる場合には、今後はそれに準じて計上いたします。

尚、日経新聞は以前より購読していましたが、議員としても必要と考え、引き続き購読しています。東京新聞は都内の他自治体の情報等の収集のために区議就任後購読を始めましたので、申し添えます。

#### 26. 市来とも子議員

##### 【資料購入費（日刊紙）】

###### 東京新聞について

東京新聞については、都内の他自治体の情報収集のために購読しています。政務活動費に関する規程に準じて計上しており、返還の義務はないと考えます。

#### 27. 杉並区議会公明党

##### 【調査研究費（月極駐車場）】

<川原口宏之議員・渡辺富士雄議員・島田敏光議員>

当会派は、日々、昼夜を問わず膨大な区民相談、意見聴取をはじめとする政務活動を行っており、自動車の使用は必要不可欠であり、その政務活動としての使用割合は非常に高い。実態としては50%を大きく上回っている。従って、その駐車場代も政務活動費として計上できるものと考えており、その上で経費細目に従って2分の1で按分しており問題は無いと判断する。

##### 【広聴広報費（議員区政報告）】

<横山えみ議員>

・「春です！出発の時！あなたの一番近く～」

区政報告は、区民の声を受けとめ、調査し、区議会に働きかけ、その成果や、進捗状況を伝えるもので、区民の小さな声を受けとめ働いていくことの挨拶文でもあり、区政報告としての本旨から外れていない。

- ・No. 44 の区政報告の印刷代は、前年度 28 年度 3 月に計上している。
- ・「皆様の要望のもと～」特養老人ホームは、未だ待機老人が 1000 人。区民相談でも入床については深刻な相談が多く、区としての大きな課題の一つである。重度障がい者施設については、障がい者団体から要望を受けている。ビーチバレーコート・体育施設・会議室は、永福町の地元商店会、町会より要望を受けたもので、永福南小学校跡地活用について何度も話し合いがもたれ実現したものである。保育園は、「保育園増やし隊」の皆様から要望書を受け、待機児童ゼロ対策に向け進めたものである。以上すべて、区民からの要望に基づくものである。
- ・人件費はシール貼りのほか、郵便番号別の仕分けと枚数の確認、郵便局への持ち込みと枚数の確認、時には、「区内特別郵便」印を押す作業もあり、決して割高ではない。
- ・郵送名簿は、政務活動として広報・広聴活動に使用するものであり、「郵送名簿整理」は、返却された郵便の確認や削除、マンション名等を調べ追記すること等、政務活動費の有効な活用のために必要な作業である。また、紙媒体の通信は、パソコン等活用しない高齢の区民にとっては有効な区政報告の手段である。  
よって政務活動を有効に区民に知らせるための必要不可欠な活動である。
- ・715 枚は、手渡ししたり、商店の店先に、好意で置かせていただいたりして、区民に配布している。
- ・「人工鼻の予算化」「認可保育園 19 園の開設」など、区民から相談を受け、他区の状況を調査し、委員会等でも質問して予算化に結び付けている。議事録を読んで頂ければ明らかである。自分一人で実現したなどの表現はしていない。

#### <大槻城一議員>

区政報告の配布先が不明、との指摘について、区政報告の配布は、郵送以外に区政報告会、各種団体の会合等において配布している。また、自ら個々に配布し、その他ボランティアに依頼するなどして配布している。

公明党が民泊をやる宣伝であるとの指摘について、私の区政報告で杉並版民泊ルールについて記載した折、民泊のイメージを区民に持っていただくため、文章に建物のイラストを配置し内容を紹介した。その建物のイラストに小さく「© KOMAITO」とあるのは、そのイラストの権利者が公明党であることを示すものである。

ご指摘の「公明党が民泊をやる宣伝である」との内容は全く当たらないものである。

<北明範議員>

北あきのり区政報告 26 号について、

○96 通は近隣への自身でのポスティングに使用

○写真 6 枚掲載について

外環道については住民にとって大きな課題であるからこそ、道路交通対策特別委員会での視察や国土交通省の課長との意見交換等を積極的に行っている。その後、委員会、議員懇談会、各種会合等でも意見交換会の内容を伝えている。

認知症は高齢者が要介護状態に陥る 3 大原因の一つ。認知症を予防することは高齢化社会を考えるうえで重要な課題である。神明健康クラブは地域住民による画期的な認知症予防プログラムであり、杉並区全体に認知症予防を広げていきたいとも思いで掲載している。

小学生児童の駆け込み訓練は実態に即した訓練で重要。このような訓練を杉並区全体に広げていきたいとの思いで掲載している。

以上のように、政務活動としての広報活動であり、議員個人の宣伝ではない。

<中村康弘議員>

区政報告の配布については、郵送以外に手渡しや、各種団体の会合等において配布している。また、自ら個々に配布したり、ボランティアに依頼したりするなどして全ての枚数の配布は完了している。

【広聴広報費（ホームページ）】

<山本ひろこ議員>

HP は政策、取り組み、Facebook 等のページを通して、日常の議会活動や実現できたことなど更新を行ってきた。更新は僅かであるとの指摘は当たらないと考える HP をご覧いただき、ご相談やご要望ご意見など連絡をいただいている。主権者として区政に携わっていただくツールとしてご活用いただきたいとの趣旨で作成している。また、公明党のサイトにリンクしていることをもって政党活動であるとの指摘は当たらない。

80%の具体的な根拠については以下の通りである。

同HPの全てのページを印刷した（計 21 ページ）。

【1 ページ】「ご挨拶」：区民等の閲覧者に対して、議員活動を行う際の自身の心がけを記載しているもので、政務活動に資するものである。⇒ 100%

【2 ページ】「区政のお知らせ」：区内での福祉関連のイベントについて報告したもので政務活動に資するものであるが、家族の写真も掲載されているので一部を計上。⇒ 50%

【3 ページ】「区政のお知らせ（続き）」：交通安全対策の施行状況、予算委員会の内容を報告したもので、政務活動に資するものである。⇒ 100%

【4~5 ページ】「プロフィール」：区民に議員の経歴や人となりを理解して頂くもので、政



務活動に資すると考えるが、見方によれば他の要素も含まれ得るので按分とする。

⇒ 50%

【6 ページ】「目指します」：議員が推進する杉並区の施策であり、政務活動に資するものである。⇒ 100%

【7～12 ページ】「取り組みました」：地域における諸課題の解決や議会質問等を通じて実現した区の施策を紹介してのもので、政務活動に資するものである。⇒ 100%

【13 ページ】「区政のお知らせ（2 と一部重複）」：区内での福祉関連のイベントについてと予算委員会の内容を報告したもので政務活動に資するものであるが、家族の写真も掲載されているので一部を計上。⇒ 80%

【14～18 ページ】「区政のお知らせ（続き）」：議会質問の内容や先進事例の視察報告等、政務活動に資するものである。⇒ 100%

【19～20 ページ】「山本ひろこ通信」：区政・区議会に関する通信のPDF版を掲載しているもので、政務活動に資するものである。⇒ 100%

【21 ページ】「お問い合わせ」：区民等からの問い合わせ、要望等を受け付けるための携帯番号、メールアドレスを記載しており、政務活動に資するものである。⇒ 100%

以上 21 ページの内容の割合を加重平均すると 91.9%が政務活動に資する内容となるが、あえて低い按分率 80%を採用している。

#### 【資料購入費（日刊紙）】日刊紙購読料

＜杉並区議会公明党会派共通＞

日刊紙は、政務調査活動に必要な情報源であり、経費細目においても認められている。過去の監査においても認められているものである。

#### 【資料購入費（所属政党発行機関紙）】公明新聞・「月刊公明」購読料

＜杉並区議会公明党会派共通＞

区議会議員として政務活動費で購入している公明新聞及び「月刊公明」は、いずれも調査研究等の政務活動のための資料として活用しているものである。公明新聞には、地方行政・地方議会の課題、動向、活動状況等に関する記事や解説が豊富に掲載されている。

政党機関紙の政務活動費による購読については、杉並区議会の政務活動費に関する規程上、政務活動費による政党機関紙の購入を議員 1 人当たり 1 部まで認めているのも、新聞の内容が政務活動に役立っている事実を考慮しているものと理解している。

公明新聞が日刊での記事を掲載している新聞紙であるのに対し、「月刊公明」は国内外、地方自治、政治、経済、行政等の課題に関する識者の論文等が多数掲載されている月刊誌

(書籍)である。区民との意見交換の際に同誌を使用するなど、各自3冊ずつ購入しているうちの1冊分を政務活動費として計上している。

**【事務費（携帯電話代）】**

＜杉並区議会公明党会派共通＞

携帯電話については、党本部より全議員に各1台支給されており、会派所属の議員は2台保有している。党活動・後援会活動等、政務活動以外の案件については、基本的に党から支給されている携帯電話を使用している。政務活動費に計上しているものは、党本部から支給されたものとは別のもう1台の携帯電話であり、こちらは専ら政務活動のために使用している。ただし、政務活動以外の通話やメールもゼロではないため80%の按分としている。

**【事務費】ノートパソコンの購入**

＜横山えみ議員＞

このパソコンは、経費細目、「パソコン等は、選挙前の6か月（3年6か月を過ぎない）以降は計上できない」との定めに沿って購入し、計上している。

また会派として購入したものであるため、議員引退後は、会派の方に返還している。

杉並区監査委員 様

杉並区議会

議長 井口 かづ子

## 平成 29 年度政務活動費に係る調査について（追加回答）

令和元年 5 月 13 日付 31 杉監査第 68 号の調査依頼に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第 11 条に規定している政務活動費の議長による調査を実施し、令和元年 5 月 24 日付 31 杉議会第 157 号により回答したが、議員より下記のとおり追加回答があったため、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

## 記

## 1 調査結果

- (1) 出納簿及び収支報告書の訂正の届出は、議員の意向により訂正されたものであり、当該支出額が誤記控除されたことは、政務活動に要する経費その他の法規等に照らして適当である。
- (2) 議員の意向でより明確な内容となるように追加回答されたことは適当である。

## 2 追加回答

## (1) 平成 29 年度の出納簿及び収支報告書の訂正状況

## ●新城せつこ議員

次のとおり、令和元年 5 月 24 日付で当該議員から出納簿訂正及び当該支出額を訂正する収支報告書訂正の届出があった。

## 【誤記控除】

12 月 22 日 区政報告 郵送料 $134,400 \times 1/2 \times 99\%$	広聴広報費	672
12 月 22 日 区政報告 郵送料 $137,312 \times 1/2 \times 99\%$	広聴広報費	687
12 月 22 日 区政報告 郵送料 $83,944 \times 1/2 \times 99\%$	広聴広報費	420
12 月 25 日 内藤 12 月分 $\{(61,643 \times 99\%) + (7,150 \times 2)\} \times 1/2$	人件費	309

\* 上記の訂正により、支出額を 2,088 円減額し、同額の残額が生じたため、5 月 30 日に返還された。

(2) 個別事項についての会派・議員からの追加説明（下線部分）

●はなし俊郎議員

【調査研究費（視察費）】

平成 29 年 4 月当時は議長職ではなかったのが議長としての公務ではなかったが、議長在職時の経緯から、政務活動視察報告書でも説明しているが、「文学の森」からオープン記念式典に招待され出席した。

【事務費（携帯電話代）】

携帯電話を私的に 50%以上使うことはなく、区民相談への対応が多い事で 70%計上としている。

●岩田いくま議員

【広聴広報費（議員区政報告）】

内容については、平成 26 年度分の地裁判決(\*1)でも認められており、適切であると考える。

(\*1) (6) 岩田区議関係イ判断 (ア) 「岩田区政報告書 42 号～45 号、42・43 要約版、44・45 要約版の内容は、いずれも岩田区議の区政報告の範囲を超えるものではない。岩田区議の区議としての活動でない活動を紹介した部分もあるが、その内容は、政治活動や私的活動をアピールしたものというほどのものではなく、区政報告にあたり区議の日常生活に触れ、政務活動に当たっての決意等を述べたものとして、区政報告の範囲内にあるというべきである。」

【資料購入費（日刊紙・学士会会報）】

○学士会会報

- ・会報を入手するために、学士会年会費を支払っている。
- ・個別に会報を購入するより格安で入手している（年 6 回発行されており、個別に購入すると 1 冊 1,000 円＋送料である）。
- ・その内容については、各界の専門家が時事問題等について専門的知見に基づく論文を掲載している（例：平成 29 年 5 月発行号では「パリ協定の概要とその課題（執筆者：有馬純東京大学公共政策大学院教授）」、7 月発行号では「少子高齢化、人口減少とこれからの日本（執筆者：森田朗津田塾大学総合政策学部教授、前国立社会保障・人口問題研究所長）」等）ものであり、新たな論点や視点で区政一般を考えるのに非常に有用である。

以上から、適切な支出と考える。

なお、『学士会会報』を定期購読するためには学士会会員であることが必要であるが、学士会会員であることにより、会報以外の会員向けサービスの利用も可能であることを考慮し、保守的に 50%按分としている。

【事務費（事務用品）】

パソコン関連全般について統一した按分率(パソコンの利用実態に即して80%(\*2))としている。

(\*2)過去のパソコン起動ログのサンプル調査から、1週間あたり27時間～42時間程度自宅パソコンを利用している。そのほとんどは政務活動利用（メール・インターネットによる情報収集・調査・区政相談対応、区政報告作成・発送用シール印刷、HP作成等）であるが、メールの中に政務活動外のものもあること、また政務活動外のインターネット利用（情報収集）・文書作成も皆無ではないため、1日30分程度（週3.5時間）は政務活動外の利用と見做し、保守的に控除して80%按分としている。

●浅井くにお議員

【事務費（携帯電話代）】

政務活動における携帯電話の使用は、議員就任時は使用実態から電話料の按分率を50%として政務活動費から支出しておりました。平成29年度は、政務活動での携帯電話の使用実態が70%～80%となって来たことから、政務活動費の支出に関する事務処理（手引き）に従い、70%の按分率を使用実態に即して計上しております。また、通話が5分以内であれば無料の通話定額ライト基本料・スマ放題のプランを契約していましたが、5分を超えることも多くなったため、通話定額基本料・スマ放題（他社を含む全ての通話が無料）のプランに契約変更しており、携帯電話は通話し放題となっています。なお、平成30年度からは、手引きの改定に沿って携帯電話料の50%計上としています。

●松浦芳子議員

【広聴広報費（議員区政報告）】

○区政報告郵送用住所録データ入力修正の人件費について

区政報告を送ったりポスティングすると受取拒否、死亡している、氏名が違っている、転居先不明等の色々な連絡が入る。そのたびに一人一人点検して修正してもらっている。

住所録データ入力修正については、6000件を超える対象の内、修正件数は不明だが、氏名違いや転居先不明等があれば、適宜、住所録の修正・削除等を行っている。29年5月は当該データの入力修正を行ったが、30年1月は、入力修正に加え、区政報告紙面の修正作業等を行った。

●田中ゆうたろう議員

【広聴広報費（議員区政報告）】

○12月15日 区政報告ハガキについて

宛名ラベル貼付け作業代の領収書に「年賀はがき」と記載があるが、当該区政報告には、年賀はがきではなく官製はがきを使用しており、あけぼの作業所の記載誤りである。

●富本 卓議員

【広聴広報費（議員区政報告）】

平成 29 年度時点においては、区議選への出馬は決めていなかったことから、次の記載を削除する。

「私は、この点での次期（平成 31 年 4 月執行）の区議選には出馬していない。よって、私の区政報告には選挙を目的とした宣伝行為をする意味はない。純粹なる広報広聴活動である。この点からも請求人の主張は理解し難いものがある。」

●杉並区議会公明党

<横山えみ議員>

【広聴広報費（議員区政報告）】

○「区内特別郵便」の印を押す作業について

44 号、45 号とも「区内特別郵便」の印字があるものとないものをそれぞれ印刷している。補助職員は、郵便番号別に仕分けをし、枚数確認を行っている。仕分けの結果、枚数が 100 通を超えた際に「区内特別郵便」を利用できるが、その印字がある印刷物が不足している場合、「区内特別郵便」印を押す作業が発生する。

<山本ひろこ議員>

【広聴広報費（ホームページ）】

・【13 ページ】「区政のお知らせ（2 と一部重複）」：区内での福祉関連のイベントについてと予算委員会の内容を報告したもので政務活動に資するものであるが、家族の写真も掲載されているのでおおよその面積按分で 80%計上とする。

・以上 21 ページの内容の割合を加重平均すると 91.9%が政務活動に資する内容となるが、あえて低い按分率 80%を採用している。\*1930（%）÷21（ページ）=91.9%

・21 ページの内容：次ページ以降に説明

杉並区議会議員

山本ひろこ Yamamoto Hiroko Website



ホーム プロフィール 目指します 取り組みました 区政のお知らせ Facebook 山本ひろこ通信 お問い合わせ

## ご挨拶

私は一生懸命に生きている人、まじめに、誠実に頑張っている人の笑顔を見るのが大好きです。  
高齢者の方々が悲しい思いをする社会、子どもや青年が夢を抱くことができない社会であってはけません。  
そのためには、どこまでも一人の声に耳を傾け、一人のために行動していくことが大切です。

「皆さまの輝く笑顔のために！」

この思いを常に忘れず、全力で走り抜いてまいります！！どうぞよろしくお願い申し上げます。

100%

▲ページ上部へもどる

区政のお知らせ

2

高円寺障害者交流館まつり

2019年3月11日 日常



障害の壁を越えて交流するおまつりです。  
作業所の作品販売所でエプロンを購入～  
しっかりとした作りで1500円はお買得!!  
私に変わって家事をこなす夫、主夫にプレゼント\*私とお揃いです!

自転車接触事故防止

2018年5月13日 取り組みました

最近の記事

- 2019年 03月 11日  
高円寺障害者交流館まつり
- 2018年 05月 13日  
自転車接触事故防止
- 2018年 03月 16日  
予算特別委員会
- 2018年 03月 11日  
平成30年度予算特別委員会
- 2017年 04月 15日  
命の授業を視察
- 2017年 02月 16日  
一般質問 持続可能な開発目標(SDGs)の推進について
- 2017年 02月 08日  
災害時におけるドローンの活用について視察
- 子どもの居場所視察
- 2016年 09月 20日  
第3回定例会 一般質問
- 2016年 07月 10日  
路肩、歩道の舗装

[ブログ一覧を見る](#)

50%

[▲ページ上部へもどる](#)



③



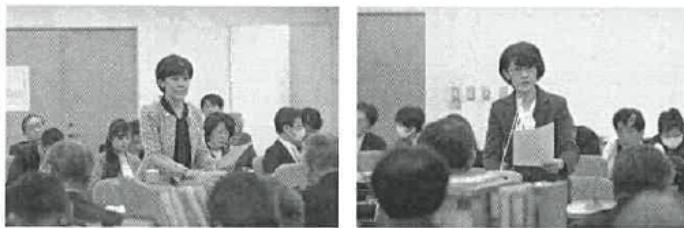
自転車の接触事故で怪我を負われた方からご相談をいただき、丁字路が目立つように煉瓦色に路面舗装をして頂きました。更に南に同じような場所があったので、そちらも合わせて行っていただきました。

人が来るかもしれないという意識で運転することが大切です。効果がありますことを願っています。

杉並区は自転車に関与する事故が東京都の平均を上回っています。自転車が関与する事故の減少を目指して、自転車ネットワーク計画を策定し、28年から自転車の左側走行を促す自転車ナビラインを設置していますが、33年までに区内24キロメートルに進めてまいります。安全で安心な生活道路が広がっていくようこれからも取り組んでまいります。

## 予算特別委員会

2018年3月16日 区政



30年度予算の審議を行う予算特別委員会が3月2日から3月14日の期間開催されました。

私は簡易水道消火器具、防災市民組織、帰宅困難者対策、子ども・子育てプラザ児童館事業、生活困窮者等自立支援事業、ファミリー・サポート・センター、子育て応援券、心肺蘇生教育、命の教育について、これまで区民の皆様から伺ったご意見や視察した先進自治体の取組などを通して、区民の命と暮らしを守るとの思いで質問に臨みました。

100%

詳しい質疑の内容は杉並区議会ホームページをご覧ください。

▲ページ上部へもどる

杉並区議会 公明党 山本ひろこ 保健福祉委員会 文化芸術・スポーツ委員会

検索

検索

杉並区議会議員

山本ひろこ Yamamoto Hiroko Website

公明党

④

ホーム プロフィール 目指します 取り組みました 区政のお知らせ Facebook 山本ひろこ通信 お問い合わせ

## プロフィール

### 山本ひろこプロフィール



常任委員会 保健福祉委員

特別委員会 文化芸術・スポーツ委員

1967年12月21日生まれ

栃木県宇都宮市出身

東京栄養専門学校卒

#### 【家族】

夫、2男2女の6人家族

#### 【資格】

介護福祉士、栄養士、調理師、臨床美術士5級

ホームドゥーラ(産前産後の支援をする女性)

#### 【愛読書】

永遠の都

#### 【好きな言葉】

思いやり

#### 【学生時代の私】

中学校では、バレーボール部に所属。公式試合で、サービスエース13得点!! 大好きだった祖母に並ぶ記録を残しました。(当時はサーブ権有・セットポイント15点の時代でした)

高校2年生の時、高校にプールが新設され、新しいプールに一番に飛び込みたくて水泳部を創設!

願いは成就しました!!

高校時代は生徒会長、水泳部・部長、学費に充てるアルバイトをしてパワフルな高校生活を送っていました。

▲ページ上部へもどる

5

## 【趣味】

趣味は料理。買い物をしていると献立が決まり、疲れていてもキッチンに立つと元気になってきます。野菜を切っていると気分スッキリ！私のストレス解消法です。

PTAバレーボール

生け花、茶道

## 山本ひろこ STORY



人を愛し、人の笑顔のために尽くす両親、料理が大好きだった母を見て育ち、いつしか「人の笑顔のために尽くせる自分に」と思うようになりました。

調理師を目指して栄養学を学んでいた時のこと。貧困な国のやせ細った子どもたちの写真を見た時、涙があふれて止まりませんでした。

20歳の時には「高齢者の孤独死」の問題を知り、「一生懸命に生きてきた高齢者の方々が、悲しい思いをするような社会はおかしい。高齢者の笑顔のために力を尽くしたい」と強く心に誓いました。

調理師、栄養士の資格を取得した後、栄養士として銀行の社員食堂に従事しましたが、20歳の時の思いが忘れられず、杉並区内の特別養護老人ホームへ飛び込み働きました。この老人ホームで4年7ヶ月勤め「介護福祉士」の資格を取得。利用者の皆さんの笑顔のために、力を尽くせたことが、私の最高の財産です。

妊娠を機に退職。4人の子育てをしながら、杉並区高円寺の高齢者住宅「みどりの里」の生活協力員として、入居者の方々の健康面の悩みや、生活上の課題に耳を傾け、尽力してきました。

高齢者福祉にたずさわり16年。ただ今、4人の子育て真っ最中です。

これまでのすべての経験を活かし、お母さんの代表として、働く女性の代表として、ひとりの声にどこまでも耳を傾けて、皆さんの声を代弁してまいります。

「お年寄りの笑顔のために！」「子どもたちや夢を抱いた青年が輝く街に！」

そんな思いを胸に、「いつも笑顔で、あなたのために」走り抜きます！

プライバシーポリシー サイト利用規約

50%

▲ページ上部へもどる

6

杉並区議会 公明党 山本ひろこ 保健福祉委員会 文化芸術・スポーツ委員会

検索

杉並区議会議員

公明党

山本ひろこ Yamamoto Hiroko Website

ホーム プロフィール 目指します 取り組みました 区政のお知らせ Facebook 山本ひろこ通信 お問い合わせ

## 目指します

100%

笑顔が輝く杉並に！

山本ひろこは お約束します！

### 1. 4人の子育て 真つ最中 —— 子供の笑顔は 杉並の宝！

- 多くのお母さんの願いである、保育園の「待機児童ゼロ」を推進します！
- 子育て中のお母さんを応援するため、「家庭訪問つき相談支援事業」を実現します！
- アレルギー対策を強化し、児童・生徒が安心して学べる環境を作ります！
- 小中学校9年間の食育を通して、自分の健康は自分で守れる力を養います！

### 2. 女性の元気が 杉並の元気！

- DV被害者の自立支援、恋人間での暴力（デートDV）の予防と啓発に取り組みます！
- ワンストップで女性の様々な相談に対応する窓口を設置します。

### 3. 青年が輝く 街・杉並！

- 杉並まるごと wi-fi 化計画を推進し、若者が暮らしやすい街・杉並にします！
- 若者の未来のために、議員が身を切る「議会改革」「行財政改革」を実行します！
- 婚活支援の予算化！

### 4. 高齢者福祉に携わり 16年 —— 高齢者が笑顔で暮らせる杉並！

- 臨床美術など「芸術療法」の普及で認知症予防を推進！
- できるだけ住み慣れた地域で暮らせるよう、認知症サポーターを増やし、支えあいの社会を構築します！
- 「地域包括支援センター」を強化し孤独死問題の解決にも全力を注ぎます！
- 長寿応援ポイント事業をさらに充実し社会参加を促進します！

プライバシーポリシー サイト利用規約

▲ページ上部へもどる

杉並区議会 公明党 山本ひろこ 保健福祉委員会 文化芸術・スポーツ委員会

検索  検索

杉並区議会議員

山本ひろこ Yamamoto Hiroko Website



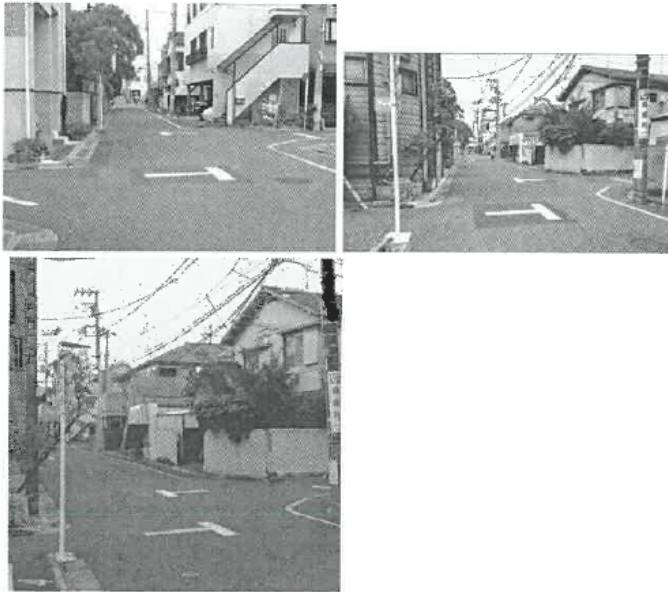
ホーム プロフィール 目指します 取り組みました 区政のお知らせ Facebook 山本ひろこ通信 お問い合わせ

## 取 り 組 み ま し た

### 自転車接触事故防止

100%

2018年5月13日 取り組みました



自転車の接触事故で怪我を負われた方からご相談をいただき、丁字路が目立つように煉瓦色に路面舗装して頂きました。更に南に同じような場所があったので、そちらも合わせて行っていただきました。

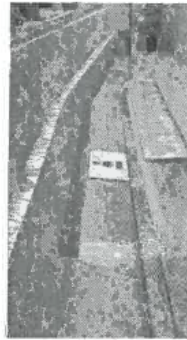
人が来るかもしれないという意識で運転することが大切です。効果がありますことを願っています。

杉並区は自転車に関与する事故が東京都の平均を上回っています。自転車が関与する事故の減少を目指して、自転車ネットワーク計画を策定し、28年から自転車の左側走行を促す自転車ナビラインを設置していますが、33年までに区内24キロメートルに進めてまいります。安全で安心な生活道路が広がっていくようこれからも取り組んでまいります。

### 路肩、歩道の舗装

2016年7月10日 取り組みました

▲ページ上部へもどる



環七の煉瓦舗装をした歩道に所々段差が生じると、足が上がりにくかったり、杖が引っ掛かり置くことがあります。東京都の道路ですが第三建設に連絡し舗装していただきました。

また、桃園緑道も大勢の方の散歩道ですので、ご要望をいただき早速舗装しました。

僅かな段差に水が溜まり、蚊の発生とマンションのエントランス前ということで滑りやすく危険とのご相談にも対応させていただきました。

小さなことですが、近隣の生活者にとっては重要なことです。どんなことでもお気軽にご相談ください。

### 滑り止め舗装

2016年1月28日 取り組みました



地元の町会長さんから道路の舗装と滑り止めについてご相談をいただき区役所まで要望書を提出してきました。

降雪の後、ご近所の方の車いす通院に付き添われた時、なだらかながら坂道が大変恐怖に感じたと仰っていました。

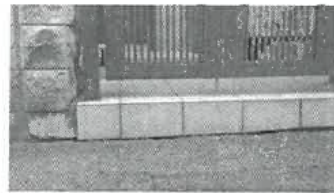
水道管の工事に合わせ道路の舗装が計画されていたのですが、滑り止めと浸水型の舗装にして頂くことが出来ました。自治会の略中心で南北に延びる凸凹だった道路がきれいになりました。

### 段差解消と道路舗装

2016年1月24日 取り組みました

100%

▲ページ上部へもどる



9

アパートの建て替えに伴いセットバックして頂いた後の縁石、門戸の下に出来た空洞についてご相談をいただき、段差を解消して道路もきれいに舗装することができました。

高円寺地域は木造住宅密集地域ですので、緊急輸送車両、介護車両、清掃車などの通行に道路の拡張が急がれています。

一歩一歩取り組んでいきます。

## 植栽

2015年10月25日 取り組みました



100%

雑草で荒れているので植栽をしていただきたいとご要望をいただき、土木所長にお願いしました。

早速、百日紅の木とつつじの低木を植えていただきました。

住宅都市杉並区の中で緑地確保のため、この通りは、沿道に緑が植えられていますが放置自転車や人の往来でところどころ荒れていました。ひどい場所は一時的にパイプで植え込みを保護しています。

百日紅の木はピンクと白の花を咲かせとても素敵な風景を見せてくれます。好きな通りのひとつです。 スミエジ上部へもどる

### 注意喚起の看板設置

2015年9月16日 取り組みました

10

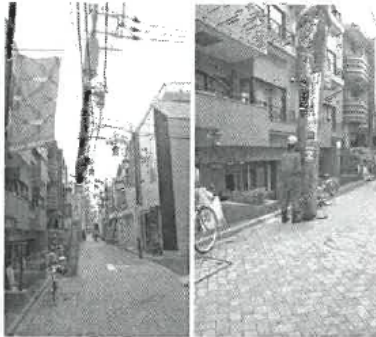


阿佐ヶ谷6丁目の丁字路で朝の通勤通学時に接触事故が多発しているのご相談をいただき注意喚起の看板を設置させていただきました。

皆さま、無事故の運転を心がけていきましょう！

### 電柱の点検依頼

2015年6月25日 取り組みました



中通り商店街の電信柱が大きく傾いているので心配です！とのご相談をいただき東京電力に点検を依頼しました。

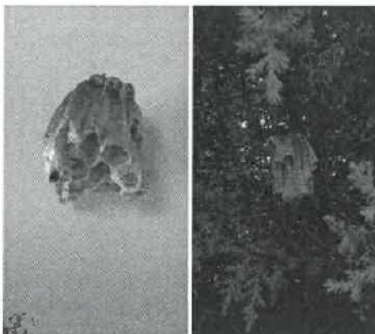
定期的に点検しているとのことでしたが、直ぐに対応いただきました。この傾きでも許容範囲だそうです。

ひとまず安心！情報提供者にすぐご報告しました。

この風景がいかにも高円寺らしくて好きなのですが、震災時の防火・減災対策には電柱の地中化が重要です！

### 蜂の巣駆除

2015年6月16日 取り組みました



100%

▲ページ上部へもどる



11

区民の方から、敷地の木に蜂の巣があり、区で撤去してもらえるのですか？とお問い合わせがありました。  
 早速、現地へ向かい蜂の巣の写真を撮ってネットで確認しましたが、スズメバチの巣ではないことがわかりました。  
 危険性が低い蜂の巣は、各自で駆除していただいています。駆除の方法を環境課で確認したところ、  
 杉並区のホームページにも掲載されていることがわかりました。  
 夕方は活動が鈍くなるそうです。白い服を着て夕方伺い、殺虫剤を下から噴射し、軍手を二重にし、  
 その上にビニール袋を十枚くらい重ねてそっと掴むように駆除成功しました。  
 ホームページわかりにくいですが、住まい・環境をクリック⇒動物衛生⇒ねずみ・昆虫などの駆除で検索できます！

## 区議選バージョン、ひろこの実績

2015年4月24日 取り組みました

選挙戦もあと2日、ホームページを見て投票される方もいらっしゃるのではないかと、1期4年間の主な実績をこのページにまとめました！！

### 1. 防災・減災編 = 皆さまの命と財産を守りたい！！

○建物の耐震診断や家具の転倒防止設置状況など安全確認を行う建築士を無料で派遣する

建物防災支援アドバイザー派遣事業を実現しました！！

○災害時、避難場所となる小中学校の体育館、天井や照明器具や壁が落下してけがをすることがないように

H27年度中に耐震改修が完了します！！

○避難生活の中で、女性や高齢者が特有の悩みを打ち明けられずに辛い思いをしました。

女性の視点の防災対策を訴え、災害弱者に配慮した防災マニュアルに改正されました！！

### 2. 子育て支援・教育

○区議会で私をはじめ訴えた、産前産後のお母さんを支えるサポート事業が7月からスタートします！！

出産退院後、さらに区内の産院などの空いたお部屋に入院し母体が回復するまで安心してゆったりと子育てができる環境を整えます。

○H26年度は約1000名の定員を増やし、H27年度4月時点で、保育園の待機児童を58名まで解消しました！！

○ひとりのお母さんの声を議会で取り上げ、小中学校66校の人気メニューを集めた学校給食のレシピ本が発行されます！！

○食物アレルギーをもつ子どもたちの命をまもるため、食器やトレーの色を変え、職員と児童生徒で命を守る対策を推進しました！！

### 3. 高齢者 = 高齢者の尊厳が守られるように！！

○認知症予防に効果をしめす、臨床美術！！臨床美術士の資格を取得し普及活動を推進しています！！

○特別養護老人ホームを増設・増床しました。高齢者の人権を護る、介護従事者の負担を軽減する、

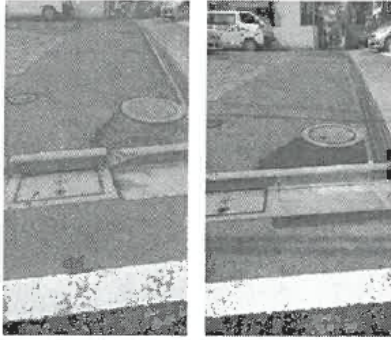
最先端の介護技術を取り入れた事業主を選定するよう訴えています！！

100%

## 陥没を改修しました！

2015年3月25日 取り組みました

▲ページ上部へもどる



12

この通りにお住まいの方からご相談をいただき、改修させていただきました。

カートを引いて外出される方ですが、転んでお怪我をされたようです。

段差の解消には、私道のため沿道住民の申請手続きが必要で時間を要してしまうため

まずは出来る事を進めさせていただきました。

1 2 次へ>>

プライバシーポリシー サイト利用規約

100%

▲ページ上部へもどる

杉並区議会 公明党 山本ひろこ 保健福祉委員会 文化芸術・スポーツ委員会

検索  検索

杉並区議会議員

# 山本ひろこ Yamamoto Hiroko Website

公明党

13

ホーム プロフィール 目指します 取り組みました 区政のお知らせ Facebook 山本ひろこ通信 お問い合わせ

## 区政のお知らせ

### 高円寺障害者交流館まつり

2019年3月11日 日常



80%

障害の壁を越えて交流するおまつりです。  
 作業所の作品販売所でエプロンを購入～  
 しっかりとした作りで1500円はお買得!!  
 私に変わって家事をこなす夫、主夫にプレゼントが私とお揃いです!

### 予算特別委員会

2018年3月16日 区政



30年度予算の審議を行う予算特別委員会が3月2日から3月14日の期間開催されました。  
 私は簡易水道消火器具、防災市民組織、帰宅困難者対策、子ども・子育てプラザ児童館事業、生活困窮者等自立支援事業、ファミリー・サポート・センター、子育て応援券、心肺蘇生教育、命の教育について、これまで区民の皆様から伺ったご意見や視察した先進自治体の取組などを通して、区民の命と暮らしを守るとの思いで質問に臨みました。  
 詳しい質疑の内容は杉並区議会ホームページをご覧ください。

▲ページ上部へもどる

14

## 平成30年度予算特別委員会

2018年3月11日 区政



3月6日

①水道栓を使用した初期消火器具に対して、良い器具を設置してくれたと嬉しい声が届いている。一方で存在を知らなかったり、申込用紙に気づかず、設置できなかった自治会もある。普及と収納方法について丁寧な周知を求める。

②ライフラインが途絶えても、在宅避難生活の中で温かい食事が作れる、また、乳幼児が食べやすい防災食の工夫など訓練で行う場合の食材費は、防災活動に資する経費として認めるようになったことを、「東京暮らし防災」ブックの配布と共に区民に丁寧な周知し、制限なく訓練が行えるように求める。

③30年度予算に帰宅困難者マップの作成、「すぎナビ」に避難経路表示情報を追加する予算が重点事業として計上された。しかし、大地震発災時、電気が復旧するまで街は真っ暗になる。暗闇でも遠方からも良く見える情報伝達に役立つアンブルボードを提案する。また、一時滞り施設の備蓄品には、高齢者、乳幼児、障害者など多様な避難者を想定した対策が重要。特に液体ミルクの導入を求める。

概ね良い答弁をいただきました。区民の生命と財産を守る！！30年度予算としてまいります。

## 命の授業を視察

2017年4月15日 視察



100%

▲ページ上部へもどる

動物の虐待や殺処分に関心を持っている方は少なくありません。そんな中、自治体を実施するうだアニマルパークで行われている、小学生から中学生を対象にした命の授業について、動物愛護議員連盟でお話を伺ってきました。

15

ウサギや犬など生き物を通しての授業は、動物にストレスをかけてしまうことから、ここでは模型を使用して授業を行います。人間と動物との繋がりを通して、環境に影響を及ぼす人間の心無い行動によって動物の生活環境が破壊されているというサイクルを分かりやすく理解させ、だから人間はどう生きなければならないのかと体系づけています。手作りの暖かさを感じました。

こうした取り組みが全国に広がり身勝手な飼い主による動物の殺処分の減少に繋がることを期待しました。杉並でも進めていきます。

## 一般質問 持続可能な開発目標(SDGs)の推進について

2017年2月16日 区政



kaigiroku

持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人取り残さない」をテーマに、2015年9月、国連持続可能な開発サミットにおいて、国連加盟国全会一致で採択された目標です。貧困をなくそう、飢餓をゼロに、気候変動に具体的な対策をとといった、2030年までに世界を変えるための17項目の目標が掲げられました。

この一つ一つの項目は互いに関連し合い、例えば、「質の高い教育をみんなに」という目標の達成に向け、女子教育に力を入れるならば、貧困の撲滅や健康、福祉の増進、ジェンダーの平等など、他の目標達成への道筋を開いていくことにつながります。日本国内でも格差の拡大や子供の貧困など課題が深刻化している中で、途上国だけではなく、先進国も含めた国際社会共通の目標として定められていることは、大変画期的なことです。

世界の潮流と共に杉並区においても「誰一人取り残さない」とのテーマを基本理念とし、様々な取り組みの根底に据え施策を推進していくことを求め今回は「気候変動について」「教育分野について」「青年交流について」「社会的養護児童の養育家庭について」質問いたしました。

詳しくは冒頭のkaigirokuをご覧ください。

## 災害時におけるドローンの活用について視察

2017年2月8日 視察



100%

大規模災害時、区内の被害状況をいち早く把握し、スムーズに必要な支援が届けられるように、また避難経路の情報公開についてドローンの可能性を学ぶため仙台市の取組みを視察してきました。

▲ページ上部へもどる

16

火災発生時、炎と煙により建物の中の状況を把握することは人では危険が伴います。カメラを搭載したドローンを飛ばすことで詳細な情報を入手できること、また、河川の氾濫についても人では難しい状況把握ができることが分かりました。

都心での活用については課題がありますが、ドローンの可能性は大きいものがあると実感しました。

### 子どもの居場所視察

2017年2月8日 視察



福島県にある全天候型の子どもの居場所事業について会派で視察に行ってきました。

杉並区では、近年出生率が伸び乳幼児が増加傾向にあります。児童館は乳幼児親子が1日居て良い施設ですが、乳幼児親子を対象にしたゆらキッズ事業は午前中に行われており、午後には学童保育の小学生らが訪れて1日ゆっくり過ごせる場所としては課題が見えてきました。施設再編整備計画の中で、子どもの居場所が検討されています。このような施設とまではいかないとしても全天候型で1日ゆっくり過ごせる杉並区に適した施設の在り方を検討していく良い機会となりました。

### 第3回定例会 一般質問

2016年9月20日 区政



100%

「東京オリンピック・パラリンピックについて」このテーマについては2回目の質問となりました。

リオオリンピックでは過去最多のメダルを獲得したチーム日本！

また、障害をものともせず戦いに挑むパラリンピックでのアスリートの姿！！

多くの人を笑顔にし、勇気を感動を与えるスポーツの力、オリンピックの持つ力に心からの感動を覚えました。

▲ページ上部へもどる

17

7月に競技大会委員会から「東京2020アクション&レガシープラン」が発表され具体的な取組みが打ち出されました。

他自治体に遅れることなく、文化のまち杉並区がその魅力を発信し、東京大会成功に貢献できるよう

1.文化プログラムについて、2.情報発信について、3.ユニバーサルデザインについて質問しました。

東京大会に向けたアクションが杉並の魅力を最大限に開花させ、世界の多くのお客様を真心でおもてなし、

世界平和に貢献する祭典となること、そして区の発展と区民福祉の向上に寄与するレガシーとなることを願い質問しました。

詳細は杉並区議会ホームページ→議会中継バーナー→録画中継→委員会録画中継(外部リンク)をご覧ください。

また、後日会議録に掲載されます。(平成28年9月19日一般質問 山本 ひろこ 東京オリンピック・パラリンピックについて)

## 高円寺子ども食堂

2016年5月21日 視察



「高円寺 こども食堂」を視察しました。

カトリック高円寺教会の地下ホールにて、毎月第1・3土曜日の12時～14時

対象は幼児から高校生(保護者同伴可) 食事代は300円です。

この日のメニューは、ロコモコ(カレー味のハンバーグ、目玉焼き、サラダがワンプレートに盛られています)

ポタージュスープ、メロンでした。優しいお味で大変美味しく、お腹一杯になりました。

新聞やテレビ等で報道されていますが、日本の貧困率は、OECD加盟国の中で最下位

そして平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす「子どもの貧困率」は16.3%と過去最悪を更新したとされています。

そんな中、杉並区で無料の学習塾を運営されている方から、一日の食事が学校給食のみというお子さんがいると伺い物が溢れかえる社会の中に、そのような子どもが現実にいると知り胸が締め付けられる思いでした。

日本を背負って立つ子どもたちが、生まれた環境に左右されることなく、夢と希望を持って大きく成長できるよう身も心も満たされる食事と教育を受けられる社会を築かなければと決意します。

子どもの貧困対策は国と地方公共団体の責務です。支援が必要な子どもたちにこうした取り組みがしっかりと届くよう

支援をしてまいります。

100%

地球規模の課題解決に向け、2015年9月に持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発目標」(SDGs)は、

18

2030年までに達成すべき行動計画として、誰も置き去りにしない！あらゆる形態の貧困に終止符を打つ！

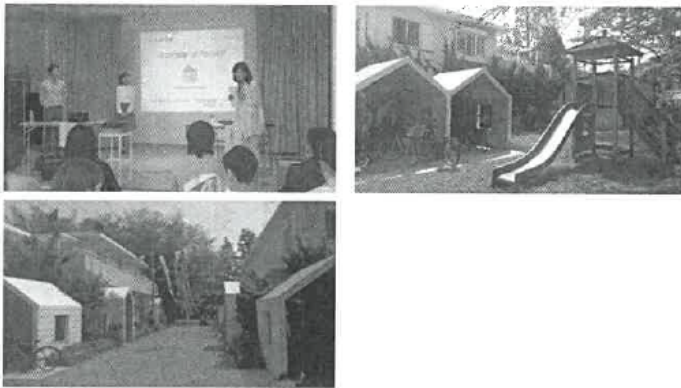
不平等と闘う！気候変動に対処する！など17項目が掲げられ、これらの達成に向けた具体的な行動目標や削減目標が設定されています。

この活動は世界中の国々とそこに暮らす私たち一人ひとりの取組みにより実現するものと考えます。

食品ロス削減の推進により、世界中の貧困に終止符を打つ！この決意で杉並から進めてまいります！

## 「社会的養護と子どもの貧困」本当に必要な子ども支援とは

2016年5月3日 視察



清瀬市にある児童養護施設「子供の家」にて、「社会的養護」の実態とその背景にある子どもの貧困など、様々な問題を学び、私たち大人に求められている役割や行動、本当に必要な支援について考える機会となりました。

「社会的養護」とは、子どもを守るべき保護者が子どもを守ることが難しい状況になった時に、子どもを公の責任の下で保護する仕組みで、児童養護施設や里親制度、養子縁組などがそれに当たります。

日本は、施設が足りないと言われていますが、人口比で見た時に決してそのような状況ではないこと、また現在は一人ひとりのプライバシーが守られる施設が整備されている状況であること、また希望すれば大学進学之道も開けているなどを知り少し安心しましたが、これは施設により隔たりがあるようです。

危険な親の下で暮らすより、児童養護施設で生活できていることは幸せであるとの発言に、まだまだ救いきれていない子どもたちへの社会的支援の遅れを感じました。問題なのは被害を受けた子どもたちが、今まで生活していた場所から離れた施設や環境の変化に、大きな不安やストレスを感じ、安心して生活できるまでに時間がかかり、教育の遅れが否めないとのことでした。

子どもにとって一番辛いこと、それは育児放棄や虐待の事実を知りながら、周りの大人が関わろうとせず、放置、無視されることだそうです。身近に気になった子が居た時、大人が勇気を出して声をかけてあげること、話を聞いてあげることが大切なことであると感じました。簡単なことのように、大きな勇気があることと思いましたが、勇気を出して声をかけていこうと心に誓いました。

100%



杉並区議会 公明党 山本ひろこ 保健福祉委員会 文化芸術・スポーツ委員会

検索 検索

杉並区議会議員

# 山本ひろこ Yamamoto Hiroko Website



ホーム プロフィール 目指します 取り組みました 区政のお知らせ Facebook 山本ひろこ通信 お問い合わせ

## 山本ひろこ通信

山本ひろこの活動をお届けしています。



山本ひろこNEWS vol.9 (PDF)



山本ひろこNEWS vol.8 (PDF)

100%

▲ページ上部へもどる



杉並区議会 公明党 山本ひろこ 保健福祉委員会 文化芸術・スポーツ委員会

検索

杉並区議会議員

山本ひろこ Yamamoto Hiroko Website

公明党

21

ホーム プロフィール 目指します 取り組みました 区政のお知らせ Facebook 山本ひろこ通信 お問い合わせ

## お 問 い 合 わ せ

皆様のご意見・ご要望を何なりとお寄せください



090-7170-6463



smile\_omoiyari@yahoo.co.jp

プライバシーポリシー サイト利用規約

100%

▲ページ上部へもどる



31 杉議会第 308 号  
令和元年 6 月 20 日

杉並区監査委員 様

杉並区議会  
議長 井口 かづ子

平成 29 年度政務活動費に係る調査について（追加回答その 2）

令和元年 5 月 13 日付 31 杉監査第 68 号の調査依頼に基づき、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第 11 条に規定している政務活動費の議長による調査を実施し、令和元年 5 月 24 日付 31 杉議会第 157 号及び令和元年 6 月 4 日付 31 杉議会第 221 号により回答したが、杉並区議会公明党（山本ひろこ議員）より下記のとおり追加回答があったため、違法・不当であるか否かについて確認を行った。

#### 記

#### 1 調査結果

議員の意向でより明確な内容となるように追加回答されたことは適当である。

#### 2 追加回答

個別事項についての会派からの追加説明（下線部分）

#### ●杉並区議会公明党＜山本ひろこ議員＞

按分率について、改めてその内容を確認したところ、11 ページについては 50% 按分とすることがより適切であると考えるので、次のとおり、説明内容を訂正する。

#### 【広聴広報費（ホームページ）】

・以上 21 ページの内容の割合を加重平均すると 89.5% が政務活動に資する内容となるが、あえて低い按分率 80% を採用している。\*1880 (%) ÷ 21 (ページ) = 89.5%



# 資 料





## 杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

平成13年 3月23日  
条例第26号

〔注〕平成18年12月から改正経過を注記した。

改正	平成14年 6月21日条例第31号	平成15年 4月30日条例第19号
	平成18年12月11日条例第44号	平成20年10月14日条例第28号
	平成25年 2月20日条例第 1号	

〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成20年条例28号・25年 1号〕

(交付対象)

第2条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

一部改正〔平成25年条例 1号〕

(会派に係る政務活動費)

第3条 会派に係る政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額16万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

一部改正〔平成25年条例 1号〕

(議員に係る政務活動費)

第4条 議員に係る政務活動費は、基準日に在職する議員（次条第1項の規定による届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額16万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

一部改正〔平成25年条例 1号〕

(議長に対する届出)

第5条 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届け出なければならない。議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。

一部改正〔平成25年条例 1号〕

(区長への通知)

第6条 議長は、前条の規定による届出に基づき、毎年度4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の規定による届出を受けたときは、速やかに区長に通知しな

ればならない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日を定める条例(平成元年杉並区条例第5号)第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務活動費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第6条第2項の規定による通知があった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務活動費については第1項の規定を準用し、減員分に係る政務活動費については速やかに区長に返還しなければならない。

5 前2項の規定に基づき、一四半期の途中で政務活動費の請求を行う場合における第1項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月(その日が基準日である場合は、当月)の10日」とする。

6 一四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散の日又は議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第9条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動(以下「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

(収支報告書等の提出)

第10条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書(別記様式。以下「報告書」という。)に、政務活動費の収支を表す出納簿(以下「出納簿」という。)及び領収書その他の証書類(以下「領収書等」という。)を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して30日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。

3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。

4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成18年条例44号・25年1号〕

(透明性の確保)

第11条 議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

全部改正〔平成25年条例1号〕

(政務活動費の返還)

第12条 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出(第9条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

一部改正〔平成25年条例1号〕

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成25年条例1号〕

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 杉並区特別職報酬等審議会条例(昭和39年杉並区条例第35号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成14年6月21日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年4月30日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月11日条例第44号)

- 1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則(平成20年10月14日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年2月20日条例第1号)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表(第9条関係)

政務活動に要する経費

項目	内容
調査研究費	区の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費 (調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費)
研修費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 (会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費)
	2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加(会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。)に要する経費 (参加費・会費、宿泊費、交通費)
広聴広報費	1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費 (資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費)
	2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

	(印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費)
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費 (資料印刷費、交通費、文書通信費)
会議費	1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費 (資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費)
	2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費 (参加費・会費、交通費、文書通信費)
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本費、原稿料)
資料購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 (書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、有料データベース利用料)
事務費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 (事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、文書通信費)
事務所費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 (事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料)
人件費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 (賃金、社会保険料、交通費)

備考 括弧内は、例示とする。

追加〔平成25年条例1号〕

様式(省略)

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年 3月30日  
規則第35号

改正 平成19年 3月30日規則第48号

平成25年 2月20日規則第 2号

〔題名改正〕

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年規則 2号〕

(議長に対する届出)

第2条 条例第5条第1項及び第2項の規定による届出は、会派に係る政務活動費の交付に関する届（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条第3項の規定による届出は、議員に係る政務活動費の交付に関する届（第2号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付対象に係る通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による通知は、政務活動費交付対象者状況通知書（第3号様式）によるものとする。

2 条例第6条第2項の規定による通知は、政務活動費交付対象者変更通知書（第4号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付決定通知書)

第4条 条例第7条の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書（第5号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(交付請求書)

第5条 条例第8条第1項及び第4項の規定による請求は、政務活動費交付請求書（第6号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(政務活動費出納簿)

第6条 条例第10条第1項に規定する出納簿は、政務活動費出納簿（第7号様式）によるものとする。

一部改正〔平成25年規則 2号〕

(返還命令書)

第7条 条例第12条の規定による返還の命令は、政務活動費返還命令書（第8号様式）によるものとする。

一部改正〔平成19年規則48号・25年 2号〕

附 則

この規則は、平成13年 4月 1日から施行する。

附 則（平成19年 3月30日規則第48号）

この規則は、平成19年 5月 1日から施行する。

附 則（平成25年 2月20日規則第 2号）

1 この規則は、平成25年 3月 1日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

様式（省略）

## 杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

平成19年 3月30日  
議長訓令甲第 1号

改正 平成20年 4月 1日議長訓令甲第 2号 平成22年 4月 1日議長訓令甲第 2号  
 平成23年 3月31日議長訓令甲第 1号 平成24年 3月30日議長訓令甲第 1号  
 平成25年 2月28日議長訓令甲第 1号 平成26年 3月31日議長訓令甲第 1号  
 [題名改正]  
 平成27年 3月31日議長訓令甲第 1号 平成28年 3月31日議長訓令甲第 2号  
 平成29年 3月31日議長訓令甲第 1号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例（平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。）及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年杉並区規則第35号）に定める政務活動費の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第104条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成25年議長訓令甲 1号〕

(支出基準)

第 2 条 次に掲げる経費は、条例別表で定める政務活動に要する経費（以下「政務活動に要する経費」という。）に該当しないものとする。

- (1) 選挙活動に関する経費
- (2) 政党活動に関する経費
- (3) 後援会活動に関する経費
- (4) 交際費（慶弔費、せん別、病気見舞等）に関する経費
- (5) 飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費
- (6) 条例第 9 条第 1 項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- (7) 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- (8) 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- (9) その他政務活動の目的に合致しない経費

2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうち政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分し、政務活動費により支出しなければならない。

3 政務活動に要する経費の細目は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲 2号・25年 1号〕

(領収書等の提出)

第 3 条 条例第10条第 1 項及び第 2 項に規定する領収書その他の証拠書類（次項に規定する第 2 号様式を除く。）は、領収書等貼付用紙（第 1 号様式）にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務活動費により支出する場合は、政務活動交通費記録簿（第 2 号様式）を作成するものとする。

一部改正〔平成20年議長訓令甲 2号・25年 1号〕

(帳票類等の提出)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定による届出を行った会派の経理担当者及び同条第 3 項の規定による届出を行った議員は、政務活動費を次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第10条第 1 項に規定する政務活動費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- (1) 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の場合を除く、視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費 政務活動視察報告書（第3号様式）
  - (2) 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
  - (3) 備品の購入に要する経費 備品台帳の写し
  - (4) 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
  - (5) 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類
- 2 議長は、前項の帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。

一部改正〔平成23年議長訓令甲1号・24年1号・25年1号・26年1号・27年1号〕

(その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この規程は、この規程の施行の日以後に交付する政務調査費について適用する。
 

附 則（平成20年4月1日議長訓令甲第2号）  
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日議長訓令甲第1号）  
この規程は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日議長訓令甲第1号）  
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年2月28日議長訓令甲第1号）
- 1 この規程は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。
 

附 則（平成26年3月31日議長訓令甲第1号）  
この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日議長訓令甲第1号）  
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日議長訓令甲第2号）  
この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日議長訓令甲第1号）  
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費細目

項目	内容
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする</li> <li>○ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人当たり月額5,000円を限度とする）</li> <li>○スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる</li> <li>○タクシー利用額の上限は年額240,000円とする（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する）</li> </ul>
研修費	○懇親会費の計上はできないものとする



	<ul style="list-style-type: none"> <li>○政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする</li> <li>○政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする</li> <li>○大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする</li> <li>○宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に 参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日 時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添 付する</li> </ul>						
広聴広報費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○広聴広報活動における茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領 収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する</li> <li>○区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする (ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする)</li> <li>○印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する</li> <li>○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超 えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする</li> <li>○ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する</li> </ul>						
要請陳情等活 動費	○細目なし						
会議費	○会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、 領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する						
資料作成費	○細目なし						
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とす る</li> <li>○所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする</li> <li>○電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではな く、「事務費」(事務用品・備品購入費)として取扱う</li> </ul>						
事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し 管理する</li> <li>○備品購入費については、実態に即して按分する なお、購入・買替えに当たっては、所得税法(昭和40年法律第33号)上の 減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする</li> <li>○ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合 のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当で きる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そ のポイント相当額を控除して支出する</li> <li>○切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超 えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする</li> <li>○はがきを購入する場合は、議員1人当たり年額30,000円を超えることはで きない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする</li> <li>○インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信 費については、実態に即して按分する</li> <li>○通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">固定電話(事務所専用)</td> <td style="padding: 2px;">1/2</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">固定電話(事務所自宅兼用FAX あり)</td> <td style="padding: 2px;">1/2</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">固定電話(事務所自宅兼用FAX)</td> <td style="padding: 2px;">1/4</td> </tr> </table>	固定電話(事務所専用)	1/2	固定電話(事務所自宅兼用FAX あり)	1/2	固定電話(事務所自宅兼用FAX)	1/4
固定電話(事務所専用)	1/2						
固定電話(事務所自宅兼用FAX あり)	1/2						
固定電話(事務所自宅兼用FAX)	1/4						

	なし)																	
	<p>○政務活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする</p> <p>○名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする</p>																	
事務所費	<p>○事務所賃借料について</p> <table border="1"> <tr> <td>自己所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>計上できない</td> </tr> </table> <p>※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう</p> <p>※個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は月額50,000円とする</p> <p>○事務所光熱水費について</p> <table border="1"> <tr> <td>自己所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>計上できない</td> </tr> </table>		自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	計上できない	自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	計上できない
自己所有	計上できない																	
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする																
	自宅兼用	計上できない																
自己所有	計上できない																	
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする																
	自宅兼用	計上できない																
人件費	<p>○議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない</p> <p>○議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記の上、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする</p>																	

追加〔平成20年議長訓令甲2号〕、一部改正〔平成22年議長訓令甲2号・23年1号・24年1号・25年1号・26年1号・27年1号・28年2号・29年1号〕

様式（省略）

政務活動費の支出に関する事務処理について

(平成 29 年度版)

平成 29 年 4 月  
杉並区議会事務局

## 《 目 次 》

I 基本編	
1 政務活動費支出の基本的考え方	1
2 政務活動費とは	2
3 政務活動費を充てることのできる経費の範囲	3
4 政務活動費として支出できない経費	4
II 手続編	
1 各支出項目の細目・留意事項	5
2 提出書類	27
3 各種様式・記載例	43
III 資料編	
1 例規関係（抜粋）	53
2 過去（政務調査費）の判例	53
3 政務活動費制度の変遷及び検討・取組の経過	53

会派・議員の皆さまへのお願い

# Ⅰ 基本編

## 1 政務活動費支出の基本的考え方

### (1) 実費弁償の原則

政務活動費は、議員の調査研究、及びその他の活動に資するため必要な経費の一部として交付されるものであり、必要経費の一部を実費として充当する（実費弁償）ものでなければならない。

### (2) 按分の原則

政務活動費の支出に当たっては、調査研究活動とそうでない部分とを合理的に区分することが困難である場合には、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければならない。

### (3) 透明性の原則

区民に対する説明責任を果たすために、政務活動費の使途の透明性を高めていくものとする。使途内容を区民に説明できるよう留意して調査研究その他の活動を行わなければならない。また、政務活動費を効率的かつ有効に活用し、調査研究その他の活動の成果を広く区民に周知するように努めなければならない。

（「政務調査費検討会」報告書（平成20年3月）より抜粋）

## 2 政務活動費とは

### 地方自治法 第100条

第14項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第15項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

第16項 議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

### 凡 例

自治法：地方自治法

条 例：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

規 則：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

規 程：杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

### 3 政務活動費を充てることができる経費の範囲

(条例第9条「別表」より)

#### 調査研究費

区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

#### 研修費

- 1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費
- 2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費

#### 広聴広報費

- 1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費
- 2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

#### 要請陳情等活動費

会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費

#### 会議費

- 1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費
- 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費

#### 資料作成費

会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

#### 資料購入費

会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

#### 事務費

会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

#### 事務所費

会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

#### 人件費

会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

#### 4 政務活動費として支出できない経費（規程第2条）

- 1 選挙活動に関する経費
- 2 政党活動に関する経費
- 3 後援会活動に関する経費
- 4 交際費（慶弔費、せん別、病気見舞等）に関する経費
- 5 飲食（会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。）に関する経費
- 6 条例第9条第1項に規定する政務活動（以下「政務活動」という。）の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- 7 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- 8 自動車の維持管理（公租、車検、保険、修理）に関する経費
- 9 その他政務活動の目的に合致しない経費

政務活動に要する経費と上記1～9の経費が混在する場合は、それぞれに相当する部分を区分する必要があります。困難である場合は、社会通念上相当な割合による按分をして、政務活動に資するために必要な費用の金額を確定しなければなりません。（按分の原則）



## II 手続編

### 1 各支出項目の細目・留意事項

★支出計上にあたって特に留意する必要がある事項 . . . 6

調査研究費	. . . . .	7
研修費	. . . . .	10
広聴広報費	. . . . .	12
要請陳情等活動費	. . . . .	15
会議費	. . . . .	16
資料作成費	. . . . .	17
資料購入費	. . . . .	18
事務費	. . . . .	19
事務所費	. . . . .	23
人件費	. . . . .	25

支出計上にあたって特に留意する必要がある事項

次に掲げる各支出経費について計上する場合には、誤解を招かないよう特に説明をする必要があります。

交通費	公共交通機関	一般的に合理的でない経路による場合
	タクシー代	利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合 頻繁に利用する場合 区外を目的地とする利用 高額な利用の場合 ⇒可能な限り他の公共交通機関を利用します。
	ガソリン代	ひと月当たりの給油頻度が高い場合 ゴールデンウィーク、お盆、年末年始及びその前後に給油する場合
	有料駐車場	利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合 区外での利用の場合
書籍代		政務活動との関連が疑わしいもの、娯楽性の高いものなど
郵送料		切手・官製はがきの頻繁な購入 切手・官製はがきの大量購入 郵便区内特別郵便制度（割引・別納）を使用しない場合 年度末の購入 ⇒切手・官製はがきの購入には、上限額、上限枚数の設定があります。（ただし、官製はがきは事務費として計上する場合のみ） ⇒原則、年度内で使用します。
備品・消耗品購入		年度末の購入・まとめ買い 毎年わたるPC関連品の購入 高い按分割合の設定（1/2を超えるなど） 高額・高性能な備品等
事務所賃料		按分割合の合理性 ⇒事務所としての表示（看板・表札）が必要です。

## 調査研究費

区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費

### 【支出の参考例】 調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費

#### 政務活動に要する経費細目

- 月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする。
- ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）の支出割合の上限は1/2とする。（ただし、議員1人当たり月額5,000円を限度とする）
- スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる。
- タクシー利用額の上限は年額240,000円とする。  
（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する。）

#### ◆支出にあたっての留意事項

##### 【月極駐車場代】

「賃貸借契約書」の写しを添付します。

##### 【ガソリン代】

ひと月あたりの給油頻度が多い場合、ゴールデンウィーク・お盆・年末年始及びその前後に計上する場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

## 【交通費の実費】

- 宿泊を伴う、或いは航空券・JR指定席券及び乗車券を購入する場合は、交通機関窓口または旅行代理店から必ず領収書の発行を受けます。
- 日常の政務活動に係る近隣の交通費や、視察先等において利用当日別途必要となった交通費（JR・私鉄・地下鉄・バス運賃、タクシー代）については、領収書の発行が一般的ではないケースが多いため、ひと月分を日付順に、「政務活動交通費記録簿」に記載します。

### （１）公共交通機関

- スイカ・パスモ等を使用して交通機関を利用した場合は、交通実費を「政務活動交通費記録簿」に記載するか、または「利用明細（履歴）」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、利用区間（出張先）や目的（出張内容）等を備考欄等に補記します。
- 一般的に合理的でない経路の場合は、誤解を招かないよう特に説明が必要です。

### （２）タクシー代

- 「政務活動交通費記録簿」裏面に「領収書」を貼付します。（別紙あるいは領収書等貼付用紙の利用も可）
- 夜間から深夜の利用、区外を目的地とする利用、頻繁な利用、高額な利用の場合は誤解を招かないよう説明が必要です。
- 可能な限り、他の公共交通機関を利用するものとします。

### （３）駐車（駐輪）料金

「領収書」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、備考欄に、「出張先」「出張内容」を記載します。利用時間が夜間・深夜に及ぶ場合、区外での利用の場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

#### (4) 有料道路料金

「領収書」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、備考欄に、「出張先」「出張内容」「利用区間」を記載します。

#### 【視察報告】

宿泊を伴うか、往復の交通費が1万円を超える（往復の鉄道運賃や航空運賃などをさす。現地のタクシー代・レンタカー代は含まない。）日帰りの視察・研修参加経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を添付します。

- 「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、33ページ参照
- 「政務活動交通費記録簿」の記載については、36ページ参照
- 「政務活動視察報告書」の記載については、38ページ参照

## 研 修 費

- 1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費

**【支出の参考例】 会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費**

- 2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費

**【支出の参考例】 参加費・会費、宿泊費、交通費**

### 政務活動に要する経費細目

- 懇親会費の計上はできないものとする。
- 政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする。
- 政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする。
- 大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする。
- 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が10,000円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する。

### ◆支出にあたっての留意事項

#### 【研修会・講演会等への参加費】

参加の主たる目的が政務活動の場合のみ支出でき、政党活動や後援会活動が含まれる場合は按分が必要です。他の参加者との情報交換が有益だとしても、それを参加の主たる目的とすることはできません。

## 【講師謝礼金】

適正な金額であることを示すため、テーマや講義時間等、講義内容の説明が必要です。

## 【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（8ページ）

## 【研修受講報告】

宿泊を伴うか、往復の交通費が1万円を超える（往復の鉄道運賃や航空運賃などをさす。現地のタクシー代・レンタカー代は含まない。）日帰りの研修参加経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を添付します。

○「政務活動視察報告書」の記載については、38ページ参照

## 【会場借上げ費など】

会場費や機材借上げ費などの名目に、政務活動以外のものが含まれていないか、注意が必要です。

## 《 参 考 》

公共政策大学院等に係る授業料については、平成27年4月1日より計上できない取扱いとなりました。

○「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、33ページ参照

## 広聴広報費

- 1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費

〔支出の参考例〕 資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、  
文書通信費

- 2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費

〔支出の参考例〕 印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費

### 政務活動に要する経費細目

- 広聴広報活動における茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する。
- 区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする）。
- 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する。
- 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。
- ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する



## ◆支出にあたっての留意事項

### 【区政に関わる諸団体が主催する会合】

区政に関わる諸団体が主催する会合とは、総会、新年会、忘年会、周年行事、懇談会等とし、議員として出席した場合の会費を対象とします（ただし、議員自らが所属している団体を除きます）。案内状または招待状を添付します。

### 【区政報告書などの印刷経費】

- 区政報告書などの印刷物原本を添付します。封筒を印刷した場合は、封筒も提出します。（４０ページを参照）
- 選挙活動、政党活動、後援会活動などに関する記述がある場合は按分が必要です。（紙面に占める割合での按分が合理的です。当該号発行に要する全ての経費が按分の対象です。）

### 【会場借上げ費など】

会場費や機材借上げ費などの名目に、政務活動以外のものが含まれていないか、注意が必要です。

### 【郵送費】

- 可能な限り、郵便区内特別郵便（同時に１００通以上出す場合）や、料金別納郵便等を活用することとし、切手の購入については、日常の通信用に使用する切手も含めて（項目を問わず）、年額で３０，０００円を上限とし、１回当たりの購入は１００枚を限度とします。
- 官製はがきの利用については、大量に購入する場合には、誤解を招かないよう説明が必要です。（報告会の通知や返信用はがきとして利用する場合には「見本」を添付するなど。）
- 切手・官製はがきは、購入した年度内に使用することが原則です。

### 【ホームページの運用管理経費】

サイトに政務活動以外の内容が含まれる場合は、按分が必要となりますが、合理的な按分が困難な場合は、社会通念上相当な割合で按分します。

### 【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（8ページ）

○「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、33ページ参照

## 要請陳情等活動費

会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費

【支出の参考例】 資料印刷費、交通費、文書通信費

政務活動に要する経費細目
○ なし

◆支出にあたっての留意事項

【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（8ページ）

【資料印刷経費・郵送費】

広聴広報費の項を参照（13ページ）

## 会 議 費

### 1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費

【支出の参考例】 資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費

### 2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費

【支出の参考例】 参加費・会費、交通費、文書通信費

#### 政務活動に要する経費細目

- 会議等を主催する場合の茶菓代については、1人につき500円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する。

#### ◆支出にあたっての留意事項

##### 【交通費の実費】

調査研究費の項を参照（8ページ）

##### 【資料印刷経費、郵送費、会場借上げ経費】

広聴広報費の項を参照（13ページ）

## 資料作成費

会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費

### 【支出の参考例】 印刷・製本費、原稿料

政務活動に要する経費細目
○ なし

◆支出にあたっての留意事項

### 【資料印刷経費】

広聴広報費の項を参照（13ページ）

## 資料購入費

会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費

**【支出の参考例】 書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、  
有料データベース利用料**

### 政務活動に要する経費細目

- 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする。
- 所属政党発行の機関紙の購読については、議員1人当たり1部のみとする。
- 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取り扱う。

### ◆支出にあたっての留意事項

#### 【書籍・雑誌・新聞・その他資料購入】

タイトル、資料名のほか、継続的に発行されるものは「何月号」「何号」「何月分」等を記載します。政務活動との関連が不明な書籍等については、誤解を招かないよう説明が必要です。

#### 【定期購読】

1年を超える購読料は支出できません。

## 事 務 費

会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費

**【支出の参考例】 事務用品・備品購入費、事務機器等借上げ費、  
インターネット接続料、文書通信費**

### 政務活動に要する経費細目

- 50,000円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する。
- 備品購入費については、実態に即して按分する。なお、購入・買替えにあたっては、所得税法上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする。また、任期満了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする。
- ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する。
- 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。
- はがきを購入する場合は、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない。また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする。
- インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、実態に即して按分する。
- 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする。

固定電話（事務所専用）	1 / 2
固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）	1 / 2
固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）	1 / 4

- 政務活動に使用する電話・FAX については必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする。
- 名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする。

## 【備品台帳】

各自で作成し、管理します。様式は自由ですが、「見本」を参照して作成し、区民の誤解を招かないよう適正な購入・管理を行う観点から、備品台帳の写しを議長に提出します。

○「備品台帳」の作成については、41ページ参照

## 【実態に即した按分】

備品や事務用品の物品の購入に当たり、実態に即して按分する場合には、合理的な説明が必要です。

また、50,000円未満の物品についても、十分配慮する必要があります。

## 【所得税法上の耐用年数】

所得税法で定める主な器具・備品の「減価償却資産に係る耐用年数」は次のとおりです。

事務机・事務椅子・キャビネット	主として金属製のもの	15年
	その他のもの	8年
ラジオ・テレビジョン・テープレコーダーその他の音響機器		5年
パソコン	サーバー用のものを除く	4年
	その他の電子計算機	5年
複写機、計算機（電子計算機を除く）		
電話設備その他の通信機器	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備、（携帯電話機）	6年
	上記以外の電話設備その他の通信機器	10年
カメラ（デジタルカメラ）		5年



## 【備品管理上の諸注意】

- 購入から任期满了までの期間が、耐用年数に満たない備品の購入は、個人の資産形成と捉えられる可能性が高いことに留意する必要があります。
- 耐用年数内に再度備品を購入する場合は、合理的な説明が必要です。
- 備品の性能については、社会通念上、政務活動に必要な範囲内とするよう留意する必要があります。また、政務活動との関連が不明なものや高額な備品については、誤解を招かないよう説明が必要です。
- 任期满了前6か月間は、可能な限り備品の購入を控えます。

## 【ポイント制度を導入する小売店（家電量販店等）での購入】

購入により発生した「ポイント」が領収書（レシート）によって確認できる場合は、当該ポイント相当額を控除して計上します。また、貯めておいたポイントを使用して物品等を購入した場合は、当該ポイントを現金による支払と同様に扱い、政務活動費として計上可能とします。

## 【郵送料（切手・官製はがき）】

- 可能な限り、郵便区内特別郵便（同時に100通以上出す場合）や、料金別納郵便等を活用することとし、切手の購入については、区政報告書等に要するものも含めて（項目を問わず）、年額で30,000円を上限とし、1回当たりの購入は100枚を限度とします。
- 官製はがきの購入については、事務費として計上する場合は、年額で30,000円を上限とするとともに、1回当たりの購入も100枚を限度とします。（官製はがきの購入については、広聴広報費と取扱いが異なることに注意。）
- 切手・官製はがきは、購入した年度内に使用することが原則です。

**広聴広報費**の項を参照（13ページ）

### 【携帯電話・スマートフォン等の料金】

- 使用実態に即して按分します。
- 月々の料金に携帯電話・スマートフォン本体の分割払い料金が含まれている場合がありますが、分割購入の場合も本体価格が50,000円以上であれば、備品台帳を作成する必要があります。

### 【事務用品等購入にあたっての留意点】

事務用品、備品購入費支出の際、年度末の購入（特にまとめ買い）、毎年  
にわたる購入、適切なサイクルによらない購入、按分割合が高い計上の場  
合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

○ 「領収書等貼付用紙」の取扱いについては、33ページ参照

## 事 務 所 費

会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費

**[支出の参考例] 事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料**

### 政務活動に要する経費細目

○ 事務所賃借料について

自己 所有	計上できない	
賃 借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1／2とする。
	自宅兼用	計上できない

※ 自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう。

※ 個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は、月額50,000円とする

○ 事務所光熱水費について

自己 所有	計上できない	
賃 借	事務所専用	事務所光熱水費の支給割合の上限は1／2とする。
	自宅兼用	計上できない

#### ◆支出にあたっての留意事項

##### [事務所の賃料]

「自己または生計を一にする親族」所有の物件を事務所として使用する場合は支出できません。

#### 【生計を一にする親族（所得税基本通達2-47）】

○ 親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとします。

また、「生計を一にする」とは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではないから、勤務、修学、療養等の都合上他の親族と日常の起居を共にしていない親族がいる場合であっても、次に掲げる場合に該当するときは、これらの親族は生計を一にするものとする。

イ 当該他の親族と日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には当該他の親族のもとで起居を共にすることを常例としている場合

ロ これらの親族間において、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合

#### 【事務所費支出の要件】

○ 事務所には、看板・表札など、政務活動のため必要な事務所としての表示等を有していることが必要です。

○ 事務所の賃料等を計上する場合は、「事務所の要件を具備していることを証明する書類」が必要です。具体的には、「賃貸借契約書の写し」、「事務所の図面及び写真等」の添付が必要です。（41ページ参照）

○ 議員の親族が経営する会社・店舗等の一部を事務所として賃貸する場合は、誤解を招かないよう説明が必要です。

## 人 件 費

会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

### 【支出の参考例】 賃金、社会保険料、交通費

#### 政務活動に要する経費細目

- 議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない
- 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記のうえ、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする。

#### ◆支出にあたっての留意事項

##### 【生計を一にする親族（所得税基本通達2-47）】

**事務所費**の項を参照（24ページ）

##### 【議員活動全般を補助する職員】

- 按分が必要です。支出割合の上限は1/2です。
- 計上に際しては、「雇用契約書の写し」を添付する必要があります。

##### 【政務活動のみを補助する職員】

- 基本的に按分は不要ですが、例えば、区政報告やホームページに関連する業務に従事した場合など、印刷製本費など他の経費において按分を行っている場合には、当該按分率を適用します。
- 計上できる月額の上限は50,000円です。

- 計上に際しては、補助する「職員の氏名・住所・生年月日・業務内容・賃金・雇用期間等」勤務の実情を証明する書類を提出します。

#### 【定期的な勤務の補助職員】

例えば、毎週月～金曜日・午前9時～午後3時の勤務のように、勤務日数が定期的な場合は、政務活動のみの補助とは捉えられない可能性が高いことから、誤解を招かないよう説明をする、または「議員活動全般を補助する職員」として按分するなどの取扱いが必要です。

- 「勤務の実情を証明する書類」の作成については、42ページ参照

## 2 提出書類

### <収支報告及び領収書その他の証拠書類の取扱い>

収支報告について	29
提出書類について	29
1 政務活動費収支報告書	30
2 政務活動費出納簿	31
3 領収書及び領収書等貼付用紙	33
4 政務活動交通費記録簿	36
5 その他添付書類	38
収支報告書等の保存及び閲覧について	42





## 収支報告について

会派の代表者、議員は、前年度分の「政務活動費収支報告書」に、政務活動の収支を表す「出納簿」及び「領収書その他の証拠書類」を添えて年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければなりません。

(条例第10条第1項)

## 提出書類について (作成方法等詳細は次ページ以降を参照)

I 「政務活動費収支報告書」(条例別記様式)

II 「政務活動費出納簿」(規則第7号様式)

III 「領収書その他の証拠書類」

(「領収書等貼付用紙」(規程第1号様式)に貼付または別紙添付)

なお、次の経費を計上する(支出した)場合は、それぞれ以下の書類を提出します。

- ① 交通費 . . . . 「政務活動交通費記録簿」(規程第2号様式)
- ② 宿泊を伴うか、または往復の交通費が1万円を超える  
日帰りの調査・研修会等の経費  
. . . . 「政務活動視察報告書」(規程第3号様式)
- ③ 広報紙発行に要する経費 . . . 作成した「広報紙」等
- ④ 備品の購入 . . . 「備品台帳の写し」
- ⑤ 事務所の賃借料等 . . 「事務所の要件を具備していることを証明  
する書類」
- ⑥ 補助職員の賃金等 . . 「政務活動補助職員の勤務の実情を証明する  
書類」

## 1 「政務活動費収支報告書」(条例別記様式)

- 原本を提出します。写しは5年間保存します。  
(平成29年度分は平成35年4月30日が過ぎるまで保存)
- 平成30年5月1日から閲覧に供するとともに、7月を目途に区議会ホームページに掲載します。

### ① 日付

議長(事務局)への提出日を記載します。

### ② 議員名

政務活動費を会派で受けている場合には「会派名」「代表者氏名」を、議員個人で受けている場合は「議員名」を記載します。

### ③ 備考欄

項目ごとに「主な支出内容」を記載します。

### ④ 支出額の合計

交付額の範囲内で収支報告するものとします。

※ 「政務活動費収支報告書」の記載例については、45ページ参照

## 2 「政務活動費出納簿」(規則第7号様式)

○ 原本を提出します。写しは5年間保存します。  
(平成29年度分は平成35年4月30日が過ぎるまで保存)

○ 平成30年5月1日から、政務活動費収支報告書とともに閲覧に供します。

### ① 日付

領収書の日付、口座振替など、入出金のあった日を記載します。ただし、調査研究費などひと月にまとめた交通費は、月の末日に計上します。

### ② 摘要

支出内容・按分率等を記載します。主な記載例は次のとおりです。

物品購入	事務用品代(上質紙、プリンタインク) 1/2
資料購入	資料代(〇〇区△△に関する資料)
書籍購入	書籍代(〇〇題名、外3冊)
雑誌購入	雑誌代(月刊●● 〇月〇日号)
備品リース	コピー機リース料(〇月分) 1/2
補助職員賃金	政務活動補助職員賃金(〇月分 氏名)
区政報告発行経費	区政報告印刷代(〇月〇日発行号) 4/5
	区政報告郵送料金(〇月〇日発行号) 4/5
光熱水費	事務所電気料(〇月分) 1/2
電話料金	事務所電話料(〇月分、FAXあり) 1/2
講師謝礼	講師謝礼(〇〇に関する勉強会)
研修等参加費	研修会参加費(〇〇に関する研修)
交通費	交通費(〇月分)
駐車料金	駐車料(区民相談)
有料道路通行料	高速料金(東京—〇〇/〇〇市立施設視察)
地方視察経費	宿泊費(〇〇市視察)

※年に複数回支払う場合は、(〇月分)(〇月〇日発行分)等と明確に記載します。

### ③ 項目

当該経費について、該当する「項目」（条例第9条別表に掲げる）を記載します。「項目」それぞれの金額の合計が、収支報告書の「支出」欄に記載されることとなります。

### ④ 整理番号

出納簿の記載順（昇順）に、機械的に番号をふります。「月単位」「年間を通して」、どちらでも構いません。整理番号は、領収書等貼付用紙、交通費記録簿、視察報告書等、関係書類にも必ず記載し、相互に照らし合わせることができるようになります。

### ⑤ 受・払・残

「受」は政務活動費の振込金額（年4回）を、「払」は支出金額を、「残」は支出金額を控除した残額を記載します。

※参考	4～6月分	4月10日（月）
平成29年度政務活動費振込日	7～9月分	7月10日（月）
（予定）	10～12月分	10月10日（火）
	1～3月分	1月10日（水）

※「政務活動費出納簿」の記載例については、46・47ページ参照

### 3 「領収書」及び「領収書等貼付用紙」

「領収書その他の証拠書類」は、領収書等貼付用紙にそれぞれ貼付します。  
(規程第3条第1項)

#### (1) 「領収書」について

- 領収書（レシート）は、必ず原本を添付します。サイズが大きい領収書（レシート）であっても、切らずに、折るなどしてそのまま、「領収書等貼付用紙」に貼付します。
- レジスター等の機器で印字された領収書（レシート）については、「発行者」「金額」「日付」「取引内容」が明記されていることが必要です。
- 印刷・印字が劣化する恐れがある場合は、コピーを取り、原本とともに添付しておくか、または「発行者」「金額」「日付」「取引内容」等を、領収書等貼付用紙の備考欄に補記します。

#### ① 「宛名」について

- 原則として、議員本人名義以外の領収書は無効です。
- 通信費など各種サービスの契約者が配偶者や会社名義になっている場合のみ、「領収書原本」「宛名が配偶者や会社名義であることの説明」「配偶者・会社が発行する証明書」の3点をもって、例外的な取扱いができることとします。
- 手書き領収書の場合は「宛名」の記載が必要です（「上様」は不可）。
- レジスター等の機器で印字された領収書（レシート）で、金額が5万円以上の場合は、改めて宛名を明記した領収書の発行を求めるか、宛名欄があれば宛名の記載を求めます。5万円未満であっても、一般的な領収書の形式を取っているものについては、「宛名」を記入してもらいます。

## ② 「領収書」以外の証拠書類での代用

光熱水費・電話料金など、口座振替・クレジットカード払いとしている場合であっても、原則として、領収書の原本の提出が必要ですが、紛失等やむをえない事情があると認められる場合（特に、インターネット接続料は、領収書が発行されないケースがあります。）次のように取り扱います。

- 口座振替による支払いの場合は、振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。
- クレジット会社が発行する利用明細書、及び振替口座の通帳の該当ページの写しを提出します。
- 当該通帳原本は、5年間保存します。

## (2) 「領収書等貼付用紙」(規程第1号様式)

### ① 出納簿整理番号

該当する出納簿の月分と「整理番号」を記載し、相互に照らし合わせることができるようにします。複数の領収書を貼付する場合は、該当する全ての整理番号を記載します（枠外でもかまわない）。

### ② 領収書等貼付欄

- 領収書を複数枚貼付する場合は、他の領収書と重なったり、備考欄の記載事項が隠れないようにします。
- サイズが大きい領収書（レシート）であっても、切らずに、折るなどしてそのまま、「領収書等貼付用紙」に貼付します。
- サイズが大きい証拠書類等は、別紙添付とし、領収書等貼付用紙には、「別紙のとおり」「支出の明細は別紙のとおり」など貼付欄に記載します。

### ③ 備考欄

出納簿に「支出内容」を書ききれない場合や、以下のような特別の説明を必要とする場合に記載します。なお、説明資料がある場合は「別紙」として提出します。

ア 領収書の金額と出納簿記載の金額が異なる場合、説明を記載します。

- 複数購入したもののうち、一部を計上する場合  
(事務用品・書籍購入などの場合に、計上する品目を特定するなど)
- 按分により計上する場合  
(賃料・備品購入の按分率・計算式等を記載するなど)
- 発生ポイント分を控除して計上する場合  
(家電量販店等の購入において、値引き相当額を明示するなど)

イ 領収書、出納簿の記載内容では購入等した品目を確認できない場合、品名や内訳などを記載します。

ウ 政務活動との関連性がわかりにくい場合、必要性など、適正な支出であることを示すため、以下のような説明を記載します。

- 講師謝礼について、目的や内容、区政との関連性などを記載する。
- 施設の入場料・観覧料など、視察目的等を記載する。
- 備品購入に際して、利用目的や按分の考え方などを記載する。
- 郵送料の支出に関して、何をいつ何部郵送したかなど具体的に記載する。
- ホームページの更新料について、URLや更新の目的、更新した内容などの説明を記載する。

※「領収書等貼付用紙」の記載例については、48ページ参照

#### 4 「政務活動交通費記録簿」(規程第2号様式)

政務活動のため交通機関を利用して出張する場合は、「政務活動交通費記録簿」を作成します。(規程第3条第2項)

##### ① 全般的事項

- 日常の政務活動に係る近隣の交通費や視察先において別途必要となった交通費(JR・私鉄・地下鉄・バス運賃、タクシー代)については、領収書の発行が一般的ではないケースが多いため、ひと月分を日付順に記載します。
- 調査研究費、研修費など、項目別に作成し、出納簿には、月末の日付で「交通費(〇月分)」とその月の合計額を記載します。
- タクシーや鉄道・バスで、領収書(レシート)が発行される場合は、「政務活動交通費記録簿」の裏面(または別紙)に貼付します。
- スイカ・パスモ等を使用して交通機関を利用した場合は、交通実費を「政務活動交通費記録簿」に記載するか、または「利用明細(履歴)」を「領収書等貼付用紙」に貼付し、利用区間(出張先)や目的(出張内容)等を備考欄等に補記します。

※「利用明細(履歴)」に関する注意事項

##### ① スイカについて

履歴の印字は直近の利用分最大50件まで印字可能ですが、1日の利用件数が21回以上の場合、一部印字できない場合があります。また、一度印字された履歴は再印字できず、利用から26週間を超えた履歴は印字できません。

##### ② パスモについて

履歴の印字は直近の利用分、最大20件まで印字可能です。ただし、一部の鉄道事業者では直近26週間以内の最新100件まで印字可能な事業者があります。

##### ③ スイカ・パスモ共通

バスを利用した場合は、バスの事業者名しか印字されません。



○ 宿泊を伴う視察・研修で、航空券・JR指定席券及び乗車券を（事前に）購入する場合は、交通機関窓口または旅行代理店から必ず領収書の発行を受け、「3 領収書及び領収書等貼付用紙」により取り扱います。

○ ガソリン代、有料道路通行代、駐車・駐輪料金については、「3 領収書及び領収書等貼付用紙」により取り扱います。

## ② 出納簿整理番号

該当する出納簿の月分と「整理番号」を記載し、相互に照らし合わせるようにします。複数ページにわたるときは、枝番を付けるなど工夫して記載します。

## ③ 日

当該交通機関を利用した日を記載します。

## ④ 出張先

施設の名称など行き先を具体的に記載します。ただし、相談等で個人宅が行き先の場合は、区民宅（地名・町名）である旨記載します。

## ⑤ 利用交通機関

「鉄道」「バス」「タクシー」に区分して記載します。

## ⑥ 経路

○ 出発駅—到着駅を記入し、往復であればその旨を記載します。なお、タクシーの場合は、地名・町名・施設の名称などを記載します。

○ タクシー、鉄道・バスで、領収書が発行された場合は、領収書ごとに経路を区切って記載します。

## ⑦ 備考欄

出張内容・目的を記入します。また、一般的に合理的でない経路の場合に、その経路とした理由など、交通費計上に関して説明等があれば記載します。

※「政務活動交通費記録簿」の記載例については、49ページ参照

## 5 「その他添付書類」

次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、政務活動費収支報告書に添えて提出します。(規程第4条)

### (1) 「政務活動視察報告書」(第1号・規程第3号様式)

宿泊を伴うか、または、往復の交通費が1万円を超える日帰りの視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費を計上する場合は、「政務活動視察報告書」を作成し提出します。

#### ① 全般的事項

- 別途報告書類を作成する場合は、「政務活動視察報告書」を表紙にし、作成した書類を添付します。報告書の概要欄には「添付報告書類のとおり」のように記載します。
- 複数の議員による視察等で、連名で報告書を提出する場合も、それぞれ参加した議員に提出していただく必要があります。この際、代表者1名は通常どおり「政務活動視察報告書」を記載し、添付報告

書類、資料等を提出します。その他の議員については、「政務活動視察報告書」については通常どおり作成の上、概要欄に「連名で作成したため、〇〇議員の視察報告書を参照」のように記載します。資料等の添付は不要です。

- 会派で政務活動費を受け取っている場合は、会派名で提出します。
- 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の研修会や講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に、「研修会・講演会等の名称」「開催日時・会場名」「設置主体・主催者」「概要」などを記載します。また、可能な限り「資料」「レジュメ」を添付します。
- 平成30年5月1日から、政務活動費収支報告書等とともに、添付資料も含め閲覧に供します。

## ② 会派・議員名

政務活動費を会派で受け取っている場合は「会派名」を、個人で受け取っている場合は「個人名」を記載します。

## ③ 出納簿整理番号

該当する出納簿の月分と「整理番号」を記載し、相互に照らし合わせることができるようにします。当該調査研究、研修会・講演会等に計上した全ての整理番号を記載します。

## ④ 実施日

調査研究を実施した期間、研修会等に参加した日付等を記載します。

## ⑤ 参加者氏名

参加した者（議員）の氏名を記載します。

⑥ 視察先

「訪問先の施設名（研修会場）・担当部署」等と、「道府県名・市町村名」を記載します。

⑦ 視察目的

何を調べる（学ぶ）ために訪問（出張）したのか、簡潔に記載します。

⑧ 行 程

往復の経路について、利用交通機関や区間等を記載します。

⑨ 概 要

政務活動による調査研究（研修受講）であることがわかるよう、区政との関連性など記載するとともに、視察先で入手した資料の写し、レジュメなど内容がわかる資料があれば添付します。

※「政務活動視察報告書」の作成については、50ページ参照

(2) 「広報紙」(第2号)

○ 区政報告など、広報紙の作成に要する経費を計上する場合は、当該広報紙を提出する。封筒、同封するはがき等を作成した場合は、当該封筒・はがきもあわせて提出します。

○ 平成30年5月1日から、政務活動費収支報告書等とともに閲覧に供します。

(3) 「備品台帳の写し」(第3号)

備品の購入に要する経費を計上する場合は、「備品台帳(様式自由)の写し」を提出します。ただし、備品台帳には、「品目及び形態・型番」「数量」「購入価格」「取得年月日・廃棄年月日」「設置場所(所在地)」を記載しておくとともに、その他付属品やクレジットカード払いの支払日(出納簿に記入した日)など、備考欄を設けておき記入しておく必要があります。備品台帳の参考例を用意しています。

備品台帳の原本は、各自(各会派)で保管します。

※「備品台帳」の作成例については、51ページ参照

(4) 「事務所の要件を具備していることを証明する書類」(第4号)

- ① 事務所の賃借料や光熱水費等を計上する場合は、事務所の要件を具備していることを証明する「賃貸借契約書の写し」又は「事務所の図面及び写真等」の書類を提出します。
- ② 事務所専用の物件を賃借する場合は、「賃貸借契約書の写し」または「賃貸人・支払先・物件所在地・賃料が確認できる書面」を添付します。

(5) 「政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類」(第5号)

- ① 議員活動全般を補助する職員を議員事務所や会派事務所で定期的に雇用している職員について計上する場合は、「雇用契約書」の写し
- ② 特定の政務活動を補助するために雇用する職員について計上する場合は、「その職員の氏名・住所・生年月日・業務内容・賃金・雇用期間等」勤務の実情を証明する書類(様式自由)を、領収書に添付して提出します。「勤務日」「勤務時間・実働時間」「時間給等賃金の単価・日額」「勤務内容(政務活動との関連性がわかるよう具体的に記載したもの)」を明確にします。「政務活動補助職員勤務報告書」として参考例を用意しています。

※「政務活動補助職員勤務報告書」の作成については、52ページ参照

**収支報告書等の保存及び閲覧について**

議長は、報告書、出納簿及び領収書等を、当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、(政務活動費収支)報告書及び出納簿を閲覧に供します。

(条例第10条第4項)

議長は、帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供します。

(規程第4条第2項)

### 3 各種様式・記載例

1	政務活動費収支報告書	45
2	政務活動費出納簿	46
3	領収書等貼付用紙	48
4	政務活動交通費記録簿	49
5	政務活動視察報告書	50
6	(参考) 備品台帳	51
7	(参考) 政務活動補助職員勤務報告書	52





# 1 【記載例】政務活動費収支報告書

別記様式(第10条、第11条関係)

**提出日を記入します**  
 ※平成30年4月1日～4月30日に提出していただくこととなります

平成 30 年 4 月 4 日

杉並区議会議長 宛

**政務活動費を会派で受けている場合は「会派名」と「代表者氏名」を記入します**

議員名 ○○ ○○○ (印)

**朱肉を使用する印鑑を押印します**

**年度を記入します**

平成 29 年度政務活動費収支報告書

**年度を記入します**

平成 29 年度政務活動費収支報告書

杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例第10条の規定に基づき、下記のとおり平成 29 年度政務活動費の収支について報告します。

**項目ごとの金額と、最下段には支出合計額を記入します**

**29年度の交付額を記入します**

1 収入 政務活動費 1,920,000 円

**主な支出内容を記入します**  
(単位 円)

項目	金額	備考
調査研究費	300,000	○○市視察経費等
研修費	50,000	○○研修参加費
広聴広報費	700,000	区政報告の作成・郵送費等
要請陳情等活動費	0	
会議費	10,000	○○会議会場費等
資料作成費	0	
資料購入費	100,000	書籍購入費
事務費	120,000	事務所の電話料・インターネット接続料等
事務所費	400,000	事務所の賃料・光熱水費
人件費	200,000	政務活動補助職員賃金
合計	1,880,000	

**「1収入-2支出」の金額を記入します**

3 残 額 40,000 円

※「収支報告書・出納簿入力フォーマット」をご使用の場合、背景が色付の吹き出し部分は自動入力されます

第7号様式(第6条関係)

(その1)

29 年度

## 政務活動費出納簿

平成29年 4月 1日 から

平成30年 3月31日 まで

議員氏名 \_\_\_\_\_ (印)



### 3 【記載例】領収書等貼付用紙

第1号様式（第3条関係）

## 領収書等貼付用紙

出納簿 整理番号	7月分	No. 9・14
----------	-----	----------

該当する「出納簿の整理番号」を記載します

<b>領収書等貼付欄</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">領収証</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">平成29年 7月12日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">〇〇〇〇 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">¥ 〇, 〇〇〇-</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">但し、〇〇〇〇として</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">東京都杉並区阿佐谷南〇-〇-〇 〇〇書店 ㊟</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; padding: 5px;">領収証</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">29年 7月 22日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">〇〇〇〇 様</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">¥ 〇〇, 〇〇〇-</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">但し、「地方版総合戦略の策定に向けて」研修会参加費として</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">東京都杉並区阿佐谷南〇-〇-〇 (公社)〇〇研究会 代表 〇〇〇〇 ㊟</td> </tr> </table>	領収証	平成29年 7月12日	〇〇〇〇 様		¥ 〇, 〇〇〇-		但し、〇〇〇〇として		東京都杉並区阿佐谷南〇-〇-〇 〇〇書店 ㊟		領収証	29年 7月 22日	〇〇〇〇 様		¥ 〇〇, 〇〇〇-		但し、「地方版総合戦略の策定に向けて」研修会参加費として		東京都杉並区阿佐谷南〇-〇-〇 (公社)〇〇研究会 代表 〇〇〇〇 ㊟	
領収証	平成29年 7月12日																				
〇〇〇〇 様																					
¥ 〇, 〇〇〇-																					
但し、〇〇〇〇として																					
東京都杉並区阿佐谷南〇-〇-〇 〇〇書店 ㊟																					
領収証	29年 7月 22日																				
〇〇〇〇 様																					
¥ 〇〇, 〇〇〇-																					
但し、「地方版総合戦略の策定に向けて」研修会参加費として																					
東京都杉並区阿佐谷南〇-〇-〇 (公社)〇〇研究会 代表 〇〇〇〇 ㊟																					

品名、内容等がわかるよう記入を依頼します

※「購入点数が多く書ききれない場合」、「補足説明が必要と思われる場合」は、下段の備考欄を使い補足します

※「お品代」という表現は好ましくありません

複数の枚数を貼付する際は、「他の領収書」「備考欄の記載内容」に重ならないようにします

※サイズが大きい証書類は、貼らずに別紙として添付します

**支出内容の説明を記載します**

「領収書」及び「領収書等貼付用紙」（33ページ）を参照のうえ、記載します

**備考**

「記入例1」 練馬区ケア24視察(高齢者介護調査研究)  
練馬区南田中3丁目「〇〇駐車場」2時間利用

「記入例2」 区政報告(7月21日号) 政務活動報告85%、その他15% (報告書別途添付)  
印刷費162,000円 × 85% = 137,700円計上

「記入例3」 研修参加費「地方版総合戦略の策定に向けて」平成29年7月22日午後1時～4時  
〇〇会議室(港区)、〇〇研究会主催、総合戦略策定のプロセスと検証の視点

「記入例4」 書籍代 領収書金額7,800円のうち4,700円を計上  
《書籍名》〇〇〇(1800円)、〇〇〇(2000円)、〇〇〇(900円)

4 【記載例】政務活動交通費記録簿

第2号様式(第3条関係)

政務活動交通費記録簿

出納簿 整理番号 7月分 No. 16・17・18

議員名 ○ ○ ○ ○

出納簿の整理番号を記載し  
ます

備考欄には、出張内容を記  
入します

日	出張先	利用交通機関	経路(出発駅→到着駅)	交通費(円)	項目	備考
2	区民宅(善福寺)	鉄道・バス	南阿佐ヶ谷→荻窪→善福寺 ※往復	762	広聴広報費	区民相談(就学援助)
11	横浜市役所	鉄道	南阿佐ヶ谷→日本大通り ※往復	1,344	調査研究費	○○調査
14	堺市役所	鉄道	大阪→なんば→堺東 ※往復	1,000	調査研究費	介護保険計画調査 現地での移動交通費
15	○○センター 茨木市役所	鉄道、タクシー	大阪→茨木、茨木→○○センター(タクシー)、○○センター→茨木市役所(タクシー)、茨木→新大阪	2,440	調査研究費	子育てサポート事業調査 現地での移動交通費
18	板橋区役所 練馬区役所	鉄道、タクシー	南阿佐ヶ谷→板橋区役所前、板橋区役所→練馬区役所(タクシー)、練馬→南阿佐ヶ谷	2,345	調査研究費	○○調査
20	西荻窪駅自転車駐 東高円寺駅自転車駐 場	鉄道	南阿佐ヶ谷→西荻窪→東高円寺→南阿佐ヶ谷	761	調査研究費	○○調査
22	○○会館	鉄道・タクシー	南阿佐ヶ谷→東京、東京駅→○○会館(タク シー)、馬喰町→阿佐ヶ谷	1,539	研修費	○○研修受講
<p>◆粗票や研修参加などで、他都市に行った場合 日常の交通費と同様に利用当日運賃を支払う「他都市(現地)での移動交通費」の ほか、事前に乗車券を購入する「東京-他都市間の交通費」があります。 「政務活動交通費記録簿」(36ページ)を参照。</p>				762	広聴広報費	<p>件数が多く、複製枚 使用する場合は、最終 ページにのみ項目ごと の合計額を記入します ※出納簿へは「該当月の 末日」付で項目ごとに記 載します</p>
				7,890	調査研究費	
				1,539	研修費	

タクシーなど、領収書が発  
行されるものは・・・  
①経路を区切って記載  
②領収書を裏面に貼付  
別内訳

## 5 【記載例】政務活動視察報告書

第3号様式（第4条関係）

# 政務活動視察報告書

会派・議員名 ○○○○

記載事項は・・・

- ①政務活動費を会派で受け取っている場合…「会派名」
- ②個人で受け取っている場合…「議員名」

出納簿 整理番号	6月分 7月分	No.20 No.7・10・16
----------	------------	---------------------

この視察・研修について計上したすべての支出の整理番号（出納簿）を記載します

視察・研修会等報告	
実施日	平成29年 7月14日～平成29年 7月15日
参加者氏名	○○○○ ○○○○ ○○○○
視察先	堺市○○課 茨木市○○センター、○○課
視察目的	介護保険計画調査 子育てサポート事業調査
行程	<p>記載事項は・・・</p> <p>往復の経路について、利用交通機関や利用区間など、書ききれない場合は別紙添付</p>
概要	<p>◆記載する際の留意事項</p> <p>「政務活動による現地調査（研修受講）」であることがわかるようにします。</p> <p>※視察先で入手した資料等がある場合は、写し等を添付します。 ※研修・会議等の場合は、内容が確認できる資料があれば添付します。</p> <p>→報告書を別途作成している場合 *この欄に「別添、報告書のとおり」のように記載します。 *別途作成した報告書やその他資料をこの報告書に添付し提出します。</p>

記載事項は・・・

- ①視察の場合  
訪問先の「施設名、担当部署」など
- ②研修の場合  
「研修場所（施設名）」など

記載事項は・・・

- ①視察の場合  
「調査対象、何に関する調査か」など
- ②研修の場合  
「何に関する研修か」など

## 6【参考】備品台帳

議員氏名又は会派名

品目 (形態・型番)	数量	購入価格	①取得年月日 ②廃棄年月日	設置場所 (所在地)	備考
パソコン DELLATTITUDE   D531	1	120,000円	① 平成29年9月14日 ②	議員控室 阿佐谷南1-15-1	Microsoftoffice2003を含む。 出納簿H29.11.20
			① 円		①購入価格に付 属品等が含まれ る場合は記載し ておきます。 ②クレジットカ ードによる支払い の場合は、支払 日(出納簿に計 上した日付)を 記入します。
			② 円		実際に購入した金額を記 入します。
			① 円		取得年月日は、基本的に購 入年月日を記入します。
			② 円		実際に備品が置いてある場 所を記入します。
			① 円		
			② 円		
			① 円		
			② 円		
			① 円		
			② 円		
			① 円		
			② 円		

上記のような内容で作成し、各自で保管します。写しを一部議長へ提出します。

## 7 政務活動補助職員の勤務の実情を証明する書類

政務活動補助職員  
勤務報告書

( 29年 7月分)

議員名 ○○○○

日	曜日	勤務時間 始業—終業	実働 時間	単価	小計 (日給)	勤務内容
1	土	時給(日給)のほか、日付ごとに勤務時間・勤務内容を記載します				
2	日					
3	月	10:00-18:00	7	1,000	7,000	区政報告(第○号)作成
4	火	10:00-18:00	7	1,000	7,000	区政報告(第○号)校
5	水	—				
6	木	9:00-18:00	8	1,000	8,000	〇〇調査事務補助
7	金	—				
8	土	—				
9	日	—				
10	月	9:00-18:00	8	1,000	8,000	〇〇会議使用資料作
11	火	9:00-12:00	3	1,000	3,000	〇〇会議事務補助
12	水	—				
13	木	9:00-18:00	8	1,000	8,000	〇〇調査事務補助
14	金	—				
15	土	—				
16	日					
17	月	—				
18	火	11:00-19:00	7	1,000	7,000	ホームページ更新(区政報告ページ)事務補助
19	水	—				
20	木	10:00-18:00	7	1,000	7,000	区政報告(第○号)郵送準備作業
21	金	10:00-13:00	3	1,000	3,000	区政報告(第○号)郵送作業
22	土	—				
23	日	—				
24	月	—				
25	火	13:00-16:00	3	1,000	3,000	〇〇資料作成
26	水					
27	木	勤務した方の「氏名・生年月日・住所」を記載します (雇用契約書を作成する場合に準じています)  なお、情報公開の請求があった場合は、氏名を開示し ますので、本人にその旨を説明してください ※ご住所と生年月日は公開しません				
28	金					
29	土					
30	日					
31	月					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                         押印は朱肉を使用します                          ※スタンプ印は好ましくありません                     </div>						
合計						
出勤日						61,000 円

勤務者

氏名 ○○ ○○

Ⓜ

生年月日

○○年○月○日

住所

杉並区○○○ 1-1-1



# III 資料編

1 例規関係（抜粋）	55
杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例	55
杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則	59
杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程	60
杉並区議会政務活動費調査検討委員会設置要綱	64
杉並区議会政務活動費専門委員会設置要綱	65
2 過去（政務調査費）の判例	67
1 「調査研究費」関係	67
2 「研修費」関係	67
3 「広聴広報費」関係	68
4 「会議費」関係	68
5 「資料購入費」関係	69
6 「事務費」関係	70
7 「事務所費」関係	70
8 「人件費」関係	71
3 政務活動費制度の変遷及び検討・取組の経過	72



## 1 例規関係（抜粋）

### 杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例

（平成13年3月23日条例第26号）

最新改正 平成25年2月20日（題名改正）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、杉並区議会（以下「議会」という。）の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（交付対象）

第2条 政務活動費は、議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）及び議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

（会派に係る政務活動費）

第3条 会派に係る政務活動費は、各月1日（以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員の数に月額16万円を乗じて得た額とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。一の会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

3 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

（議員に係る政務活動費）

第4条 議員に係る政務活動費は、基準日に在職する議員（次条第1項の規定による届出を行った会派に所属する議員を除く。）につき、月額16万円とする。

2 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由は生じなかったものとみなす。

（議長に対する届出）

第5条 会派として政務活動費の交付を受けようとするときは、当該会派の代表者は、政務活動費に係る経理担当者を定め、所属議員の氏名等を議長（議長の職務を行う者がいないときは議会の事務局長。以下同じ。）に届け出なければならない。その届け出た内容に異動を生じたときも同様とする。

2 会派を解散したときは、その代表者であった者は、議長に届け出なければならない。

3 議員に係る政務活動費の交付を受けようとするときは、議員は、その旨を議長に届

け出なければならない。議員に係る政務活動費を受けないこととするときも同様とする。

(区長への通知)

第6条 議長は、前条の規定による届出に基づき、毎年度4月1日の政務活動費に係る会派及び議員の状況について、区長に通知するものとする。

2 議長は、年度途中において、前条の規定による届出を受けたときは、速やかに区長に通知しなければならない。

(交付決定)

第7条 区長は、前条の規定による通知に基づき、速やかに政務活動費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知するものとする。

(政務活動費の請求及び交付)

第8条 会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日(その日が杉並区の休日を定める条例(平成元年杉並区条例第5号)第1条に定める区の休日に当たるときは、その翌日)までに、区長に当該四半期に属する月数分の政務活動費を請求するものとする。ただし、一四半期の途中で議員の任期が満了する場合は、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

3 一四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は新たに議員となったとき、若しくは政務活動費の交付を受けていた会派の所属議員でなくなったときは、第6条第2項の規定による通知があった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を当該会派の代表者又は当該議員に対して交付する。

4 一四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じた場合は、増員分に係る政務活動費については第1項の規定を準用し、減員分に係る政務活動費については速やかに区長に返還しなければならない。

5 前2項の規定に基づき、一四半期の途中で政務活動費の請求を行う場合における第1項の適用については、同項中「毎四半期の最初の月の10日」とあるのは、「当該事実の生じた日の翌月(その日が基準日である場合は、当月)の10日」とする。

6 一四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派が解散したとき、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、会派の解散の日又は議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が基準日である場合は、当月)分以降の政務活動費を区長に返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第9条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広聴、広報、要請、陳情、

各種会議への参加等区政の課題及び区民の意思を把握し、区政に反映させる活動その他の区民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

（収支報告書等の提出）

第10条 会派の代表者及び議員は、前年度分の政務活動費収支報告書（別記様式。以下「報告書」という。）に、政務活動費の収支を表す出納簿（以下「出納簿」という。）及び領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）を添えて、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者又は当該議員であった者は、その事実があった日の翌日から起算して30日以内に、報告書、出納簿及び領収書等を議長に提出しなければならない。

- 3 議長は、報告書を受け取ったときは、その写しを区長へ送付するものとする。

- 4 議長は、報告書、出納簿及び領収書等を、当該報告書を提出すべきとされた期間の末日の翌日から5年を経過するまで保存し、報告書及び出納簿を閲覧に供しなければならない。

（透明性の確保）

第11条 議長は、報告書、出納簿及び領収書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

（政務活動費の返還）

第12条 区長は、会派及び議員がその年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において行った政務活動費による支出（第9条に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲に従って行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

（委任）

第13条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成25年2月20日条例第1号）

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前にこの条例による改正前の杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例の規定により交付した政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

政務活動に要する経費

項目	内 容
調査研究費	区の事務、地方行財政等に関する調査研究（視察を含む。）及び調査委託に要する経費 （調査委託費、宿泊費、交通費、文書通信費）
研 修 費	1 会派又は議員が行う研修会、講演会等の実施（共同開催を含む。）に要する経費 （会場費、講師謝礼金、宿泊費、交通費）
	2 団体等が開催する研修会、講演会等への会派又は議員としての参加（会派又は議員の雇用する職員の参加を含む。）に要する経費 （参加費・会費、宿泊費、交通費）
広聴広報費	1 会派又は議員が行う活動及び区政に対する区民からの要望及び意見の聴取、区民相談等の活動に要する経費 （資料印刷費、会場費、参加費・会費、交通費、文書通信費）
	2 会派又は議員が行う活動及び区政について区民に報告するために要する経費 （印刷・製本費、会場費、交通費、文書通信費）
要請陳情等活動費	会派又は議員が行う要請、陳情等の活動に要する経費 （資料印刷費、交通費、文書通信費）
会 議 費	1 会派又は議員が行う各種会議に要する経費 （資料印刷費、会場費、交通費、文書通信費）
	2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派又は議員としての参加に要する経費 （参加費・会費、交通費、文書通信費）
資料作成費	会派又は議員が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費 （印刷・製本費、原稿料）
資料購入費	会派又は議員が行う活動に必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費 （書籍購入費、新聞購読費、雑誌購読費、有料データベース利用料）
事 務 費	会派又は議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費 （事務用品・備品購入費、事務機器等借上費、インターネット接続料、文書通信費）
事 務 所 費	会派又は議員が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 （事務所賃借料、維持管理費、CATV・電話回線敷設料）
人 件 費	会派又は議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費 （賃金、社会保険料、交通費）

備考 括弧内は、例示とする。

## 杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則

(平成13年3月30日規則第35号)

最新改正 平成25年2月20日(題名改正)

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例(平成13年杉並区条例第26号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(議長に対する届出)

第2条 条例第5条第1項及び第2項の規定による届出は、会派に係る政務活動費の交付に関する届(第1号様式)によるものとする。

2 条例第5条第3項の規定による届出は、議員に係る政務活動費の交付に関する届(第2号様式)によるものとする。

(交付対象に係る通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による通知は、政務活動費交付対象者状況通知書(第3号様式)によるものとする。

2 条例第6条第2項の規定による通知は、政務活動費交付対象者変更通知書(第4号様式)によるものとする。

(交付決定通知書)

第4条 条例第7条の規定による通知は、政務活動費交付決定通知書(第5号様式)によるものとする。

(交付請求書)

第5条 条例第8条第1項及び第4項の規定による請求は、政務活動費交付請求書(第6号様式)によるものとする。

(政務活動費出納簿)

第6条 条例第10条第1項に規定する出納簿は、政務活動費出納簿(第7号様式)によるものとする。

(返還命令書)

第7条 条例第12条の規定による返還の命令は、政務活動費返還命令書(第8号様式)によるものとする。

### 附 則

1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。

2 この規則による改正後の杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

## 杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程

(平成 19 年 3 月 30 日議長訓令甲第 1 号)

最新改正 平成 29 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年杉並区条例第 26 号。以下「条例」という。)及び杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則(平成 13 年杉並区規則第 35 号。)に定める政務活動費の取扱いについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 104 条に規定する議長の権限に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(支出基準)

第 2 条 次に掲げる経費は、条例別表で定める政務活動に要する経費(以下「政務活動に要する経費」という。)に該当しないものとする。

- (1) 選挙活動に関する経費
- (2) 政党活動に関する経費
- (3) 後援会活動に関する経費
- (4) 交際費(慶弔費、せん別、病気見舞等)に関する経費
- (5) 飲食(会議等を主催する場合の茶菓及び区政に関わる諸団体が主催する会合に伴うものを除く。)に関する経費
- (6) 条例第 9 条第 1 項に規定する政務活動(以下「政務活動」という。)の目的に合致しない個人的技能の習得に関する経費
- (7) 日常的に使用する自動車の購入及びリースに関する経費
- (8) 自動車の維持管理(公租、車検、保険、修理)に関する経費
- (9) その他政務活動の目的に合致しない経費

2 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、一の経費のうちに政務活動に要する経費及びその他のものが含まれるときは、政務活動に要する経費相当額を区分し、政務活動費により支出しなければならない。

3 政務活動に要する経費の細目は、別表のとおりとする。

(領収書等の提出)

第 3 条 条例第 10 条第 1 項及び第 2 項に規定する領収書その他の証拠書類(次項に規定する第 2 号様式を除く。)は、領収書等貼付用紙(第 1 号様式)にそれぞれ貼付するものとする。

2 会派及び議員が政務活動のため交通機関を利用して出張し、その実費を政務活動費により支出する場合は、政務活動交通費記録簿(第 2 号様式)を作成するものとする。

(帳票類等の提出)

第 4 条 条例第 5 条第 1 項の規定による届出を行った会派の経理担当者及び同条第 3



項の規定による届出を行った議員は、政務活動費を次の各号に掲げる経費に充てたときは、当該各号に掲げる帳票類等を作成し、条例第10条第1項に規定する政務活動費収支報告書に添えて議長に提出するものとする。

- (1) 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が1万円以下の場合を除く、視察による調査研究又は研修会、講演会等への参加に要する経費 政務活動視察報告書（第3号様式）
  - (2) 広報紙の作成に要する経費 当該広報紙
  - (3) 備品の購入に要する経費 備品台帳の写し
  - (4) 事務所の賃借料 事務所の賃貸借契約書の写し又は事務所の図面及び写真等、事務所の要件を具備していることを証明する書類
  - (5) 事務等を補助する職員を雇用する経費 雇用契約書の写し又はその者の氏名、住所、生年月日、業務内容、賃金及び雇用期間等、勤務の実情を証明する書類
- 2 議長は、前項の帳票類等について、条例第10条第4項に規定する期間まで保存し、政務活動視察報告書及び広報紙を閲覧に供しなければならない。
- (その他)

第5条 この規程の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則（平成29年3月31日議長訓令甲第1号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

政務活動に要する経費細目

項 目	内 容
調査研究費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 月極駐車場代の支出割合の上限は1/2とする</li> <li>○ ガソリン代（「政務活動視察報告書」を提出する視察等に要するガソリン代を除く）の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人当たり月額5,000円を限度とする）</li> <li>○ スイカ・パスモ等を使用して交通費の実費を計上する場合は、利用区間（行き先）や目的（出張内容）等を補記した利用明細（履歴）をもって、「政務活動交通費記録簿」に代えることができる</li> <li>○ タクシー利用額の上限は年額240,000円とする（ただし、可能な限り他の公共交通機関を利用する）</li> </ul>

研 修 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 懇親会費の計上はできないものとする</li> <li>○ 政治資金パーティーに該当する場合の経費の計上はできないものとする</li> <li>○ 政党及び政治団体の年会費の計上はできないものとする</li> <li>○ 大学、大学院及び専門学校等に係る学費の計上はできないものとする</li> <li>○ 宿泊を伴わず、かつ、往復の交通費が 10,000 円以下の研修会、講演会等に参加した場合は、領収書等貼付用紙の備考欄に「研修会等の名称、開催日時、会場、主催者及び概要等」を記載し、可能な限り資料やレジュメを添付する</li> </ul>
広聴広報費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 広聴広報活動における茶菓代については、1 人につき 500 円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「目的及び参加人数」を記載する</li> <li>○ 区政に関わる諸団体が主催する会合の会費の支出割合の上限は1/2とする（ただし、議員1人1回当たり5,000円を限度とする）</li> <li>○ 印刷・製本費及び広報紙等送料については、実態に即して按分する</li> <li>○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員 1 人当たり年額 30,000 円を超えることはできない また、1 回当たりの購入は、100 枚を限度とする</li> <li>○ ホームページの作成及び維持管理経費は、実態に即して按分する</li> </ul>
要請陳情等活動費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 細目なし</li> </ul>
会 議 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 会議等を主催する場合の茶菓代については、1 人につき 500 円を限度とし、領収書等貼付用紙の備考欄に「会議の目的及び参加人数」を記載する</li> </ul>
資料作成費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 細目なし</li> </ul>
資料購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 購読新聞については、専ら議員本人以外が購読しているものは対象外とする</li> <li>○ 所属政党発行の機関紙の購読については、議員 1 人当たり 1 部のみとする</li> <li>○ 電子辞書等備品的な性格を有するものについては、「資料購入費」ではなく、「事務費」（事務用品・備品購入費）として取扱う</li> </ul>
事 務 費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 50,000 円以上の物品は備品とし、備品を購入したときは備品台帳を作成し管理する</li> <li>○ 備品購入費については、実態に即して按分する なお、購入・買替えに当たっては、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の減価償却資産に係る耐用年数を参考にする また、任期満了前 6 か月間は、可能な限り備品の購入を控えるものとする</li> <li>○ ポイントカード制を導入している小売店で物品等を購入する際、一定割合のポイントが還元され、次回以降の購入でポイント相当額を代金に充当できる場合は、還元されたポイントが領収書で確認可能な限りにおいて、そのポイント相当額を控除して支出する</li> <li>○ 切手を購入する場合は、項目を問わず、議員 1 人当たり年額 30,000 円を超えることはできない また、1 回当たりの購入は、100 枚を限度とする</li> </ul>

事務費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ はがきを購入する場合は、議員1人当たり年額30,000円を超えることはできない また、1回当たりの購入は、100枚を限度とする</li> <li>○ インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、実態に即して按分する</li> <li>○ 通信費に関する支出割合の上限設定は次のとおりとする <table border="1" data-bbox="459 331 1182 450" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">固定電話（事務所専用）</td> <td style="width: 30%;">1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）</td> <td>1/4</td> </tr> </table> </li> <li>○ 政務活動に使用する電話・FAXについては必要最小限の台数とし、その番号を議長に届け出るものとする</li> <li>○ 名刺代については、政務活動費による支出はできないものとする</li> </ul>	固定電話（事務所専用）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）	1/2	固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）	1/4										
固定電話（事務所専用）	1/2																
固定電話（事務所自宅兼用 FAX あり）	1/2																
固定電話（事務所自宅兼用 FAX なし）	1/4																
事務所費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事務所賃借料について <table border="1" data-bbox="419 629 1377 920" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">自己所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>計上できない</td> </tr> </table> <p style="margin-left: 20px;">※自己所有とは自己又は生計を一にする親族の所有をいう ※個人（一人会派含む）で契約する事務所賃借料の政務活動費支出金額の上限は月額50,000円とする</p> </li> <li>○ 事務所光熱水費について <table border="1" data-bbox="419 1093 1377 1384" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">自己所有</td> <td colspan="2">計上できない</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">賃借</td> <td>事務所専用</td> <td>事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする</td> </tr> <tr> <td>自宅兼用</td> <td>計上できない</td> </tr> </table> </li> </ul>	自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	計上できない	自己所有	計上できない		賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする	自宅兼用	計上できない
自己所有	計上できない																
賃借	事務所専用	事務所賃借料の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	計上できない															
自己所有	計上できない																
賃借	事務所専用	事務所光熱水費の支出割合の上限は1/2とする															
	自宅兼用	計上できない															
人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 議員と生計を一にする親族は、職員として雇うことはできない</li> <li>○ 議員が雇用する職員のうち、議員活動全般を補助する職員の賃金は、支出割合の上限を1/2とし、政務活動のみを補助する職員の賃金については、勤務内容と日給・時給等を明記の上、議員1人当たり月額50,000円を上限として勤務実績に応じた額とする</li> </ul>																

## 杉並区議会政務活動費調査検討委員会設置要綱

(平成 21 年 6 月 19 日 21 杉議会第 435 号)  
最新改正 平成 25 年 3 月 29 日杉議会第 1138 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、杉並区議会会議規則（昭和 31 年 9 月 25 日議決）第 125 条第 4 項の規定に基づき、杉並区議会政務活動費調査検討委員会（以下「委員会」という。）の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 政務活動費の使途に関する事項
- (2) その他委員会が必要と認めた事項

2 委員会は、必要に応じ、学識経験者等の意見を聴くことができる。

(会長等)

第 3 条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は議長職にある者とし、会議を統括する。
- 3 副会長は副議長職にある者とし、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 その他の委員は、会長が指名する。

(会議)

第 4 条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の非公開)

第 5 条 委員会は、非公開とする。ただし、議員は傍聴することができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員会の委員は職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議その他委員会の運営に必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、区議会事務局議会法務担当係長において処理する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

## 杉並区議会政務活動費専門委員会設置要綱

(平成 22 年 5 月 28 日 22 杉議会第 116 号)

最新改正 平成 26 年 3 月 31 日杉議会第 1090 号

### (設置)

第 1 条 この要綱は、杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年条例第 26 号。以下「条例」という。)に規定する政務活動費(以下「政務活動費」という。)に関する意見聴取機関として、杉並区議会政務活動費専門委員会(以下「専門委員会」という。)を設置することにより、公平性及び客観性を担保し、適正な執行を確保することを目的とする。

### (所掌事項)

第 2 条 専門委員会は、杉並区議会議長(以下「議長」という。)から求められた次の事項について調査等を行い、その結果を議長に報告する。

- (1) 政務活動費の使途に関する事項
- (2) 政務活動費の適正な執行に関する事項
- (3) その他議長が必要と認めた事項

2 議長は、必要があると認めるときは、専門委員会に対し、政務活動費の適正な執行のために会派又は議員及び区議会事務局からの相談に応じるよう求めることができる。

### (組織)

第 3 条 専門委員会は、委員 3 名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、議長が任命する。
- 3 委員の任期は 1 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 専門委員会に会長を置き、委員の互選によって定める。
- 5 会長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 6 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第 4 条 専門委員会は、会長が招集する。

- 2 専門委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 専門委員会の会議は、非公開とする。

### (権限)

第 5 条 専門委員会は、必要があると認めるときは、議長に対して区議会が保有する政務活動費に関する情報の提示を求めることができる。

2 専門委員会は、必要があると認めるときは、前項に規定する情報の全部又は一部を

検査することができる。

(守秘義務)

第6条 専門委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 専門委員会の庶務は、区議会事務局議会法務担当係長において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

## 2 過去（政務調査費）の判例

### 1 「調査研究費」関係

調査研究の実質があるか否かは、議員ないし会派の主張する調査目的、調査に向けた準備の有無及びその内容、当該調査研究活動の具体的内容及び上記目的との関連、調査研究結果の保存状況等を総合的に考慮して客観的に判断すべきである。

支出の対象となった活動に調査研究の実質があると認められる場合であっても、当該活動が市政との関連性を欠くことが明らかであったり、必要性・合理性を欠くことが明らかである場合には、結局当該支出は市政に関する調査研究に資するために必要な経費に充てられたといえず、違法になると解すべきである。

《仙台高裁判決(平成 19 年 12 月 19 日)》

様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査活動の市政との関連性、その目的、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであると認められる。

飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。

《札幌高裁判決(平成 19 年 2 月 9 日)》

### 2 「研修費」関係

- × △△連合会(政党)の政経セミナー会券代、前県知事を囲む市町村議員懇話会費
- 講演会「津軽文化の魅力を考える」参加費

《仙台高裁判決(平成 19 年 12 月 20 日)》

- 地域科学研究会主催の研修会、社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会主催のシンポジウム

《札幌高裁判決(平成 19 年 2 月 9 日)》

### 3 「広聴広報費」関係

市民の意見を収集、把握することは議員の調査研究の一つとして重要であり、調査研究活動、議会活動及び市政に関する政策等を市民に知らせることは、市政に対する市民の意思を的確に収集、把握するための前提として意義を有するものといえることができるから、こうした広報のために支出した費用も市政に関する調査研究に資するため必要な費用として、政務調査費の用途基準に適合するものと解される。

《名古屋地裁判決(平成 21 年 3 月 26 日)》

議員の後援会旅行・激励会の案内等、議員のプロフィール、引退する議員の後継者の紹介、議員自身の拡大写真やその活動状況を写した写真等を掲載した部分もあり、後者の記載部分は議員自身をPRするものであり、自己の後援会活動又は選挙活動の一環と認められるものであって、これが直ちに議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務調査費の趣旨に適合するものといえることはできない。

《名古屋地裁判決(平成 21 年 3 月 26 日)》

(広報することにより区民から新たな陳情又は意見等のフィードバックが予想され、そこから新たな視点又は観点の政務調査活動の開始が見込まれるものに関する経費に限定せず)

なるべく多くの区民に広報紙に対する関心を持ってもらい、読んでもらうための1つの手段として、本国会派が行う議会活動及び区政に関する政策等以外の記事(※)を掲載し、当該記事に係る経費に政務調査費を充てることも、それが合理的な範囲にとどまる限り許されるものと解するのが相当。(※どの記事も紙面 1 ページの一部を占めるにすぎないことを踏まえた上での判決)

《東京地裁判決(平成 20 年 9 月 5 日)》

### 4 「会議費」関係

政務調査費の対象外の経費として、政党活動・選挙活動に要する経費が定められているから、「政党本来の活動に関する会議」や「選挙運動に関する会議」に要した費用は政務調査費の支出対象から除外されるものの、そうでない場合には政務調査費の支出対象に該当するものと解すべきである。

《仙台高裁判決(平成 19 年 12 月 19 日)》

会派又は議員が陳情者等から市政に関する要望・意見を聴取することは、市議会に



において市民の意思を適正に反映させるための一手段であり、議員の審議能力を強化することにより地方議会の活性化を図るといふ政務調査費の趣旨にも合致するものであるから、政務調査活動といふべきであるところ、その際陳情者等に対しコーヒー等の飲食物を提供し、1月当たり2,000円程度の支出をすることも市政に関する調査研究に資するため必要な費用と認めるのが相当である。

《名古屋地裁判決(平成21年3月26日)》

少人数の会議を喫茶店で行うことは必ずしも稀なことではなく、その場合には会場費の負担に替えて(あるいは加えて)、喫茶代金の負担が伴うが、その費用も研修会等に要する経費に当たるといふべきであり、更に研修会、会議等において、お茶やお茶菓子程度の飲食を伴うことは、会合の活性化や円滑化に資するものとして一般的にみられるものであるから、その費用はその研修会等に要する経費に含まれるといふべきである。

《京都地裁判決(平成16年9月15日)》

## 5 「資料購入費」関係

雑誌名や種類が不明であることに照らすと、その雑誌が調査研究活動のために必要な資料であると認めることができないから、本件用途基準に合致しない支出であると認めるほかない。

《仙台高裁判決(平成19年4月26日)》

書籍購入代金は、たとえ新書や文庫本の代金を含んでいたとしてもなお社会通念上は調査研究に資する費用の一部といふことができるから、その全額を本件用途基準に合致する支出であると認める。

《仙台高裁判決(平成19年12月20日)》

△△協会の平成16年度会員費及び新聞代(りんごニュース)については、同協会の会員費を含んでいることや議員の職業が農業であることに照らせば、個人的な支出であると認めるのが相当であるから、その全額を本件用途基準に合致しない支出であると認める。

《仙台高裁判決(平成19年12月20日)》

スポーツ紙は一般に娯楽性が高い読み物といふほかはないのであって、スポーツ紙の購読が市政に直接、かつ、具体的に關わるような特段の事情がある場合は格別、そのような特段の事情がうかがわれない場合にまで公金でこのようなスポーツ紙を購入して

よいはずはなく、調査研究活動に資するため必要な経費であると認め難い。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

## 6 「事務費」関係

内訳が記載された領収書により真に事務用品として購入されたことを認めることができ、その2分の1に当たる金額が政務調査活動に資するため必要な費用であったと推認するのが相当である。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

個人的使用分を2分の1、政務調査活動分を4分の1、それ以外の議員活動分を4分の1とみる。

※事務所で使用するパソコンのリース料についての判決

《仙台高裁判決(平成 19 年 12 月 20 日)》

自宅の電話と事務所の電話が同一番号であり、電話料金の中には個人としての電話料金(合理的に案分すると2分の1)、政務調査以外の議員活動の電話料金(4分の1)が含まれていると推認されるから、残りの4分の1に当たる△△△円を正当な政務調査費用であると認めるのが相当。

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

## 7 「事務所費」関係

調査研究活動に資するためのものと後援会事務所とを兼ねていることがうかがわれ、その合理的な区分が困難であるから、社会通念上電気料金合計の2分の1を政務調査活動に資するために必要な費用と認め、その余の△△円については本件用途基準に合致しない支出と認めるのが相当である。

※第三者から議員個人としての事務所を賃借している場合の判決

《仙台高裁判決(平成 19 年 4 月 26 日)》

光熱水道費、電話料金及び共同住宅管理費のうち全体の9分の1は、市政に関する調査研究活動のための事務所の維持管理費もしくは備品に関する経費として、その支払に事務所費を充てることが許されると解するのが相当。

※自宅の一部を議員事務所として使用している場合の判決

《大阪高裁判決(平成19年12月26日)》

賃貸借契約に係る賃借人である議員と賃貸人が親子の関係にあり、賃貸借の目的が、賃貸人である父が居住し、かつ父が代表取締役を務める会社が事務所として使用する建物の一室であるとしても、当該部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を有する限り、親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということとはできず、上記賃貸借契約に係る月間使用料(賃料)の金額(月額5万5000円)にもかんがみると、原告が主張する事実関係から直ちに上記賃貸借契約が実体を欠くものであると推認することはできず、また、上記賃貸借契約に係る建物部分が議員としての調査研究活動のための事務所としての実態を欠くものと推認することもできないというべきである。

※経済的に同一体ではない親と議員の賃貸借契約についての判決

《大阪高裁判決(平成19年12月26日)》

## 8 「人件費」関係

常勤調査研究補助者は、議員の事務室における電話番や連絡係のみならず、市民による市政に対する要望の聞き取り調査、市当局に対する陳情等の政務調査活動の補助も行っているのであるから、その補助者の給料の半額分を政務調査費から支出したとしても、本件条例、本件規則及び本件要綱の定める用途基準に照らして明らかに必要性・合理性を欠いている等、会派及び議員の裁量的判断を著しく逸脱して支出したということとはできない。

《仙台地裁判決(平成20年3月24日)》

政務調査活動の補助職員に家族を雇用するというのはお手盛りの危険を伴うものであり、納税者の立場からすれば、いくら職務に応じた妥当なものであると説明されても、容易に納得できるものではないし、そもそも妥当な支出であったか否かを検証することが困難であるといわざるを得ないことにかんがみれば、政務調査費からそのような支出をすること自体相当ではない。

《仙台高裁判決(平成19年4月26日)》

### 3 政務活動費制度の変遷及び検討・取組の経過

- 平成12年「地方自治法」改正  
・・・「政務調査費」制度化
- 平成13年3月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」及び「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例施行規則」制定（平成13年4月1日施行）
- 平成18年12月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の交付に関する条例」改正（平成19年5月1日施行）  
・・・収支報告書・出納簿に加え、領収書原本の提出を義務付け
- 平成19年3月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務調査費の取扱いに関する規程」制定（平成19年5月1日施行）
- 平成20年3月「政務調査費検討会」報告書  
・・・新たな使途基準細目を作成
- 平成21年6月「杉並区議会政務調査費調査検討委員会設置要綱」制定
- 平成22年5月「杉並区議会政務調査費専門委員会設置要綱」制定
- 平成24年9月「地方自治法」改正  
・・・政務調査費が「政務活動費」に改められる。政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることが義務付けられるとともに、透明性をより一層確保することが求められる。
- 平成25年3月「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例」施行  
・・・「政務活動費」に改められたことに伴い、条例の題名、規則で定めていた使途基準の条例化等の改正を行う。これを受け、「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の交付に関する条例施行規則」「杉並区議会の会派及び議員に対する政務活動費の取扱いに関する規程」、その他要綱等の所要の改正を行う。

# 会派・議員の皆さまへのお願い

## ■ 平成29年度分の取扱い

事務局では、政務活動費収支報告書等関係書類の内容確認を四半期ごとに行います。次のとおり、事務局議会法務担当へ書類を提出してください（提出書類は29ページ参照）。

① 『4月分～6月分』 …… 7月5日（水）まで

② 『7月分～9月分』 …… 10月13日（金）まで

③ 『10月分～12月分』 …… 1月10日（水）まで

※①～③においては「収支報告書」の提出は不要です。

④ 『4月分～3月分』 …… 4月4日（水）まで

※全ての書類を提出してください。

- ★ 平成30年5月1日から「政務活動費収支報告書・出納簿・政務活動視察報告書・広報紙」の4点は閲覧に供します。「領収書・政務活動交通費記録簿・その他証拠書類」は情報公開請求の対象となります。
- ★ 平成30年7月を目途に、「政務活動費収支報告書」を区議会ホームページに掲載します。
- ★ 上記①～④の手順を踏まない場合、事務局で内容を確認できないまま、閲覧に供し、あるいは情報を公開することになりますのでご注意ください。



31 杉議会第 17 号  
平成 31 年 4 月 5 日

監査委員 様

区議会事務局長  
佐野 宗昭

## 平成 30 年度杉並区職員措置請求監査結果における 意見・要望事項等への対応状況について（報告）

平成 30 年度の杉並区職員措置請求（平成 28 年度政務活動費に関する住民監査請求）の監査結果における意見・要望事項等への対応状況について、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 意見・要望事項の内容

##### （1）按分の割合（上限）が定められていない経費について

現行の「政務活動に要する経費細目」においては、政務活動とその他の議員活動や私的活動が混在する場合の按分について、①ガソリン代、②事務所賃借料、③インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費等のように支出割合の上限を2分の1等とするもののほかは、「実態に即して按分する」、「社会通念上相当な割合で按分する」などとされ、按分の割合（上限）が定められていない。

透明性の向上、区民の理解促進などのため、按分の割合（上限）が定められていない経費については、適切な按分の割合（上限）を設定すること、及び個々の会派又は議員においてそれを超える実態がある場合は、より詳細かつ合理的な説明を付して、その割合で按分することを検討されたい。

このことについては、平成 28 年度の監査結果以降、意見・要望事項としてきたものであり、今後の検討に期待する。

##### （2）支出割合の上限を超えて計上する場合の合理的な説明等について

インターネット接続料及び携帯電話、スマートフォン等の情報端末の通信費については、支出割合の上限が設けられたところであるが、当該支出について合理的な説明ができる場合は、その上限を超えて計上することが認められている。

上記（1）においては、定められた上限を超えて計上する場合には、より詳細かつ合理的な説明を付すよう求めているところであり、この上限を超える実態がある場合は、それを裏付ける資料を提出するなど、より適正に運用されるよう留意されたい。

また、パソコンの購入費、リース料、インターネット接続料等のパソコン関連経費については、一般的にパソコンの使用実態に即して按分されるものと考えられるところ、インターネット接続料のみ支出割合の上限が設けられたことは、他のパソコン関連経費との整合性が図られているとは必

ずしもいえず、上記（１）で述べたとおり、政務活動とその他の議員活動や私的活動が混在する場合は、支出割合の上限を設けるよう検討されたい。

### （３）区議会の自律的なチェック機能の充実・強化について

区議会におかれては、平成 27 年度から区議会事務局による収支報告書等関係書類の点検サイクルの充実・強化（区議会事務局への収支報告書等関係書類の提出回数を年 3 回から年 4 回に変更）を図るなど、政務活動費の適正な執行の確保に努められているところであるが、本件監査請求後の会派・議員自身や区議会事務局による精査・点検により、一部の会派・議員において、収支報告書等の訂正や自主返還などが行われている現状が見受けられる。

より厳正な見直しを行われたことは望ましいことであるが、今後は、このような点にも十分に留意して、適正な収支報告等を行うよう努められたい。

また、平成 27 年度の「事務処理の手引」においては、収支報告書に対する三者間でのチェック体制の強化として、収支報告書の提出に当たっては、議員交付であっても会派内でのチェック機能を発揮していくとともに、一定の期間内での区議会事務局によるチェック、議長による必要に応じた調査・指導を効率的にバランスよく行うこととされており、改めてこのことを銘記され、区議会の自律的なチェック機能の充実・強化を図られたい。

### （４）政務活動費の支出の計上年度に関するルールの明定について

政務活動費の支出の計上年度について、区議会事務局長の抗弁書において、「区議会では、政務活動費条例及び政務活動費規則等において、交付年度中に発生した経費のみ支出が可能とする旨の規定が存在しないことから、政務活動費の計上を「現金主義」で一律処理することとしており、交付年度内で実際に支出された経費を対象としている。ただし、交付年度内で実際に支出された経費であれば、どのような場合でも認めているわけではなく、支出の原因となる事実が当該年度分ではない場合には、その支出の範囲を 1 年分にとどめるという考え方を区議会では現在採用している。加えて、支出の範囲が 1 年以内であっても、議員の職を辞した後に支払ったものが計上されていれば、その分の返還が必要となることや、議員の職に就く前の利用実績分は、政務活動費に計上できないことは当然のことであり、その意味でも「現金主義」の採用によって区に損害が生じることはない」との見解が示されているが、明文の規定が設けられていない。

本件監査においては、資料購入費の項目で「政務活動費の支出の計上年度を当該支出が行われた年度とする「現金主義」を採用することも許容されると解するのが相当である」と判断したところであるが、政務活動費の支出の計上年度に関するルールについては明文の規定を設けることが適切であり、政務活動費規程等に明記されたい。

## 2 対応状況

平成 31 年度に向けて別紙のとおり改善した。また、平成 30 年度に改善することができなかった事項については引き続き検討する。



## 1 意見・要望事項への対応状況

### ○ 区議会の自律的なチェック機能の充実・強化について **手引書改正**

手引書を改正し、「収支報告書の提出に当たっては、議員交付であっても会派内でのチェック機能を発揮するとともに、四半期ごとの区議会事務局によるチェック、議長による必要に応じた調査・指導を効率的にバランスよく行う」旨を記載し、各議員に再度周知徹底する。

## 2 その他の改善事項

### (1) 政務活動補助職員勤務報告書の勤務内容の記載方法について

「政務活動補助職員勤務報告書」の勤務内容の記載方法については、手引書を改正し、平成 30 年度から、勤務内容が複数ある場合は、可能な限り複数の勤務内容を記載することとしており、その旨を各議員に再度周知徹底する。

### (2) 「政務活動費の支出に関する事務処理について」(手引書)の公開について

平成 31 年度版から、杉並区議会ホームページで公開することとする。

## 3 平成 31 年度の検討事項

次の項目については、引き続き検討を行うものとする。

特に、①については、平成 28 年度以降の監査結果において、意見・要望事項とされ、区議会においても、継続して検討事項とされていることから、今年度は、重点的に検討することとする。

- ① 按分の割合（上限）が定められていない経費の適切な按分の割合の設定
- ② 私的活動が混在する場合の適切な按分の割合の設定
- ③ 支出割合の上限を超えて計上する場合の合理的な説明の明文化
- ④ 月極駐車場代を計上できない経費とすること
- ⑤ 支出の計上年度に関するルールの特記
- ⑥ 杉並区議会ホームページでの調査検討委員会の検討結果の公開
- ⑦ 杉並区議会ホームページでの政務活動費関係書類（出納簿、領収書等）の公開